# 明代皇后・皇太后の政治的位相

大学院特別研修者 前田尚美京都女子大学大学院 文学研究科 史学専攻

第 第 第三 部 前 言 章 節 節 節 明 明 代 代 Ø ₽1 后 女 明 妃 官 代 後 後 制 宮 制  $\mathcal{O}$ 宮 度 度と職掌 کے 制 後 とその 宮 后 度 制 妃 : 度 • 変 لح 女 官 遷 洪 武 制 ℙ5 帝 度

:

 $\mathbb{P}$  5

「未 計 尚 代 妃 局 嬪 変 遷 表 表

小

結

第二 明 后 妃 表 1 5 6

章 明 代  $\mathcal{O}$ 皇 后 • 皇 太 后 嫡 母 と 生 母

 $\mathbb{P}\,4\,2$ 

第三 節 節 明 代 后  $\mathcal{O}$ 皇 后 皇 太 生 后  $\mathcal{O}$ 分 類  $\mathcal{O}$ 

第

節

皇

 $\mathcal{O}$ 

起

源

لح

変

遷

前

言

第

聖 母 嫡 母 母 \_ 差 異

小 結

明代皇 后 系 • 义 皇太后表」

結 論 第三 第二 第 部 第三 第三 第 第三 第 小 第 前 小 前 小 前 章 章 章 結 言 結 言 結 言 節 節 節 節 節 節 節 節 節 明 大 土 明 代 大礼 木 大 礼 景 皇 遺 代 0) 皇 土 廃 洪  $\mathbb{P}132$ 礼 帝  $\mathcal{O}$ 泰 木 太 詔 熙 皇 后  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 不 議 帝  $\mathcal{O}$ に 変 后 と 帝 皇 后 議 議 在 に と 変  $\mathcal{O}$ 4 前 皇  $\mathcal{O}$ 位 と  $\mathcal{O}$ 期 と 役 太 崩 継 皇 お る 後 慈 決 間 人 皇 割 后 け 明 に 御 承 太 寿 着 0) لح に る 太 代 4  $\mathcal{O}$ لح 間 后 皇 お 皇 皇 后  $\mathcal{O}$ る 後 権 皇 題  $\mathcal{O}$ 太 け 太 太 宮 太 لح 孫 皇 皇 威 政 后 る皇太 后 氏 后 太 教 皇 治 后 后 0  $\mathcal{O}$ 育  $\mathcal{O}$ 太  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 后 的 懿 政 動 后 懿 八  $\mathcal{O}$ 影 旨 后 治 場 影 旨 向 響 響  $\mathcal{O}$ 的 洪 0) 熙 存 意 影 力 響 帝 在 味 宣 皇 后 弘 徳 P59治 帝 張 皇 氏 帝 皇 后 孫 后 : 張 氏 氏

:

P110

P 57

 $\mathbb{P}86$ 

参考史料一覧

てみることで、 文で は 明 これ 代に まで おけ 指 る 「摘され 后 妃、 てこな 特に 皇后 カコ 0 た 明 太 代 后  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 皇 明 代 后 政 治 皇 太 に 后 及 ぼ 0 役 L た 割 を 影 解 領す を考 察 ることを主題とす 0 対 象とし、 明 代 通

ったが てきたが 憂き目 中 玉 史を 后妃 多く に あ 通 · の 場 や外戚 観 っていることが分か すると、 合うまく機 による 多く 政 治 能  $\dot{O}$ 壟 王 L たとは 断 朝 る。 どころ が その 后 妃 言 た やそ 71 か め 難 介入すら 歴 n 1 代 を そ  $\mathcal{O}$ 取  $\mathcal{O}$ 皇 り 許 な 帝 巻 たちは か < L てい で明 外 戚 ない こうした 代 は 宦 という点で非 官 たし  $\mathcal{O}$ 前 政 か 例 治 に鑑 に 介 宦 入 み 常 官 に特 て、  $\mathcal{O}$ 弊害によって、 弊害こそ大きなも 激的 さまざまな であ る。 対策 衰退 を や亡 のとな 講 玉

入ると二度と外に ることを強く その 背景に 警 は 戒 は 非 L 常 出 後 ら に 宮 厳 れ 女性 ない しく を后 作 ほ ど 5  $\mathcal{O}$ 妃と女官に分け、 れ た後宮 厳 しい 制 度の 管 理 下 存 女官に 12 在 お が 7) あ た 後 る。 宮 0) で 明  $\mathcal{O}$ あ 管 朝 る。 理を  $\mathcal{O}$ 初 担 代 皇帝 わ せる一方で、 洪 武 帝 は、 后 后 妃 妃 に が は 政 治 度 に 後 か 宮 カン b

より存む 帝 ことをも 即 こうした後宮 位とそれに伴う皇太 在 0 L て、 続 け たが、 たとえ新  $\mathcal{O}$ 頂 点 そ に 皇 后  $\mathcal{O}$ 立  $\mathcal{O}$ 帝 地 0 0) 垂 が 位 実子 は、 簾 が 聴 Ł では 言うまでも 政 0 意味 が な 后妃 かったとし B 権 なく が 威 政 は 、皇后で、 治 時 権 ても先 代によって変 一力を握 あ る。 帝 るきっ 皇 皇后 后として 化 は、 か L けに ている。 尊重 皇帝 な さ ってきた。 0 れ 漢 妻として 代 それ で は 皇帝 皇后 に ょ V) は が 歴 中 皇 代 帝 玉 に 王  $\mathcal{O}$ 朝 妻 登 で 場 あ は L 7

が そうし 幼 代 代 た 帝 で  $\mathcal{O}$ は 7 即 皇 重 は 位 后 太后たち 妃 は 扱 特に に あ ŋ, わ ょ 皇太 る政 れることすら は そ 后 治関  $\mathcal{O}$ 度 が 他 皇帝 与こそ 最 に ŧ 終 が 判 あっ 皇 即位してしまうと、 断を下 な 帝 た。 カン 皇 0 こうし たが、 太子 し、その  $\mathcal{O}$ そ た 不 状 決 在 れ その 定に 況 は な ど、 その は 後 廷 機 その 皇 政 臣 たち 会が 治 位 ま 継 に ま な ŧ  $\Box$ 承 皇 に か 出 従 . す 太 0 つ か <u>´</u>と 后 て カコ たことを意味し お わ  $\mathcal{O}$ b, る問 は 政 治 権 切 時 題 に L 力 は そ なく た 持  $\mathcal{O}$ な び なってし とな 命 た 令 び るところであ は 起 実 は 新 まう点 皇 0 明 帝 て 代 即 に 1 る。 位 お

特徴がある。

るため こそ功 きとい てゆ 対する もと、 度を考え 後宮に が び 明 部 少 に 代 警 臣 な 0 で  $\mathcal{O}$ 0 0 戒 度と かか こうし る足 た 厳 などと 後 は 1 11 格 で 教 明 7 宮 あ 後 わ 養 掛 代 そ な  $\mathcal{O}$ 制 を重 る。 制 宮 る た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L カュ 研 度 制 な 定に 7 婚 ŋ 後 度  $\mathcal{O}$ 究 と が 玉 后 外 度 視 か 姻 宮 が 0 作 妃 に は が 女 内 あ L 1) は た 民 多 て 性 で 7 5  $\mathcal{O}$ 洪 る れ 外 出 武 女 間 か に は は たこと 官 5 った 部 帝 カコ 初 0 こうし れ 選 5 代 1 と が L 朱 が 女 て、  $\mathcal{O}$ 作  $\mathcal{U}$ 洪 子 な か を 接 性 12 武 た 彦 11 2 L 皇帝 論 触 ほ た 大 を 帝 制 研 氏 11 ど ŧ 別 集 を が 究 ず ľ が 度 た。 され 断  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 権 行 面 が n 古 ち、 る条 厳 った子 が 力 な 代 か Ł ること が 5 L 明 さ 史 カ 件 整 強 れ 料 5 女 11 管 代 官 ま 女 理 • 7  $\mathcal{O}$ 0 を 通じ に 理 内 る  $\mathcal{O}$ 整 流 • 1 下 指 容 に 婚 考 後 な 理 n 宮 に 7 摘 は 9 姻 察 1 に を 守 お 年 終 整  $\mathcal{O}$ L れ 政 す  $\mathcal{O}$ 文書 カュ 5 る。 齢 策 が 始 理 後 れ れてゆく。 B 次 現 し、 L 宮 るが、 第に 自 容 状 な 第 7 女性 どの 親を らの で また お 章 あ 民 り を后 その る。 管 後 重 間 で 後 特 は、 理 視 宮  $\mathcal{O}$ 宮 胡 妃と を 基 に 作 そこで に 女 L 凡 性 担 た 本 后 ŋ ま 氏 入 女 に 妃 ず カン に わ 后 0 Þ 官とに 妃選 は 5 明 本 邱 せ あ 0 7 皇 選 る る 1 代 論 カュ 仲 一后を頂 びと、 な 抜さ  $\mathcal{O}$ 7  $\mathcal{O}$ 文 5 麟 . 分 け 着 で は 後  $\mathcal{O}$ 氏 宮 れ 目 は 制 后  $\mathcal{O}$ Ć 後 点とする 健 妃 る 制 明 L 度 検 宮  $\mathcal{O}$ 康 Ł た 度 部 に 代 討 政  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 面  $\mathcal{O}$ 構 0 0 を 治 に 管 B 構 後 建 成 V 加 介 制 理 読 変 玉 造 لح 7 宮 え 入に を 度 化 当 女 4  $\mathcal{O}$ た 書  $\mathcal{O}$ 制 性

的 第二 代 ず に 皇 代 章 皇 帝 12 7 れ 示 で 后 た お せ て  $\mathcal{O}$ ち 11 皇 は 7 帝 ょ 権 に る。 第 皇 は 制 威 ょ を 皇 后 0 度 こう 落 て、 が 章 帝 カコ 5  $\mathcal{O}$ 生 で す L 次 妻 ま 整 皇 لح で 太 た 第 n 理 同 に 流 あ て 后 L 皇 ょ た れ 時 ることに 明 変 り  $\mathcal{O}$ に、 后 化 な 存 代 か 先 皇  $\mathcal{O}$ 在 L で、 帝 太 ょ 後 L 宮 皇 后 り 続 大 つきな 権 け 明 后 0)  $\mathcal{O}$ 尊 た 頂 代 ょ 威 を 役 は ŋ 号 が 点 持 割 Li ŧ が に を  $\mathcal{O}$ 皇 生 0 そ 立. 母 て ょ  $\mathcal{O}$ 見 帝 0 せ う 生 に 1 地 皇 母 た る な Ł 位 后 とい 位 及 皇 に  $\mathcal{O}$ が Š は 置 后 t 0 う だ 明 い づ ょ 0 うに 代 け 皇 意 7 が 味 が 帝 取 で は で لح な 子 P ŋ きる  $\mathcal{O}$ 皇 0 と 権 上 Ū て 威 げ 位 血. る。  $\mathcal{O}$ ゆ 7 は 継 縁 く。 生 承 か 的 時 母 時 に 代 明 0 こう に で 0 な を 代 ょ V) あ が 粗 に る。 7 ŋ L 略 0 限 考 た て が に 5 第 察 尊 変 ず 重 扱 視 号 11 化 皇 部 た た Z  $\mathcal{O}$ L 后 で れ 乱 7 は は は 発 11 皇 る。 帝 第 は な 相  $\mathcal{O}$ 

部 で 分 類 た 皇 后 皇 太 后 0 立 場 を 踏 ま え 0 つ、 皇 位 継 承 間 題 0 な カン で 0 明 代 0 皇 后 皇 太 后 0 権 威 Þ 影 力 を

明

6

か

に

氏 間 熙 と皇 第二 • 第 宣 章 徳 章 位 で 継 で は 承 正 は に 統 明 対 張  $\mathcal{O}$ 代 氏 処  $\equiv$ 初 代に L  $\mathcal{O}$ 8 子である宣徳 た。 7 わたって後宮の頂点にい  $\mathcal{O}$ 彼 皇太后(太皇太后)となった 女を通り して、皇太后が 帝 0 皇后となった孫氏を取り上げた。 た人物で 皇 位 洪 継 熙 承 帝 あ 問 り、 皇 題 后 に 張 بخ 氏 口 0) を  $\mathcal{O}$ ように 例に 皇 彼女はもともと宣徳帝 帝 取  $\mathcal{O}$ 取 崩 ŋ り 上 御とそれ 組 げ み、 る。 影 響 に 洪 とも 熙 L た 帝 なう 皇 皇  $\mathcal{O}$ 后 か 后 で を 皇 張 あ 論 帝 氏 0 じ 不 は た た。 在 胡 期 洪

では と慈寿皇 0 あ 場 一合、 が カゝ っても ま を考 廃 な た第三章では、 后 帝 \ <u>`</u> 皇 をこえ 太 察 とな 帝 権 かるべ との 后 皇太后の 力 を 0 0 たたた 関 るも 預 血. 係 く カコ 縁 کے 権  $\emptyset$  $\mathcal{O}$ ることが 的 皇后となった人物 弘 で れ 威 0 は は な 嘉 治 までとは逆に皇帝 ながりが 靖帝 基 帝 あ 本的 皇后 ŋ できる えな  $\mathcal{O}$ 生 に 皇 で 一父母 は皇 正 存 1 后 在 となる根拠 徳 0 こうし 帝 となったの であるが 帝 扱 と血 生  $\mathcal{O}$ 遺詔 11 母 た皇 をめ 縁 で であ 的 を受け、 あ 太后 ぐる大礼の議を通じて、 である。 その背景に つ る り、 なが 張 の権威と皇帝権力 氏 り その代行者として認めら ( 慈 またそれ Ó ただ、 寿皇 ない 彼女が宣徳帝 太后)を取 皇太后 皇太后 によって皇 との لح  $\mathcal{O}$ り上 が 命 血. の長男を産ん 令はそ 関 縁 太后(皇帝の尊属)とし げ どの 的 係に つなが る。 れ てい れ単 ように関 0 傍 1 -体では: 。 り の て検 るからこその だことが 系 か 討 な 5 係 即 権 1 L た。 あ 影 皇 位 威 響 を て る。 帝 L と皇 t た L t 時 孫 嘉 あ 0 0 太 t 的 氏 靖 0 で 后 た  $\mathcal{O}$ 帝  $\mathcal{O}$ で

帝 う 明 権 代 血. は 力 縁 的 皇  $\mathcal{O}$ 0 帝 関 な 権 係 力 が を通 が り そ で ŧ L れ て、 っつて、 ま でに 明 代の な 皇 帝 11 后 ほど強化され  $\mathcal{O}$ 妃 上 に が 政 <u>\f</u> 治 0 人 面 た 物 で与えた影響を明ら 時 で 代で あ り、 あ それ る。 その が 彼 女たち なか かにしていきた で、  $\mathcal{O}$ 小 権 なくとも 威 に 0 な 皇太 が 0 7 后 1 は る。 皇 帝 そうし  $\mathcal{O}$ 尊 属

 $\mathcal{O}$ 

関

係

性

と皇

太

后

 $\mathcal{O}$ 

権

威

12

0

7)

て考

察す

る。

### 注

1 朱子彦『后宮制度研究』華東師範大学出版社、一九九八年。 胡凡 「論明代選秀女之制」西南師範大学学報、一九九九年。 朱子彦『帝国九重天――中国後宮制度変遷』中国人民大学出版社、二〇〇六年。

邱仲麟「明代遴選后妃及其規制」『明代研究』第十一期、二〇〇八年。

#### 第 部 明 代 の 宮 制 度

### 章 宮 妃

#### 前 言

止 8 は 中 ることは 外 が 玉 戚 少 歴 なく  $\mathcal{O}$ 代 跋 王 できず、 扈 な 朝 1を防 で、 を 通 ぐ そ 観 多  $\mathcal{O}$ L く < た場 た  $\mathcal{O}$ 8 さまざ 合、 歴 王 朝 代 弊害こそ大きか が 亡 皇 まな 滅 帝 国 亡  $\mathcal{O}$ は を迎え 対 原 策 王 因 を 朝 が 講じ て  $\mathcal{O}$ 后 1 衰 妃 やそれ ることは てきた。 退 や滅亡 に 周 L に 付 知 カュ 0 随 な  $\mathcal{O}$ L す 最 る 事 が 実 終 る后 外 で 的 戚 あ に 妃 ら る。 は  $\mathcal{O}$ 垂 官 ど 廉 が う 聴 ŧ たら L 政 7 Ł 宦 そ た 官 れ 弊  $\mathcal{O}$ 5 政 害  $\mathcal{O}$ 治 に 弊 求 介 入、 害 8 を 5 食 れ あ る る

こと こう V ては が そ 継 L  $\mathcal{O}$ たな 皇 承 理 后 由 とし 保 か 以 持さ 下、 7 れたことが は 明 女 性 洪 代 は が 武 権 帝 宦 が 万 官 を握 大 建  $\mathcal{O}$ き 玉 当 ることを禁 11 初 に、 永 楽年 后 止 間 妃 L 以 が 0 政 た た 降 治に干 原 が 則 宦 は 官 后 渉 厳  $\mathcal{O}$ 妃 や外外 守 権 L さ 力 な 掌 れ 戚 11 ように 続 握  $\mathcal{O}$ 弊 を け 許 害 た す 厳 は よう 明 L 11 代 な 制 状 度や を 態 通 が 法 L 生 律 7 ま を ほ 作 کے れ た り  $\lambda$ ど が 統 存 后 制 在 L 妃 L た な

拒 権力 な じ る 戴くこと な W で 決 威 で 間 を は 明 を 定 握 11 題 を 代に Ł る る  $\mathcal{O}$ 0 下 収 が 大 きな 拾 は な さ て 后 に か 5 機 妃 たことが窺える。 尽 0 に 会と が政 る。 力 た は L わ 皇 L 治 7 け して、 帝 では  $\mathcal{O}$ 1 介 の急逝、 るが 入 際 皇 する機会が 12 な 帝 出 1 され 事 が 後継 か 態 幼 た が た 1 、 こ と 者 . 懿旨 なか L 収 かに そ  $\mathcal{O}$ 拾 不 カゝ  $\mathcal{O}$ が 0 L 在 こうし 後 廷 た 5 た に 臣 後 12 母  $\mathcal{O}$ よる皇 続 た は 后 カュ た非 とい け ち 垂 Þ 7 に 廉 皇 帝不 常 政 最 太 え 聴 ば、 事 后 治 優 政 在 態 先 を が 介 期 行 に 行 決 入 で 間 をす う垂 尊 うことは 際 してそうで に 重 L て 廉 ることは さ あ って 皇 聴 れ 太后 おろ てい 政 £ が は ること は な な カュ 挙 皇太 げ カュ 1 0 大 幼 5 た カン 后 臣 1 れ た とえ  $\mathcal{O}$ 5 は 皇 る カュ で ŧ 懿 帝 が 5 あ 旨 ば 願  $\mathcal{O}$ 明 る に 11 即 后 ょ 代 妃 太 位 出 で B 后 0 6 前 ŧ 7 外 n 後 最 幼 大 て に 戚 帝

的

が 大きな 同 皇 に 権 外 帝 力 か 戚 を持 5 0 0 つことも 外 1 7 戚 ŧ, に 対 なか する優 楽 帝 0 た と遇を皇る 皇 のである。 后 徐 一后が 氏 が 拒 自 否 分 すると  $\mathcal{O}$ 族 1  $\mathcal{O}$ 0 た姿が 優 過を . 見ら 拒 んで れ . る。。。 から4、 こうしたことも そ n が 0  $\mathcal{O}$ 風 あ n 潮 結 に 局 な 0 た

され 及することもほ この 7 ような 1 るとは 特徴 とんどない。 言 をも 1 が た 0 明代の後宮制度だが、これまで専門的 11 それゆ 特に 我が え本章では 国では、 後宮 明 代 0 0 後 制 度 宮 面 制 に に 度 関 研  $\mathcal{O}$ する 究がなされ 内 容と変遷を検討 論考 は てい 皆 無 کے な 7) 1 · 分野 ってよく、 その で あ 実態を明ら ŋ, そ  $\mathcal{O}$ 充 実 分に かに 態 整 に 理

# 第一節 明代の後宮制度と洪武帝

され 言えよう。 た歴代王朝 中 てきた。 玉  $\mathcal{O}$ 歴代 は その 後宮は 王 朝に ことを お 外 戚 11 て後宮 重  $\mathcal{O}$ 弊害や、 々 承知し は、 宦官 ほぼ た上で後宮を組 福 例 が生まれてくる場所であることは正史が 外 なく多くの 織するなかで、 女性と、 それをとりまくさらに多く 両 者の 政治介入を防ぐ方策を模索 如 実に示す 0 ところで 宦 官 に してきたと ょ あ 0 ŋ, 7 構 ま 成

間 皇 結 后自 論 そうしたなか か から 5 |身に 集 言えば 8 よっ ることに て外 明 で 明 代 戚 な 代では、  $\mathcal{O}$ 後宮 に 0 対 た でする封 女性  $\mathcal{O}$ 政治を左右するような いだろう が 基 爵 本的 が カュ 制 限 には民間から、 され てきた点に、 強力 な外外 9 まり権・ 戚はつい その 理 力をもってい 由 に を求 生まれ めることが なかった。その ない · 家の できるだろう。 女性 理 が 由 集  $\Diamond$ は 5 な で n W は な なぜ 皇帝  $\mathcal{O}$ カゝ Ġ 民

増 眀 方で、 代で後 という そ 宮  $\overline{\mathcal{O}}$ が 意味 即 初 位  $\otimes$ で 前 7 後 は 組 同 12 織 ľ 誕 さ ħ ŧ 生 たの L  $\mathcal{O}$ で た多くの子 あ は、 る。 言うま そ 女 れ  $\mathcal{O}$ で が 同 婚 Ł な 時 姻 も大い く 初 進 行 L 代 に 洪 た とい 行 武 0 帝 て うことは、  $\mathcal{O}$ 時 代であ る。 この二つ その る。 洪 な  $\mathcal{O}$ 武 か 動 に 帝 きは 洪 は 武 自 帝 5 皇 0  $\mathcal{O}$ 婚 族 後 とそ 姻観 宮 を  $\bar{\mathcal{O}}$ 組 ŧ 眷 織 族 す

き共 通 L た 意 識 が は た 5 VI 7 1 ると考えら れ る。 まず は 洪 武 帝  $\mathcal{O}$ 婚 姻 政 策 後 宮 構 成 0 関 係 に 0 V 7

7

柄や するに、 あ る。 洪 徳 武 妃 帝  $\mathcal{O}$ 必ず名家の を選 あ 0) 子 る 家 3 女 0 理  $\mathcal{O}$ 由 結 貞 賢女を選んで妃としている」。と、 とし 良 婚 な女子を選 は て、 洪 皇太子妃を迎える際には 武四年(一三七一)に皇太子(長男)及び んで娶っている」で、 一昔、 ほぼ 秦王 同様の内容を挙げている。 妃 天下に の時 は 君臨したる者は、 秦王(次男)に妃を迎えたも 朕は 天下に 君 臨 必ず後嗣 し、 諸 子 を  $\mathcal{O}$ を 重 が 要 冊 封 視 番 L 早 7 皆手 王 例 で

ることは 5 録』における っれる。 ることから、 の二つの しかし できない。 皇 例 族 肝 必 に 小 須 は  $\mathcal{O}$ 条件で の家、 名家 婚 洪武六年(一三七三)に編纂され 姻 の真節 に 関する記事には、 あることが 及び女性についての具体的 で賢明な女性を妃に迎える、 わ カ る。 必ずと言ってい これ は た 民間 な内容や条件は  $\neg$ 祖 訓 あ とい いほど「名家」「良家」という文言が 録 るい に は う姿勢が一貫して窺える。 ŧ 権 力を持っ 示さ れておらず、 たない 家などとは また史料 その 真 逆 的 後 0 に  $\mathcal{O}$ ŧ ように 明ら 7 ま 明 か 太 わ 感 祖 0 す 実

 $\mathcal{O}$ 天子及び 恐 れ が 親王の あ る。 皇妃宮 倡 一妓と狎り 人等は、 れ 近づくことも許 必ず良家子女から され な \ <u>`</u> 選んで結 婚 すべ し。 大臣  $\mathcal{O}$ 進 延送をう Ú 7 は な 5 な 1 姦 計

と述べるだけ いってい な いとい で、 · う、 Þ はり具体性に欠けている。 家に対する条件であり、 しかし 外 戚  $\mathcal{O}$ 一大臣 政 治関与を防 か らの で意思と見ること 進送」を受け ないという禁止 が で きる 10 事 項 は

権

力

を

与する そ 述 0 方で て 7 位  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 佐 家 などの 実際 藤 る こうした功臣 文俊氏  $\mathcal{O}$ まさし 子 婚 は 女と 姻 事 Š 軍 ,例をみ  $\mathcal{O}$ 事 の子女との 婚 当 姻し 権を与えら 時 ると、  $\mathcal{O}$ カュ 洪 な 武 婚 1 建 帝 と言 姻 国 れ にとって都 各 一から洪 は 地 0 ても に 有力な外戚を作るため ₩ 武二十四 過言 封 合 つされ  $\mathcal{O}$ では た諸 年(一三九一)前後 良 ない。 1 王たち 家」 たし を選 対 0 L 布 か W 12 石 だ形と言えよう。 大臣 はまで を自ら 功 臣 は 0 に 軍 打 限 開 国 事 5 0 行 ず 功 的 ス 臣、 為ともと 補 進 佐 それ 送 を 期 待 れ は ŧ る。 受け 軍 ての 権 て に は 関

三九 L 四)正月 か し、こうし の条で た 状 況 は 洪 武二 + 四年(一三九一)以 降 :に変化 が 見 5 れ るとい う 明 太 祖 実 録 洪 武二十七

河 容姿にすぐれ 南 北 平・ 健 Щ 康 東 で、 山 家の 西 陝西 L 0 け 0) が 職 官及び ょ 1 者 を、 軍 民 の家、 父母に送ら また は せて京師にこさせて、 前 朝  $\mathcal{O}$ 官家の 女性で、 選 W + で妃妃 匹 歳 لح 以 上十 せ ょ 七

たない 期に 婚姻事 に、 とあ なく女性 政 定してい 権 は لح ŋ 外 よう、 戚 0 例 る。 に を見 に 家は 正 関 なる前 ついて 統 わ ても、 これ 皇后の 帝 ŋ 華 が少 北 が 細 は 皇 カゝ  $\mathcal{O}$ 方か 5 地方 婚姻 文 な カュ 后 玉 く  $\mathcal{O}$ 1 対象者 規定をすることで、 らもはたらきかけていたことがわかるのである。 家権力や軍 家  $\mathcal{O}$ 武官や元 軍の将校 の身分が 道徳などに が 朝 事 低 開  $\mathcal{O}$ 文官の 権に影響力を持 V 問 玉 旧 ため、 (T) 臣 題 功臣 下と指す 0 ない 家が中心になり、 かえって外戚になる対 爵 といった家柄を問題としなくなったことを意味 民 定 位を贈ろうとするが皇 į 間 っていないことが選ぶ上で重要視され、  $\mathcal{O}$ 女性 子 女 が に 永楽年 っい 対 象に 象の ても年 間に入ると諸王の力を削 な 家の範囲 なってい 后 齢 が 断 容 くことになる10 る状況になっている15。 は広 貌 がったとも 健 康 面 入してお 道 ぐ動きの また外 こうして明 言える。 徳 な b, 戚が ど なか このよう 細 >力を持 実際 家 か で、 では < 代 中 規

度の存在を知 で は 民 間  $\mathcal{O}$ 子女 る必要が んは、 あ どのように集めら んる。 れたのだろうか。そこには秀女制 度と呼 ば れ る、 後宮 女 性 を 選 抜 す る 制

たようで 秀女)」 後宮 が 嫌わ 起こる例 「に入る女性を選抜するということは、 0 、ある。 れていた様 ためにわざわざ婚姻を禁止したりい、 が . 見ら また民間 ħ 子が見て取れる。 る 18 に おいても秀女選びに すべては流言ではあるが 明代にお 明 いては 際し未婚者を隠したり、 代に限らず古来より行われ続けてきた。 未婚者を隠した家の家長を死刑にするなどで、 「秀女選びがある」という流言の 社会的に多大な影響を与えていたことがわ 婚 姻を急いだりと抵抗 こうした いみで、 強引に 江 L てい 南を中心 かる。 秀女 ることか 行 選 わ れ び て (選 6

乱

れ

ほ

どの

影

響力

をも

0

た明代の

秀女選び

に

0

1

ては、

『廿二史箚記』

0

「明

代

の秀女選び

 $\mathcal{O}$ 

制

明

代

選

多女之

政 でその を 助け ることが が 述 で 5 きる点、 れ てい る。 そして強力な外 その なか でこうし 戚 0 誕 た 生 体  $\mathcal{O}$ 制 警 が 戒 取 を 5 指 れ 摘 た L 理 7 由 1 に る つい て、 民 間 0 女 子 は 君 主 0 約

ろう。 性選抜 まり 度々 なっ 女性 旗 そもそも の女性 ただ あ て 選 抜 留 秀 った。 1 制 女 る、 に 秀女 度 制 意 は 限 度 L こうし は そ って選 が 制 な 清代 け れ 存 度という言葉は、 に 'n 般 在 では も関 抜さ 的 た傾 L ばならない た。 に ともか、 わらず江南 れ 秀 向 女制 は明 ただし、 影 響が 度と <代 のは、「秀女」という言葉が 『廿二史箚記』の から 趙翼 民間 明 民間 を中心に、 代で 見ら から広、 E に はあ ħ ならって言 及ぶことは るも まり く集め 朝 ので 廷 著者である趙翼が生きた清代に 使 が られ わ あ 秀女を選 なかった。 1 慣 れ るが 明 た用 わされてい た明代に 代で 21 語 ぶという噂 使用されている そこでも このように で は . 対 るが なか Ĺ 秀 清 0  $\mathcal{O}$ たと考 実際 女という言葉 清 代では 4 で、 代 例 0 はそうでは は は、 えら 巷 秀 制 度と 間 女 たしかにそう呼 極 以は三年 が れ 8 は使 大混 る。 明 て少 なか 代 わ のそ に その 乱 な に陥 ったと言えるだ れ 1 7 度、 意 れ . 点 で 味 は ば 11 0 そ で たこと な 性 れ あ 後宮 る 質 れ る が Ł 女 異

女子」 で は 明 代 などさまざ  $\mathcal{O}$ 後 宮女 ま 性を指す あ って一 言 定 葉に L は、 て 1 るとは どの ような 言 11 ŧ が た 0 があ い が るの 特 だろうか。 徴 的 な言 葉 『明実 とし て 録 淑女」 だけ を見ても、 が ある。 「宮女」「民

で集め る。 この 袓 たこと 母で 言葉は 6 成 カュ  $\mathcal{O}$ れ 明 . ら 化 理 る 代 帝 ように 嘉 ŧ 由 0 靖年 貴 初 に 妃 当 期 0 こそ北 な 間 時 で 11  $\mathcal{O}$ あ 7 0 以 てい 降 0 江  $\neg$ た 邵 南 廿二史 京 特に多い に く。 南 お 氏 け 実 が 箚 京 際 る くみられる表  $\mathcal{O}$ 記 後 江 に 両 宮 京 で 南 は、  $\mathcal{O}$ 嘉 が 女子を入宮させない 靖 重 0 時 入 民  $\lambda$ 宮 じら 代以 現 間 で が · 対 す 降に あ れ 乱 たため、 ŋ れ うる騒 なると ること だい 動というも たい ようにと言 江 を  $\neg$ 明 南 怖 史 千人単立 出 れ 身 て 后  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 女性 が 位 ったことを、 こととし 妃伝を見ても で集められてい 無視 も多くい できな 7 1 当 時 北京 たが るが る。 ほ  $\mathcal{O}$ 周 22 次第 ど 人 辺 激 こうし 出 が に北 身 れ 良 は が 言 た 増 京 嘉 0 え 周 靖 لح 帝 辺 淑

あ

たと窺うこと

が

で

きよ

う

1

あ が ようで 年 "明太宗実録" 間 で 淑 女 しか 洪 は 武三十五年(一四〇二)八月甲寅の し「女子」についてはまったく同じ日 後宮女性を指 す 言 葉として ほぼ 固 条に、 定さ れ た まっ が たく違う条件 明 代 初 期 で は を提示 女子」 L っ て 求 ح 表 8 現 7 さ れ ること 例

北 (永楽帝)が 0) が 諸 慎み深い 司 に 命 礼 者で を下 部の臣に言われるに、 あ L て官員・軍 れ ば 官が舟車を支給 一民及び 今諸 前 朝 Ĺ 王ならびに世子・郡王の多くは 0 故官の礼法 父母に京師 0) まで送らせ選択に備えさせ 家を訪 求 į 結 未 婚 適 婚 齢 で あ 期 る。  $\mathcal{O}$ ょ 女 子 河 で 南 容 貌 Щ が 東 美 l 山 西

外に に赴 内 民 以 事 間 った俸給 榜示 を治 上つとめて家に帰ること及び嫁ぐことを願う者は、 くことを願う者  $\mathcal{O}$ 識 字婦 8 を親 て、 てい 女 を求 に与える。 た。 軍 良 が  $\mathcal{O}$ 旧 8 あれ 内 家で字が 制 職 では民 その ば、 に 充 てる。 上 官 読 間 一でその が  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ る婦人 舟 識字婦女を選んでこれ 上が礼部 車を支給 家に帰す。 で三十二  $\mathcal{O}$ ・歳から 臣に言わ 婦 父母に 人で五 匹 ともに許 + に充ててい 京師まで送らせよ。 れるに、 十歳 歳、 す。 に至 女子で十七歳以 国家を考 た。今、 り 郷 里 えるに に帰ることを願う者、 六尚に 審 Ę 査 古くは L て職 容貌 人が を に 六 1 授 な 尚 カコ 及け、 カュ  $\mathcal{O}$ わ 官 それ 5 女子で十 を 礼 部 置 き、 に は .見 選 内

と断 とあ 山 量 西 7 ŋ B るように、 北 が か 性 平と ることも特 6 あるように、 格 几  $\mathcal{O}$ 華北 良 つさが 同 歳が に 出 ľ 徴 求め 同 容 身地を限定した上で、「容貌 女子」でも後 時 で 一姿では あ 12 5 募集 れ ってい なくむ さ る。 れ てお 宮 他 内 しろ技能 ŋ 方 の役割が異 0 採用さ 「字が読める婦女(識字婦女)」は、 面が は美しく (容貌端厚)」「行い 求め れ なってい るとその家に対して金が られていると言える。 ることが わか る。 支払 また女子の 容 が 慎 方 わ み深 貌  $\mathcal{O}$ れ に 「女子」 カゝ V 十七 徭役 か (徳 わら 歳以上 など は、 行修 ず 謹)」、 0) 河 (不拘 ٢, 免 南 除 つ 容 婦 Щ まり 明 東

太 祖 ように、 実 録 女子ば 洪 武 五. カゝ 年(一三七二)六月癸未 ŋ か 婦 人まで募集 Ų 0 条であ か もそれに る が 条件が そこで は 0 ١, 書 てい に る例 通 暁 は 明 7 代  $\mathcal{O}$ る 早 通 暁 時 期 カ 5 が 見ら 条件 れ る。

 $\mathcal{O}$ 例 後宮女性 による限り、 7 る は 反 面 少 求めら なくとも明 この条件に合致 れ ている女性 代中期以 L は二十歳以上の者ということになる。 て **降** も二十歳 では 「宮女」という言葉で呼ばれることが一 未 満  $\mathcal{O}$ 者には 金を与えて家に帰らせて この 明らかに 般化したようで V 。 る 25 。 淑 女 とは のことか 、ある。 異なる 5

あ この る。 その違 ように、 を端 同 じ後宮女性といっても 的 に 表 L てい る 0) が 『万暦野獲編』 淑女」と「宮女」では選抜条件、 補遺巻一 0) 記 述であろう。 つまり 募 集目 的が 異 なって る  $\mathcal{O}$ で

民 間 銀 を与えて京 の女子なら十三 師に 歳以上十九歳以 赴かせた。 女子は・ 下、 六宮 婦人の三十歳以上四十歳以下で夫がない者で、 に備え、 婦人は 六尚にあてた。26 宮中 · で 仕 立えたい 者は

れ するように、三夫人・ ているで。これは天子に仕える女性、 六 宮」とは、『 礼 記』にある天子が 九 嬪 ・二十七世婦 :設置すべきものであり、そこでは天子を中心とする男性の 特に后妃を指していると考えられる。 八十一 御妻といったように、 その六宮内 1の女性 0 人数や 官 地 爵 制 位 度と が 制 対 定 応

れ ており、 他 方の 「六尚」は、 やはり政治(男性)の機構として整備された六部に対応するように作られている。 唐代に設置された女官制度のことである。その原型は隋代にあるが、 唐 代にお 1 7 整

六宮 ていたということである。 らもわ まり後宮 未亡人は六尚にあてられたというのは、それぞれ目的が皇帝との婚姻(后妃)と後宮での使役(女官)に分 かるようにこの ていたと理解できよう。このように後宮女性と言っても、 内には 「六宮」と「六尚」 両者は そう考えると一言で秀女制度と言われてきたものが、 明 確 に 区 の二つの異なった機能 別 せね ば ならな が 存在していたと言える。さらに女子・ 后 妃と女官と二種類の 実際は后妃選びと女官選び 存在 が あ 未 選抜 婚 目 者 カン は

## 第二節 女官制度と職掌

後 宮 1女性は 大きく女官と后妃に分か れ るが 求  $\Diamond$ 6 れ \_ 1 る目 的 や役割 が どうであ れ 後宮に 入っ て皇帝に

まず女官につい えるとい う点は て分析を 共 通 L 7 加 え、 る。 狭義 0 ま り、 で 0 女官を明ら 広 1 意味 で後 かに 宮女 してい 性 は きたい。 全員を女官と言い 換えることもできる。 そ Ō た

(官の選抜に関 び、 職を授けられた者の家は、 (洪武帝)が中書省 四十 残りの三十人は二十歳に満たなかったため、 厄 人を得てその中で任に する規 の臣に 定 は、 言われ 役人に命じてその徭役を免除させた。 先述した るに、 堪える者十四 \_ 明太祖実 蘇州 ・杭州で 一人は、 绿 白金二十両を与えて家に帰し、 洪武五 すでに職を授けて、 民間 の婦女で書に通暁し、 年(一三七二)六月癸未の条が 28 各々に白金三十七両を与えた。 後宮に入ること願う者を 嫁ぐことを許した。 初出 すでに 選 ま

として挙げられ 者は家に帰らせてい ここでは、 選ばれる条件に ること、 募集地 「書に通暁している(通暁書)」こととしているが、 域を江南に限定し、 選ばれた女性の家には金銭が与えられていること 条件に合致しても二十歳未 が 特 満 徴  $\mathcal{O}$ 

が こうし れている。 た特徴や条件 は次第に変化してい き、 洪武十四年(一三八一)正月庚子の条になると、 さらに 細 カュ 規 定

蘇州• 婦 から四十歳までの夫のない者から、 人に五十錠を与えて路銀とし、 松江 嘉 興 湖 州 及浙 江 京師 • 容貌を問わず、 江 に赴 西  $\mathcal{O}$ 役人に かせよ。 敕諭する。 健康な者で、後宮で働きたいと願う者で、 29 民 間 0) 女子の 十三歳 か 5 十九 歳、 女子に六十錠 婦 人の 三十歳

-歳以 武五 支給されることは 武 一年でご 五 年の 婦 は 採用されな ŧ 人とともに 0 と比 変 わ べてみると、 採 かったはずの二十歳以 らないが、 用するという採用年 それ 江南地方でも選抜する地域がさらに限定されてい は 京師 齢 下の女子、 までの路銀  $\mathcal{O}$ 変化と、 それも十三歳から十九歳との であ 容貌 ることが より t 明 健 記 康 され 面  $\mathcal{O}$ てい 重 視 る。 を強 る。 年 齢 ここで注 また選 調 <u>[</u>範囲 てい ば を 限 ることの二点 目 れ 定し す た女性に ベ きは て、三 金

洪が

英宗実 家には てい を重 L 事 間 で 「華北出 た制 例 は最 武 〈官となる女性の選抜規定を総括すると、 ることからも、 視される存 が + . 挙 録 度 大でも十年%。 女官 兀 げら 日身者は 年 が 銭が与えられる他に 「 容 機 正 選 で に びに 能 れ 統 は 記貌を 八年 てい 文理 三十 在と言えよう。そして、 L 7 は 7 問 -六月壬 る。 7) に明るくないため、 健 歳 それ以降は実家に帰って結婚も、 貌はまったく問 たと考えてよい わず(不問容貌)」と表 康 の 、 L 面 く見てみ それも 一寅 0) の条に さら 記 徭役免除の特権も付与され、それは女官をやめた後に結婚しても続行された。『 事以 うると、 に 「夫の 降 は、 · は読 いだろう。。 題にならず、 元女官 まず 同じような 江南出身者を選んだが、一人として美麗な者 な 江南地方に限定して選ば み書き・ 7 未婚女性では十五歳前後以上、または未亡人で四十歳以下、 者 年 公記され  $\mathcal{O}$ 齢 (無夫者)」 孫 教養 計算など 面 が免税 一では、 記 ていることが示すように、 述は の高 残留することも許された30。こうして女官になった女 見当たら 0) 特  $\mathcal{O}$ さから になっている。 教 途絶えを訴えたところ、 に 養が必ずと言 婦 れた点につい 江 な は .南出身者が女官に 7 洪 が、 武 五. さらに、 ってい 少なくとも明 ては 女官 では二十歳 『万暦 『明実 は 11 はい その免税要 外見より ほど条件 は 多か なかっ 代中 野 録 以 獲 上 0 も身 とし で 期ころまで 編 以 たことが 水が た」と 外 あ 補 て 体 0 0 認 挙 史 た 遺 面 <sup>7</sup>窺える<sup>30</sup>。 げ め 特筆さ 巻 料 5 6 能  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に、 記 れ 性 れ が 力 明

· う 条 地 当 件 方 時 を  $\mathcal{O}$ 件 読 満 土官 み書 か 5 た L の娘 きができる女性がどのくらいいたの てさえ あ 心で、 る一 女官 定 11 0 れ 地位 ば  $\mathcal{O}$ 種 ー や 知 出 で後 自 は 識 問 宮 人 階 0 わ 書記 層出 れ ず 身者 女官となることが 官である女史という地位に カゝ 限 それをは 限定され 0 ると考えら きり できたと言 示す史料 つい れ る。 えよう てい は ま な た例 た、 弘 ただ ŧ 治 あ り、 読 帝 生 4 書きが ここまで 母 紀 氏 で が 中 きると 西

ると同 時 もう 通り 女官選 女官を つ 0 選 後 び 宮 Š  $\mathcal{O}$ 記 基 女 準 性 述 選び が で は、 読み書きなどの が 「容貌を問わ 容貌を最重要視 実 ず 務 能 (不問容貌)」 することを示 力 を重視であ やそれに類する言葉が ることを強 女官と后 調 妃との す る Ł 違 た  $\mathcal{O}$ を明 び あ た いろう。 び 確 使 に わ す る n て

が 示 して こう 初 早 后妃 実 出 際 と 伝 思 階 ると言える  $\mathcal{O}$ た 内 で わ カゝ 能 は 容 5 れ 力 や実 女 簡 重 官 略 視 が、 態 に、 制  $\mathcal{O}$ 洪 は 度 女 この 武 定 0 官 帝 か 確  $\mathcal{O}$ が では 立 段階では設 選 皇帝として即位する以前から制 に 抜 着 な は、 手 している。 洪 具体的 置 武 0 五 指 年(一三七二)に始 示の な機 史料としては みであ 能 を備 り、 えるように 度を作ってい 明 ま \_ 明 0 確 て な仕事 太祖実録』呉 なる 1 ること  $\mathcal{O}$ 内 容 たことは、 は で機 洪 カン 5 武 元年(一三六四)十二月丁 構 五. わ 年 か で 人数などは示 洪武帝の るように、 ある。 このことを 力 0 洪 され 入 武 ħ 帝 ておら 未 ようを  $\mathcal{O}$ か 明 条 な

六 0 局ごとに 局 かさどった<sup>36</sup>。 司 を定め . 四 司 を統 る。 括 局 は 局 尚  $\mathcal{O}$ 宮 下 尚 に二十 儀 兀 尚 司 服 が 属 尚 食 尚 尚 宮 寝 局 が 尚 功、 六 局 を 司 総 は 轄 宮 正 L とい て 1 た。 V. 責 秩 罰 禄 に は 皆 0 **\**\ 正 7 六 品 は 宮 で あ 正 る。 司 が

几 服 飾 司 てい で 0 尚 食局 る。 具 体的 より は な仕 内 ... 詳 事と、 しくみると尚 尚 寝局 人数 は 燕 品 寝 宮 秩 局 及 尚 は 《び書記・ .功局 六 尚 は を総 女 工 官である女史の 括 を監督し L て、 文 書 人数 宮  $\mathcal{O}$ 正 出 が 司 納 を管 規定され は 責罸 理 Ļ を担当し た 尚 儀 た。 局 は その 儀 礼、 他 各 尚 局 服 とそ 局 は 0 宮 下 内  $\mathcal{O}$ 

正 六品と規定された他、 洪 武 + 七年 一三八 四)には、 各局に 各局 兀 司  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下に四 長 は 掌 人とし、 (合計二十四 品 説秩も各 [掌] が設 局  $\mathcal{O}$ 置 長 さ は れ 正 た 五. 品 に昇 格 各局  $\mathcal{O}$ 下 に あ る 几 司 Ł

0 司 正 洪 ,と掌 7 六 武二十八年(一三九 そ 묘 れに 0) で 新たに 間 に四四 書 記 設けられた39。 官 典(合計二十四典)が増設され、  $\mathcal{O}$ 女史が数名い 五)には、 洪 武 る他に、 十七 年(一三八四)に定めら 后 妃が皇帝から 設置人数の増員 寵 愛をうけた日 が行われた。 れた品 秩がさらに改め 付を記録するため 特に尚儀局には 5 れ たの 匹 に、 司 4 な 彤 匹 史二 5 典 ず、 人 兀 掌 が 各 品 局

に まとめ て洪 武十 ると、 七 呉 年(一三八四)・ 元 年(一三六四) 洪 に 武二十八年(一三九五)の二 制 定され た女官 0) 機 構 は、 口  $\mathcal{O}$ 洪武五年(一三七二)に沿革 改 定を経て完成し たと考えら が 作ら れ る。 れ、 そ 制 度 n  $\mathcal{O}$ を 基 充

た 40 ° 関もあ とともに、 女官制度の変遷については、 ŋ 百 八十七 成 績次第で書記官である女史や、 官  $\mathcal{O}$ 人、 総 女 数 ŧ く史が 洪 武 九 五. + 年 六人)と大規模なものになっていった。 で 後掲 は 九十三人(官 の「六尚局変遷 儀礼を先導する女秀才とい が 七 十 五 表」を参照され 人、 女 史が十八人)で たい。 いった地 また、 位 女官 一へ昇 あ たち 0 進 た ŧ  $\mathcal{O}$ が ため できるように 最 に 終 後 的 宮 に 内 12 な 百 っつて 教育 八

を将 や制 后 この 妃 司 لح 来に 度として 伝 ように、 0 1 序に 垂 う 機 れ る 構 特 漢 女 \*\* 自 唐 官 た 体 0) は れ 8 制 例をあ 度 明 に て 代 改 0 1 る 42 ° 改 独 良を命 気定を繰 げ、 自  $\mathcal{O}$ これは洪 両王 ŧ Ü  $\mathcal{O}$ 7 ŋ 朝 で い 返 あ . る  $\mathcal{O}$ し 公武帝が立 るが、 制度では た洪 41 0 その 武 唐を強く意 六 帝 結 人数が多すぎることを指: であ 局 果、 12 るが、 っいい 女 官 ては 識 洪 し  $\mathcal{O}$ てい 人数 唐 武 五年 代 は たことを示すもので に 唐代に比べ に みることが 女官 摘 した。 制 度 て減 できる を その上で、「女寵を 制 b, 定 ので する あろう。 そのこと 際、 あ る 実 具 際 は 体 防 に 的 明 ぎ、 な 史 人 法

とが がを六 唐 より わ 代 か で 尚 効率 る。 は L 朝 的 廷 その か に な 女 L お 官 下 1 て設 そ に 制 れ 各 度 四司 置された六部二十 を は 確 あ 立. くまで基本的な構 (合計二十四 さ せ たと考えら 司を 应 司 設置 造 れ に らよう。 照  $\mathcal{O}$ して みで 5 Ļ お あ ŋ ý, 後 宮に 洪 洪 武 武 お 帝 帝 1 が女官 ても尚 自 らが 積 制 宮 度 極 尚 的  $\mathcal{O}$ 基 儀 に 礎 何 尚 度 を 唐 ŧ 服  $\mathcal{O}$ 修 制 尚 正 度に を 食 加 求 え 尚 た  $\emptyset$ 寝 たこ 朌

大臣 朝 げ 玉 で た上 は、 8 家とし 樹 まるように、 明 僧 史 立 诏 で、 な 以 て 前 ぜ 后妃 接  $\mathcal{O}$ だ 洪 改 触 体 良 0 武 伝の序 洪 を たことは、 をも 制 帝 武帝 加 を は 女 えて 作 つことが 文が り上 官 は 后 い 制 一げてい 妃 それ ったとは考え 度 明太祖 でき、 が政  $\mathcal{O}$ だけ 確 治 < は昔の それ 過 12 12 女 力をい 介入することを、 官 程 が  $\mathcal{O}$ 5 制 女禍 亡 れ 度 な る。 カゝ  $\mathcal{O}$ れ 玉 12 で、 充 た  $\mathcal{O}$ 鑑 明 実 のだろう 原 一みて、 やは 朝 が 因 急 は  $\mathcal{O}$ 強 ŋ 誕 務 綱 自 生 で カコ く警戒していたことがわ つと見なされ 紀を作 あ L 6 てい  $\mathcal{O}$ 1) 洪 武 後 り、 な 宮 唐 帝 ŧ  $\mathcal{O}$ まず 11 が てお 組 لح 制 女 は 官 度 織 内 を手 V 制 L り ]教を厳し 44 て え、 度 本 1  $\mathcal{O}$ かる。 く必 呉 王 そ 12 整  $\mathcal{O}$ L 備 とし 要性 た て 12 L め ま 実 最 た 際 7 明 ず が 初 自立 <sup>43</sup> ک 皇 形 出 に 室 元 て だ 着 末 き L け 手 0 う た で は た L ŧ 訓  $\mathcal{O}$ 洪 た だろ 妃 武 作  $\mathcal{O}$ が

5

は

上

銭 あ う ったと考えら 0 扱 べ き を 皇 手に 明 れ 祖 る。 担 訓 わ は、 せ る  $\mathcal{O}$ 后 は 妃 が 后 政 妃 治 0 に干 外 部 渉することを厳 0 接 触や政治介入を防ぎ、 しく禁じて 7) る 後宮内を 女官 管 を 理す 設 置 るため Ļ 後 に 宮 必 内 要なも  $\mathcal{O}$ 文 0 Þ

は ことを考えても、 5 奉 どの 皇子を生み 仕する存 あ えて繰り ような存在であ 在 妃  $\mathcal{O}$ 返 なか せ  $\mathcal{O}$ 位 Þ ば を得た はり女官と后妃 に 0 あ 后 りなが たの 妃と女官は 例もあ か。 ら、 次章で り、 は基 基本 別 皆  $\mathcal{O}$ は 本的に違う存 1無とは 的 Ł 后 に 0) とし 妃 は に 言 婚 て 「えな つ 姻 いて考察を加えたい。 理  $\mathcal{O}$ 在、 対象とは 解する必 11 からであ 同 列に扱うことはできないと言えよう。 なら 要がある。 のるが、 ない。 この 基本 女官は後宮 よう 的 がな例 に、 とい で皇 は極 うの 帝 8  $\mathcal{O}$ 7 子 は 稀 孫繁栄 女官 であ では、 ス) る 46 。 で あ  $\mathcal{O}$ 后妃と りな た め

### 后妃制 度とその 変遷

を如

実

ると言える。

重視することを示すと同時に、 女官となる女性を求め 介に物 語 ってい る条件とし 女官では て登場する「容貌 な 1 後宮女性 を問 であ わず る后 妃を選ぶ基 (不問容貌)」 準 は 0 文言 何 は、 ょ り 女官は ŧ 容 貌 が 容 -親 よ 重 視 りも能 さ れたこと 力を

月丙 五. が 健康 匹 洪 前 歳 寅 武 後と考えてよいだろう。 0 年 で で 入宮し 条 間 であ 礼 初 儀もきちんとしている者とされた。 頭 ス) る 47 ° てい は 「良家」のみであ るなど十歳以下 そこでは 前 述  $\mathcal{O}$  $\dot{O}$ 0 通り、 た后妃の条件 例もない 華北 わ に出身を特定 け しかしこの が、 で は 初 な  $\otimes$ 1 後には出 7 が L 具 てい 体的 通 、る他、 常 9地 に 示され は だいたい は言及され 年 齢 る は 0 十三 + は ず、 兀 洪 歳 歳 武 から 年齢 から十七 二十七年(一三九四 + ŧ 七 成化帝貴妃万氏 およそ十 が 良 正

て後宮内に入ってしまうと、 という言葉が表すように、 皇子 万曆 を 帝生母 産むことに 李 氏  $\mathcal{O}$ よっ 「母は子によって貴い、 て身分が決まることが原 どうし 則 て母 で あ 親 0  $\mathcal{O}$ 身 分に差 ま が 永 楽帝 生 じよ

売 5 れ 権 たこと 氏 は 朝 か 5 か 入 5 宮 送 に 5 11 n たって 7 きた女 11 るように、 性 で あ 0 た 入 宮 前 成  $\mathcal{O}$ 化 出 帝 自 貴 は 妃 ま で 0 嘉 た 靖 帝 問  $\mathcal{O}$ 題 祖 12 母 なら  $\mathcal{O}$ 邵 な 氏 は、 か 0 た さ 0 た 8 宦 官

る 51 ° 千人、 その内 をする担当者 れ ってい 先 后 述 妃 L 容 た。 のように、 宦官が十万人お あ 選 かし、 は り、「宮女」は后妃・女官を び あ 宣 0) いながち の気に入らないところ 教 た とに 師 8 後 多 セ かく多くの 誇張とは言えない状況であっ 宮女性を メ < り、  $\mathcal{O}$ ド 女 性 飲食物  $\mathcal{O}$ 報 選ぶと が 女性 告に 集 め が行 問 が が いう噂だけ 5 よると、 わ 集められ き渡らず、 あ れ ず、広く後宮 たが れ ば れたことだけ 落 后 そ 第とな 妃 で 混 た。 候  $\mathcal{O}$ 餓死する者が 女性 補 乱 た り、 者 が 8 起 に は 般を指え は 各地 きた 名誉を重んじ 邵 たし 氏 から こと V  $\mathcal{O}$ か た す 例 で、 É から 京  $\mathcal{O}$ 葉とし よう 52 師 しる人は 清の というもの Ł に に 集 わ 康 宦 て カン  $\otimes$ 熙帝 使 誰 るように、 5 官 用 Ł れ が さ があ の言葉に そんなことをし た後、 派 れていると考 遣 る。 さ 身 民 れ ここで 衆 体 た 明 ょ か 検 末には う 5 査 は で え な を は いとし ひどく 5 清 さ あ 宮女が る。 代 れ れ لح る て L 検 九

以 序に こう 上  $\mathcal{O}$ は ĺ 多 て集め < 「妃の位号は賢  $\mathcal{O}$ 妃 ٤, 5 ń そ 選ば れ 以 れ た后 外 淑  $\mathcal{O}$ 女性 妃たちにも、 荘 たち 敬 · 恵 が 後宮に 女官同 順 は 康 様 存 に皇后・ 在したのであ 寧とする」 を頂 53とある 点とした厳 る。 る が L 1 序 れ だけ 列 が 存在 で は した。 決 7 \_ 済 明 まず 史 后 妃伝

徳年 がが たとえば 設 間 置 に は皇 さ れ 永 る 后 楽 など、 以 年 間 下 では まで 妃 は 嬪 最 設置  $\mathcal{O}$ 高 뭉 位 であ も増 さ れ る貴妃 減 その が あった。 の上に 後 はは史 料 皇 貴妃 上に見ることができな が 設けら れ 嘉靖 1 九 年(一 昭 容 五三〇)には 昭 儀 婕 妤 妃  $\mathcal{O}$ 美 下 人 新  $\mathcal{O}$ た 他 に 九 宣

抜 が 継 嬪 嬪 た。  $\mathcal{O}$ 者 を 1を得 位 例 さらにその 12 に 冊 とれ るため 封 さ ば に れ なか 設置 た そ  $\overline{\mathcal{O}}$ から するように 設 九 置 嘉 嬪 には 靖 嘉 は 帝 靖 生 后 上 九 母蒋氏(章聖皇太后)によって 妃 年(一 奏したことによる  $\mathcal{O}$ 階 五三〇)十月、 級 が 完成 した唐代では 56 0 当 時 京 師 まだ 付 九 妃 近 皇 人が選ばれ から  $\mathcal{O}$ 子 下 が  $\mathcal{O}$ 多くの 1 位 な で カュ 女性 あ 0 嘉 た嘉 ŋ 靖 が集め 昭 靖 儀 帝 5 五. 昭 大 容 三十 学士 昭 月 媛  $\mathcal{O}$ が 張 に 正 選 璁

妃 け n 彼 康 同 儀 )た後 **嫁とさ** たそ 嬪 女 ľ たち 修 宮  $\mathcal{O}$ 容 女 れ 唐 出 後  $\mathcal{O}$ た。 て 性 Ł な 代 修 くる か は 媛 何 で は 九 0 有 5 嬪 杜 名 充 中 様 称 カゝ は 氏 儀 に 0 で 補 等 を は、 位 異 あ 数 充 充 った。 され に を与えら 人が子女を生み、 容 当時 続 充  $\mathcal{O}$ け、 選 媛 皇 ば れるはずであるも  $\mathcal{O}$ 后 数をひ れ 総 張氏 た 称 九 で が たすら 妃に格 あ 人はそれ 廃 だされ 0 た。 増 上げされ た後に ぞれ  $\mathcal{O}$ B L が か L 続 徳 L 皇 てい け 明 冊 嬪 后 封 た 代 に る 荘 L 12 なる方氏 きれ 58 0 嬪 置 そ カコ 後継 ず  $\mathcal{O}$ 寧 れ た 捨 や、 嬪 た 8 者 て置 九 を得 本 隆 麗 嬪 来 カゝ 慶 嬪 は る で れ 帝 あ という当 るように 生 恵 妃 れ 母 嬪  $\mathcal{O}$ ば 杜 下 安 氏  $\mathcal{O}$ ţ 初 な 皇 嬪 身 含 り 帝  $\mathcal{O}$ 分 か 目 ま 和 で 5 的 ħ 嬪 あ 所 謂 竉 が 7 ること 愛 達 お 僖 を り、 成 未 嬪 受

年三月 無 前 7妃嬪 名 る。 こう が 拾  $\mathcal{O}$ Ĺ 詳 妃 え 丙 十六 るだ た未 嬪 細 辰 が  $\mathcal{O}$ は 数 名 条 後 け 封 で、 多 添 は で 妃  $\overline{\langle}$ ŧ 嬪  $\mathcal{O}$ 地位 「未封 そ 未 は 11 たことは 嘉 れ 封 を追 靖 妃 以 妃 年 前 は 嬪表」を参 十九 間 贈 に まず され は それ 見ら たたため 間 も嘉靖二十 違 未 れ 照された 封 な 名前 V ) な 嬪 は そ が + 九 七 残 れ 年 さ 人に は れ 明 た ŧ 世  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 年 な 宗 五. り、 で に 実 <u>一</u> 〇 以 あ 绿。 未 封 彼 0 降に て、 に 女 妃 ょ 5 嬪 見ら は 嘉 れ  $\mathcal{O}$ 靖二十 葬送 ば 死 れ 後 に る 未 儀 Ł 九 封 な 礼 年  $\mathcal{O}$ 妃  $\lambda$ が で 前 嬪 5 作 あ 後に 5  $\mathcal{O}$ カュ り、 例 か ħ 追  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た  $\neg$ 贈 た 初 地 明 ŧ 出 位 8 世 さ は を 宗 で 追 嘉 れ 実 あ な 靖 贈 録 り さ カコ 60 で 0 れ jı، 未 7

うに 以 は £ 同 ま 選 様 た、 のことから考えると、 妃 侍 で 嬪 そ あ 候 であ  $\mathcal{O}$ る 補 ₩ を 他 指 明 明 封 末に であ す 末に生じた三案の 泰 言葉と 昌 は妃嬪とともに 0 帝 7  $\mathcal{O}$ Ŕ 少 L 寵 て使 なくとも 愛 皇 が 用 帝 あ さ  $\mathcal{O}$ ったの 明末で つの移宮で、 竉 れ 選 愛 また 侍」「淑女」 が は は あ たし 後宮 「淑女」とい れ ば か 内 泰昌帝急死に際して皇太子を盾に乾清 であるが 選 という にいても品秩や号を与えら 侍 · う とい 文言 地 后妃 位を与えら う が では 呼 度々 称 なく、 が 見ら 使 ħ わ れるように また た れ 形跡 れ て て 淑 は たと 1 女」とも言 ない な なるが、 宮に立 考 11 え 女 そ 性 5  $\mathcal{O}$ 後者 を てこも れ わ 点 る。 れ で 淑 7 は は 女 先 た西 な 述 選  $\mathcal{O}$ 侍 李 呼 ょ

U

ると、

后

妃

制

度

は

当

初

は

皇

后

妃

昭

容

昭

儀

婕

妤

美

人

لح

11

う

形

で

あ

0

が

昭

容

以

下

に

0

1

7

は

太子の いだろう。 として 年 は 間 嬪 皇 以 后  $\mathcal{O}$ 后 降 妃の つで 皇貴 増 料 減 あ 妃 上 ŋ に に 61 0 妃 現 いては、 れ 皇帝 九 なくな 嬪 . (T) 后妃制 後添 選侍 る。  $\mathcal{O}$ 度としては、 「明代后妃表」を参照さ 淑女と考えられる。 かしその 後 も妃 嘉靖九年(一五三〇)に九 の上 この に 皇 れたい。 一貴妃、 なかに才 妃 人 0 嬪 を加える向 下 が に 設置されて完成し 九 嬪が きも 設 置 あ さ る れ、 が たと見 才 終 人は 的 て な

る。 女官と異 で皇帝と結婚 妃 0) 介なり、 設 置 ľ 目 后妃 的 ているとみなされ、 は 後 は一生後宮から出ることは 宮 0 事 務をこなす女官と異 ある一 定の期間 許されなかった。 へなり、 を過ぎれば実家に帰ることも、 皇帝 の子孫を産むことであ 極端な話として『典故紀聞』 る。 結婚することも許 0 ま ŋ には次 後 宮 に のように 3 入っ れ てい た時 た 点

宮妃以 下 は、 病 気に な 0 たとし ても 医者を宮 中 に 入れることは なく、 そ 0 症 一状に あ わ せ 7 薬を 取 ŋ 寄 せ る  $\mathcal{O}$ 

だろう。 厳しく禁止す これば L カゝ りでは か しこれ る措置をとってい な は宮廷 先 内 述  $\mathcal{O}$ (T) る。 通り、 秘密保持 こうし 洪 武  $\mathcal{O}$ た洪 帝は 目 的 もあっ 后妃 武 帝 元が宮中 . (T) て、 厳 L 后 1  $\mathcal{O}$ 態度は 外に 妃 たち 出ることや、 に 過 明代初期 酷 な運 手紙 命  $\mathcal{O}$ 統 を を書く 課 制 すことに 的 な体制 、などの を端 な る 外 部 的 と  $\mathcal{O}$ 示 す Ł 触 な

場合 安楽堂か されてい そこで死 理 まず后 は す んる施 . る 63 。 ら 発 妃 め 浄 0 楽 設 は えせられ も備 堂 を待つものとされた。 病気になっても、医者に診せることはかなわない。後宮で年老いたり罪を得た者は浣 こうして亡くなると北安門裏にあった安楽堂に送られ、棺に入れられて火葬される、  $\mathcal{O}$ えら 東 てお 西二つの塔の下に れ り、 て 1 宮廷内 たと言えよう60 この方法は、 0) 情報をもらさないために、 ある井戸に 宮中の 骨が入れられることになっていた。。 事 情を外部に漏らさない 一度入ると二度と出られない ようにするため こうし た 原 衣局 則 に  $\mathcal{O}$ 連 親 £ ŧ  $\mathcal{O}$ 族 に 「至善」と 送ら 動 が きは 7 な 死 れ 内

0 ように 后 妃 選 び に ょ 0 て選ば れ た皇后を頂点とする后 妃 は、 女官選びによっ て選ば れ た後 宮  $\mathcal{O}$ 事 務 0 切

されてい を行う女官とは 后妃と女官とは たのであ る 選 抜 条件 同 U 後 から入宮 宮内 いる女性ではあ 後  $\mathcal{O}$ 制 度、 そしてその るが 後 果たす役  $\mathcal{O}$ 扱 11 割 に至るまで厳 が 違うことから 然とし 異 な た 区 0 た 別 制 が 度に あることが よって わ

内には、后妃でも女官でも る。こうした多くの后妃 また、 かしここで疑 歴代 たった数 皇帝 問 たち が生 百 人  $\mathcal{O}$ たちの身 は じる。女官 女官 ない、 在位 中に で、 辺 別のカテゴリに入れざるを得ない女性がいたと解釈する他 は明らかに事 千人を確実に超える后妃たちの に仕える人員がいたはずであるが、これを女官が 何 度も 后妃選び 務のために存在しており、また人数も三百 を行っており、 用 そのつど数 を足せるとはとても 百 人に 務  $\mathcal{O}$ 8 ぼ 思えな る女 て 人程 1 な 11 度 るよう 性 0) が で 集 数で あ 12  $\Diamond$ ま は 5 見 ŋ れ あ えなな 後 7

母に仕える あ る」というもの そう考える根 宮宮 拠とし がある。 であっ て、 たが 68 、 「都人」とは当時 万暦帝 が皇長子(後の泰昌帝)の立太子を渋っ 万暦帝の 「宮人」をそう呼んでいたとされているで。 言葉から身分がかなり低かったとわか た理 由を述べた言 る。 泰 1葉とし 昌 帝生 母 て は 都 万 人 暦 0 帝 子 生

現われてくる つとして使われ 「宮人」という言葉は、 てい たようであ もとは元朝の後宮に仕えていた女性を指すなど、 ン る 69 。 L かし 明  $\mathcal{O}$ 制度や体 制が整うにつれ、 「宮人」という言葉に 当初は広く後宮女性を指す も多 少 言  $\mathcal{O}$ |葉の 変 化

開 に は まず洪 放 宮 を 求 人 武五 の名前や戸 8 る上奏が、 年(一三七二)に、 籍 廷 臣たち 給金の管理も含まれ 后妃と同様に宮人 から しば しば出り ておりで、 され 0 冠服 7 も制定されてい る。 また明 代を通じて、 る 70 ° 後宮の 同 時 期 に 人 数 制定され が 多す ぎると た 女官 L 制 て 度 宮  $\mathcal{O}$ 職 人

知 る立 0) 言 |葉か に から、 な 5 は ず 后 少なくとも洪 妃 0 廷 女官以 臣 たち 外の 武 が 五 後宮女性を指す 人数 年(一三七二)には「宮人」 削 減として 言葉となったと考えら 「宮人」 0 0 開 放 存 ※を上 在 は 奏し 制 ħ 度 てい 化さ る。 そし るとい れており、 て、 う 事実 後宮 当 は 0 初  $\mathcal{O}$ 後 後 をあ 宮 宮 内 女 性 か 口 全 般

宮 が 占 め 7 たこと、 またそ 0) 数 は、 代 を 重 ね るごとに 増 加 0) 途をたど って たことを示 7

る。

たちが た原 らに て寵 1 が また増えに に愛され 大 0 皇 \$ 変と 少なくとも実行 万 帝 背景 暦  $\mathcal{O}$ 野 て 呼 かを明ら 殺 獲 V) ば 増 えた 編 た妃 害を目 れ る かに な 嬪を 犯 どの 就 宮 論 は 含 人 む は 寝 してい に至るほど、 中 野史にも記 8 んて、 宮人」もしくは「宮婢」と称される女性たちであった。 . (7) 0 嘉 扱 多くの ない。 靖 1 帝 は 載が を  $\mathcal{O}$ どい 過 関 宮 本当に嘉靖 が見える 74。 酷 係 人 の楊 な境遇に置 者 ŧ が 0) 処刑さ で 金蓮 帝 あ しかしど が 5 0 カ 竉 れたが、この が たようで、 愛し れ 絞め殺そうとする事 てい れ てい も事件 たことを物語 た妃嬪 事 靖二十 の 経 件に が 事 つい 緯 \_ いってい 一件に を述べ 件が 年(一 7 は 起 加 このこと 五. . よう。 てい 担 『明史』 こってい 四二)には るの て 1 は みで . る。 た 0) 壬: 明 背景に「宮人 これに あ 寅宮 カゝ 実録 り、 は 変 わ からな ま 起こっ 連 た 座 は

たし75、 特に に仕 な は 示 L えて てい か 宮 帝 に し宮変で また同様の立場で二品以上の女性に贈られる夫人の称号を得ている者も見られるで。 人 いる る。 生 なかったことは、 母 は の近くに仕えることは 存 また先述の 在であったことが見て取 宮宮 皇 帝の 人 泰昌帝: が嘉靖帝の 養育係という特殊な立場をも含んでい 身辺の 生母 用 は慈寧 就寝中を狙った事実は 0 ために 未来の ħ る。 宮 皇帝となる皇子に 宮宮  $\mathcal{O}$ 廷臣 「宮 人 人 の上奏や宮変の は であ 必要な存在だったと言える。 ŋ 彼 . も 必 女たちが皇帝の身近に近づくことができたことを ると考えることができるのであ そこで生活 後も 然的に仕えることになる。 「宮人」に対して、 L てい た万暦帝生 なかでも皇后 人 つまり、 員 母 る 女官 李氏 削 で 減 ŧ 皇 など 皇族 に仕えて 帝 妃 0) 0 \_ 母 でも 身近

n 具 L た 体 1 う 的 な 0 であ 例 位 とし が う る 77。 贈 て、 5 れ 乳 その後、 てい 母 る。 £, が 挙 げられる。 乳 婦」 乳 媼 皇 帝 などさまざまに表記されているが  $\mathcal{O}$ 乳 母 に 0 V 7  $\mathcal{O}$ 最 初  $\mathcal{O}$ 記述 は、 永 楽帝 皇帝  $\mathcal{O}$ が 乳 乳 母 母 に に は 保 順

は 乳 母 な る女 性 が つ、 どの ように 選 ば れ た  $\mathcal{O}$ カュ を示す 史料 は なく、 ま た後宮内でどの ように 扱 わ れ た  $\mathcal{O}$ 

襲され 0 か 夫や t る か など、 5 が な 指 揮 が 別 僉 な 事 乳 待 な 母 遇 は が 武 必 なさ ず 官 皇  $\mathcal{O}$ 地 れ 帝 て 位  $\mathcal{O}$ V 即 る そしてその 位 のであ 前 後 に る。 地 品 位 以 に Ĺ 見  $\mathcal{O}$ 合っ 女 性 た に 俸 し 禄 カュ を得 贈 5 るの n な 4 11 かなら 夫 人の ず、 称 その 号 を得 孫 Þ 7 甥などに お 'n

楽帝 きると 長年仕えてい に 帝 同 続 に 時に、 は < 洪 、熙帝 人以 ることとされ 皇帝 Ĺ は 0 乳 0 養育に深く携わっていたことがわかる。 乳 母 で 母 ているで。このことから考えても、 は が ζ) なく、「保母」 たと思われるが、 に称号が与えられて すべての皇 帝 「保母」 の乳母が 1 る が は「乳 が夫人の 78 そ 母  $\mathcal{O}$ 称号を得て 理 と 同 由 Ł 等 皇  $\mathcal{O}$ 帝 を育て ŧ V) るわ のと見なすことが けで たこと、 は な そし 永

人というカテゴリに分けざるを得なか 母 乳を与える必 が宮人 で やは は、「乳 からなること、 ŋ 母 母 要性から既婚者、 后  $\mathcal{O}$ Þ 近くに 保保 . 日 二 そして乳母 仕 えていた宮人が、そのまま養育係となって は、 それも子供 どのような人があてられたのだろうか。「 はその条件 ったものと考えら がい る 可  $\mathcal{O}$ 特 殊 能 性から、 性が れ る。 高 女官でも妃嬪でも 後宮女性とし 1 たも 保 母  $\mathcal{O}$ ては と考 につ あ 条 りえな え 件 5 1 て が れ る。 いこと か は な 宮 人が ŋ L カゝ 特 か 。 ら、 な 殊 L る場 で 乳 両 あ 母 る。 者 は は が 母 多

だろう では 夫人  $\mathcal{O}$ 称 号を得 たとしても、 乳 母 保母 は 相 変 わ . ら ず宮 人、 つまり 後 宮 内  $\mathcal{O}$ 最 下 層 とし て 0 扱 1 だ 0 た

が 后 人と あ 明 に 史 拝 呼 を示 ことか 謁 ば す れ  $\mathcal{O}$ 命 ることになっていた。 7 后 婦 てい 5 1 妃 る80。こうした人々  $\mathcal{O}$ は る。 内 冠 爵位家や官僚 命 服 に ま 婦と規定できよう。 た女官は つ 1 ての このような外命婦 の妻を指す 記述 最 は外命婦と言わ 高 に でも正 には、 そして冠 言葉で 五. 皇 品 后 で れ あ と同 妃 あることか 服 り、 皇 が 様 宮 后 九 夫 人とは 嬪 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 夫 誕 12 , 5 品 人 生 続 秩に 0 異 ŧ 日 て、 な 称号を得 で ってい ょ あ 元 は る千 0 宮 て夫 女 人 官 てい ることも 秋 0 人 節  $\mathcal{O}$ 前 る乳母 管 な に どの 理 淑 内 下 人 12 宮 際 命 保 徳 あ 人 に 婦 と る宮 は 母 人 扱 • に は 宮 中 宜 0 が に 人 が 1 外 異 命 7 品 な 婦 内 安 0) とは って 規 以 定

夫 人となることは、 n は 大 変 な 特 别 扱 11 で あ ることが わ カコ る。

先であ 固 0 武  $\mathcal{O}$ 后 とな であ 帝 要因 妃 たち が たア啓年 る浣衣 った明 る あ で つ あ をも が たとし れ ほ 代の ど警 局 そうし た 圧 間 に送ら とも 迫 7 で は ŧ 特 戒 L 徴と た L 1 死 乳 れて笞刑にされ、 人 た えよう。 乳 に 言えよう。 々 有 至 母 母 力な外 0 5  $\mathcal{O}$ 、害毒が 保 客 L 皇 帝 母 氏  $\otimes$ が 戚 は ることも 客氏 最 続 奉 が自らを育てた人物を優遇することで、  $\mathcal{O}$ 聖夫 終 くことは 発 そこで亡くなっ 的 ŧ 生 天啓帝 一にも似 なところ あ 人 E 0 なく皇帝の死とともに権力 た 封 Ü 82  $\mathcal{O}$ て 死と同る は 11 5 それ 宮 る。 れ てい 人 扱 を 時に そし 魏 る 83 ° 可 忠 11 であ て、 能 権 賢とともに専 にし 力 を失 洪 0 た たと 武帝 れ は、 V )  $\mathcal{O}$ は い を が どれ 失う点 最後は う証 その 横 危 こう 惧 をふる ほ 人物 明 L تلح 後 で たように は 宮で. た後 皇 が は 1 帝 . 専 な Þ 年老 宮内 横  $\mathcal{O}$ V は ・だろう 厚 多 を ŋ 宮 < Š 遇を受け 皇 内 1  $\mathcal{O}$ るう た 特 帝  $\mathcal{O}$ で 者 弊 カゝ 専 別 は が 制 害 構 時 待 地 行 を 図 遇 12 体 な き着 制 皇帝 位 は が が L 強 た 洪 0 0

### 小結

本 -章 で 括 ず は、 ると、 明 明 代 後 代 後 宮 宮 制  $\mathcal{O}$ 度 女  $\mathcal{O}$ 性 内 容と変遷、 は 后 妃 女 官 その 宮 実 人に 態 に 区 0 分できる いて分析 を 加 え

重 要 まず 視視 后 妃は 7 11 る。 皇 帝 そ لح L 0 て後. 婚 姻 宮に が 目 入 的 9 で た後は、 あ ŋ 選 皇后 抜  $\mathcal{O}$ 条件 を 頂 点とする厳然たる身分制 は + 五. 歳 前 後と 1 う 年 齢 度 制 12 限 組  $\mathcal{O}$ 4 ほ 込 カン ま れ た る 目  $\mathcal{O}$ に 美 な L る。 ささを

決定的 求 8 女 官 5 に れ は · 違 う た。 後 また、 存 宮の文書や物 在 で 三十 あることを示 歳 以  $\mathcal{O}$ 管 上  $\mathcal{O}$ 理 |をする役割を担うことから、 L 婦 7 人 1 t る。 採 用 こ の され 他 てい ることは、 女官には 文字の 六 女官 局 司 は 読み書きや計 لح 婚 1 姻 う機構をもっ 対 象で 算 は とい な 1 てお こと、 0 た事 . り、 務 0 ま 后 能 妃 ŋ 力 后 が لح には 第 妃 とは 異 に な

カュ 後 宮 女 性  $\mathcal{O}$ 絶 対 多数を占  $\Diamond$ た  $\mathcal{O}$ は 宮 人で あ 0 た。 宮 人 は 皇 帝 や 后 妃 0 身 辺 に 仕えて お ŋ そ  $\mathcal{O}$ な か に

制

度

0

上

一で統

制

3

れ

て

V)

た。

は 乳母や保母 0 た皇 帝 0) 養育係になる者も おり、 その功 績 によ り内 命 婦として 特 別 な 地 位 を授けられること

ŧ

あった。

全体的 これら后妃 品な明代 の後宮 女官 0 宮 制 人は 度 は 洪 洪 武 武 帝 年間 が 基 礎 からそれぞ を作り、 明 れ 0) 代を通 規定や制 じて踏襲されたと考えてよいだろう。 度が見られ、 明末まで存続 していることから

### 注

- 1 "皇明祖訓』 内令。「凡皇后止許内治、 宮中諸等婦 女人、 宮門外一 応事務毋得干預。」
- 2 正統帝は九歳、万暦帝は十歳で即位している。
- 3 『明史』巻百十三、后妃伝一、誠孝皇后。

宣宗崩、 英宗方九歳、 ……大臣請太后垂簾 聴 政、 太后  $\exists$ 毋壊祖宗法。 第悉罷 切不急務、 時 時 勖 帝 向学

委任股肱。

4

- 初、后弟増寿常以国情輸之燕、為恵帝所誅、『明史』巻百十三、后妃伝一、仁孝皇后。
- 『明史』 巻百十三、 后妃伝一、 孝荘皇后。 一帝憫 后 族単微、 欲侯之、 后輒 遜 謝。 故 后 家独無封。」

一九九八年。

至是欲贈

爵、

后力言不可。

帝

不聴、

竟封

定国

公。

命其子景昌襲

乃以告后。后曰非妾志也。終弗謝。

5

6

朱子彦

『后宮制度研究』華東師範大学出版社、

- 朱子彦 『帝国· 1九重天-中国後宮制度変遷』 中国人民大学出版社、 二〇〇六年。
- 邱仲麟「明代遴選后妃及其規制」『明代研究』第十一期、二〇〇八年。
- 『明太祖実録』巻六十四、洪武四年四月戊申。

7

昔君天下者、必重後嗣為烝民、主皆選勲徳之家貞良女子、以媲之。

8 明太 袓 実 绿。 六 + 九、 洪 武 兀 年 九 月 丙 辰。 朕 君 天下 封 諸 子 為 王 必 選 名 家賢女為之妃。

9 祖訓 録』内令。

凡天子及親 **清**狎近。 王皇 一妃宮 一人等、 必 須 選 択良家子女、 以礼 1聘娶、 不 拘 ,処所、 勿受大臣 進送、 恐有 姦 計。 但 是 倡 妓不

10 合山究 『選秀女』 لح 明 /清の戯 曲 小 説 明清時 代の女性と文学』 汲古書院、二〇〇六年。

注 11に同 ľ

佐藤文俊

「明代宗室

0

婚

姻

0

性

格」

\_

明

代王

府

 $\mathcal{O}$ 

研

兖

研文出

版、

九

九九九

年。

13 12 11 明太 《祖実録』 巻二百三十 洪 武二十七 年 正 月 丙寅

勅礼部、 於河南 · 北 平 Щ 東・山西 陜西 凡職官及軍民家、 或前 朝 故 官 家 女、 年  $\dot{+}$ 兀 以 上 + 七 以 下 有 容

特無疾、 而家法良者、 令 有 司 礼 之、 俾 其父母親 送至京、 選 立 一為妃。

11に同じ。

『北斎書』巻八、後主紀 '晋書』巻三、武帝紀。「泰 始 九年…… 秋 月 丁 詔 聘 公卿以 下子女以 備 六宮、 采択 未 畢、 禁断 婚

七

酉

朔

(武平)七年……二月辛酉、

括

雑戸女年二十已下十四已上未

朱子彦『帝国

九重天—

中

国

後宮制

度変遷』

中

国

人民大学

出

版

社、

二〇〇六年。

婚悉集省、

隠匿

者

家長

処

死

刑

権

19 18 『廿二史箚記』巻三十二、 明代選秀女之制

万計、 于慎行 賈 且不特此 『筆麈』云、 氏 禍 晋。 也。 可 此事、 来自民 為 前 鑑 間 前 祖宗自有深意、 朝、 則習見閭 本 朝 駙 馬 閻 亦然 生計、 漢宣 一帝 非 可 許 以佐 但 后 微 不 時、 人 由 君。 勲 故 旧 於為后、 若 必 並 出 不 由 於 従官輿 勲 仕 旧 宦 服 遊後。 其 則 意深 勲 而 遠矣 兼 霍 戚 云 后 立, 戚 而 賞賜 兼 動 王氏 以 千

20 明実 録 で は 明 穆 宗 実 録 巻二十 茧 隆 年 月 己 丑: 0 条で 使 用 さ れ 7 11 る 0 4 で あ

21 18 に . 同 ľ

22 世 二 史箚記』 巻三十二、 明 代選秀女之制

今案明代選秀女之制 亦非通行天下。 大概多在 京 師 附 近之処。 初 両 京 並 重、 故 妃 后 尚 有 南 人。 有 明 代 中

葉以後、 選妃多在京師、 不及遠· 方。 恐滋擾 <u>Ш</u>,

23 "形史拾遺記』巻三、 邵貴妃。

于江 太后嘗曰、女子入宮、 南女子者也。 江南人家亦幸無以 無生人楽、 飲 丐恩択送女子入宫。 食起居、 皆不得自 如、 時 如 皆以為良言。 紭 [繋然。 以後 選 へ入宮、 下 江 南 此 我 留 大恩

当

24 "明太宗実録』巻十一、洪武三十五年八月甲 寅

礼法之家有女子及笄、 上 謂 礼部臣曰、 今諸王并世子・ 容貌端厚、 郡 徳行修謹 王多未婚、 者、 其 官給 下 河 舟 南 車、 山 令父母 東 • Щ 親 西 送 • 至京 北 平 諸 以 司 備 訪 選 求 択 官 員、 軍 民 及 前 朝 故 官

六尚 求 民 赴 選 者官給 1.俱未 間 識 院字婦女· 有 人、 駅 舟、 充内職。 爾礼部榜示、 令其父母 上謂礼 親送 中 -外凡軍 京 · 部 師、 臣 日 量授以 民之家有識字婦 玉 家稽古、 職 其 合得俸 置六 人、 尚 以 給其 之官、 年三十至四 親 以 典 仍  $\pm$ 復其 内 事 家。 女子年· 旧 制 婦 十七 選民 人 年 以上、 至 間 五. 識 字 + 不 婦 願 拘 女、 還 容貌、 郷 充之。 里 女子 但 .顧 今

給事 十年以上、 願還家及適人者、 倶 以従之。

25

明

太祖実録』

巻七十四、

洪

武五

年六月癸未。

得 四 上 論 十四四 中書省臣 両 遣 還 日 其 聴其適 中 近者 堪 任 事者 礼部 人。 其已 十四四 奏定中宮女織、 人、 授女職者、 已俱授 遣 令 職 各 有 奉 剖 賜 御 蠲 白 張 其 金 和 、徭役。 + 蔡旺 七 往 両 蘇 以 贍 杭二 其家 州 有年 選 民 間 未 及二十者三十人、 婦 女通 暁 数 願 各賜 入宮者 白

万 暦 野 獲 編 補 遺 巻 宮 闈 選 江 南女子。

26

民 間女子年十三 歳 낈 上、 + 九 歳 以 下 婦 人年三十 歳 **淡以上、** 兀 + 歳 以 下、 夫無 者、 願 入 宮 備 使、 令 各 鈔 為道

里費、送赴京師。蓋女子以備六宮、而婦人則充六尚也

27『礼記』昏義。

古者天子後立六宮、 三夫人・ 九 嬪 · 二 十 七 世婦 八十 御 妻、 以聴天下之内治、 以明 章 婦 順、 故天下 内 和

而

家理。

28 注 25 に同じ。

29 『明太祖実録』巻百三十五、洪武十四年正月庚子。

敕 諭 蘇 • 松 嘉 湖及浙 江 江 西 [有司。 凡民間女子年十三以 Ĺ + 九以下、 婦 人年三 十以 上四 十以 下無夫者、

不問 容貌 妍醜 但無悪疾。 願入宮備使令者、 女子人給鈔六十 錠 婦 人 給 鈔 五. + 錠 為 道 里 費、 送 赴 京師

30『万暦野獲編』補遺巻一、宮闈、採女官。

天順三. 年、 上 命 鎮守浙 江太監盧 永 ·江西太監葉達 • 福 建少 監 馮 讓  $\exists$ 宮中 原 設 六六尚 女官、 以紀内 事、 須 識 字

婦 人充任。 近年多放還家、 及老疾不任事者、 欠人任用。 勅 至、 即 密訪 良家女子 年 + 五 以上、 無夫婦 四 + 以

下。 能読 書写字、 並 諳暁算法者四五十人、 籍記之。 待明春 遣 人同 爾会選。 令其 親 属 送 来。 観 此 勅 則 禁中 須

女官 甚急、 向 来 宮 掖 充満 俱係 北 産、 不 諳 文理、 故 命 江 南 選 択。 不 独 取 其 (美麗

31 注 24 に同じ。

32

33

明史』 巻七十 匹 職 官志三、 女官。 服労多者、 或 五. 載六 載、 得帰 父母、 聴 婚 嫁。 年高 者 許 帰、 願 留 者 聴。

『明英宗実録』巻百五、正統八年六月壬寅。

直 隸 鳳陽 府臨 淮 県 民 劉 昶奏、 臣 祖 母 胡 淑 清 洪 武 間 選 入 内 為 女官、 彼 時 蒙恩、 復 臣 家、 近 年 有 司 仍 令 供 役

望垂矜惻。上命戸部復之如故。

34 『明史』巻百十三、后妃伝一、孝穆紀太后

孝穆 紀 太后、 孝 宗 生 母 也、 賀県 人。 本蛮土· 官女。 成 化 中 征 蛮、 俘 入 掖 庭、 授 女 史、 敏 通 文字、 命 守 内

36 35 明太 祖実録』 巻二十 八上、 吳元年十二月丁 未。

明史』 巻百十三、 后 记 伝 \_\_\_\_

其 洪 (属二 武五年、 十有四、 定為六局 而 尚宮 総 司。 行 六局 局 日 之 尚 事。 宮 戒 尚 令 儀 責 • 罰 尚 服 則 宮 尚 食 正 掌 尚寝 之。 官七十五 尚 功、 司 日 宮 女史十八人、 正 秩皆正 六 視 品 唐 減 百 毎 兀 局 領 兀 余

司

凡以 服労宮寝 祇勤 典 守 而 Ę

39 38 37 明太. 祖実録』 巻七十 应 洪 武五 年六月丁 丑:

明太 明太 祖 祖実録』 実録』 巻二百 巻百六 + 匹 + 洪武 洪 武二 十七七 十八 年四 年 月癸未。 九 月辛 酉

万暦 野 獲 編 補 遺巻 宮闡、 女秀才。

40

凡 諸 宮女会受内 臣教習。 読 書通文理者、 先為女秀才、 逓 陞 女史、 陞宮 官。 以 至六局掌 前。 則 為 清

酌中志』 巻十六、 内 府 衙 門職掌。

宮 内 論 語 教書…… 等書、 所 学規 教宮女、 最 厳 読 能 『百家姓』『千字 通 者 陞女秀才、 文』『孝経 陞 女史、 或陞  $\neg$ 女 宮 訓 正 司 女孝経 六局 掌印 \_ 女誡 凡 聖 母 内 及后妃 .則 詩 礼 儀 大学』 等 事 則女秀 中

注 才為引礼 36に同じ。 <u>.</u> 賛礼 官 也

44 43 42 41 『明史』 明史』 巻百十三、 巻百十三、 后 后 记 伝 妃 伝 0 「是以: 明 太 袓 終明之代、 鑑 前 代 女 禍、 宮壺 粛 <u>\f</u> 清、 綱 陳 紀、 論 者謂其家法之善、 首 厳 内 教。 超 軼 漢 唐

典 故 紀聞』 巻二。

太 祖以元末之君不 能 厳 宮 閫 之政、 至 宮 嬪 女謁 私 通 外 臣 而 納 其 賄 賂 或 施 金 帛 於 僧 道 或 番 僧 入宮中

華

内

職

戒、 観 子 以 帛 后 之尊 官 及 其 焼 親 証 香 不 用 而 礼 王 覆 取 百 大 告星 奏、 后 薬 物 止 臣 之供、 得 妃 而 命 Ë 而 宮 治 斗 婦 ż 輒 嬪 宮 類 擅 等 皆 群 中 亦 領 臣 自 嬪 往 命 之 尚 婦 其 必 来 (禁尤厳。 部 之事、 婦、 慎選良家 宮奏之、 禁 者、 掖、 於 皆 即 慶 淫 論以 節 而 子 宮 涜 後発 門之 朔 丽 邪 死、 望 聘 乱 内 外、 焉 或以私書出 朝 使 礼 見中 監 毫髮事 戒 法 官覆 勿 蕩 ?受大臣 宮 然、 奏、 而 不 外 术 預 以 者、 焉。 方 至 所 進、 得 無 於 罪 故 赴 自 亦 恐其 詗 所 后 如 不 部 妃 遂 之。 (夤縁) 得 関 以 深 領。 入 下 戒 宮嬪以 宮 至 為 前 中。 奸 若 嬪 代之失、 尚 侍 下 宮 女 遇有 不 使、 君 不及 利 於 著 亦 病 奏、 国 無 為 大 有 小 也 雖 令 典、 衣 見 医 而 者 外 至 朦 食之費、 於 俾 命 不 朧 得 発 外 婦 世 内 守 臣 之 入

礼。 宮 官

天

中

金

銭

請

謁

注 注 恭肅 明 13 に 34 史 貴 に . 同 同 巻 百 妃 万 U ľ +

48 47 46 45

注

1 に

同

ľ

明 史 巻百十 氏、 匹 城 后 后 妃伝 妃 伝 兀 歳 選 孝靖王太后。 恭 入掖廷、 肅 貴妃。

孫太后宮女。

及長、

侍

於

母

以子

寧分差

等

耶

50 49

明恭明史献史 史 賢妃 巻百十三、 権 氏、 后 记 伝 永楽時、 恭 然就賢妃。 鮮貢 女 充 掖 庭、 妃 与 焉

史 巻百 十三、 一、后妃伝朝鮮人。 伝 孝 也惠。邵朝 太后

恵 ド 邵 太 サ・ゴンサー 后 憲宗 妃、 レ 興 ス 献 帝母 、長南実、 父林、 訳) 『チナ 昌 化 帝 人、 玉 甚、 岩 波 必書店、 於 杭 州 鎮 九 六 守 太 五 年。 妃 注 由 18 此 に 入 同 ľ

玉 宮 史 巻二。 「明 季宮 1女至九千: 内 監至十 -万人、 荘 飲 食不 -能遍 及、 日 有 餓 死 者。

54 53 52 51 明 明 史 太 祖 |実録| 巻百 十三、 百二十四 后 妃伝 <del>\_</del> ° 諸 洪 武二十六年正月 妃 位号亦 惟 取 賢 Ţ 淑 ₩, 美 敬 李氏 • 恵 為 賢 順 妃 康 葛 寧 氏 為 為 称。 麗 妃 劉 氏 為

明 太 宗 実 録 巻 八 + 八、 永 楽 七 年二 月己 卯。

立 張 氏 為 貴妃 権 氏 為賢 妃 任 氏為 順妃、 命 王氏 為 昭 容、 李 氏 為昭 儀、 呂 氏 為 婕 妤 崔 氏 為 美 人。 張 氏 故

55 追 封 河 間 忠 武 王王之女。 王氏蘇 州 人。 余皆朝 鮮 人。

万曆 万暦 野 野 獲編』 獲 編 補 巻三、 遺巻一、 宮闡、 宮闈、 封 妃 仁廟殉葬諸妃。 異 典。 「皇貴妃 始於宣 至 宣 廟 廟 始 朝 加 是固 孫 氏為皇貴妃。 **[**然矣。

56 明 世 宗 実 绿。 巻 古 十 八、 嘉 靖 九 年十 月壬 立戌。

明 世 宗 実録』 巻百二十三、 嘉靖十年三月丁亥。

60 59 58 57 明 世 宗 実録』 巻百五 十八、 嘉靖十三 |年正月乙巳。

嘉靖十三年、 二十六年、 三十一年、 三十四年、 兀 十三 年 بخ 淑 女 選 び が 行 な わ れ 7

1

る。

読礼 1通考』 巻七十五

万 暦 野獲編』 巻三、 宮闈、 東宮 I妃号。

61

万 暦 丙午 春三月、 上 以皇太子第一子生、 其 生 母 為 欽 命 選 侍 王 氏。 未 有 封号、 命 内 閣 及 礼 部 議 進 呈。 初 擬 皇

太子嬪、 不允。 又 擬 漢皇太子: 夫人、 亦 不当 聖 意。 乃 下 聖 諭 進 封 為 才

63 62 注 44 に同じ。

一酌 中 志 巻十 六、 内 府 衙 門 職 掌

浣衣 局。 惟此署 不 在 皇 城 角 在 徳 勝 門 迤 西 俗 称 漿 家 房者 是 也。 凡 宮 人年 老 及有 罪 退 廃 者、 発 此 局 居 内

例 有 供 給米 其自 斃 以 防 洩 漏 大 内 之 事、 法至善也。 天啓七. 年十一 月、 客氏 答死于 此

万 暦 野 獲 編 補 遺巻三、 畿 輔 安楽堂

64

廷宮人無位号名秩而 病 衙門職掌。 病故、或以譴責死者、t 其 屍 亦 伝 達 安 楽 堂。 又転 致 停尸 房。 易 朱 棺 再 送 火

酌 [中志] 巻 十 <del>大</del>、 内 府 衙

北 安門 裏 掌 房 官 員 掌 司 数 + 員。 凡 在 裏内 官 及 小 火 者 有 病 送 此 処 医 治 痊 可 之 日 重 謝 房

主 消 仮 供 職。 如 不 幸 病 故、 則 各 有 送 終 内 官 啓 胴 符、 出 北 安 門、 内 官 給 棺 木、 惜 薪 司 給 焚 化 至

楽堂 焚化 皆祖· 宗為中官始 終之大 、恩也。

65 酌 中 志 巻十 六、 内 . 府衙 門職 掌。

浄楽堂。 在西直門外、 内官経営数人。 凡 宮 女 内官無親属 者、 死後於焚化。 堂有 東 西二 塔、 塔下 有智井、

盛貯骨灰之所。

66 **酌中志**』 巻十六、 内 府 衙 門 職 掌。

内安楽堂。 在金鼇 玉 蝀 橋 西、 羊 房 來道。 掌 司 其 事者二三十人。 凡 宮 人 病 老 或 有 罪、 先 発 此 処、 待

年

再

之 浣· 衣局 也

67

明 史 巻百十 应 后 妃伝二、 孝定李太后。

日 帝入侍、 太后 問故。 帝日、 彼都人子也。 太后大怒曰、 爾 亦 都 人子。 帝 惶 恐、 伏地 不 敢 起。 蓋 内

人日都 人、太后亦由宮人進、 故云。

68

明

史

巻百十四、

后妃伝二、

孝靖王太后。

有身。

光宗生母也。 初為慈寧宮宮人。 年長矣、 帝過 慈 寧、 私幸之、

明太祖実録』 巻三 十四、 洪武元年八月甲午。

明史』 巻六十六、 輿服二、 宮人冠服

明史』 巻七十四 職官志三、 女官。

明史』 巻百十 匹 后 妃 伝二、 孝烈皇后。

74 73 72 71 70 69 明 世宗実録』 卷二百六十七、 嘉 靖二十一 年十 月 丁

万 暦 野 獲 巻十八、 刑 部 宮 婢 肆 逆。  $\sum_{}$ 0 他  $\neg$ 松 窗夢 語 巻 五. 災異紀にも見ら

酉

68 に . 同

75

廷

呼

宮

76

『明 神 宗実 《慎夫人徐氏為生不実録』 巻四、 海佑聖夫人、 , , , , , , , , 八月乙

改封 廉 給 誥 服、卯。 陞其 姪 錦 衣 衛 正 千戸、 徐鴻為指揮僉事。 以 徐 氏 有 侍 聖 母 労 也

78 77 明仁宗実録』 明太宗実録』 巻四 十一、、 永楽二十二年八月丁 永楽三. 年四月辛巳。 「追封乳母 保母金氏為翊聖恭惠夫人。」 八馮氏、 為保聖賢順夫人。」

郭。「

贈

79 明英宗実録』 巻百四十、正統十 年四月乙卯。

巻一下、

賜輔聖夫人藺氏、 佐聖夫人李氏、 誥命以其保衛聖躬年

> 多 効勤

労也。

"明史』巻六十六、 輿服二、 内命 ·婦冠服。

81 80 明太祖実録』 巻六十二、 洪 武四 年三月乙巳。

定命婦封号一品・二品為夫人、三品淑 兀 品 徳 五品 宜 人、 六品 安人、 七 品品 儒 公侯 伯子 男各 随 其夫

83 82

63 に 同じ。

『明史』 巻百十 厄 后 妃伝二、 裕妃張氏。

## 六尚局変遷表 ※『明史』および『明太祖実録』により作成

## ①洪武五年(1372)六月丁丑

尚宮局 尚宮(二人) — 司紀(二人)

司言 (二人)

司簿(二人)

司闈 (四人)

女史(六人)

尚儀局 尚儀(一人) — 司籍(四人)

司楽(二人)

司賓 (四人)

司賛 (四人)

女史 (三人)

尚服局 尚服(一人) — 司宝(二人)

司衣 (二人)

司仗(四人)

司飾 (二人)

女史 (二人)

尚食局 尚食(一人) — 司饌(四人)

司醞 (二人)

司薬 (二人)

司供 (二人)

女史 (二人)

尚寝局 尚寢(一人) — 司設(四人)

司輿 (二人)

司苑 (二人)

司燈 (四人)

女史(二人)

尚功局 尚功(一人) — 司製(四人)

司珎 (二人)

司綵 (二人)

司計 (二人)

女史 (二人)

宮正司 宮正(二人) — 女史(二人)

## 六尚局変遷表 ※『明史』および『明太祖実録』により作成

### ②洪武十七年(1384)四月癸未

局名 正五品 正六品 正七品 尚宮局 尚宮(一人) ― 司記・司言・司簿・司闈 ― 掌記・掌言・掌簿・掌闈 ― 女史(六人) 尚儀局 尚儀(一人) ― 司籍・司楽・司賓・司賛 ― 掌籍・掌楽・掌賓・掌賛 ― 女史(二人) 尚服(一人) ― 司宝・司衣・司仗・司飾 ― 掌宝・掌衣・掌仗・掌飾 ― 女史(二人) 尚服局 尚食局 尚食(一人) ― 司膳・司醞・司薬・司饎 ― 掌膳・掌醞・掌薬・掌饎 ― 女史(二人) 尚寝(一人) ― 司設・司輿・司苑・司燈 ― 掌設・掌輿・掌苑・掌燈 ― 女史(二人) 尚寝局 尚功(一人) ― 司製・司珎・司綵・司計 ― 掌製・掌珎・掌綵・掌計 ― 女史(二人) 尚功局 宮正司 宮正(一人) — 司正(一人) ——— **———** 女史(二人)

### (3

③洪武二十	八年(1395)九月	辛酉		
局名 尚宮局	正五品 尚宮(二人)	正六品 一 司記(二人) 司言(二人) 司簿(二人) 司蘭(六人)	正七品 - 典記(二人) 典言(二人) 典簿(二人) 典讚(二人) 典闈(六人) -	正八品 掌記(二人) — 女史(六人) 掌言(二人) — 女史(四人) 掌簿(二人) — 女史(六人) 掌闡(六人) — 女史(四人)
尚儀局	尚儀(二人)	<ul><li>一 司籍(二人)</li><li>司楽(四人)</li><li>司賓(二人)</li><li>司替(二人)</li><li>形史(二人)</li></ul>	<ul><li>典籍(二人) —</li><li>典楽(四人) —</li><li>典賓(二人) —</li><li>典賛(二人) —</li></ul>	掌籍(二人)       — 女史(十人)         掌楽(四人)       — 女史(二人)         掌賓(二人)       — 女史(二人)         掌賛(二人)       — 女史(二人)
尚服局	尚服(二人)	<ul><li>一 司宝(二人)</li><li>司衣(二人)</li><li>司飾(二人)</li><li>司杖(二人)</li></ul>	<ul><li>典宝(二人) —</li><li>典衣(二人) —</li><li>典飾(二人) —</li><li>典仗(二人) —</li></ul>	掌宝(二人) — 女史(四人) 掌衣(二人) — 女史(四人) 掌飾(二人) — 女史(二人) 掌仗(二人) — 女史(二人)
尚食局	尚食(二人)	<ul><li>一 司膳(四人)</li><li>司醞(二人)</li><li>司薬(二人)</li><li>司饎(二人)</li></ul>	<ul><li>典膳(四人) —</li><li>典醞(二人) —</li><li>典薬(二人) —</li><li>典饎(二人) —</li></ul>	掌膳(四人) — 女史(四人) 掌醞(二人) — 女史(二人) 掌薬(二人) — 女史(四人) 掌饎(二人)
尚寝局	尚寝(二人)	<ul><li>一 司設(二人)</li><li>司輿(二人)</li><li>司苑(二人)</li><li>司燈(二人)</li></ul>	<ul><li>一 典設(二人) 一</li><li>一 典輿(二人) 一</li><li>一 典苑(二人) 一</li><li>一 典燈(二人) 一</li></ul>	掌設(二人) — 女史(四人) 掌輿(二人) — 女史(二人) 掌苑(二人) — 女史(二人) 掌燈(二人) — 女史(二人)
尚功局	尚功(二人)	<ul><li>一 司製(二人)</li><li>司珍(二人)</li><li>司綵(二人)</li><li>司計(二人)</li></ul>	<ul><li>典製(二人) —</li><li>典珍(二人) —</li><li>典経(二人) —</li><li>典計(二人) —</li></ul>	掌製(二人) — 女史(四人) 掌珍(二人) — 女史(六人) 掌綵(二人) — 女史(六人) 掌計(二人) — 女史(四人)
宮正司	宮正(一人)	一 司正(二人)	一 典正(四人) —	女史(四人)

(嘉靖)年月 名 生前の身分 追封 死後の扱い										
		名	生前の身分		追封	死後の扱い				
二十九年	三月	包氏	未封妃	薨	宜妃	喪祭如皇妃礼				
五月		陳氏	"	卒	静妃	喪葬如妃礼				
	三十年 六月 何日		"	薨	睦妃	賜祭葬如懐栄賢妃例				
三十一年	六月	王氏	"	薨	麗妃	n				
三十二年	四月	王氏	"	薨	荘妃	喪礼如睦妃例(嘉靖三十年六月)				
	七月	褚氏	"	薨	晏妃	詔喪礼如睦妃例(嘉靖三十年六月)				
	八月	張氏	"	薨	常妃	詔喪礼如晏妃例(嘉靖三十二年七月)				
三十三年	三月	彭氏	IJ	薨	安妃	喪葬如例				
三十四年	六月	高氏	IJ	薨	和妃	喪儀如睦妃何氏例(嘉靖三十年六月)				
	九月	耿氏	"	薨	平妃	IJ.				
	閏十一月	呉氏	"	薨	定妃	IJ.				
三十五年	正月	李氏	"	薨	順妃	治喪葬如例				
	二月	王氏	未封宮嬪	卒	懐嬪	喪葬如妃礼				
	四月	黄氏	未封嬪	卒	常嬪	喪祭如例				
三十六年	八月	王氏	未封妃	薨	懐妃	喪礼如順妃李氏例(嘉靖三十五年正月)				
	十月	馬氏	"	薨	常妃	喪儀如常嬪黄氏例(嘉靖三十五年四月)				
三十七年	閏七月	張氏	JJ	薨	安妃	治喪葬如例				
	十一月	楊氏	未封	薨		治喪葬如常嬪黄氏例(嘉靖三十五年四月)				
三十八年	五月	劉氏	JJ	薨	康嬪	詔喪礼如常嬪馬氏例(嘉靖三十六年十月)				
	十月	楊氏	"	薨	常嬪	祭葬如例				
	十一月	張氏	JJ	薨	"	JI .				
三十九年	五月	于氏	未封妃	薨	宜妃	治喪葬如例				
四十年	四月	傅氏	未封宮人	薨	常嬪	II				
四十二年	八月	武氏	未封宮御	卒	"	喪礼如康嬪劉氏例(嘉靖三十八年五月)				
	九月	諸氏	JJ	卒	静妃	治喪葬如例				
	十月	張氏	IJ	卒	和妃	n				
四十三年	七月	田氏	未封宮嬪	薨	静嬪	n				
	八月	高氏	未封妃	薨	安妃	n				
四十四年	二月	孟氏	未封宮御	薨	安嬪	n				
	八月	宋氏	"	薨	麗嬪	n				
	九月	杜氏	"	薨	荘妃	詔喪葬如例				
四十五年	六月	王氏	未封妃	薨	康妃	治喪葬如例				
	"	楊氏	"	薨	崇妃	喪葬如皇貴妃閻氏例				
	"	任氏	未封宮嬪	薨	和嬪	治喪葬如例				
	十一月	高氏	未封宮御	薨	常嬪	n				
	"	王氏	IJ	薨	"	II				
○未封妃	——————————————————————————————————————		○未封者		- - 十七,	Ι				

〇未封妃 ——十九人 〇未封者 —— 十七人 · 宮人 (一人) 宜妃(二人) 宮嬪(三人) 和妃 常妃(二人) 懐嬪、静嬪、和嬪 平妃 常嬪 安妃 (三人) 定妃 •嬪(一人) ・未封 (四人) 静妃 常嬪 常嬪(2人) 順妃 ・宮御 (八人) 睦妃 懐妃 康嬪(1人) 麗妃 康妃 常嬪(3人)、安嬪、麗嬪、 不明(1人) 崇妃 荘妃 静妃、和妃、荘妃 晏妃

~	<u> </u>	洪武帝		油立产	永楽帝	
	$\overline{}$	<b> </b>	\ <b></b> = = = =	建文帝	<b>小禾市</b>	3.6 mat
			追贈			追贈
量	是太后					
	皇后	馬氏	馬氏	馬氏	徐氏	徐氏
	貴妃	孫氏•趙氏			張氏•王氏	
	賢妃	李氏			権氏•喻氏	
	恵妃	郭氏•劉氏				
	淑妃	李氏				
	敬妃					
	順妃	胡氏			任氏	
妃	麗妃	葛氏•謝氏				
妃	充妃	胡氏·呉氏				
	成妃					
	寧妃	郭氏				
	元妃					
	恭妃					
	定妃	達氏				
	安妃	鄭氏				
	昭容				王氏	
	昭儀				李氏	
	婕妤				呂氏	
	美人	李氏			崔氏	

韓妃·周妃·邸氏 余妃·楊妃·王氏

※『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。 それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。 (殉葬は、次の皇帝によって追贈されたものを記載。)

9710/250		洪熙帝			宣徳帝					
			追贈	殉葬		追贈	殉葬			
皇	太后				張氏(洪熙帝皇后)					
皇后		張氏			胡氏(廃后)•孫氏					
	貴妃	郭氏		郭氏	孫氏		何氏(恵妃より)			
	賢妃	李氏			呉氏		趙氏			
	恵妃	趙氏			何氏		呉氏			
	淑妃	王氏		王氏	劉氏		焦氏·諸氏			
	敬妃	張氏					曹氏			
	順妃	張氏	張氏	譚氏			徐氏			
妃	麗妃	王氏	李氏	王氏			袁氏			
ΆĽ	充妃	黄氏					李氏			
	成妃						何氏			
	寧妃									
	元妃									
	恭妃						諸氏			
	定妃									
	安妃									
	昭容	王氏								
	昭儀									
	婕妤									
	美人									

張氏 郭嬪

※『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。 それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。 (殉葬は、次の皇帝によって追贈されたものを記載。)

明代后妃表3										
		正統帝(	景泰帝							
			追贈		追贈					
太	皇太后	張氏(洪熙帝皇后)								
	孫氏(宣徳帝皇后)		孫氏(宣徳帝皇后)							
_ =	E			呉氏(宣徳帝賢妃)						
		銭氏	張氏(洪熙帝皇后)	汪氏(廃后)						
皇后			胡氏(宣徳帝皇后)	杭氏						
			孫氏(宣徳帝皇后)							
	皇貴妃	周氏(貴妃より)		唐氏						
	貴妃	周氏								
	賢妃	王氏								
	恵妃	王氏	劉氏(敬妃より)							
	淑妃	高氏								
	敬妃	劉氏								
	順妃									
	麗妃	劉氏								
	充妃		余氏							
	成妃	張氏								
	寧妃									
妃	元妃									
ᄮ	恭妃	劉氏•楊氏								
	定妃									
	安妃	楊氏								
	宸妃	萬氏								
	昭妃	武氏								
	端妃									
	徳妃	魏氏・韋氏・張氏								
	貞妃	王氏								
	和妃	宮氏								
	静妃									
	荘妃	趙氏								
	栄妃									

劉氏・陳氏・王氏

※『明史』・『明実録』の記載をもとに作成。 それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

/		成化	帝	弘》	治帝	正徳帝		
			追贈		追贈		追贈	
太	皇太后			周氏(正統帝貴妃)		王氏(成化帝皇后)		
	皇太后	銭氏(正統帝皇后)		王氏(成化帝皇后)		張氏(弘治帝皇后)		
4	<b>E</b>	周氏(正統帝貴妃)						
		呉氏(廃后)	銭氏(正統帝皇后)	張氏	周氏(正統帝貴妃)	夏氏	王氏(成化帝皇后)	
	皇后	王氏			紀氏(弘治帝生母)			
	皇貴妃	萬氏(貴妃より)						
	貴妃	萬氏・邵氏(宸妃より)						
	賢妃	柏氏				沈氏		
	恵妃	郭氏						
	淑妃		紀氏(弘治帝生母)					
	敬妃	王氏						
	順妃	王氏						
	麗妃	章氏						
	充妃							
	成妃							
	寧妃							
妃	元妃							
,,,		楊氏						
	定妃							
		姚氏						
	宸妃	邵氏						
		王氏						
		潘氏						
		張氏				呉氏		
	貞妃							
	和妃	梁氏						
	静妃	岳氏						
	荘妃							
l	栄妃	唐氏						

<sup>※『</sup>明史』・『明実録』の記載をもとに作成。 それぞれの皇帝在位中の動きをまとめたものである。

ŕ	<u> 代后数</u>	,, <del>,,</del>	嘉靖帝		隆慶帝
			追贈		追贈
' '	太皇太尼	張氏(弘治帝皇后)	邵氏(成化帝貴妃)		陳氏(隆慶帝元配)
	皇太后	邵氏(成化帝貴妃)			杜氏(嘉靖帝康妃)
		蒋氏(嘉靖帝生母)			TEN SEPHINACIO
		陳氏	張氏(弘治帝皇后)	陳氏	陳氏(嘉靖帝皇后)
	皇后	張氏(順妃より。後に廃后)	夏氏(正徳帝皇后)		
L		方氏(徳嬪より)	方氏(嘉靖帝皇后)	+	
		<ul><li>沈氏・王氏(貴妃より)</li><li>沈氏(宸妃より)・閻氏(麗妃より)・王氏(昭嬪より)・文氏(敬妃より)</li></ul>	閻氏(貴妃)	李氏	
	賢如		鄭氏(賢嬪)	江氏·姜氏	
	惠妃			馬氏	
		張氏		秦氏	
		文氏	* ( / + +1)	荘氏	
	麗如	: 張氏 - 閻氏(麗嬪より)	李氏(未封)		
	成如		工具(水田)		
	寧如				
	元如				
		文氏	19 of (±±1)	李氏	
	定好		呉氏(未封) 彭氏(未封)・張氏(未封)・高氏(未封)	楊氏	
ĺ		沈氏(僖嬪より)・王氏	W PO(CIT#17 - 18.PO(CIT#17   10) PO(CIT#17	الالادا	
	昭妃				
		曹氏(端嬪より)		董氏	
		張氏		李氏	
	<b>貝</b> 死	馬氏	高氏(未封)・張氏(未封)	趙氏	
	静妃		陳氏(未封)・諸氏(未封)	赶以	
		趙氏	楊氏(未封)・馬氏	王氏	
		王氏(徽嬪より)			
Þ	容好			韓氏	
	<b>正</b> 死	宋氏	包氏(未封)·干氏(未封) 何氏(未封)		
	知如				
		尚氏			
	奇如			葉氏	
		江氏(恭嬪より)			
	<b>棄如</b> 英如	陳氏(雍嬪より)		魏氏	
	意如	<del>-1</del>		姚以	
	裕如				
		趙氏(栄嬪より)		于氏	
		杜氏(康嬪より)	王氏(未封)	mı -	
	<b>荘好</b>	。   徐氏	王氏(未封)・杜氏(未封)	劉氏	
	常如	<del>-1</del>	張氏(未封)・馬氏(未封)		
	傷如				
	晏妃		褚氏(未封)		
	平如		耿氏(未封)		
	<b>慎</b> 妃 良妃				
	純如				
	懐如	<del>-1</del>	王氏(未封)		
		盧氏(端嬪より)			
L	礼如	-\			
		方氏       鄭氏・王氏			
		王氏·郭氏			
		閻氏	宋氏(未封)		
		章氏			
	安维		孟氏(未封)		
		<u>盧氏</u>   沈氏	任氏		
	康娘				
		王氏			
	賢娘	<del>-1</del>			
	靖塘	<del>-1</del>			
剪	<b>慎娘</b> 端娘				
*3	淑娘				
l		李氏			
l	恭嫌	江氏			
	順頻	1			
1		趙氏·余氏   王氏·徐氏			
ĺ		主氏・徐氏   王氏			
1		並氏   並氏			
1	常娘	仁氏・劉氏・張氏	黄氏(未封)・楊氏(未封)・張氏(未封)・傅氏(未封)・武氏(未封)・高氏(未封)・王氏(未封)		
ı		陳氏			
ı		工の	田氏(未封)	-	
l	直頭 懐娘	王氏	王氏(未封)		
	RES SE	<u> </u>			i .

用代		

明	代后妃						出独立		
	$\overline{}$	万曆帝			泰昌帝	天啓帝		崇禎帝	*
*	皇太后		追贈		追贈		追贈		追贈
		陳氏(隆慶帝皇后) 李氏(隆慶帝貴妃)	李氏(隆慶帝貴妃)				王氏(泰昌帝生母) 王氏(天啓帝生母)	劉氏(崇禎帝生母)	
	皇后	王氏	陳氏(隆慶帝皇后) 王氏(万暦帝皇后)			張氏	郭氏(泰昌帝元配)	周氏	張氏(天啓帝皇后) 郭氏
	皇貴妃	鄭氏(貴妃より)	李氏			范氏			鄭氏(万暦帝皇貴妃)
		王氏(恭妃より)				任氏			田氏(崇禎帝貴妃)
	貴妃 賢妃	鄭氏(徳妃より)・李氏			劉氏(崇禎帝生母)	李氏		田氏(礼妃より)・袁氏(淑妃より)	劉氏
	恵妃				到以(未按市工時)				立り込
	淑妃							袁氏	
	教妃	李氏							
	麗妃	常氏(宮人より)・李氏							
	成妃					李氏			
	寧妃								
	元妃 共妃	王氏(宮人より。泰昌帝生母)	)						
	定妃		,						
	安妃								
	<b>宸妃</b> 昭妃	別氏							
		周氏(端嬪より)							
		鄭氏(淑嬪より)・李氏・許氏							
	貞妃 和妃					-			
	静妃								
	栄妃	王氏(安嬪より)							
	像妃 容妃	担氏				任氏			
妃	宜妃	物氏 一				迁氏			
	睦妃								
	知妃								
	樂妃 寿妃								
	奇妃								
	<b>東妃</b>								
	<b>棄妃</b> 英妃								
	意妃					范氏			
	裕妃					張氏	##/+D#@#\		
	<b>蘇妃</b> 康妃						傅氏(泰昌帝選侍) 李氏(泰昌帝選侍)		
	在妃						李氏(泰昌帝選侍)		
	永妃								
	常妃		王氏						
	晏妃								
	平妃 慎妃								
	良妃					王氏			
	純妃					款氏			
	懐妃 靖妃								
	礼妃							田氏	
	徳嬪	李氏							
	荘嬪 寧嬪					-			
	<b>平</b> 項					L			
	恵嬪								
	安嬪 和嬪								
	信嬪	~~							
	康嬪 徽嬪								
	野嬪								
	慎嬪	魏氏·耿氏							
嬪	端旗								
	淑嬪 数嬪	鄭氏 邵氏·趙氏							
	恭嬪								
	順嬪 栄嬪					1			
	昭嬪								
	裕嬪					張氏			
	婉嬪								
	雍嬪								
	静坡								
	宜嬪 懐嬪								
		<ul><li>■・『明実録』の記載をも</li></ul>			l				

## 第一 明 代 0 皇 后 皇 太后 嫡 母 ح

## 前 言

 $\mathcal{O}$ 頂 第 点に 章 で <u>\f</u> 0 は  $\mathcal{O}$ 明 は 代 皇 0 後 后 ŧ 宮 制 L < 度 は 0 皇太 内 一容と制 后 で 度に あ る。 0 1 て、 明 6 か に L た。 后 妃 • 女 官 宮 人で 構 成さ れ る 後 宮 は そ

また、 る。 て垂 で皇帝に が .. 少 言うまでも クな そ 簾 れら 聴 出 安勇 が、 政を 対する優 12 ょ 行 氏 な 皇 ると皇 なう く皇 は 后 が 位 皇 など、 間 太 一后は が 違 認 后 后 は、 8  $\mathcal{O}$ 皇 いなく存在したとわかっている漢代の 6 権 時に大きな影響を与えてきた。 帝 れるとしている1。 先帝とともに天命を受け宗廟を奉ずる資格を得ていたことから、 威は皇帝の  $\mathcal{O}$ 妻で あり、 嫡妻であ 中 国 歴 ることに由 代 王朝に 皇帝 必ず 来 Ĺ が始め 研究では、 存 在し、 V) わば嫡妻 て 子 登場する秦代 が幼 谷口やすよ氏と渡辺 権 くし をもって権 て即 では 位 L 力を握るとし た場 皇 , 義 皇 后 帝 浩 合 に  $\mathcal{O}$ 氏 0 は 母という点  $\mathcal{O}$ 皇 11 Ł 7 太 て 0 0) 后 とし が 記

生母 追 皇后は  $\mathcal{O}$ で 量 贈 すす あ 産 る先 る は 皇 権 動 帝 きが 威 代 (T) 妻で 庶  $\mathcal{O}$ ,見ら 妮妃 低 あ 下 の二人の れる。 るが、次の皇帝の生母とは限らない場合がある。その を招くことに L 母を持つことになる。 かしそれは皇帝と一 な 5つた20 体 彼女たちに 0 ŧ のとされる皇后 対する扱い は、  $\mathcal{O}$ とき新 優 越を安 後 漢 皇  $\mathcal{O}$ 帝 が 早 は 破 11 嫡 るもの 母 段 階で で あ る先 で 生 あ 母 12 代 皇 皇 后 ま 后 を死

后 後

は 人 ず 祖  $\mathcal{O}$ 廟 る 母  $\mathcal{O}$ ょ 0 で を うに で あ カン る太 あ か る 3。 え 嫡 廟 るな 妻であることでも 0) カゝ 祭祀 で、 に、 生 母 本来であ 0 地 って 位 上 7 、た皇后 昇 れ E ば祀 つとめ 5  $\mathcal{O}$ れ 権 威 る な 様 は、 1 は 子 ずの , が 見 次第に低下してゆく。 生母 て取 を祀ろうとする動 れ る。 こうし た 方で皇 傾 きが 向 は その 帝 は、 唐 代 後 を経 t 嫡 続 母 と生 7 き、 宋代 母 0 1  $\mathcal{O}$ 出

眀 代 お 1 て ŧ 皇 帝 不 在 など  $\mathcal{O}$ 皇 位 継 承 間 題 が 生じ た 時 は 皇 太 后 が 対 処し てい るが 本 章で は そ  $\mathcal{O}$ 皇 太 后  $\mathcal{O}$ 

載

あ

権 威 が 漢 代 カコ 5  $\mathcal{O}$ 流 れ 0 な カコ で、 تلح 0) ような 位 置 づ け が できる 0 か 考察 7 み

## 第一節 皇后の起源と変遷

称し、 のとしては、『漢書』 ところが初 后とは、 妾は皆 皇帝の 「夫人と称す」という記 めて皇 帝 正 0) 妻 を 「漢が興 称 を指す用 i た 秦 b, 0) 語 述の 始 である。 秦の称号に因り、 皇 みである4。 帝 。 シ 皇 つまり、 后 について、『史記 皇帝 帝 母を皇太后と称し、 が 1 て初めて登 に は 記 場 載 がが 祖母を太皇太后 L た地位 な とい その え 存 と称 る。 在  $\mathcal{O}$ 可 能 妻を皇 性 を示 す 后

ことは 述が少 備されておら として権 嫡妻であ もに宗廟を奉じ、 ている。 秦に皇 代の皇后につい な 共 このようにあい 通 V ) 一后が 「威をもったとしている5°。 ることに 心してい ず、 また高祖皇 いたかどうかはともかく、 により、 、 る。 天下の母として君臨する存在とされる。「天子と后は、 皇 ての 后 こうした思 0 まいな点もあるが、少なくとも漢代から皇后が存在したことは 権 皇帝と一 研究は、 后呂氏を「帝后」「正后」と表記しており、 威 が 明確に 体とみなされ 想は 谷口やすよ氏や渡辺義浩氏のものがある。 いずれにせよ、 認 前 記識され. 秦の制度にならったという漢の皇后についても、 漢初期に るの た。 成 は、 皇后が皇帝とともに宗廟を奉ずることで権 岡安勇氏はこの 立 l 後宮が本格的に組織 ていたが 点について、 皇后という言 そのころはまだ立 日と月、 それによると漢代 される武帝時 実母に限らず 陰と陽 葉は 恵 一后に関 間 のように」 帝 Þ 代後半とされるで。 違 皇 1 后 は はする儀 皇 0 張 威をも な り 太 皇 氏  $\neg$ 皇 と言えよ 史記』 后 后 か 礼 0 は 后 は 5 なども たとす 皇 使 皇 は 帝 に 帝 皇 用 لح う。 帝  $\mathcal{O}$ さ は る 母  $\mathcal{O}$ 記

漢でも で 7 あ そ 皇 0 れ 后 た は  $\mathcal{O}$ 続き 権 威 は 皇 后 前  $\mathcal{O}$ 漢 尊 末 に は 朕 は لح 同 皇 体 后 の尊 宗廟を承け、 は 天子に ひとし 天下に母たり」とあるように、 とされ、 皇 后  $\mathcal{O}$ 尊 厳 が 皇帝と皇 皇 帝と 同 后 等となる。 は同 尊であ

こうし たな かでし ば L ば 間 題 となっ た の は、 皇后 と皇 帝 生 母 が異 な 0 た場合 0 後者  $\sim$ 0) 尊号であ る。 母 は 子 を

あ 以 7 尊 皇 后 0 優 越 を 妾 が 破 る Ł  $\mathcal{O}$ で あ り 皇 帝 体 لح 見 な さ れ る 皇 后 لح は 対 立 す る存 在 な る で

発 で 皇 ŧ は 前 す 皇 后 漢 で 追 后 は 贈 7  $\mathcal{O}$ 権 を 0 皇 行 皇 威 后 0 な 太  $\mathcal{O}$ 相 0 后 権 対 7 は 威 的 お 先 が 低 ŋ 増 帝 下 皇 L - であ さら て 后 で しい ŋ, に < あ 過 桓 ŋ 子 帝 程  $\mathcal{O}$ に か 嫡 なると、 皇 ら、 母 帝  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 宣 権 権 帝 威 威 生 が 以 に 母 降 確 屈  $\mathcal{O}$ 立 は L 生 皇 L た 前 たと 太 形 に 后 とも 言 皇 を 先 Iえるが 后 号が 言え 帝 皇 る 贈 后 10 b が その ħ 称 す る ることが 動 方で きも 見 和 帝 5 慣 が亡く れ 例 とな た。 なっ 皇 つ た。 后 た 生  $\mathcal{O}$ 漢

帝  $\mathcal{O}$ で あ て  $\mathcal{O}$ 玄 皇 生 妻、 皇 ŋ 母 后 が を 后 皇 لح 生 重 生 同 ま 太 母 前 W n 后 ľ 様 を 皇 号や 嫡 0) 太 ようとする皇 后 廟 妻 待 で 遇 で 太 に あ を与えられ 廟 あ 配 0 12 ることに た者(嫡妻)が L た例 つ V) 帝 て、 を受け、 0 ょ てゆく。 行 は 0 動 祀ら て なは は 尊 北 'n 袓 ば だ 宋 簡 . 廟 れ れ で 生 て は で が 単 母 あ 漢 11 な 皇 た。 が は る 后 カコ 別 5 5 لح 太 生 に 廟 唐 L 流 廟 か れ 母  $\mathcal{O}$ 祭 そ を が L  $\bigcirc$ まとめ 次 双 77. 祀 L てら 第に 7 方 に 宋 を ŧ . 皇 帝 たが 太 れ 12 現 廟 る れ カコ 上血 け に  $\mathcal{O}$ てくる。 祀 が 7 少 る なくとも漢 通  $\mathcal{O}$ 縁 ように 常 動 的 で き 関 本 と言 あ 来 係 0  $\mathcal{O}$ な で た。 え 代 って あ あ る生 から n L ゆ ば 母 皇 < カン が 后  $\mathcal{O}$ L 帝 で は 存 皇 あ 后 帝 在 れ る が ŧ L 原 皇 則 唐

## 二節 明代の皇后・皇太后の分類

中 で 玉 は 歴 前 代 節 王  $\mathcal{O}$ 朝 漢 は カン 規 5 模 宋  $\mathcal{O}$ 代 大 ま 小 で 流 は あ n る を が 明 後 代 宮  $\mathcal{O}$ 皇 に 皇 后 后 を筆 皇 太 頭 后 とし はどの た多 ように受け Ś  $\mathcal{O}$ 妃 嬪 を た 置  $\mathcal{O}$ 1 カコ て 11 る。 果

た 年 あ へを持 長 る。 ŧ で  $\mathcal{O}$ で あ 洪 ち あ 武 0 そこ 7 帝 Ł が カュ 嫡 ₩. 制 子 5 0 定 7 優 後 L 先 た 継 は 明 者 主 な 義 5 皇 لح な な 室 る  $\mathcal{O}$ 11 家 皇 う 訓 言 لح 太 L で 子 が 方 あ 7 が る 選 11 ば できよう。 る  $\neg$ 皇 れ、 明 長 皇 祖 幼 訓 帝 12 لح 関 なる で は わ ŋ わ 嫡 な け だ 母 皇 が 所 生 后 所  $\mathcal{O}$ 明 者 生 代 を立 で 0 は ま て ŋ る  $\bigcirc$ 嫡 ベ 皇 き 子 位 で、 が 継 皇 承 帝 庶 に 母 0 な 所 7 11 ると定 生 7 規  $\mathcal{O}$ < 者 定 が

者が は ば 続 L 庶 た 1 が L お 子 難 か 0 カン , り、 ず が は 後 嫡 11 特 む 継 皇 子 に L 一者となることを لح 位. が ŧ 後 ろ 継 皇 者 庶 太 承 ま 子、 は 子 問 た 皇 が 題 帝 皇 自 が 7 生 帝 明 王 い 積 母 に で 朝 て なる 極 あ が を は 的 る。 他 弱 皇 に ほ に 8 帝 否定 う そ る 1 12 る が  $\bar{\mathcal{O}}$ 原 な てする た 多 た 因 る とめ、 め か لح  $\mathcal{O}$ Ł な 0 は、  $\neg$ た。 皇  $\mathcal{O}$ 皇 0 一太后という地 7 は 眀 む 0 祖 きた点 な L ま 訓 ろ \ \ \ ŋ 当 蚏 ŧ, そ 然 に Ū 代 鑑 で 位  $\mathcal{O}$ て 嫡 4 あ 明 7 子 る。 に 皇 変化 一后に 代  $\mathcal{O}$ 0) 優 ことだろう。 £ そ 先をうたっ をもたらすことにな ŧ れ 皇 他 で 太子 .<u>\_</u> ŧ 王 洪 朝 を 武 生ん と同 7 帝 方 1 が じく る だ者と、 で あ 嫡 が え る。 嫡 7 子 子 嫡  $\mathcal{O}$ 嫡 生  $\mathcal{O}$ 子 4 子 ま 4 が で 優 な  $\mathcal{O}$ 11 先  $\mathcal{O}$ 継 な カゝ 王 を 承と け 0 朝 明 た れ 存

 $\mathcal{O}$ 在 そこで、 位 期 間 に 明 代 0  $\mathcal{O}$ 11 皇 て は 后 後 皇 添 太 后  $\mathcal{O}$ 家 に 系 0 **(**) 义 と 7 嫡 明 母 代 生 母 皇 后 とい 皇 · う 点 太后 で整 表 を 参 理 照 L さ て み れ た た な お 血. 縁 関 係 及 び 皇 后 太

## (1) 嫡 聖 母

. 別

っるため

に、

る

者

聖

ź。

ここでは 0 生母と 明 代 は 区 1 洪 · う 武 す 場 帝 合で が 定 あ 8 る。 た 嫡 皇 明 子 代 后 優 が皇 . で 皇 先 を 太子 后 代 は · 生 母 通じ 新 で 皇 7 あ 帝 継  $\mathcal{O}$ 承 生 L を 母 7 で お 嫡 あ b, 0 母 てもなくても ŧ 0 と表記さ とも 好 す ま L 聖 母 状 態 11 は う 皇 称号 后 が を贈 皇太子(次の 5 れて 皇 帝

な で皇太子 明 代で 氏氏、 妃か 宣 嫡聖 一徳 ら皇后とな 帝皇 母 后 0 (英宗生 例 り、 は 母)孫 生んだ 洪 武 氏 帝 皇 皇 字が そして弘治帝 后(永楽帝 皇帝 に 生母)馬氏、 なるという、 皇 后(正: 徳 永楽帝 帝 ス 生 タ 母 皇后(洪熙帝生母 張 ダ 氏 F  $\mathcal{O}$ 五. な 段階を 名が 挙 ) 徐 げ 経 氏、 5 た れ 「嫡 洪 る。 熙 聖 帝 母 皇后(宣 カュ L は 非 常常 徳  $\mathcal{O}$ な 帝 に 生

まず、 洪 武 帝 皇 后 馬 氏 は 永 楽 帝 生 母 で は な 1 可 能 性 が 高 1 ことが 指 摘 さ れ 7 1 る。

な 永 帝 ま たそ 皇 后 れ 徐 ぞれ 氏 لح 洪 子 熙 で 帝 あ る 皇 后 洪 熙 張 氏 帝 は 宣 t 徳 帝 t を生 と燕 W 王 だ 妃  $\mathcal{O}$ لح 燕 Ł 王 世 皇 子 后 妃 に な る前 ま ŋ で 皇 あ 太子妃 0 た。 カ 5 皇 后 に な 0 た わ け で は

子を嫡子 さら に 化 7 宣 はするべ 徳 る 帝 14 皇 < 后 実 孫 は 生 氏 明 一母を皇 は、 代前 子 半  $\mathcal{O}$ 后としたという事 英宗 は 嫡 子 を 優 産 先という原 んだ 事 情 で 皇 カ 則 5 后 が に な ここでは あ ŋ 0 た人物 な が 5 では 嫡聖 皇 あ 母」 位 るが、 継 に含めた。 承 が 不安定 明史』 であ では 0 英宗 た。 生 そこで庶 母 で は な

ても、 嫡子 優先を原則 上のように厳 明 代十五 とし 人 0 密な意味で、 皇帝 なが  $\mathcal{O}$ らも なか 明 で五 明代 代 0 例 皇 0)  $\mathcal{O}$ 帝 「嫡聖母」 み、 は それも に 後半になると、 は弘治帝皇后張氏 明代前半 に 集 中 すべて庶子からの Ĺ 7 人の 、おり、 4 L 後 か該当しない。 期 に 即 は 位である。 切 登場 また広 な 義 に 0 ま 解 ŋ

## 2 嫡 母」「生母

嫡

母」、

先帝庶妃を

生母」

る先帝庶 明 代後 妃の 期以 降、 ほ カゝ に、 皇 后 先帝 所 出 皇  $\mathcal{O}$ 皇帝 后 と表記する。 が尊 は 存 属とし 在 L な て存在する、 \ \ \ 0 まり 皇 つまり二人の母を持 帝 0) 多くは・ 庶 長子 で つことになる。 あ り、 即 位 L ここで た時 に は 生 先 4 帝  $\mathcal{O}$ 皇 母 で 后 を あ

めて 嫡母」「生母」の 並 <u>寸</u> した 0 は 景 泰 両 者はともに新皇 帝  $\mathcal{O}$ 時 であ る。 帝 即位 一後に 皇太后、 とし て尊 ば れ るが、 明 代でこのように二人  $\mathcal{O}$ 皇 太 后 を 初

呉氏 ため 景 英宗 泰帝 を皇太后 は異  $\mathcal{O}$ 「嫡 ルとした 15。 母 聖 兄 苺」  $\mathcal{O}$ 英 ですでに皇太后に 宗 が親 征  $\mathcal{O}$ 途上、 なってい 土木 0 変で た孫 オイラトに 氏 に 尊号 を贈 捕 5 うえら って上 うれたた 聖皇太后と め、 緊 急 L 避 宣 難 徳 的 帝 に 即 賢 妃 位  $\mathcal{O}$ L た。 生 母 その

后 主太后が から宣 た 常 徳 景 泰 に二人存在する 帝 賢妃に 帝 は 奪門 戻され  $\mathcal{O}$ 変で 7 V) 復 まり るた 辟 L め、 た 生 英宗によ 呉氏 母 は が 0 1 生 て、 ることが常態 母 王に戻され としては例 化 て逝 す 外的 る点を考えると、 去した。 な存在と言える。 それに合わ その せ、 先 L かし 駆 け 生 そ 的 母 な  $\mathcal{O}$ 存 後 呉 氏  $\mathcal{O}$ とも言 皇 Ł 皇太 帝

えよう。

合が多く、 帝 皇 0 后)陳 よう な 氏 嫡母」「生母 例 کے は 「生母」 他 に、 成 ( 隆 が 化 並 慶 帝 帝貴妃)李氏 び 期 <u>寸</u>  $\mathcal{O}$ つ例 嫡 はこの二例 母 であ 英宗: る。 皇 のみである。 后 嫡母」 銭 氏 はとも と 生母」 カ < (英宗 生 母 貴 (妃)周 は 子 氏、  $\mathcal{O}$ 即 万 位 暦 前 帝 期 死  $\mathcal{O}$ 去 母 る場

## ③太皇太后

尊 ば 三名が 太皇 明 代に れ 太 た . 挙げら 八后とな 様 お 子 1 が 7 れ 見 0 は 元て取 る。 た 皇 人 帝 このように 物 れ が る。 は L ば 嫡 L 聖 ば 早 嫡 母 Ś 聖  $\mathcal{O}$ に 一母」「嫡 洪 崩 )熙帝 御 皇 母」「生母」、 皇太后 后張氏、 0 上 生母」 に太皇太后、つまり ١, ず 'n 0 の太皇太后であ 英宗皇貴妃周 皇 帝 氏、 0 0 ても、 祖 嫡 母 が 母 新 1 皇  $\mathcal{O}$ ること 帝 成  $\mathcal{O}$ 化 祖 帝 ŧ 母 皇 あ 后 0 王 氏

が ま たに た明 t 代 カコ で か 初 わ 8 5 て太皇太后とな 優 越する形 0 た洪 で行 動 熙 帝 L 皇 7 V 后 . る 16 . . . . . . . . 幼 カゝ 0 た 英 宗  $\mathcal{O}$ 即 位 に 尽 力するなど、 嫡 聖 母  $\mathcal{O}$ 孫 氏

## ④その他

傍系 皇太 嫡 聖 后 カ 母 B は 0 皇 は 帝 皇帝を迎えるとな 当  $\mathcal{O}$ 然 母、 のことなが 太皇太后 5 0 は た場合、 皇 嫡 帝 母  $\mathcal{O}$ 祖 母 誰 生 i を 母 であ 母 る点に ŧ や祖母とす また、 求  $\otimes$ 皇 るか 5 太 れ 后 は、 るであろう。 太皇 やは 太后 ŋ 間 لح 題と な し か 2 なるも 7 L 後 1 る。 継 者とな 0 で あ れ る皇 は 両 子 者 が が おら 広 義

ま を皇帝として扱うよう求めたことが 母母 明 正 蒋 代でそうし 式 氏 に 皇 祖 帝 母 た例 成  $\mathcal{O}$ 化 に当 嫡聖母」 帝貴妃)邵 たる とし のが 氏 が た 嘉 存 その 0) 靖 命 で 帝 あ で 発端となり、 で あっ 、ある。 る。 たが 彼 は 大 こうした 即 礼 位 |後ま 0 議 要望 ŧ  $\mathcal{O}$ な なく大礼 は か でまず 生母 に  $\mathcal{O}$ 祖 ŧ 議 を引き 向 母 を け 皇 6 れた。 太 起こし 后 たが、 嘉靖 後 に 生 帝 母  $\mathcal{O}$ 嘉 を 即 靖 位 帝 . 当 が 時 亡父

れ < は 嘉 皇 帝 靖 権 帝 力 が 強 自 化 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 皇 過 程 位 継 を 表 承 す  $\mathcal{O}$ Ł 正 当  $\mathcal{O}$ で 化 ŧ  $\mathcal{O}$ あ 目 0 的 た が あ る で、 次 第 に 皇 帝 7 力 を 0 け 当 初 0 目 的 を 達

成

## ⑤死後追贈

れ ま で 生 前 に . 皇 后 皇 太 后 に な 0 た 人 物 を 取 り 上. げ た が 生 母 で あ る が 子  $\mathcal{O}$ 即 位 以 前 に 逝 去 し、 死 後 号 を

贈られる例も存在する。

く 皇 位に 后で後者 初 により 太 8 て 后 「 が 皇 死 皇 が 追 后 後 |太后と異なっている。 贈 を 追 贈ら っ さ れ 贈 がが た ħ 行 て わ れ 11 .・ る <sup>18</sup>。 どちら た  $\mathcal{O}$ は、 É 方で、 皇 弘治帝 帝 生 母 同じく隆慶 生母紀氏 で あ り、 であ 帝生 死 る。 後 E 母 杜氏 号 亡くなっ を 追 ŧ 嘉靖 贈 た当 さ 帝 れ 康 て 時 妃 7 は る点 で 成 あ 化 が 0 帝 共 た 淑 通 が、 妃 であっ L こち て 1 たが、 る 5 は が 皇 弘 前 后 で 者 治 は は 帝 皇 な 即

これ それ とな 太后 実 · を で が は た 皇 皇 あ 画 関とし る張氏 ため 太后 太 后 となっ を 生 初め て、 を上 母 そ て追 た 回 る事に に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 贈され 後 は、 分類できる 生 なる太皇太 当 母 時 た例 傍 系 が は、 は 死 カン 後 5 皇 嘉 后 靖 追  $\mathcal{O}$ 即 帝 地 贈 位 0 帝 かも、 袓 位 L  $\mathcal{O}$ 含め に、 た 母 祖 であ 嘉 母 て、 祖 靖 で る以上 あ 母 帝 すべ る成 を は、 つ ける事 て皇 弘 化 治 本 帝 太 帝 来 貴 后号 がで で 妃 皇 あ  $\mathcal{O}$ 后 きな 邵 を与えら 張 れ 氏 ば 氏 . を 聖 太皇 カン で 0 あ たため 太 る。 れ 母 とし てい 后 が 彼 る。 て尊 女は と考えら 贈 5 ばざる ħ 孫 る  $\mathcal{O}$ ħ は 即 ずで る。 を得 位 で 点ず、 あ 皇 る。 太 か 后

 $\mathcal{O}$ は 英宗 跡 他 継 に . 廃 に ぎとなる皇子が 后とな よって改め った人物 Ź 皇后号 な に か ţ 0 たため が 贈ら 死後追贈 で れ て あ ざ ŋ る 20 ° れ そ てい  $\mathcal{O}$ る た 例  $\Diamond$ が あ 0) る。 廃 后 宣徳帝 は 後 年 皇 批 判 后 を受け  $\mathcal{O}$ 胡 氏 てい が そ る。 れで こうし あるが、 た背 廃 景 さ カュ れ 5 た 理 次 由

# 第三節 「嫡聖母」「嫡母」「生母」の差異

太 前 太后 節 景 で を含む 泰 分 年 類 間 二人 た 12 は ŧ 以 0 嫡 上 を 聖母」 の皇太后がいることが まとめ と 「生 ると、 母 明 代 の二人の で 皇 多 太 V 后 皇 は 太 宣 徳 后 年 が 初 間 8 に、 7 並 太 <u>\f</u> 皇 |するように 太 后 は 次  $\mathcal{O}$ な 正 る。 統 年 そ 間 れ に 以 始 降  $\Diamond$ 0 7 皇 登 帝 に 更

っても皇 皇太后と 成 化 太 万曆 嫡 后 年間 聖 ひい 母 に とい ては太皇太后になり得たと言える。 は 「嫡母」 0 たように、 と「生母」、 嫡聖母」「嫡 弘治年間には「生 母 生 母 母  $\mathcal{O}$ 組み合わ 太皇太后と「 せ は 嫡母」、 様 で は な 正 徳 年 間 だ に が は 1 ず 嫡 れ 母 で 太 あ

は、 子 比 は、 脱較す 漢 皇位  $\mathcal{O}$ á 皇 生 継 0 太后には 母 承に  $\mathcal{O}$ は 地 難 は皇太后が決定を下しているものの、こうした問題 位 L 0 1 「嫡 0 向 だが 聖母」「嫡 上であ 「嫡聖母」 ŋ, 母 生母を皇后として扱おうとするそれまでの流れをくむも 0 「嫡母」「生母」 いずれにせよ、  $\mathcal{O}$ 皇 いずれであっても等 位 継 承に も大きな発言 に関わった皇太后はすべて「嫡 しく皇帝 権をもつ 0) 母として皇太 た。 のと言え 時 代 は 聖母 下 后とな 0 7 で あ 明 る様 代 で

そも それ 母」はもともと妃 が カュ 生 ľ んだ子が ここで疑 后と妃嬪 嬪 凯 問 にどのような違 の — 位すると、 が 生じる。 人である。 「嫡聖母」「嫡母」 足飛 1 妃嬪と皇后との があ び に 0 たの 皇后 であ か は 間 皇后経験者であるため、 0 には た 「嫡母」 歴然たる差があ と 同 格の ŋ 扱い 皇太后になるのは当然としても、 同様 をされ 0 扱いなどされるはずがな るものだろうか。 ま ずそも 生

明 て は  $\neg$ 確 明 出 鍍 史 な 扱 て、 金 る 差 銀 輿服志<sup>\*</sup> 冊 が に であ 設 だ宣 作ら け を見 Ś る。 一徳年 れ は せ ると皇后とその ま た て 間 ŧ た 1 より る。 ので 同 んな、 時 後 特徴 あ に 与 は えら 的 貴 他 な 紀に 後に t れ  $\mathcal{O}$ 妃では、 る印 つ  $\mathcal{O}$ ) 踏襲 は宝 を挙げ た。 Ė され が 与 皇 ると 身 后 んるとは えら 分を は **⊞** 誰 れることに 皇 封  $\mathcal{O}$ 后 0 え、 之宝」 目 際 に に 当 ŧ 授 明ら 時 なるが、 で け とし Ś あ かにするも ħ る 7 る冊  $\mathcal{O}$ これ は に は、は、 非 対 は宣 常 のとし 皇 な 徳 特 妃 后 例 帝 12 が て、 で が は 金 冊 あ 嫡 皇 ŋ で ŋ 聖 あ 妃 物 母 る  $\mathcal{O}$ 印 后 に ど妃妃 張 0 衣 とな 氏 対 服

同

列

 $\mathcal{O}$ 

1

うの

あ

り

え

ことで

あ

0 妃 12

と同 遇となり、 じ」とするの ように、 妃であ 0 4 后 た É کے 妃 生母」 留 ま 嬪 いって 12 は 大きな記 は 1 は皇后で . ' る <sup>25</sup>。 であった 隔 少なくとも規定の上では、 たり が 「嫡 あ る。 母」と同格となってしまうのである。 か L 不思 議なことに皇 「嫡母」 はともかく、 一太后・ 太皇太后 生 母 に 0 皇 后 7 は

しかし、本当に皇后と全くすべてが同じであったのだろうか。

まず 蚏 代で 初 め Ć 0) 皇太后、 洪熙帝 皇后で宣 一徳帝 (T) 「嫡聖母」 張 氏  $\mathcal{O}$ 例 から 見てみ たい。

とともに太皇太后となるが、 は冊と印章(宝)が与えられるものである点から、 ようであ 実は規定に と他 張 氏 (T) 0 皇太后 るが 妃に つい 対 内 ₩ ても皇 L ては、冊立という文言が使用されているにも関 容を見ると 封 0 際、 后冊封はあるが、 礼部が そのときも同様である20。 「冊宝を奉り、 出し た儀注 皇太后のものは見当たらない27。 母后 は 「上尊皇太后及冊立皇 冊封はなされていると見るべきであろう。 張 氏氏を尊 んで皇太后とする」とされ わらず、皇太后には使用され 后 まるで皇太后が冊封 皇妃 儀 注」とある26。 てい る 28 ° 張氏 てい さ れて な は 通 目 孫 常、 を 引く 0 V 事 英宗 ない 冊 で 0 る 即 か は 儀

が る 12 宝 立を上 0 は 皇后(妻)よりも優先・ 対して行なわ 張氏を は、 南 后や妃には使わ 奉」 面 母である皇 下 座 するという姿勢に 尊んで皇 一であ れた冊封 太后に る南 れる冊封という言葉が、 太后」にしている。 優越する理由もここにあると言える。 は、 を向 対して君 広義では君 求め 1 てい 6 臣関 るはず ħ る。 係 臣 そのため儀礼の中で、 カコ の間柄と規定できる。 が、 人の 5 皇太后・太皇太后 離 誰も取って代わ 皇太后に尊号を奉る際は北 れ、 母子関係とい に れ 皇帝は「北に向かって立つ」、 しかし皇太后に対して皇帝が は使わ ない う立場を取っている証明であろう。 至 れてい 高  $\mathcal{O}$ 面、 存 ない 在 下座に立つのである30。  $\mathcal{O}$ 皇帝が 理由としては、 宣 0) 「上尊」「北面」す 徳 であ 帝 皇太后  $\mathcal{O}$ る。 場 合 皇太后(母 皇后 本来 に や妃 聖

明代 初  $\mathcal{O}$ 皇 太后 張氏 は 嫡 聖母」 であるが 皇后であっ た 嫡母」 と妃嬪であ 0 た 「生母」 はどうなる

だろうか

う。 後に帝位  $\mathcal{O}$ 宣  $\mathcal{O}$ 正当 |徳帝賢 一太后と 通 初 り、 8 7 化 を追 妃 当時 する」とし を 生 义 で 英宗は 母 わ あ 0 たと考えら った母 れている。 を 皇太 てい 土 呉氏を皇太后、 木 . る <sup>31</sup>。 后とした景 O変でオイラト そのため、 れる。そこまでし ここでいう皇 泰 正式に 帝 つまり後付けながらも宣徳帝皇  $\mathcal{O}$ に 例 捕らわれ なけ 母皇太后とは宣徳帝皇后で英宗生母 を見てみると、 「嫡母」「生母」 'n れており、 ば ならない の二人が 即 謹 ほど、 位 L で皇母 景 た景泰帝は 並び 泰帝 一后とすることで自ら 皇 <u>\f</u>  $\mathcal{O}$ 太后 即 0 たと言えるの 孫氏に尊号を贈 位 を尊 の孫氏、 はイ んで上聖 V ギ を嫡子 嫡 ユ ラ 聖 皇 は 成 1 'n 母 太后 尊 化 化 な Ļ 帝 ŧ 重 で とし、 し あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る。 皇 位 つつ で 時 あ 生 で あろ ŋ |継承 ŧ 先述

る 32 ° る。 成 化帝 生母」を分け、 ここで は即位に際し、 1 う母 后 景泰帝の時 皇后とは 二人の皇太后を と同様 嫡 母 0 に 「母后 英宗皇 嫡 母」 皇后を尊んで慈懿皇太后、 后銭氏、 には尊号を奉り、 母妃 が 「生母」 生母」 英宗皇· 母 を尊号の 妃 皇 貴 貴妃を皇太后とする」 妃 周 な 氏 であ 単なる皇太后として る。 この ように として

は 帝 母 この 皇 注 后 目され 后 を 形 王 皇 氏で 式 太 . る。 后 は と あ 受け る 34 ° V · う 継 が とし 生母」 れ、 続 て 周 く弘治 1 . る <sup>33</sup>。 氏に皇太后 帝 ここで の時には 時代に 1 , う 尊 皇 は与えら 祖 k 母 で顕号をたてま は れなか 先 述  $\mathcal{O}$ った尊号が、 生 母 つ り、 成 化 皇 帝生 太皇 祖 母 太 を 母 后に 周 聖慈仁寿 氏 な 母 0 て贈 太皇 后 は 太后とい 5 れ 嫡 てい 母 成化 る点 V.

太皇太后 0 皇 太 「嫡 ま 同 とめ 后 様 に ると成 太皇太后 母 1 . う 嫡 張 とし 化帝 氏 聖 れであ が 母 V は て た次 る。 皇 1 太 嫡 る 母」 ここでは太皇太 35 0 0 后 が 正 لح 11 徳  $\mathcal{O}$ た。 帝 「生母」、 文中 Oその 時 に は なか あ 后に徽号が見ら 弘治帝には 謹 る 聖 んで で皇太后では 祖 母 冊宝を لح 「生母」 は れな 奉り、 嫡 嫡 母 V 太皇 聖 母 が 成化 祖 正 太 徳 に尊号が 母 八后と 帝 0 五. 年(一五一 皇 尊号を太皇太后とい 后 嫡母 ?贈ら 王氏、 れ ○)に贈ら 皇太后、 そし てい る て 皇太  $\mathcal{O}$ 正 れて V) は 徳 后 帝 1 もともと皇后 は 聖 弘 母 は 治 0 帝 尊 嫡 皇 뭉 母 を 后

11 か 妃 くだろう わら などと あ 0 ず た 徽号 か 表 記 嫡 が さ 母 贈ら れ、 が れ 皇 てい 后と 生 母 るが 区 别 ょ ŋ を 0 ŧ れ け 尊 は て ば ょ 11 れ り る 点から Ĺ 上 位 位 に 12 あ Ł あ る人に贈るとい 窺えよう。 0 た ため と考え そ れ . う、 が太 5 れ 皇太后と同 皇 る。 太后 そ に れ になると、 は ľ 生 理 母 屈 が が 皇 嫡 使 太 母 わ 后 れ に 生 た な 0 母 る で 際 に は に

め、 が  $\mathcal{O}$ 人 太 0 后 事 「生母」 この 皇太后 0 か 地 ľ Þ 1 , う 皇 措 位 嫡 帝 置 を 隆 向 となる。。 慶帝皇 上と考 分け に は 聖 母」「 ょ 例 つ 外 隔 て、 的 えら 貴 7 嫡 と言うこともできる。 す 妃 母」「生 皇太后二人ともに聖母と冠されてい れる。 皇 Ź の李氏であ 太后や太皇 事 は 母 そして万暦年 な かったとい 0 る。 VI 太后 ず れ  $\mathcal{O}$ れ に . う <sup>38</sup>。 は 間 扱 L Ł か 1 「嫡 に 皇 なると は し ただ万 太 変化 基本 母」と「生 后 が 的 しうる 「聖母 暦 贈 に るが、 5 帝  $\bar{h}$ 嫡 Ł 母 皇  $\mathcal{O}$ 後 母  $\mathcal{O}$ 后 皇 実 尊 で 0 帝 際 明 号を  $\mathcal{O}$ 区 あ  $\mathcal{O}$ 代に 上 別 は 0 母 たと考 前 仁聖皇太后 位 をなくすも とし は 者 が 太皇 が 動 7 えら か 等 太 嫡 な L 后 0) 母 1 れ < で 聖 る。 t 尊 皇 母 あ 隆  $\mathcal{O}$ ば り、 皇貴 太 慶 れ 帝 后 7 皇 が 実 妃 て 1 尊 后 ŧ 存 際 る点 万暦 陳氏、 号を慈 在 そ L は 帝 0 な 後者 聖 11 は

## 小結

及ぼ

L

た

 $\mathcal{O}$ 

か

検討

を

加

え

た

を上 昇 后  $\mathcal{O}$ さ せ 権 て 威 い は き、 当 初、 相 対 皇 的 帝 12 0 皇 妻 لح 后  $\mathcal{O}$ 1 う点に 権 威 は あ 低 下することに 0 た。 か L なった。 皇 帝 が 次 の第に生 本章で は 母 その を 重 流  $\lambda$ じるように れ が 明 代 にど な り、  $\mathcal{O}$ よう 生 な 母  $\mathcal{O}$ 地 位

あ 0 眀 母 代 は を 持 嫡 0 カゝ 子 ことに 優 1 先主 明 代 後 な 義 半 0 と た。 は t 皇 7 うべ 后 所 生 き 皇  $\mathcal{O}$ 皇 位 帝 継 は 承 お  $\mathcal{O}$ 5 原 ず、 則 に 多く 従 11 が 先 当 帝 初 皇 は 皇 后 后  $\mathcal{O}$ が 次 嫡 母  $\mathcal{O}$ 皇 لح 帝 産  $\mathcal{O}$ 4 生  $\mathcal{O}$ 母 母 で で ŧ あ あ る る 生 嫡 母 聖 母 の 二 で

漢 カ 5 宋 至 一る流 れ は 明 代 に t あ ŋ, 生 母 は 嫡 母 ととも に皇太 后 とな り、 ほ ぼ 同 様  $\mathcal{O}$ 扱 1 を受けるまで

上昇は、 とも言えるが、 して区別をなくし、 になる。 これは、 時代とともに皇 その根拠 皇 結果として生母の待遇を良くしていると言える。 帝 の嫡妻として権威を持ってい には皇帝 帝 0) 権威がそれを行えるだけ強化され の妻から、 皇 帝 の母に変化しているのである。 た漢代とは異 ていったという証拠であろう。 へなり、 つまりは生母を先帝皇后と同列とする行為 「嫡母」「生母」ともに またこのような . 皇 「生母」 帝  $\mathcal{O}$ 母 0 地位の 祖 母と

渡辺義浩『後漢国家の支配と儒教』 谷口やすよ 漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七 雄山閣出版、 一九九六年。 十一、一九七

岡安勇 「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三十五、 一九八三年。

2

- 3 保科季子 新城理恵 「天子の好逑 「唐宋期の皇后・ 皇太后— |漢代の儒教的皇后論」『東洋史研究』六十一―二、二〇〇二年。 太廟制度と皇后―」『中華世界の歴史的 [展開] 汲古書院、二〇〇二年。
- 『漢書』巻九十七上、 外戚伝上。

4

漢興、 因秦之称号、 帝母称皇太后、 祖母称太皇太后、 適称皇后、 妾皆称夫人。

- 5 "礼記』昏義。 「天子之與后、 日之與月、陰之與陽 相須而後成者也。」
- 6 谷口やすよ 「漢代の皇后権」『史学雑誌』 八十七一十一、一九七八年。

岡安勇 「漢魏時代の皇太后」『法政史学』三十五、一九八三年。

- 7 注 2に同じ。
- 8 "漢書』巻九十九上、王莾伝。「皇后之尊、 侔於天子。
- 9 後漢書 巻十上、 皇后紀。「 皇后之尊、 与朕同: 体、 承宗廟、 母 天 下。
- 10 ·松明日 香 「後漢時代の太后臨朝とその 側近勢力」『東洋史研究』七十二-二、二〇一三年。

> に に

同

Ü,

同

ľ

訓

法

『皇明

祖

朝廷 無皇子、

必

兄終弟及。

須立

所

生者、 即斬

母

所

生

雖

長不得立。

若姦

臣

棄 嫡

<u>寸</u>

庶、

庶者必当分守勿

務以嫡

臨

君

位

朝 嫡

廷、 母

姦

臣 庶

遣 信 報嫡之当立者、

『明史』 巻百十三、

后妃伝

孝恭

。皇后。

妃

亦

無子、

陰

取

宮

人子為己子、

即

英宗

也

正

統十

·四年十二月十

日

巻百八十六、

正

統十四.

年十二月

丙辰。

―誠孝皇后張氏を例に

—」『京都女子大学大学

院

文学

研

究 科 研 究紀

要

15 14

『皇明詔令』巻十二、景皇帝、  $\mathcal{O}$ 

内容として『明英宗実録』 明

16

拙

稿

同

様

第 朝の 皇位 継

承問題と皇太后

九号、 <u>\_\_</u>

〇年。

部改

訂

の上、

本

論

第二

部

第

章に

収録。

の懿旨

0 意

味」

『京都女子大学大学院文学研

究

科

研 究紀

要史学

編

「大礼の 議 に お

17

拙

稿

史学

編

年。

訂

 $\mathcal{O}$ 

上

本論

第

部

第三章に収

第

+

号、

ける慈寿皇太后

<u>\_</u> 改

妃 部

巻百十三、 后

孝穆紀太后。

『明史』

『明史』 巻百 巻百十三、 十四、

后

妃二、

恪

杜 皇

太后。

明 史

巻六十五

服 妃

<del>-</del>

恭 孝

譲

后。

24 23 22 21 20 19 18

『明史』

明 史 巻六十六

服

\_\_\_\_

史

輿 輿 輿 后

服

匹。

明 23 に 巻六十

注

史 同じ。 巻六十

25

明

兀

儀 衛。 皇 后 儀 仗、

洪 武 元年

定

后

儀 仗與皇

皇

太后

太皇 太后

同。

54

明 史 巻 六 + 五. 輿 服 ` 后 妃 車 輿。 太 皇 太 后 皇 太后 輅 及 安車 行 障 座 障 制 與 皇 后 同。

皇 太后  $\mathcal{O}$ 冠 であ 服 に つ V 7 0 規定 は 見 つから な V Ł 0 0 皇 太后 も皇后と同じく儀礼に 参加していたため、 Þ は ŋ

26 『明宣 宗実録』 巻二、 洪熙元年六月丙寅。

一后と同

ľ

0

たも

0)

と考えら

れ

. る。

28 27 明 史 巻五十 应 礼 八。 明 集 礼 嘉礼三、 冊 皇 后

29 明 英宗実録』 巻二、 宣徳十年二月戊申。

明宣宗実録』 巻三、 洪熙元年七月乙亥。 \_ 上 奉 冊宝 尊 母 后 張 氏 為皇太后。

上奉 ·冊宝 尊聖祖母皇太后為太皇太后。冊 文 日 謹 上 ₩ 宝、 尊 聖 祖 母 皇 太 后 為 太皇太后、 聖 母母 皇 后 為皇太后。

30 31 『明史』 巻五十三、 礼 七、 上尊 号徽 景儀

皇明詔 令』巻十二、 景皇帝、 正統十四年十二月 十 . 日。

奉

様 天承運皇帝詔曰、 の内容とし て、  $\neg$ "明英宗実録』巻百八十六、正統十四年十二月丙 · 謹 上尊 皇太后 日上聖皇太后、 生母

日皇太后。

明 司 憲 宗実録』 巻三、 天順八年三月甲寅。 「尊母后皇 后為慈懿皇太后、 辰。 母 妃 皇貴 (妃為 皇

『皇明詔 令』巻十七、 上両宮尊号及立中宮韶、 成化二十三年十月十日

奉 天承 /運皇帝 記曰、 · 尊 上 一顕号、 皇祖母曰 I聖慈仁· 寿太皇太后、 母 后 日 皇 太

明 武 以宗実録』 巻 四 弘治十八年 凣 (月丙辰。 34

弘治帝生母紀氏は、

すでに薨去。

\_

『明史』

巻

百十三、

后妃二、

孝穆紀太后。

后

太

后

尊

뭉

Ĭ

皇太后

33 32

35 以 上 両宮尊号礼成、 . 謹 奉冊 宝 恭上聖祖 母 尊 号日 太皇太 后、 聖母

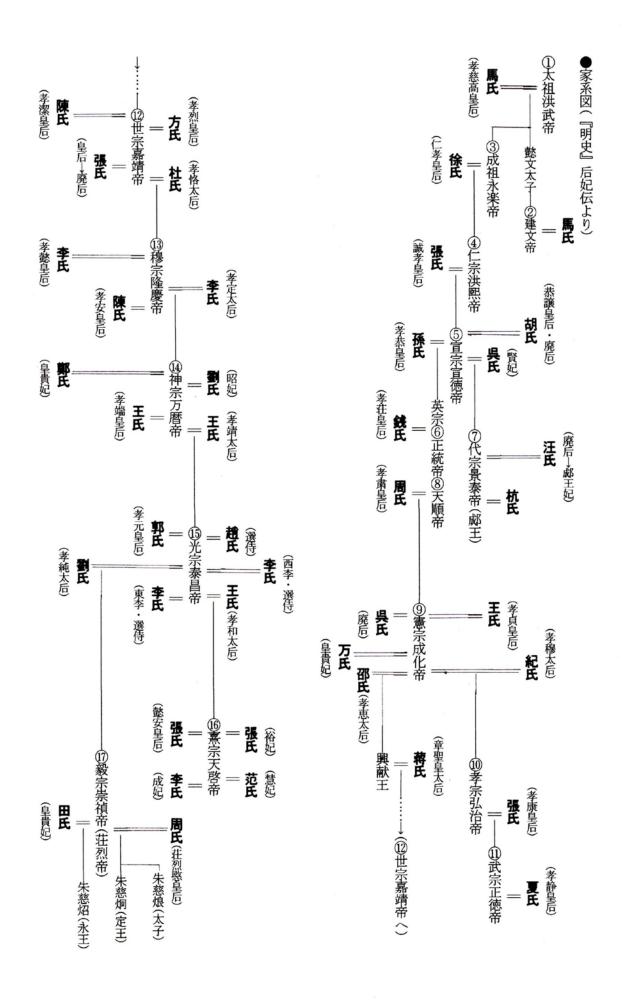
36 明 武 宗 実録』 巻七十、 正 徳 五. 年 十二 一月甲 车。

明 神 宗 実録 巻三、 隆 慶 六 年 七 月 己 丑

37

聖母皇貴妃尊号曰慈聖皇太后。

56



明代皇后·皇太后表 皇后\_\_\_\_\_ 聖母\_\_\_\_ 嫡母\_\_\_\_ 生母\_\_\_ 太皇太后\_\_\_\_\_

	洪武 永楽	洪熙   宣徳	正統   景泰	天順   成化	弘治 正徳		隆慶 万暦 泰昌	子啓 崇禎
洪武		100 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00					0.00.00.00	
	为人 35 5						100000	
永楽	35 <u>5</u> 徐氏						(3)(3)(3)	
洪熙		張氏	7			0,00,00,00,00,00,00	2010101	
洪熙		張氏					1818181	
		1 3(廃) 胡氏 3					1919191	
宣徳		胡氏 3	14 0				5858583	
		孫氏		(宣示賞妃)			5858583	
		16 116 116 116 11	7	4			1010101	
正統			銭氏	8	#		5 (5 ) (5 )	
111/1/1				8 周氏	# H		5 55 55 55	
			14.3.(廃). 注氏.3.7	7-3-0				
景泰			汪氏 3 7					
		120 120 120 120 1	杭氏				0190190190	
天順							0.50.50.50	
				8 8 (廃) 呉氏 8 王B			0.000.000	
成化		100 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00		呉氏 8	#	140.	0.000.000	
/2415		100000000		王巴		16 1	0.000.000	
		20000			23	邵氏	10000	
弘治					<b>33</b>		1818181	
		161161161161			1	14	7 - 37 - 37 - 37 1161 161 161	
正徳					夏氏			
		18 (18 (18 (18 (1				1, 6, 76, 6, 6, 6, 6, 6,	1919191	
嘉靖		\$150 B. 150 B				<u>1 /</u> 陳氏 <u>7 13</u> (廃)		
希坦		16,16,16,16,1				張氏 13 26	130130130	
		80808080				方氏	3143,453,65	
吸虫							24	
隆慶		81818181				Mantantantantan III	<b>6</b> 42	
		0.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.0					李氏 6 48	
万暦		(6.1)6.1(6.1)6.1					- <u>0 40</u> - 天氏	
泰昌							-L-FN	
								1 17
天啓		36,76,76,76,76				0.10.10.10.10.10.10.10.1	1616161	張氏
崇禎		100,100,100,100,1					1101101101	7 17
不仅		(5) (5) (5) (5)				0,10,10,10,10,10,10,10	959 53 53	周氏

※数字は、皇后・皇太后となった年から廃位・没年までのもの。それぞれの年号で記載している。

# 第二部 明代の皇后・皇太后の政治的影

# 第一章 明代の皇位継承問題と皇太后―洪熙帝皇后張

氏

## 前言

うし 段階 入 は くとい お 第 た洪 ろ で 作 0 カュ 部 り上 た、 武 で 明ら 帝 手  $\mathcal{O}$ げ 中 紙 意 カコ 玉  $\mathcal{O}$ そ 図 歴 に B [は功 代 れ Ŋ L たように、 を 王 取 遵守 朝に を奏し、 Ď ですら させ ょ く見ら 明一 て 禁 明 代 1 止 代を通じ では 0 れ す たところに、 た弊害を防 るなどの 初 代 て后 洪 措 武 ぐ 妃たちが政 帝 置 その厳な ため が を 建 取 でも 玉 0 格 当 7 さが あり、 治 初 1 から、  $\mathcal{O}$ る 表舞台に立つことはな 表 10 洪 れ こうし て 武 后 帝 1 妃 ると言え が 0 後宮に た 権 姿 力 勢 保 、よう。 対 は 持 L 垂 を カ 警 7 簾 った。 結 統 聴 戒 果 制 政 B 宮 か 的 5 な 外 中 制 カン 戚 言 え 度 5  $\mathcal{O}$ ば を 政 0 早 治 外 介 出

る。 。 とえ廷 カュ 0 ľ 臣 まり に 明 代には 垂 明 簾 代 聴 で 政 后 は を望 妃 積 が 極 ま 権 的 れ 力を握る機 に ても拒 権力を握ろうとし み、 会がなか さらに 自ら っった た后妃 Ō  $\mathcal{O}$ 親 かと は、 族 に権 言えば、 皆 無と言 力を持たせるどころか 決 ってよい してそうでは のであ な る。 .遠ざ 11 け 明 る態 代 0 后 度 ま 妃 たち で 取 は、 0 7 た

で は 明 代 0 后妃たち は 権 力や政 治的 影響力をまっ たく持 ってい な かったのだろうか

皇 7 は 太 動 皇 明 太后 后 代 は  $\mathcal{O}$ て 后 で 11 度 る あ 妃 る。 を通 新 た め、 皇 帝 そ 観 皇  $\mathcal{O}$ す が ると、 即 太 際 位 后 皇 太 す が *、*ると、 后 皇帝 後 は廷 宮 急  $\mathcal{O}$ そ 臣 逝 外 たち れ に や幼帝即 大きなご 以 降 に .命令を下すことも は まっ 影響 位 など皇位 たく政治 力 を及 ぼ 継 に L 承 干涉 に て あ 生じ 1 0 た た た諸 なくな 0 L は 間 ま 問 た廷 題 0 違 の解 てしまうので 1 足たち な 決に、 \ <u>`</u> L t カュ 皇 重 一要な あ L 太 后 る 不 思 役 0 議 意 割 を果た、 見 なことに、 を 尊 す 重  $\mathcal{O}$ 

明 母 代 張 で 皇 氏 で 太 あ 后 る。 が 初 彼 8 女 7 は 登 場 次 郷する 0 正  $\mathcal{O}$ 統 は 年 間 官 徳 は 年 間 太 皇 宣 太 徳帝 后 に 生母 ŧ なって で洪 熙帝皇 い る。 后、 れ 第 も明 部 代で初めてであり、 第二 章で分類し たところ さらにこれ 0)

明 代 初  $\mathcal{O}$ 幼 帝 で あ る 正 統 帝  $\mathcal{O}$ 即 位 < 関 与 することに な る 0 で あ る。

動 は  $\mathcal{O}$ ょ いうに ŧ 0) 後 なう  $\mathcal{O}$ 明 皇 張 代 帝 氏 0 不 は 后 在 洪 妃 期 熙 た 間 ち と皇 宣  $\mathcal{O}$ 徳 前 位 • 例とな 継 正 統 承 問 0  $\equiv$ 0 題 たとも 代 に 何 12 度 わ た 考えら か 直 0 て後 面 ħ L る。 たこと 宮 0 頂 を 点 意味 に 11 がする。 た人物 明 で あ 代 るが 初 0 皇 太后 それ で は あ 皇 帝 る 張 0 崩 御  $\mathcal{O}$ لح

0 ても 関  $\stackrel{'}{\mathcal{O}}$ 明 状 代 7  $\mathcal{O}$ 況 は、 に 皇 あ 后 える 5°° 析の 漢代の 皇 対象として個別に 太 そこで本章ではこの張氏を例に、 皇 后 后権を分析した谷口やすよ氏 に 0 1 て は、 取り上げた研究は 後 宮  $\overline{\mathcal{O}}$ 歴 史的 変 遷をたどるな 0 明 数少ない。 先 代 駆的 0 后 な研究や 妃 の影響 まして皇 カュ で、 力に 制 筆 后 度 0 ·者 面 ١, 皇 太  $\mathcal{O}$ Þ . て考察. 研 儀 究を 后 礼  $\mathcal{O}$ 面 除 政 か た け 治 5 ば 的 論 じ 役 割 ほ 5 ح Þ れ んど手 権 ること 威  $\mathcal{O}$ 問 は 0 題

## (一節) 洪熙帝の崩御と皇太后の動向

氏は洪熙帝の皇后、そして宣徳帝の生母である。

張

るが はごく 選ば るが 洪 張 れ 武二十八 成氏もそ たことを端的 初 れ 期 12 以 前 0) 年(一三九 洪 例  $\mathcal{O}$ に 武 地 に示 漏 帝 位 は れ が 五)に燕王(後 して な 建 伝 玉 わ 1 い 0) 0 功 てい ると言えよう。 父親 臣 たち な  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 張 永楽帝)の嫡長子で、 V 麒 と子女たち 6 は ま 娘 た張氏・ が燕王世子妃になったことから兵馬 لح 自  $\mathcal{O}$ 身 婚  $\mathcal{O}$ 姻 世 名 を 子の 前 す が す 朱 伝わってい  $\Diamond$ 高 7 熾 11 後 た 0 t 洪 な  $\mathcal{O}$ 熙 いく を 帝 点 副 除 くと、 指 の妃と 揮 地  $\mathcal{O}$ 地 位 な 民 位 間 ŧ 0 た。 を 何 か ŧ 授 5 けら 明 な 選 ば 代 家 れ n 0 カゝ 7 て 后 妃

帝 ŧ 建 また 永楽二年(一四 位 文 完 は 皇太 年(一三 決して安定したも 子 、に不満 九 ()四)に朱高 九)には を持 長男朱 0 のでは など廃 熾が皇太子になると同時に、 瞻 基 なか 太子 (後 の 0  $\mathcal{O}$ た。 危機 宣 徳 皇太子 にさらされ 帝 を 産 0 チ、 二弟、 その てい 張氏も皇太子妃となっ 漢 直 たため 王 後に起こった 趙王 で あ る。 がその地位 そ 靖 W 難 た な 0 を狙 変 な か L を か 経 で 0 張 L 7 そ 氏 動 永  $\mathcal{O}$ 楽 は 1 7 皇 帝 太子 お が 永 ŋ 楽 即 帝 妃 位. کے す 永 楽

后 氏 に ょ < カコ え 7 気 に 入 6 れ、 そ 0 た め に 洪 熙 帝 は 廃 太子 を免 れ る など内 助  $\mathcal{O}$ 功 を 発 揮 L 7 11 る

た姿が 5 É 永 楽 特 中 帝 筆さ 外 が  $\mathcal{O}$ 崩 ħ 政 御 事 7 L で 1 洪 る 周 熙 知 が 帝 L が 皇后 な 即 V) 位 する 事  $\mathcal{O}$ は 地 なか 位 に あ つ 永楽 た 0 た期間 (及立: 十二年(一 一為后、 は非常に短 四二四)十 中 外政 V ŧ 事莫不周 月に ので 張 あ 知)」 氏は つった。 皇 后 とあるなど、 に な 0 た 洪 熙帝 后 をよく支え 12 な っって カ

とで なり、 洪 太 熙 皇 張 帝 太后 氏は は 即 となり 皇太后、 位 か 5 14 とな 年に 正統七年(一 0 た 12 ° ŧ 満 たな さらに宣徳十年(一四三五)正 四四二)十月に 7) 洪 熙 ::元年(一 崩御した15。 四二五)五月に 月に .急逝 1、 は 宣徳帝 それを受けて皇 が 崩 御 L 孫 太 子  $\mathcal{O}$ 正 が 統 即 帝 位 が て 即 位 宣 徳 帝

張 氏 は 中 ·外 の 政 事 で周知しない事はなかった」とある他、『彤 史拾 遺 記 巻二には

あ お ょ え て聴 そ 軍 政 玉 L て、 0) 大事 外 に 廷をほ つい て、 しいままにすることはなかった10。 すべて皇太后(張氏)には かって 決 め た。 皇太后、 もまた 毎 事 相 談 に 0) る Ł  $\mathcal{O}$ (T)

は

皇太子 な状 だが 意味 とあ 永 一帝 な か 側 楽 態 L  $\mathcal{O}$ り よう が 帝 7 0 ょ で た 様 張氏 n 間 あ れ は 11 る。 る。 な 皇 を 干 は が宣 太 置 張 女 子 ゴ 性 が 子 カゝ 皇 L 氏 帝 か が が、 わ 一徳 ず ル 側 L 遠 権 永 カュ 帝 12 に だ る。張 即 楽 問 征 力 洪  $\mathcal{O}$ が 帝 熙 相 題 位 か からこそ、 6 が L 極 談 氏は 宣 相 端 洪 0) あ 洪熙 る場 熙 徳 帰 手として軍事 12 後宮の外の 帝 高 • 途 そ 合に生じ 帝となっ ま 正 宣  $\mathcal{O}$ 0 統 0 た明代 ま に 期 徳帝三人の わたっ ŋ 間 事 たため、 るも 北 を短 情、 . で 皇 京 玉 て、 事 政 0) カゝ 縮 5 帝 皇 治 を と言え 知る立 帝 皇后 皇 離 ŧ 不 について情 · 在 0 しくは 位 れ る。 とは た地 継 崩 場に 皇 承 御 太 で 間 で な 后 題 崩 1 玉 報 あ は 0 ŧ 家 ま を得ら は 御 0 りは三 たが、  $\mathcal{O}$ 太皇太后 宣 生 0 L じ とす 意思 徳 た ħ 帝 な が 度 る立場 それ るため 即 か 決 政 定 لح 0 0 位 た。 治 によ に 者 皇 L に は に に が 帝 て どの 後 1 不 あ 0 0 1 7 ま 1 る な 在 宮 0 た ょ 権 ŋ て  $\mathcal{O}$ V 期 内 Š Ł とい と言 皇 が 間  $\mathcal{O}$ 力 な 皇 を 位 実 を 最 ` う 「える 太子 振 問 継 績 経 高 非 題 承 を 験 位 り 間 で 常 した 12 0 かざすこと が 積 である。 あ 題 に 1 あ W る。 とは たわ で 不 ことを 0 たの 安定 け た

だろう

カコ

う非 帝 三五 兀 熙 五五 事 月 帝 から 態 は 月 が 辛巳 生 南 楽 京に U 帝 (十二日)に突然崩 た 崩 0 赴 御 で 1 に ある<sup>18</sup>。 とも ており、 な 11 す 御し ぐに 永楽二十二 た 17 ° 即 位できる状態になか 皇 年(一 帝  $\mathcal{O}$ 急 四二 逝という事 五)八月 ったため、 に 情 即 もさることな 位 たが、 北京に皇帝 そ が 1ら、 0 わ Ė ず 当 皇位 カ 時 + 皇太 継承者も ケ 月 子  $\mathcal{O}$ で 洪 あ な 0 た宣徳 元 と

皇 太子 栄 熙 が  $\mathcal{O}$ 呼 帝 北 ば が 京 れ 倒 帰 れ さらに た五 還 を 待 月 宦 庚 0 官 辰 て発せら が南京 + 旦  $\mathcal{O}$ れ、 皇太子に 0) その後皇 時 点 で、 向 太子 けて遣わされ 病 状 が は 即 重 位 篤 であ して宣徳帝となったのであ --いく 0 る 19 。 たら しく、 そして翌日、 尚 書  $\mathcal{O}$ 蹇 洪 る 21 ° 義 (熙帝 لح 大学士 は 崩 御 楊 士 奇 カコ 黄 喪 淮 は

皇太子 うし な ħ は 措 洪 こう  $\mathcal{O}$ 皇 Š ŧ) が 置 熙 7  $\mathcal{O}$ に 張 妥当だろう。 が ば 洪 后(張氏)の為す所」としているように、 元 取ら た 代 熙 国 氏 代 年 人 五 状 は わ 行 帝  $\mathcal{O}$ ħ 態 皇 って 月 崩 を てい 辛巳 后 目  $\mathcal{O}$ す 御 事 な に  $\mathcal{O}$ Ž, カ き皇 る以 ら宣 ŧ 張氏がどこまで かで張氏 立 に当たる人物といえば、 (十二日)で 場 明 太子 Ę から 5 一徳 帝 か であ ŧ 遺 が 臨 が まず 詔 時 京 あ 1 とは るが 0 師 が な 作 洪 行 たと言えよ 1 に 成 熙 22 0 1 لح 帰還する六 . え、 に 帝 た い 、 う、 そ 関 0)  $\mathcal{O}$ 張 手  $\mathcal{O}$ は 様 B 与 前 う 氏 で は L 々 玉 作 な ŋ 日 遺 が た 家 月 5 に 詔 問 先 辛  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 遺 廷 詔 れ 題 帝 重 -丑(三日)までの二十一 カュ  $\mathcal{O}$ れたとは 臣たち 作 に . О 一大事を抱 は  $\mathcal{O}$ 遗志 作 不 成 直 明 であ 成 面 で 考 が に せざるを得なく を継ぐ者とし 呼 る。 あ え 積 えた不安定 に び るも 極 · < < < 寄 洪 的 (照帝) せら に  $\mathcal{O}$ の 、 カン れ 日 廷 0 て か な 当 臣 たほ な 皇 遺 期 間 わ は 時 ŧ 間 n 詔 つ 后 国 て 北 を カュ L が カ で 家の 京に < 発 あ 持 L 皇 ま 太 0 は 皇 せ 0 最終意 太子 た。 5 后 た 張 11 0 たと考えら こと れ た 氏 L に 朝 た カコ が 作 使  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 思 は 鮮 1 決 は 当  $\mathcal{O}$ 成 1 な 状 時 を カコ 況 定 使 L 送 節 たと考え 0 者  $\mathcal{O}$ 崩 れ で る る。 皇 が 御 人 な 当 帝 日 本

H 成 カ 7 L 作 方 ることは で 成 洪 É 熙 れ た 帝 な 遺  $\mathcal{O}$ 詔 喪 を発  $\mathcal{O}$ 張 内 氏 容 さず に は、 . 利 す 皇 洪 る 太子の即位 熙 £ 帝  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ تخ 第 |や葬 子 切 鄭王 書 儀 カ Þ と第 れ 陵 て 墓 五 V  $\mathcal{O}$ 子 な 簡 襄 1 素化 ように見える24。 王 に 25 ` など 北 で あ 京  $\mathcal{O}$ り、 守 ŋ た 皇后」 L を カ 固 に など  $\otimes$ 当 さ 時 張 せ 張 氏 氏 を 皇 太 は 示 子 す  $\mathcal{O}$ 文

そ 詔 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  来

を 5 即 続 位 け 7 あ 11 る。 は 遺 間 詔 違 12 は 11 ま 11 0 さ き に 皇 太 子  $\mathcal{O}$ 刨 位 が 書 か れ て 1 る 点 カコ 5 考 え 7 ŧ 張 氏  $\mathcal{O}$ 目 的  $\mathcal{O}$ 第 義 は

皇

太

子

0

で

る

 $\mathcal{O}$ 

な

る

1 承 に L 点 何 カコ で 6 あ 間 る。 題 は で 疑 な 問 か 0 に た な に 0 7 t < か る カン わ  $\mathcal{O}$ は、 6 ず、 皇 太 張 子 氏 は は 洪 す \(\cappa\_{\cappa}\) 巸 に 帝 皇  $\mathcal{O}$ 遺 位 詔 12 即  $\mathcal{O}$ 作 け 成 な に VI だ カ け カ で わ 年 V) 少 と 太 11 子 う わ  $\mathcal{O}$ 北 け で 京 帰 Ł 還 な Ś を 急 皇 が 位 せ 継

は は 帝 な  $\mathcal{O}$ こう 喪 1 と だ ろ L は ポ Š た 1 情  $\mathcal{O}$ ン カン } 場 報 こう 合 12  $\mathcal{O}$ 封 皇 な L 鎖 帝 る た 位. 0 行 存 為  $\mathcal{O}$ は と言 空 在 張 とし 席 氏 え で が る て、 あ 皇 ŋ が 太 ま 子 これ 0 当  $\mathcal{O}$ さ 時 帰 きに は は 還 外 同 を 待 部 時 峑 げ 12 に 0 皇 て 5 後 太子 れ 継 1 る 者 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 即 北 は 位 京 洪 永 を 不 熙 楽 危 在 帝 う 帝 情  $\mathcal{O}$ くす 喪  $\mathcal{O}$ 報 次男 を で る あ 発  $\mathcal{O}$ 存 0 L 在 た。 漢 な 王 が か で V 0 0 あ た ま たこと か る Ŋ 5 張 で 氏 そ が あ ろ  $\mathcal{O}$ L う。 た 措 置 皇

氏 L 後 武 に 勲 が カン 漢 取 漢 が L 王 あ 朱 0 そ 王 た 高  $\mathcal{O}$ は 0 たこと 行 反 宣 煦 徳 は 動 乱 は 帝 は か が 母 5 取 即 が 宣 位 り 徳 永 永楽 すると、 楽 越 帝 自 L 帝 帝に 皇 苦 |身が 労 后 で愛され 永楽帝 ع 大 徐 氏、 は 軍 言 を え  $\mathcal{O}$ 当 0 率 B ま な 時 11 ŋ ŋ 皇 カコ て かた 太 洪 0 鎮 子 た 熙 圧 に で 0 帝 L で な あ  $\mathcal{O}$ 同 あ 漢 5 0 つって、 る。 た 母 王 洪 は 弟 熙 で 捕 君 帝 あ 5 る。 こえら 側  $\mathcal{O}$ 地  $\mathcal{O}$ 奸 位 靖 れ を 難 を た 狙 除  $\mathcal{O}$ 上 くと う に、 変 動  $\mathcal{O}$ き 際 称 庶 を見 L に 人に 7 は 反 落とさ せ 永楽: 乱 て を起こし 11 帝と た れ 人 て 物 共に 11 る 26 ° てい で あ 従 る。 軍

漢 る で 王 際 洪 ま た は 熙  $\mathcal{O}$ 漢 皇 帝 永 京 通 12 太 王 楽 渦 崩 帝 居 子 地 御 は 当 永 以 5  $\mathcal{O}$ 点 楽 来 せ 北 に 時 帝  $\mathcal{O}$ 7 京 t 守 当 漢 存 妊 帰 王 命 臣 ŋ 還 た は 中 を を で 0 阻 あ 古 7 南 る夏 初 お 京 8 ŧ Š り 12 8 7 غ 原 11 は 1 雲 る皇太子 吉 る L 漢 て 南 王  $\mathcal{O}$ に は い に る لح 封 軍 2 ょ ぜ こう が 事 ŋ 5 7 ŧ れ そ 玉 好 北 た た 条 事 れ 背 京 が は を 件 に 不 委 景 失 が 満 敗 そろ 近 任 が で 11 あ 12 L 就 位 終 7 る 11 置 藩 t わ す 11 ぎ に せ 0 る  $\mathcal{O}$ ず、 あ لح て て , i 考 ŋ 1 る 28 ° えら た。 改 れ 8 L ŧ, カュ 7 れ 廷 ん る 29 ° 張 t 山 臣 皇 氏 Щ 東 た 太 が 青 東 5 子 諸 ま は 州 **t**> 即 た 王 皇 府 心 張 太子 位 に に 配 氏  $\mathcal{O}$ 皇 封 太 後 は が ぜ 7 北 子 北 5 VI 京 が 京 政 n た を 到 た。 治 に 通 守 着 を 帰 ス す 還す る 0 る 主

ーズに運ぶための配慮であろう。

解 決に 関 連  $\mathcal{O}$ ょ お うに け あ Š á 基 事 張 本 項 氏 方針 を言 0) ٤, 連 え る。 0 その 行 張 動 前 氏 は 例 は 皇 太子 を 皇 作っ 統 0  $\mathcal{O}$ 安定 即位 たと言えよう。  $\mathcal{O}$ ために 大 きく言えば (T) み尽 力するという、 皇 統 の安定、 明 0 代皇 たった 后 皇 つ 0 太 后 目 的 0 皇  $\mathcal{O}$ ため 位 継 に 問 相 互.

漢王が 継承 意味 は 永 楽 ま を 貫し は 帝 た 持 宣 が 元 て皇 0 徳 甥 来 义 5 ていたのであ 帝 0 明 ず 一太子の安定 即 建 代 文帝 も洪 位  $\mathcal{O}$ 後に起 皇 武 を 位 帝 倒 継 る。 した して即 が こした反乱 承 打 0) 即 5 原 位の 位 立 則 したことで、 て は、 ため は、 つ つ 嫡子 安定し ŧ に行動 が 度崩 優 したが、 きっ 洪 先 れ 武 L て て 帝 て L 1 が 相 永楽帝 ない 立: まった 続 て す 明 た るとい 大原 嫡子 代 皇  $\mathcal{O}$ 位 0 皇 則 うも 継 洪 を 位 承 熙 建 継  $\mathcal{O}$ Ō 帝 承 理 7 で 直 か 制 念は早くも覆され あ いら、 度を反映するものと言える。 0 た 洪 31 定 \熙帝 着さ L せ 嫡 カュ る点 子の宣徳 L 7 靖 しま で 難 非  $\mathcal{O}$ 変で 常 帝 0 てい へ の 大きな 叔 皇位 張氏

## 第二節 遺詔と皇太后の権威

宣 徳 事 張 帝 態 氏 は  $\mathcal{O}$ が 生 平 崩 じ 御 時 と正 た に 時 お は 統 1 帝即 て には、 廷臣たちにも命令しえるような権力を持っていたのである。では 位 後  $\mathcal{O}$ 宮外 際にはどのように作用したのだろうか。 0 事 情 に 0 V) ても 精 通 し、 皇 帝 に 助 言することで影 響を そ れ 及 が ぼ 次 0 Ļ 皇 位 皇 継 帝 崩 承 間 御 題  $\mathcal{O}$ 非

た期 あ 御 ス) る 34 ° は、 宣 一徳 間 ま 帝 ŧ た そう 即 皇 位 位 長 0 継  $\mathcal{O}$ 1 5 承 ŧ 問  $\mathcal{O}$ では 張氏 題 を生じさせた。 は な 皇太后となった32。 く 宣徳十年(一 当 時皇太子 四三五)正 彼女が皇后であった期 (後の正 月、 統 宣 (帝)が、 一徳帝 が まだ十歳にも 崩 間 御 は L た 33 。 年にも満 満 即 たな 位 た L い子どもだ 7 な 約 1 十年 が 皇太  $\mathcal{O}$ 0 早す たため 后 ぎる崩 で あ

そ れ ま で 0 明 代で ŧ っとも若くし っ て 即 位 L た建 文帝でも二十歳を超 えて お り 35 **`** 若 1 どころ カゝ 幼 V 皇 帝 を戴

命 ことに ľ る文 朝 言 廷 内 とも 外 が に、 動 揺 国 す る 家 0 0 は 重 目 大事 に 見えて は 皇太后 V た。 皇 その 后を通 ため L 宣 た 徳 .)後、 帝  $\mathcal{O}$ 施 遺 行 詔 せ に ょ は 皇 と 太 子 特  $\mathcal{O}$ 筆され 即 位 と文 たの 武 で 官 に そ  $\mathcal{O}$ 補 を

文言 后 幼 L \$ 鎖 など で 7 は 洪 い あ 皇 は 官 V 煕  $\mathcal{O}$ 0 る 張 徳 帝 た 帝 遺 点 氏 帝 に 措 詔  $\mathcal{O}$ に 皇 代 カン 遺 置  $\mathcal{O}$ わ 5 詔 を 文 あ 后 考え てら 取 言 で 0 に る 皇 て は は 太子 ことが 皇 る れ 非 た 太 に 后 常 ŧ 生母 后 妃 12 で  $\mathcal{O}$ 記  $\mathcal{O}$ 重 を解 の孫 皇 載 きた点 権 1 力を 意味 ž 后 氏  $\mathcal{O}$ 釈 せ から、 決定 を持ってい な をそれぞれ 認 てよ カン  $\Diamond$ を仰ぐことを明文化 9 る た文言 皇后 かろう。 言 葉 指 は たと言わざるを得 • と言 L 皇 太后 7 切 0 えよ ま 1 登 るが り、 が 場 う。 L 定 な 皇 L 太 皇 て L か  $\mathcal{O}$ 0 権 后 太 1 カゝ な ~し宣 た。 一力を る。 0 后 が 政 序 持 張 治 徳 む 宣 列で 帝 的 徳 L 0 氏 ろ、 て 帝 影 0 が は 響 遺 洪  $\mathcal{O}$ V 力 上 遺 張 たことは 熙 詔 位 帝 が 詔 で 氏 公的 . を占 自 12 は  $\mathcal{O}$ 遺 あ 玉 身 る 詔 に め 家 が 間 認 る以 皇 0 洪 違 12 太 め カ 熙 重 11 5 上 后 大 な か 帝 わ れ は 事  $\mathcal{O}$ 1 たと 張 に 遺 が り 氏  $\mathcal{O}$ 詔 0 言 遺 を、 そ 11 に 関 え 詔 て、 れ 報 皇 封

廷臣 これ きが こう ま な 政 で を た 廷 に ち ĺ ことを  $\mathcal{O}$ 廷 対 臣 たち た に 限 臣 L 定 た 多 張 な 的 明 ち 大  $\mathcal{O}$ か 氏 に な な な 6 は 正 影 カコ t 自 カン 統 求 響 に 8 5 12 帝  $\mathcal{O}$ と L 5 を あ  $\mathcal{O}$ 皇 たと 自 与えて 太子 0 即 れ ても 5 た 位 同 ようで 示 ま を での 時 V) す 拒 推 る 行 に 絶 す 様 あ 経 為 <u>\f</u> る。 で 皇 子 場を 過 ŧ が を見ると、 后 あ それ くまで 窺える 表明 あ 皇 0 たと だけ 太 し 后 廷 が 7 幼帝 B 言 が 臣 混 「えよう。 たちに 発 興 は 乱 揮 味 即 ŋ を する 深 位 幼 静 政 1 は 11  $\Diamond$ 権 ことに張氏 廷 皇 治 を 太子 臣 力 正 Þ たちに 委 統 で 直 ね 帝 接 は 7 を 的 は 不安と抵 な 即 VI < な 正 る 位 影 統 別 38 . خ 響 帝  $\mathcal{O}$ せ 力 が 抗 人 7 即位 間 れ が は V は あ を る 即 すると、 張 37 0 0 皇 たた 氏 位 位 が さ 継 皇 8 政 太 せようとす 承 で 治 そ 問 后  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あろうが 題 に 直 後 決 が 定 接 は 解 関 が る 垂 決 簾 動

政 ここで 中 治 玉 的 歴 権 代 力 つ 保  $\mathcal{O}$ 干 朝 持 疑 問 を を 通 容 が ľ 認 生 て亡 じ す ź る。 ŧ 玉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 廷 臣 で 原 た あ 天 を る。 5 は 作 0 何 張 7 氏 ょ き ŋ に たことを 垂 垂 簾 簾 聴 聴 政 政 は を 要 廷 臣 請 后 た 妃 L とそ た ち が ŧ れ 宣 徳 をとり 帝 n ŧ は ま 宣 知 5 徳 な 外 帝 戚 0 1 は 遺 ず 宦 詔 が 官 に な  $\mathcal{O}$ 続 政 治 て、 そ 介 れ を 太 后

る

L 聴

敢 7 皇 太 后 に 政 治 権 力 を 持 た せ る Ĭ う な 行 動 に 出 た 0 は 11 カコ な る 意 図 が あ 0 た 0 だろ Š

ず は 正 統 帝  $\mathcal{O}$ 即 位 前 後  $\mathcal{O}$ 事 情 を 整 理 L た

軍 事 す 張 動 は 氏 き 廷 は が 臣 官 出 に 徳 任 帝 7 11 せ  $\mathcal{O}$ て た 遺 が 1 詔 た に それ が、 ょ 0 先述 て、 を治  $\Diamond$ 0) ょ た ŋ ように  $\mathcal{O}$ 強 が 1 宣 張 政 氏 一徳 治 であ 帝 的 崩 影 御 響 0 た。 当 力 時 を その 皇太 持 つに 様 子 子 で 至 を あ 0 た。 0  $\neg$ 国 た 榷 正 彼 統 女 で 帝 は は は 洪 幼 熙 帝 カン 0 が た 崩 た 御 8 た 他 際  $\mathcal{O}$ は 玉 補 事

伏し どころに 宗 て万歳 が 崩 乾 御 派を唱 清宮 に向 皇太子 え、 カ 群 V) 臣 は まだ九 ŧ 皇 これに従い、 太子を抱えて閣 歳 だっ た。 噂 : は 臣 おさまっ を 襄 呼び 王を立てるとい Ш た し 泣 39 いて言った、 う話 が あ 「これが新天子である」と。 ŋ, 皇太后 はこれ を聞 たち 臣

とえば たわけ てお 菽園 り、 で あ こるが、 雑 明 記 史 では、 その 后 妃 前段階とし 伝に ŧ 同 様 て張氏は幼い皇太子の 0 記 述 が . 見ら ħ る 40 ° 即位 幼 11 に 皇 0 帝 1  $\mathcal{O}$ て 即 迷 位 って を張 1 氏 が支持 た様子を伝えるも ì 廷 臣 たち  $\mathcal{O}$ もそ t あ れ に た 従

た内 とあ を立てようとし 容は 徳 張氏 帝 楊  $\neg$ 名山 が が 楊 崩 皇太子 藏 た 士 御 が 奇 L た時、 42 果たせ **写**罪 楊 ではなく襄王を立てようとし 栄 惟 老娘 録 な 楊 かっ 溥) 娘 43 は 『彤史拾遺 た 国 が に長 話 (太后謂 L 君あ あ 記 0 た る 玉 44 (C 福 上 は 長君 一で反 た 社 もあ が 稷 対  $\mathcal{O}$ 欲 召 り、 福 廷 L 臣 た と たち L 立 す  $\mathcal{O}$ 襄 × で、 て、 王、 て 0 襄 「太后 反対にあって断 やめた。 不果)」としてい 王を立 (張 てようとし、 (氏) 老 念した が 娘 娘 長 君 は、 とし 宮中 は 張 国 7 12 福として、 太 入 后 る。 れ で あ た る が 後

土  $\mathcal{O}$ 王 反 す 乱 لح る 変 12 は 存 で 際 洪 在 皇 巸 L て監 帝 帝 で  $\mathcal{O}$ あ 不 第 0 在 国 とし た に 五. なっ 子、  $\mathcal{O}$ て北 は た際 母 想 は 像 京 張氏 に 12  $\mathcal{O}$ 守 難 ŧ (自身で・ 再び ŋ < かを命 な 皇 あ 位 ľ 5 り 最 継 彼 終 承 れ 的 女所生としては第三子であ てい 候 補 . る 47 ° 彼 者とし 女は 有 孫 って 取 能  $\mathcal{O}$ か 皇太子を即位させ りざたされ つ人望の厚い る 45 ° 7 い る 48 ° 人物とし 彼 たが は 洪 こうし 熙 て知ら そこに至 帝 崩 た息 御 れ  $\mathcal{O}$ 一るま 子 て 時 は お i) 張 氏 0 彼 後 漢

頼に

王

れ 女 てい 0 迷 たことをよく表 が 朝 廷 にう わ さや していると言える。 混 乱 を引き起こ た 因 とも考 えら れ る。 皇 太 后 0 意 向 が 朝 で Ł 重 、受け 止 8

臣 iたち ここで重要にな Ó 反 対 で断 る 念したことの二点であ 0 は、 皇太子以 外 の候補者とし る。 て襄王が 推 されたこと、 皇太后が 襄 王 を立てようとし た

先述 宣 示すと同時に、 子(嫡子)だったことに加え、 であり長君に 一徳帝 まず (T) しかしそれ へ 嫡子 な ように ぜ 皇 相 は 襄 太 少なくとも皇太子以外の皇位継承候補者として嫡子を選ぼうする動きも見逃せ 子 当たらな 続されたことで、 でも幼い皇太子に代わる人材として、 王 は 以 張 外 氏  $\mathcal{O}$ V ) 候補 所生とはいえ洪熙帝の第五子で 有能で人望に厚 また張 者とし 『皇明祖訓』 て、 氏所生に限 襄王が かった点が大きいと考えられる⁴。 0) 挙げ ったとしても洪 理念がやっと定着してきたことの 5 数いる王たちのなかから襄王が れ たか。 あ ŋ, 張 また宣 熙帝第三子 氏 は 彼 一徳帝 を 推 崩  $\mathcal{O}$ す 越王が 御 理 これ . 当 由 時 表れであろう。 を は お は 推され 皇太后 i) 洪 玉 熙 有 Þ 帝 長 たの 第  $\mathcal{O}$ は 君」 な 影 ŋ 二子 とし 響 長 は 君 力  $\mathcal{O}$ とは  $\mathcal{O}$ 彼 鄭 洪 7 熙 大 が 王 1 帝 言 きさを 張 が る えなな 氏 健 カゝ が 5 在

える 5 4 1 尽力 の意見を受け たにも L かし 后  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 力 は 結果として襄王 を 廷 権 カュ 限 持 洪 臣 か を限定 熙 . 自 わ 0 入れ た 身で 帝 5 ず、 が 崩 たためとも言える。 的 御 あ 廷 廷 に 臣  $\mathcal{O}$ ったと言える。 足たち たち する前 時 0 即位は実現しなかった。 لح 同  $\mathcal{O}$ 例をも 意見 様  $\mathcal{O}$ 反対 に ・皇統 を受 作っ 張 に つけ 氏 彼 よって阻まれ 0 安定 は最 女は たと言えよう。 入 ħ 終的 独断 ることで、 に . の 専 み力を振るっ に皇太子 国家の重要事を預かる皇太后の子であり、 行せず廷臣たちの たのであ 保 持す  $\mathcal{O}$ る。 即 る権力を制 た。 位 を L 決断 彼女は宣 かしこれ 意見を優先した、 . U, 限 一徳帝の あくまで皇 は見方を変えると、 皇 位 遺詔 継 承 12 位 つまり 問 よっ 継 題 その 承 に て、 皇 間 際 推 題 太 張 政 后 氏 薦を受け  $\mathcal{O}$ 7 治 解 が を 0 的 決に 掣 廷臣 皇 肘 に 后  $\mathcal{O}$ た 7

## 太 后 の 役 割 宮

自 を だ 5 阜 及 が 本 0 位 来 ぼ 継  $\mathcal{O}$ 彼 族 L 承 皇 た 女 が 問 太 0  $\mathcal{O}$ 政 題 こう 后 か 治 は 0 的 解 仕 正 な 決 た姿勢 事 統 権 L で 帝 力 あ 即 を 正 は 持 る後 位 統 どこ か 帝 0 5 宮 ことを が か 管 張 即 理 氏 5 位 来  $\mathcal{O}$ 厳 L るも 崩 た。 外 禁 戚 御 L ま  $\mathcal{O}$ 7 L 宦 で な カン 官  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る L 対 七 カコ 51 0 張 策 年 氏 そし に 間 は 度 つ  $\mathcal{O}$ 先 動きを て、 は 1 述 て 振 0 見て る そ ように 通じ 0 0 態 た 1 して、 きた 度 権 垂 は 力 簾 皇 を 幼 聴 簡 帝 1 政 単 即 正 を に 統 位 拒 プ み 50 手 帝 後 :と朝 放 0 皇 L さら 太 廷 7 にど L 后 ま 12  $\mathcal{O}$ 動  $\mathcal{O}$ 0 外 て きに ような影 戚 で あ る 0 る

言え 后 次 に 席 正 る。 宣 な は 統 徳 宣 0 帝 年 た 徳 が 間 人 帝 即 物 皇 位 は 后 すると、 初 で で あ 8 り、 て あ  $\mathcal{O}$ ŋ 皇 それ 正 張 太 統 氏 ま 帝 后 は で皇 生 太  $\mathcal{O}$ 母 誕 皇 生や 0 太 后 八后とな 孫 で 廃 あ 氏 であ 后など、 0 た 0 胡 た 2 た。 氏 52 0 は 明 正統 孫 代 廃 後 氏 后 宮に 帝 は لح な 即 宣 とって一つ 0 徳 位 当時 た。 帝 O貴妃 0 胡氏 後宮 0)  $\mathcal{O}$ で 内 あ 画 廃 で 0 期 后 最 点と た は 上 明 が なる 代 位 で 正 は 事 初 統 太 皇 件  $\Diamond$ 帝 太 を が て 産 起  $\mathcal{O}$ 后 事  $\lambda$ で 0 例 だことで あ る た で あ 時 張 氏、 期 0 た 皇

ことに 氏 朱 まず い 后 た は に 祁 胡 様 強 辞 鎮 端 制 位. が 氏 子 を が さ を 宣 発 が 書 表 徳 廃 れ L つさせ 二年 た か た 后 t کے れ なる経 た (一四二七)十一 0 7 詳 として (帝令后上 11 しく見 る。 緯 ١ ر は 7 る 表 7) 明宣 辞 月に く と 形史拾 位)」として |宗実録|| 誕 明宣 生し、 遺記 宗 によると宣徳三 いることから54、 その 実 に 録 は まま立太子 によると胡 宣 徳 帝 年(一 が ż 胡 孫 れ 氏 氏 氏 四二八)三 7 を は は 自ら いることや、 皇 廃 后を強 后 辞  $\mathcal{O}$ を表 座 月、 制さ に L 胡 0 \_ たとし れ け 氏 明 よう た が 史 可 突 然 لح 能 て 后 廷 性 11 退 妃 臣 が る 位 伝 非 に が  $\mathcal{O}$ 常 辞 議 官 12 論 後 を 高 徳 表 を  $\mathcal{O}$ 重 \ <u>`</u> 帝 正 L ね た

そ  $\mathcal{O}$ 廃 な 后 カン を 許 で 張 さ う 57 ° な 氏 カ は 0 敢 た えて が 56 П 結 を 局 出 廃 す ことは 后 が 決 定す せ ず ると 廷 胡 臣 たち 氏 を 憐 لح れ 議  $\lambda$ 論 せ ょ 常に 与 内 卿 等 廷 でで 議 0 宴 لح で ō) は 旨 孫 を出 氏 より 7 ŧ 11 張

座 氏

お

た

7 廃 胡

めであ 以 氏 上 え は カコ 直 5 終 接 決 的 え て、 定 な 指 は 皇 示 皇 は 帝 帝 せ ず、 に 廷 あ 臣 また ŋ は 皇 後 皇 太后とい 宮 帝  $\mathcal{O}$ Ġ 事 廷臣 情 えども に たち 0 1 覆 て、  $\mathcal{O}$ せ 決 な 定 皇 か を 太 った点 最 后 終  $\mathcal{O}$ 的 意 は に 見 は を き 皇 尊 帝 重 1 権 す 7 る立 力 1 たと が 場 極 端 を わ 取 に か 大きく る。 って 1 L な る。 カゝ 0 L た明 そ 宮 n 0) に 0

ず、 0 ように 正 統 張 帝 氏  $\mathcal{O}$ が 教 皇 育 太后とし を見守り、 て、 すべて 後宮 0 は廷臣 管 理 に た 徹 5 L に 政 治 切を に 関 任 与 せ L る旨 な 1 とい を 明 言し う姿勢 てい うは、 . る 58 ° 太 皇 そ 太后 0 他 とな 0 て ŧ

太皇 太 后 張 氏 は カコ 0 て 便 一般に 来 て、 英国 公張 輔 大学 士: 楊 士 奇 楊 栄 楊 溥 • 尚 書 胡 淡は 旨 を受け て 入 朝

をも とあ を取 安定とい 王 たちに 朝 るよ は た せせ 何 らうに、 カ う意味 よく る役 行う ることに 切を委ね 定 見 割 計 でも ここで 統 を果 5 画 帝 れ が る 非 た 7 は 常常 は あ 皇 L 1 東に立ち く表 太 に大 てい 張氏 って るだけ 后 ķ るとも は を恃 きな意味を持って れ では てい 正 統 五.  $\lambda$ 太 人が での な 言える。 帝 皇太 Š に . 賛 さばる外 五. 成 后 彼ら 人 が への廷 張 L なけ 上 おり、  $\mathcal{O}$ 氏 に 臣 意 戚  $\mathcal{O}$ ħ 言 派たちや、 たち 見 こうし ·つ ば、 それ 0 たことに 後ろに 0 た姿勢 行っては 意見 は 皇 張 自分が 帝 氏 をきくよう言 は、 が は  $\mathcal{O}$ 1 廷 幼 意 ر ۲ け 見を左 臣 い 1 ませ に ることを示 皇帝  $\mathcal{O}$ と 五 石しう ん。 0  $\mathcal{O}$ 1 人 て不 聞 は 補 と。 佐 先 カコ る官 せ 都  $\mathcal{O}$ L 朝 合な た 7 より 上 いるが 廷臣 官  $\Diamond$ は などに £  $\mathcal{O}$ そ 仕 たち えて  $\emptyset$ ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 命 これ たと によ 対 1 で を受け るの L あ えば り、 は張 厳 強 で、 氏 中 玉 権 が 態 廷 歴 廷  $\mathcal{O}$ 帝

代

0

7

ŧ

ょ

る

臣

官 内 ず 堂  $\mathcal{O}$ 宦 一で学 間 官 12 に な つい 入ると、 W だ定 が 。 ら て 政 は 官 治 で 本 翼与 当 来 あ 時 無学で 0 た 61 ° を禁じら 権 力 を あ 明 る 持 代 は れ 5 てい  $\mathcal{O}$ ずず 始 宦  $\mathcal{O}$ 8 たが 7 官 宦官 は 7 宣 を教 た 太監 徳 永 年 育 楽 間 年 す 王 に んるため 間 振 政 以  $\sim$ 治 降  $\mathcal{O}$ に その 対  $\mathcal{O}$ 関 内 応 禁令は 与できる素地 が 書 堂 挙 げ が 破 5 作ら 5 れ る。 れ れ が るに至 るように 作 そもそ 5 れ る な t 宦 正 0 統 王 7 官 振 は 間 は 0 明 た。 ま 代 は さにそ に 高 そし 度 お

育 入 0 を け た  $\mathcal{O}$ 宦 官が で あ 活 躍 を 始 8 る 時 期 に . 当 た り、 まさ に 宦 官  $\mathcal{O}$ 専 政 は れ ょ ŋ 始 ま る 宦 官 専 政 自 此 始 時 期

たち 5 振 るという事 ず、 ŧ 干 そし 張  $\mathcal{O}$ 振 皇 氏 面 は してそ 帝 が 前 正 で、 崩 件 統 廷 御  $\bar{\mathcal{O}}$ 帝 が ける 臣 皇 幼 起  $\mathcal{O}$ たち 帝 教 こっ 1 ま 皇 育  $\mathcal{O}$ た 63 ° に 起 で 帝 係 居 も絶大なる力を及ぼしていたことを示している。 は Oで 全 あ 政治に干 に つい 面 ŋ 0 的 事 て 正 な 件は 渉 王 信 統 のできな 振 帝 頼 皇 を  $\mathcal{O}$ は 太后が 咎 ŧ 彼 を横 を先 か  $\Diamond$ 死 0 宦官の害悪を抑える役割を 罪 た 柄 生 を賜 لح な ほどである<sup>64</sup>。 呼 態 ろうとし 度に  $\lambda$ で 出 非 ることも 常 た に 0 またそれ 信 を、 頼 あ L 皇帝 て 0 た。 は 果 1 と廷 た。 皇太后 たしたことをよく L 臣 王 か  $\mathcal{O}$ 振 が L 存 止 あ は 在や一  $\otimes$ る 正 に 日 統 張 入 帝 言 表 ŋ 氏 が が そ は 幼 宦 て 小  $\mathcal{O}$ 皇 場 帝 で 官 お と廷 b,  $\mathcal{O}$ を あ 4 るこ 収 王 な 臣

古代に 在 上であ 張 氏 お る。 は V 宦 7 官 を牽 は 皇帝 制 権 L 力 て ぞし 1 たが、 0 ぐ勢いを持つこともめずら 后 妃に必ず 付 随す る 外 戚 しくない はどうだったのだろう 上 王 朝  $\mathcal{O}$ 滅 か 原 因 外 لح 戚 ī は 7 中 少 玉 な 歴 カゝ 代 5 王 ず 朝 絡 む

さら て 封 さ 朝 兄 弟 に 廷 れ 城 氏 娘 12 か 伯 0) た 彭 が 5 に 対 地 城 追 皇 族 政 位 封 太 は 伯 を得 され 子 彼 治 は 関 妃 長 女 7 が 与 男 7 12 燕王世 な を 1 が 1 る 65 ° ると 許さ 受け継ば る 面 な ŧ 京 子 また ぎ、 妃に か あ 衛 ŋ, 0 指 た 68 0 張麒には二人の息 子 なったことから、 揮 決し ,孫に 使 を授 )世襲 7 分けら 外 戚とし ŧ れ、 認 8 子があり その ての 6 地 位 れ 地位 後 を得 てい まも 66 . ' る 67 に た 甘 なく  $\mathcal{O}$ と は んじてい もに靖難 この 死亡 間 違 ように L 1 ただけ て な 0 変 11 11 · 張 る  $\mathcal{O}$ で が、 氏 張 際  $\mathcal{O}$ 氏 は に 軍功 な 張  $\mathcal{O}$ 族は 父張 氏 11 0 が が だ 皇 実 麒 あ 際 が 后 は 0 に た。 に 兵 功 な 馬 張 績 る 張 副 氏 麒 を に は 指 ŧ 及 自 に 揮 追 W

さら は 実 12 は · 永 禄 張 を 楽 氏 帝 以 戚 皇 前 12 后  $\mathcal{O}$ カコ 阴 徐 たよら 氏 代 は  $\mathcal{O}$ 皇 建 せ 玉 后 £, る  $\mathcal{O}$ 0) 功 は 臣 自 徐 らの実家を優 非 達 法である  $\mathcal{O}$ 娘であ 遇 るた (爵 する態 禄 8 私外 カゝ 度 家、 靖 を 難 取 非  $\mathcal{O}$ 法) 0 変の ているとは として親  $\mathcal{O}$ 5 実家に 言い 族 官位を与えることを強 が 官位 た 0 授与を まず 洪 断 武 0 帝 て 皇 后 る 断 馬氏

 $\mathcal{O}$ 

それ な たようで、 を 振 ŋ 切 0 7  $\mathcal{O}$ 永 後 楽  $\mathcal{O}$ 帝 皇 が 后 下 た L 5 た t 処 皇 遇 帝 に カコ 0 6 V 地 7 位 謝  $\mathcal{O}$ 辞 提 を 案をされ 言 わ な か ても 0 たとされ 拒否し ん る 70。 て 1 るほどで 0 よう あ な 皇 后  $\mathcal{O}$ 姿 勢 は 伝

る。 され 思わ るよう 12  $\mathcal{O}$ なって 影響力 后妃 る れ 0 いことか な る。 ほ で延臣 后 とし どで しまうが 妃 L してこれ あ か 5  $\mathcal{O}$ たち 賢 張 0 L 朝 た 彼 氏 な 外 以 0 が 女  $\mathcal{O}$ 上 後 戚 0) 態 あ É ろ ŋ  $\mathcal{O}$ 態 度 彼 女の は 方 対 盾となる一 度 后 妃 が 応 は 大 に は 明 態 き ない 廷 代 ょ 度 臣 る害悪はまっ 1  $\mathcal{O}$ が 方で、 たち と言えよう。 であろう。 変わ 皇 后 0 ること 何 目 皇 かと差 太后 に たく 明 ŧ は 代 厳 として な な で しさわりの か L は く見えたようで、「取り越し苦労である カ 0 ァ た 72 ° 宦官 の対 0 た . | | 言  $\mathcal{O}$ 応としては、 張 弊 あ る宦官 氏 って 害 は は 徹 結 ょ 局 底して表 1 歴 外 伝  $\mathcal{O}$ 歴史上に 一成に 統 は を踏まえた当然 舞 こうし 対 類を して厳 台に立つことは 見 た 張氏 ない しい (不用 0 姿勢で臨ん  $\mathcal{O}$ ほど大きな 行 行 なく、 動 過 に 0 慮 見 ょ うに Ł 自 5 で

カン ľ 張氏 な をは V  $\mathcal{O}$ は じ な  $\otimes$ ぜ 明代の・ だろう。 皇 后 たち がこぞって外戚を 遠ざ け、 ま た 権 力 を 持 つ 機 会が あ ŋ な が . ら、 政 治 介入

Ĭ

ううと

L

からも 後宮に 5 権 述 力 育 わ 対 を 0 か ように ま 持 L る で 0 ŧ 昔 て 用 明  $\mathcal{O}$ 11 意 代 女 る 家 L 0 禍 て  $\mathcal{O}$ 后 に 鑑 妃たちは、 1 娘 みて、 を、 たのであ 敢 えて 綱 る。 初 紀 を作 選 期 そ を ば のこと 除 ŋ, な 1 1 て基 まず た は 8 本 内教  $\mathcal{O}$ 的に 洪 t を厳 武  $\mathcal{O}$ 民 元年(一三六八)に儒臣 で 間 あ から Š る i 73 0 選ば たし 洪 <sup>74</sup> ك 武 れ 帝 て あ は 1 るが、 るように、 こうし に 命 これ じて た 方 厳 針 は \_ 女 L を 皇 誡 打 族 1 規 5 لح を 則 出  $\mathcal{O}$ 作 ば す 婚 5 か 姻 りでな せ 方 以 た点 で、 前 カン

な で 宮  $\mathcal{O}$ あ 兀 る 皇 育  $\mathcal{O}$ が 后 に が 熱 女 その 作 訓 心 だ 書 成 他 L 0  $\mathcal{O}$ た た な に Ł 女  $\mathcal{O}$ カコ 訓 で 洪 は 嘉 書 皇帝 武 靖 帝 で 現 だ 帝 皇 存 け 生 后 母 馬 L で て 蒋 氏 は 氏  $\mathcal{O}$ 1 な る \ <u>`</u>  $\mathcal{O}$  $\neg$ ŧ 内 女 訓  $\mathcal{O}$ 女 は 性 訓 万暦 それ は 楽 帝 蒋 帝 も后 生 皇 氏 母母 后 が 妃 李 徐 まだ安陸 が 氏 氏 自 0)  $\mathcal{O}$ 5  $\neg$  $\mathcal{O}$ 女 内 手  $\mathcal{O}$ 鑑 訓 で 王 Ļ 女 府 が 訓 に 嘉 あ あ 書 靖帝 つ ったときに作 を たとされ 作 生 母母 成 蒋 L て 氏 7 1 0) 5 た \_ る。 れ 女 点 7 ŧ 訓 見 洮 る

せ

 $\mathcal{O}$ 

永 で、 帝 皇 后 際 徐 に 氏 後 0 宮 内 内 で 訓 作 5 に れ っつい たも て見ていくこととする 0 は三つ、 現 存 するも 0 7 は 徐 氏  $\mathcal{O}$ \_ 内 訓 4 える 0

月決め 皇后 徐氏 とともに ¬ 女 れ たも 刻訓 に 0 が 内 6 以広之為内  $\mathcal{O}$ 崩 訓  $\neg$ 『女訓』 なの 内 出 御 が れ 訓 ... 内 され た日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ かは、 序に 後、 訓 が、 iz を授ける 永楽五年(一四〇 . 訓 お また後宮内での儀式や聴講におい は、 とともに公刊されることに合わせたものである。『女訓』 <u>-</u> 十 実 わからない。 て徐 際にどの 皇太后 儀式 篇 氏 以教宮壷)」としており、 は、 が  $\mathcal{O}$ 行 ように後宮内で読ま 前 「洪 ただ、 で聴 われたが、 七)十一 武帝皇后馬氏の教えを、 講す 嘉靖帝生母蒋氏 月に群 ることなどが そのなかで 臣 ても、 に与えられ、 れ、 後宮女性に向 教育に使用されたのか、 の『女訓』では、 定め 内 『女訓』 . 訓 느 後 Ò 宮 れ 公刊され は は 7  $\mathcal{O}$ いる77。 『女訓』とともに女官に記誦することや、 けて作ら 女 『内訓』と、 性 たちに て広くに 著者の この ħ は、 た事 教えるた 儀式 | 蒋氏 また公刊されて、 並べて読むことになってい 知ら すでに公刊されている『内 が は、 推 章 れ にめに作 る書 察できる。 嘉靖 聖皇太后) 物となって 十年(一五三一)に 0 た どれほど読 から カゝ 用 L 述 実 高 たの 皇 ま

たら うか このことか 訓 『女訓』 たもの が読 と言えるっ。 ま 5 0 れてお 「内 公刊はその 訓 り、 は 同 后 嘉 . 様に、 「内訓」 妃たち 靖 年 間 後宮内で『内 には、 の思想に大きく反映したと考えら とともに出すことで、『女 す でに広く読 訓』『女訓』 ま れ  $\mathcal{O}$ て 訓 聴 11 講 た 書  $\mathcal{O}$ が れる 権 物 行 威 わ で ので れ を あ た事 り、 高 あ  $\emptyset$ る。 は、 よう 評 価 それ とす ŧ 高 る、 以 か 前 0 カコ 嘉 た 5 靖  $\mathcal{O}$ 后 帝 で 妃  $\mathcal{O}$ は 狙  $\mathcal{O}$ な 育に だろ が は

である。

過 内 ち 訓 は 后 妃 + 0) 章  $\mathcal{O}$ 徳  $\mathcal{O}$ な 賢 カ 否に に は カ 外 かっているとし 戚 ^ 0) 対 L 方 **う** V 過 去 て 述べ  $\mathcal{O}$ 例 を引い た 章 「待 ・ た 上 外 戚 が 設 けら れ 7 1 る。 そ  $\mathcal{O}$ な で は 外

事 は 戚 L 族を保 な ŧ 0 とうとするなら で あ る。 禄 を賜 ば ろうと、 后 妃 は 師 政 治 傅 を を 預 選 カ W で 6 せ る事 族 を教 は 育 な ŧ 皇帝  $\mathcal{O}$ で が あ 優 遇 る ようとも、 を乱 !!させ

することこそが、 ŋ であろう。 妃 は 自 族を 5 0) 保 族 つ一番の E 対 して皇 方法としているのであ 帝 0) 恩 竉 によって、 0 こ の さばらせ 文言は、 る 0 ではなく、 まさしく明代 む しろ . の 后 妃妃 厳 0 姿 勢を表 態 度で監

また、 君主 一への仕え方を記した章 「事君」では、

1

つとめ、 の事に 寵愛を独占 は干渉せず、 して恩をたの 内 外  $\mathcal{O}$ けじ め んではならない。 をつけ、 命令を外に出 政治に [さず、 П 出 しして法をまげてはならな 邪まな心 や僻みを遠ざけ、 威 80 儀 正

ŋ, 政治干渉を厳 L く禁じてい る。

に , \_ 口 張氏 出 をはじ ししない めとする明 態度は、 朝 後宮での 0 后 妃たちの対応は、『内訓』に見られるものであり、 教育 が 非常に大きな影響を与えていたと考えられるのであ 外戚や廷臣たち る。 0 配 慮 政 治

訓 洪 が 武 生まれ 帝 は後宮内に、 た。 これは 厳 厳 しい規則を設けるとともに、 格 な規定とともに、 后妃たちへの絶 教育に力を入れたことで、 大なる抑止力となるに至ったと言えよう。 やがて后妃たち自身が著 た女

## 小

加えた。

本章では 明 代で 初 8 ての 皇太后 太皇太后となった張氏を通じて、 后妃が 政治に与えた影 に

度 断 たとき、 の皇 専 統 張氏は 行できるものではなく、 0 安定し 莅 、皇后 洪熙 継 承 ・皇太后は た継承のために尽力しており、 間 宣 題に 徳 向 • !き合っ 正 先代皇帝の代行者として問 統 の三つ た。 廷臣 の時代において、 たちが 皇 帝 崩 反対を表明 御 12 また廷臣たちも皇太后の意見を尊重した。 際 たし、 題を解決すべ す 皇后・皇太后・太皇太后として後宮の 皇太子が不在であったり幼 れ ば 自 5 く動かなければならなかった。  $\mathcal{O}$ 方 針 を転換させてい か 0 たりし る点 L かし、 て皇 頂 カ 点に 3,6 張 帝 それ 氏 不 あ は り、 張 在 氏 は 期 間 貫し そして二 張 0 行 氏 が て、 が 独 原

則 は 阜 統  $\mathcal{O}$ 安 定 とと t に 朝 廷  $\mathcal{O}$ 安 定 を 保 0 ے ح で あ 0 た لح 言 え ょ う。

太 が 帝 な 后 が 12 か 即 0 な 0 位 ょ たと、 うに 0 L て 7 ŧ 1 皇 まう 変 即 位 わ 言 継 5 え 承 る 間 な か ŧ 張 題 0  $\mathcal{O}$ 氏 لح た 皇 で は と考 政 は 帝 治 な 不 え 在 1 に 5 が 切 れ 張 る。 氏  $\Box$ 皇 出 太 は 皇 后 L す が 后 る 動  $\mathcal{O}$ こと 時 か ざるを 代 は カ ら な カゝ 得 0 後 な た。 宮 1 状 外  $\mathcal{O}$ L 態 事 カュ 12 立 情 L そ を た 詳 せ れ た は L と言 < 明 承 代 え 知  $\mathcal{O}$ る 后 L わ て 妃 け お に り 政 だ 治 が そ 的 れ 影 度 は 力 皇

定 に 宣 徳 従 0 年 7 間 V に る。 起 こっ 後 た 宮 内 廃  $\mathcal{O}$ 后 事 لح \ \ 柄 う事 で あ 件 0 7 に 0 Ł い て 皇 ŧ, 太 后 張 は 直 氏 接 は 的 反 に 対 皇  $\mathcal{O}$ 帝 意 に を 間 意 見 接 的 せ ず、 12 伝 ま え た 0 皇 0 ŧ, 帝  $\mathcal{O}$ 最 最 終 終 決 的 定 に は を 覆 皇 す 帝  $\mathcal{O}$ 決

与 太 決 定 を 后 7 そ 朝 で 厳 あ 指 を L 内 に 外 な 7 L 0 示 < た。 す立 宣 0 B 廷 禁じ  $\mathcal{O}$ 7 相 徳 安 か 談 場 帝 た。 を皇 とな 定 5 か が  $\overline{\mathcal{O}}$ L 崩 る。 張 張 帝 御 張  $\mathcal{O}$ 氏 氏 カュ す Ź は は 5 宣 氏 受 点に と 廷 皇 は 徳 け、 臣 廷 帝 帝 . たち 臣 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ きる 養 た 直 遺  $\mathcal{O}$ 5 接  $\mathcal{O}$ 育 詔 遺 と言 後 に 的  $\mathcal{O}$ は 詔 べろ 監 す で 皇 を 督とと えよう。 盾 ベ は 太 受 て け と な 后 L を 1  $\mathcal{O}$ 張 て、 ŧ 任 ŧ 権 氏 に、 せ  $\mathcal{O}$ 力 は 朝 0 を 太 后 権 自 皇 皇 廷 力 5 妃 帝 太  $\mathcal{O}$ 安 は が を が 后 定 持 皇 と 決 保 に 5 帝 障 L L す て、 0 始 7 に لح 影 る  $\Diamond$ 積 響  $\Diamond$ 7 Ł 極 幼 た。 的 を  $\mathcal{O}$ 11 1 与 た 12 で 皇 宦 え 介 張 あ 帝 入 官 7 氏 り に  $\mathcal{O}$ 王 L 1 代 よう そ 振 たこと 行 わ 動 を れ り とは 牽 ま 玉 規 を、 制 で 範 家 は ŧ  $\mathcal{O}$ L 終 な 公 張 重 的 始 外 カコ 氏 大 戚 0 が に 事 た。 12 認 政 に 貫 政 治 8 L 0 治関 る に 太 11 皇

強 な ŧ 意  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ 識 が う 根 L 7 底 な に 模 11 範 た あ る。 的 思 な ک わ 后 妃 n  $\mathcal{O}$ る な 0 か あ で n 皇 方 は 后 は 明 後 宮 代  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 頂 后 妃に 点 対す 天 下 母 る 教 儀 育、  $\mathcal{O}$ 模 範 そ たら れ ŧ な 后 け 妃 n 自 身 ば な が 女 5 な 訓 書 カュ を 0 た。 編 纂 張 す る 氏 ほ は そ Li 熱 れ

ح

明

 $\mathcal{O}$ 11 は

な

カコ

0

た。

南 そ 京 れ 鳳 を 陽 示 す Ĺ 淮 うに 安 徐 張 氏 州 は 河 南 正 統 山 六 年 東 山 兀 西 兀 陜 西 正 月、 に <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 7 正 札 統 を 帝 立.  $\mathcal{O}$ 7 后 さ 妃 せ 選 び  $\mathcal{O}$ 三 た カュ め、 5 + 礼 五 部 12 歳 勅  $\mathcal{O}$ 女子 諭 L 7 北 容 京 貌 が 直 美 隸

く 礼 . る 81 節 が L 0 カコ n 7 1 る者 を、 父母 に 北 京 に . 送ら せ た上 で、 自 5 が 未 来 0) 皇 后 を 審 査 す ると . う 命 令 を 発 7

ときの ても とを示す 后 言うように、 妃妃 お 0  $\mathcal{O}$ た か 后 玉 É 8 妃 政 L < 0) 0 関 選 公与を改 であ な 警告であろう。 そ び によ 0 1 b) 危うさをはらんで カ 0 め 月 て また当 7 後 厳 選 禁 に ば 時 結 張 L れ 局、 の皇太后孫 7 た 氏 銭 7 は 明代 氏 1 崩 る ることを、 と正 83 御 この后妃 す る。 氏をはじ 統 れ 帝 は は 崩 0 張氏 当 実 御 婚 しめ、 際 事 12 儀 自 者 に 際 は、 で 身 後の 垂 L が 張氏 あ 簾 翌年 后 聴 政 0 治 た張 政 妃 は 五 たちに に を行 月 介 宮 氏 に 入 中の 自 0 執 た人物 · 向 l ŋ 身 けた、 が ないように、 ことを皇太后(孫氏)に 行 わ 番 は れ 自らと同 感 現 じ ñ やるべ なか て 注意深 1 様 た ったが、 きことは 0 0 立 で < 委ね あ 場に立たされた 振 いろう。 **(**) 舞 0 なが 終 つそうな て わ 5 7 0 たこ たと

### 注

- 『典故紀聞』巻二。

后之尊、 監官 帛器用 戒 太 祖 不覆 以元 而大臣 百 奏而 物 止 末之君不能 之供 得治 . 命 婦 輒 :宮中 擅 皆 亦 領 之部 自 厳 往 嬪婦之事、 宮圃 尚宮奏之、 来禁掖、 者、 之政、 皆 論 即 淫 至宮 以 而後発內使監官覆奏、 宮門之外、 涜 死、 邪 乱 嬪女謁 或以私書出外者、 礼 毫 法蕩 私 髪 通 事 外臣、 然 不 預 以 焉。 至 方得赴所部関 而 一於亡。 罪亦 納 自后 其 如 鮪 之。 妃以 遂深 賂、 戒前 下 或 領 至 施 一嬪 金 若 代之失、 尚宮不及奏、 侍女使、 帛 於僧 著 道 一為令典 大小 或 衣 番 而 食之費、 僧 朦 朧 俾 入宮中 世守 発 内 之。 · 摂持 官 金 受

- 2 明史』 巻百 十三、 后妃 伝 誠 孝皇后。 「太后遇外家厳、 弟昇至淳謹 然 不 許 預 議 玉 事。
- 3 邱 仲麟 明 代 遴 選 后 妃及其規 制」『明代 研 究 第十一期、 二〇〇八年。

朱 子彦 帝 玉 九 重 天 中 玉 後 宮 制 度変 遷 中国 人民大学出版社、二〇〇

4 谷口やすよ「漢代の皇后権」『史学雑誌』八十七―十一、一九七八年。

 $\overline{\overline{\phantom{a}}}$ 拙 稿 大礼  $\mathcal{O}$ 議 部 に 改お 訂 ゖ 0 る慈 Ļ 一、本報告答一、本報告答 第  $\mathcal{O}$ 二部第三章 懿旨  $\mathcal{O}$ 意味 に 収 小『京都 女子大学大学院 文学 研 究 科 研 究 紀 要 史 学 編 一第十

5

拙 要史学 「嫡 編 』第十二号、二〇一三年。 母と 「生母」 明 代の 皇 言 ・ 部 改訂 皇太后の 0 上 待遇と歴史的 本報告第 部 位 第 . 置 一章に  $\neg$ 京 収 都 女子 録 大学大学 院 文学 研 究 科 研

6 明 史』 巻三百、 外戚伝。

麒 永城人。 洪武二十年以 女 /為 燕 世子 妃、 授 兵 馬 副 指 揮。 世子為太子、 進 京衛 指 揮 使、 尋 卒。 仁宗 即

封 彭 城 伯 恭靖、 後進侯

7 明 冊 郡 太宗実録 玉。 立 世子: 長子 為皇太子、 巻三十、 妃 張氏 為 封第二子 皇太子 永楽二年 妃 高 煦 兀 為漢 第二子妃 月 甲 王、 戌 韋氏 第三子 為 漢 高 王 燧 妃 為 趙 玉。 第三子 諸 妃 王子 徐 氏為 未受封 趙 爵 王 者 妃 嫡 長 子 封 為 世

8 明 至 后 減 始 **刘**為太子妃、 义』巻百十三 十三、 操婦 后妃 上、雅得成祖及仁孝皇后, 定、李以后故得不廃。 上、高煦之叛。 七、高煦之叛。 上、高煦之叛。 上、高煦之叛。 道 后 歓。 太子 数為漢 • 趙 王 所 間 體肥

上明 力史紀事 一巻二十七、 瀕易者屡矣

及 東宮妃 謹 上 大 喜 日 斯 婦 賢、 他 日 吾 1家事 多 頼 也。 自 此 無易 儲 意

彤 史拾 卷二、仁宗皇后

所 后 内寛仁 祖 在 見仁 上 宗色 怪 . 宗 使 而 **冷**覓后。 変、 ... 外事 唾 成 而 祖 則 后 方 移 親 時 入宮 指 后 庖 日 手 此 湯 佳 餅 婦 出 一孝心、 薦 他 日 当 上且喜且 承 一孝毎 我 家 感 言 脱 于 顧仁 微 成 此 祖 . 孝、 廃 成 爾 祖 仁孝為慰労泣 久 亦 矣。 意解。 后 起頓 嘗 下、 曲 宴 首 内 乃 謝 呼仁宗及后前 苑、 頃之忽失后 一宗侍、

劇 飲 尽 懼 乃 罷 由 是 太子得 不

9 明 宗 実 録 巻三上 永楽二十二年十 · 月 己 酉

碩

不

能

騎

射

成

祖

子、

子

11 10 明

遣 太 師 英 国 公 張 輔 太子 大 傅 安 遠 侯 柳 升 小 傅 兼 吏 部 尚 書 蹇 義、 持 節 及 金 冊 金 宝 ₩ 妃 張 氏 為

皇

后

明 史 宗実 巻百十 绿。 后 洪熙元. 妃伝 年 誠 五 孝皇 月 辛 · 一 一 。 一 。

令 望 君国 総兵 従倹 帝山 知 皇考太宗 同 轍 子民 約。 陵 日上 永遠 大漸。 鎮 宜 奚足悲念。 会守備禦 喪制、 皇 即 宜 帝 皇 崩 服 帝 于欽安殿、 一従衆志。 迫功哀誠 遺詔天下、 重 用 位 制 日 惟 臣 仍 易 宗 以 凡 遵 及文武 月、 社 奉 去年 生民、 中外文武郡臣 ·神霊之統 伝位皇太子。 宮 中 惟 中 以 外 八月之令。 大小官員 海 . 内 黔 皆 必有 皇太子未至未 以二十 君主。 黎 撫億兆 詔 彫 嗚呼 咸尽忠 七 療  $\exists$ 亦 毋擅 之衆。 長子 未復 日 南 釈 発 朕 北供 喪 秉 離 服 · 皇 以 太子、 節 職 朕 憂 菲 (億之労、 既臨 守。 無禁嫁 労 徳 夙 佐輔 嗣 天禀仁 聞 夜 御 承 娶音 日 哀之日、 祖 嗣 軍民 浅、 君、 時 宗 楽。 洪 厚、 用 倶 業、 永寧 恩沢未浹於民、 遘 困 止 在 孝友英明、 疾、 ,我国 一於本 外親 君 兀 臨 奄 方 生民、 紀王藩屏 天下、 至 ·処朝夕 嚮 大 仰 先帝 漸 哭臨 甫 為 不忍 朕無憾矣。 咸属 夫死 生 及逾 重 夙  $\equiv$ 復 期 南 月 年。 其 不 有 京 者 可 大 重 詔告 悉免 労。 器 上 輙 書 斯 惟 亦 離 夜 中 語之素 赴 本 Ш 常 臣 皇考太 闕 玉 陵 民 理 咸 制 行 咸 宗 各処 哉 往 使 礼 度 心 浴務 聞

明 宣 宗実 绿。 巻三、 洪熙元年七月 乙玄亥。

12

遣太師英国公張 輔、 告昊天上帝厚土皇帝祗。 太 保 寧 陽 候 陳 懋 告 五 廟 太 皇 太 后 上 親 告太宗 皇 帝 几 筵

几筵。 上 奉冊 宝、 尊 母 后張氏; 為皇太后。

13

明

宣

宗実録』

巻百十

茧

宣

一徳十

年正月乙亥。

養 心念之、 心 軍 恒愧之。 良 (為本、 詔 雖歿弗寧。 天下、 比 者遘 册: 作 詔 疾、 聡  $\exists$ 長 明 子 以 日 朕以 皇 乱 臻 彌 一太子祁 旧 /菲薄 章。 留 獲 鎮 凡 夫死生常理、 嗣祖宗大位、 国 天性純 家 重 務 厚、 皆 修 兢兢 上 短 一明剛正 白 定 夕 皇太 数、 惕 懼 后 惟 弗 其 不能 克 皇 嗣 負荷、 一后、 皇 光 帝 承 位。 然後 列聖之洪 蓋今十有 施 在廷文武 行 業 中 年矣、 外 之 大 臣 奉 小 聖 而 協 臣 母 徳 皇太 心 僚 沢 輔 未 佐 后之養、 各 治於天 敬 務以 乃 職 下 安安 中

20

11

同

両 処 忠 総 嗣 兀 兵 君 Ш 及 鎮 册: 守 忝 官 朝 命 貴 及 剜 喪 衛 制 七 所 悉 品 府 遵 以下 州 県、 皇 考 衙 悉 洪 熙 心 尽力 元 並 年 免 安 五 進 香。 月 撫 遺 軍 詔 故 民 茲 册: 詔 改 諭、 擅 山 離 陵、 咸 職 使 務 聞 赴 倹 知 闕 約。 進 香 宗 者、 室 親 令 王 佐 弐 藩 幕 屏 職 任 重 或 遣 謹 官代行、 守 封

明 明 5英宗実録』5英宗実録』 巻九十 宣徳十 七、 正 -年二月 統 七年十月乙 辛亥 E. 謹 上 冊 宝、 尊 聖 祖 母 皇 太后 為太皇 太 后 聖 母 皇 后 為 皇 太 后。

稷之 君臣 許干 夫天下者、 以 従 皇太后 祭、 |政、 . 皆 先 諸 預 遵行之、 子 同 玉 帝 |政。 崩。 先 各 於 不 祖宗 有 可 不 秉 地 以 廉 遗誥. 莙 得 下 吾 勿違。 ·足矣。 命召 畢 公忠 素無徳 之天下、 故 違。 廃 内外文武 者 尊 誠 及下、 允 皇 勤 帝 慎 催 君 及百神 軍 不 群 命 宜 民 玉 為 懈 者 家 念万機之重、 身 臣 Ż 没之後、 重 重 日 祀、 庶幾克済。 事 祖 宗之軍 吾自洪 仍 皆循 聴 存没 喪 赴 良。 武 京。 服 常 群 在 悉 念。 勿 臣 宮 中 停。 在 . 当 遵 中 惟 配 外大· 共 -庶務、 仁宗 愛人 皇帝 仁 慰 宗 宗 皇帝 小 室 勉 皇 為保国之本、 聡 悉取皇太后処 明 文 • 帝 三十 諸 孝 武 册: 遺 得 詔 衙 王 敬 · 余 門 過 仁厚 良。 年、 藩 以 日 惟 並 屏 分。 免進 易 為 施 剛 成 月、 果。 未亡 重 服 仁 三 諸 為 <del>III:</del> 香 <u>-</u>+ 愛 日 爾 人 輙 后 妃 + 人之道 後、 中 内 離 Ė 家、 外 有 外 本 臣 玉 即 日 文 八 年。 武 民 聴 而 並 之家 爾 群 但 政 除 須 澊 群 遣 臣 今 哭 命 天 奉 臣 進 臨 並 地 皇 咸 宜 止 一勿禁音· 佐. 尽 香 相 此 宗 日 訓 誠 皇 不 即 得 廟 戒 帝 輔 楽 必 止 導 全 送 惇 帰 社 不

『彤史拾 11 に 同じ。 遺 記記 凡 軍 玉 大 事 悉 上 皇 太 后 参 決、 皇 太 后 亦 毎 事 諮 詢、 不 敢 以 聴 政 自 居 擅 廷 議

この 間 宗 の経緯に 実 ☆録□ 巻 つい ては、 洪熙 元 年五 月 (庚辰) 北京 遷 都  $\mathcal{O}$ 研 究 汲 古 書院  $\bigcirc$ 匝 年を 参

召尚 書 蹇 義 大学士 楊 士 奇 黄 淮 楊 栄至 思 善 폠 命 士 奇 勅 遣 中 官 海 寿 馳 召 皇太子。

23 22 21 明仁 . 宗 実 録 巻 ÷ 洪 熙 元 年 六 月 辛 丑:

11 同

『世宗 荘 憲大王 実録 Z 巳七 年、 閨 七 月癸卯。

表於礼 節 使 部: 通 事趙 礼部聞奏、 忠佐等、 以 表 及方物献 忠佐 啓曰、 於 大行皇 節 日使 一帝殯 未及到 前 北 問 京、 崩 逝之故於 聞 大行皇帝 華 崩 逝、 或 云天震 即 服 喪服 之、 哭臨三 或 云 病 日。 而 崩 至 帝 諱 之也。 進

其 八遺詔、 皇后 所為 也

27 26 25 24 注 11 に 同 ر ال

洪熙 帝には、 0 皇子と七 人の 公主が あ 0 たが 鄭 王 0 母は 李賢 紀、 襄 王 0 母 は 張 氏 で 、ある。

明史』 巻百十八、 諸王三。

忠靖集』 附録遺 事、 夏忠靖 公遺 事

仁宗賓 天公受顧命、 宣宗為皇太子、 監国南 京。 中 外 汹 汹 有

『明史』 巻百十八、 諸王伝四。「未幾、 仁宗崩、 宣宗自· 南京奔 喪。 高煦謀伏兵邀於路、 倉卒不 果。

漢

庶

人之

29 28 明 史 巻百十九、

清井

一瞻埃、

仁宗第二子。永楽二十二年十月封。

宗

崩

皇后

命与襄

王

監

国、

以

待

宣

宗。

忠靖集』 附 録遺事、 夏忠靖公遺事。「太后以公東宮旧 輔 凡 軍 玉 事 悉 命 公裁処。

31 30 『皇明祖訓』 法律。

凡朝廷無皇子、必兄終弟及。 須 <u>\frac{1}{12}</u> 嫡 母 所 生 庶 母 所 生 雖 長 不 襣 <u>√</u> 若姦 臣 棄 嫡 立 庶、 者 必当分守 勿

遣 信 報 嫡之当立 者 務以 嫡 臨 君 位 朝 廷 即 斬 姦 臣

注 12 に 同じ。

13

同じ。

34 33 32 明 史 巻百十三、 后 妃 伝 誠 孝 皇后

宣 宗 崩、 英宗方年 九 歳、 宮 中 訛 言 将 沼立 襄王 矣。 太 后 趣 召 諸 大臣 至 乾 清 宮、 指太子 泣  $\exists$ 此 新 天子 也 群 臣

呼 万歳 浮言 乃息

建文帝は、 洪 武十年(一三七七)十 月に誕 生、 洪 公武三十 一年(一三九八)に即位して

注13に同じ。

『明史』巻百十三、 后妃伝 誠 孝皇后。

39『国権』巻二十三、大臣請太后垂簾聴政、 太后曰、 毋壞祖宗法。 第悉罷 切 彳 -急務、 時 時 勖 帝 向 学、

委任

股

肱

泣

日

此

新 天子

也

閣

臣

宣宗賓天。 国 権 巻二十三、 皇太子年九歳、 宣 徳十年正月乙亥。 ……或謂立 襄王。 太 后 聞 之、 <u>小</u> 至 乾 清 宮 携 太子 召 閣 臣

注34に同じ。 伏謁 呼 方歲、 群臣 随 之、 浮議乃 息。

40

41

『菽園

雑記』巻八。

云是宣廟賓天時、 老 娘 娘以

為国

有

長

君

社

稷

之

福

嘗

欲

召

襄

王、

因

取

入。

後以三

一楊学

土

議不

諧

而 啃

老

名山 蔵 巻三十、 坤 則 記、 張 皇 言。

娘娘、 張 太后也。

『罪惟 録 列伝巻二。

" 形史拾遺 記 巻二、 仁宗皇 后張氏。

46 45 44 43 42 張氏所生の男子は、 宣徳帝(第一子)・ 越王 (第三子)・ 襄 王 ( 第 五子) である。

注 29 に同じ。

47 明 宣 宗実録』 巻二十、 宣徳 元年八月己巳。 命 鄭 王 瞻 埈 襄王瞻墡居守。」

明 史 巻 百

+

九

諸

王

伝

兀

襄 王 瞻 墡 仁 宗 第 Ŧ. 子。 英宗 北 狩 諸 王 中 瞻 墡 最 長 且. 賢、 衆 望 頗 属 太 后 命 取 玉 金 符 入 宮 不

果

49

注

38

に

同

ľ

見 守 義 景 泰 政 権 成立 一と孫 皇太后 東 洋学報』 八十二— 

注 1 2 に 同 じ。

53 52 51 50 明 14 宣 に 宗 同 実 ľ 绿。  $\overline{+}$ 九、 宣

一徳三

一年三月

癸

子、 退 聞 夜 氏 敢 請 慎 皇 而 命 為 小 ₩ 勿 医 后 駙 下 皇太子 妄思 者 不自 ·理宫 大分乎。 后遂 立 何 馬 宗 后 廟 言 為 都 安 不 請 神 出 置 尉 疾 之政、 允 霊豊 妃 立 他 此 西 力 漸向 言 賛 貴 群 自 寧 日 上 侯宋 忖 妃 上 祐 又 外 臣 安、 為 即 請 復 早 之。 人病 薄 所 廷 位、 皆 定 於 係 瑛 Ŀ 皇 福 有愈時 遂上 聞 表 后 玉 上 甚 一及皇太 妄思也。 本。 立為后。 太子 重。 貴妃 請、 不 外 可 表 妾久 少 庭 請 以 古 貴 上 · 忝斯位、 傅 后 寖 妃 **豈当妄思及、** 辞 手 踰年嬰疾久弗 病、 詔 聞 古 不 如 工 日皇太后視后疾、 答 聴。 前 部 公侯 辞 后 語 致宗廟之祀、 日 猻 日 尚 文武 惟大恩賜 書 位 自 是屡 且. 兼 夫婦 意 皇 此 群 后 日 謹 寥、 請 皇 身 文 病 其勿言。 臣 人 之間 倫 武 癒 上 殿 命 請於上 ※大学 之 群 当有子。 春 聖母之養、 会貴妃生子、 婦 后 本 合 臣 居 秋三十、 請 亦 数 士 詞 曰 辞 Ė 日 楊 啓 恩 別 位 表 上 選 栄為 貴 義 後 中 就 **愛賢徳以** 皆皇上 妃 請 以 復 未 -宮之位 兼 間 后喜 謂 立 白 有 申 正 厚 如 皇 貴 子 副 前 請 太后、 請 嗣、 位 独 聖子之生 妃為皇 方 請 使 以 於 於上立 中 惻 任 持 上 上 宮、 是 其 辞 上 承 節 者。 皇太后 一慰諭 遜之 妾 労、 后 至 妾余生 |為皇太子。 所累也。 冊 皇 尊 誠、 再三 是 貴 中 太后 貴 奉宗廟之 ·壷 天 妃 日 妃 立事、 一庶延 命  $\exists$ 澽 固 孫 旦 今既 其 有 聞 辞 氏 永 文 皇 為 順 媳婦 在 建 祀、 后安 久。 皇 辞 輿 武 立. 有 又 疾、 無 群 情 后。 天 之 言 何 致 命 請 既 臣 意 上 所 聖 至 驚 統 不 皇 立 亦三上表 出 養 母母 初 不 為皇 愕 豈 朕 可 忖 之養 皇 后 此 妾夙 分引 在 后 日 言 太 近 余

年、 聖 比 恩 皇 太 母 竉 后 徳 益 后 栄 垂 義 訓 加 胡 過 之 之 惓 矣 命 氏 命 茂 自 切 従 不 冠 惟 衆 非 可 請 於 E 多 違、 所 後宮、 疾、 従 願 所 今冊貴妃 也 皇 志 不 上 実 之命 能 上 生 就 躬 以 長子、 間 衆 孫 承 不 祭 氏為皇后 別 人 可 宮、 養、 之 違、  $\mathbb{E}$ 清 立為 重以 其 聞 宜 称 於 抑 皇 1号服 無 爾 皇 私 太子、 子、 礼 太 己 ·部 食 之 后 侍 謙、 具 固 群 儀 懐 従 皇 臣 謙 擇 悉 太 早 咸 退 后 日 如 正 謂 以 旧。 謂 中 聞 上 宮 上 春 貴妃孫 表 之 日 秋之義、 位、 至是 請 聞 既 以 氏、 有 此 金 朕 子 玉 母 昔皇祖 欣念夫婦: 冊 為 以 家 • 儲 大 子 金 貴、 事 之義、 宝立 太宗 其 也 宜 従 文皇帝 貴妃 衆 貴 正 位 拒 請 妃 之不 為 又 中 皇 選 宮。 上 懇 複 后 従 遂 辞 屡 于 勅 日 陳 朕 而 礼 陳 表 + 部 吾 奏、 有 辞 荷 日 余 再 玉

54 明 史 巻 百十三、 后 记 伝 恭 譲 **監皇后**。

宣宗 妃為后。 恭 譲 皇 后胡 氏 名善祥、 済 寧人。  $\stackrel{:}{=}$ 年 春 帝 令 后 上 表 辞 位、 乃 退 居 長 安宮 賜 뭉 静 慈 仙 師 而 **₩** 貴

55 『彤史拾遺記』巻二、恭譲胡皇后。

士 奇 日 太后 神 聖、 # 無旨 者。 上  $\exists$ 与 卿 等 議 即 太 后 旨 也 是 日 議 未 決。

『彤史拾 遺 記 巻二、 譲 胡 皇 后。 中宮 果 辞 譲 雖 太 后 不 許 貴 妃 亦 不

明 38 茰 同じ。 巻百 + 后 妃伝 誠 孝皇后。 張 太后 憫 后 賢 召 居 清 三寧宮。 内 廷 朝 宴、 命 居 孫 后 上。

『明史紀事本末』巻二十九、王振用事。

59 58 57 56

太皇太 后 張 氏 嘗 御 便 殿、 英国 公 張 輔 大学士 楊 士: 奇 楊 栄 楊 溥 尚 書 胡 **淡**被 旨 入 朝 上 東 7 太皇太后

上 此 五. 人 朝 所 簡 貽 皇 一帝 者 有 行 与之計、 非 五 人 賛 成、 不 可 行 也 上 受

初、太祖制、内臣不許読書識字 60『明史』巻三百四、宦官伝。

酌 志 祖 制、 十六、 内 内 不 - 許読書 府 衙門 職 識 掌、 内 書 宣 宗設 堂 一読 内 書 選 小 内 - 侍、 令大学 士 陳 Ш 教習 之、 遂為定

自 堂 官 読 徳 書。 年 間 創 建、 始 命 大学 士 陳 Щ 教 \$授之、 後 以 詞 臣 任 之。 凡 奉 旨 収 入 官 人 選 年 + 歳 上 下 者二三百 人、 撥 内

さら あるように、  $\neg$ 菽 袁 雑 記 年 巻 兀 カコ に 19. は 洪 武 中、 内 官 僅 能 識 字、 不 知 性 義 理。 永 楽 中 始 令 吏 部 聴 選 教 官 内 教 書。

明史』 巻三百 兀 宦 官伝 \_\_<u>\_</u> 王 振 蔚 州 少 選 入 内

永

楽

間

宦

官を教育

する場

が

あ

0

た

可

能

が

あ

る。

明 力史紀事 本末』 卷二十九、 王 振 川事

英宗跪

為之請

諸

大

臣

皆

跪

太皇太

后

日

皇帝

年

少

豈知

此

靟

禍

家

国

我

聴

皇

帝暨

一諸

大

臣

貸 官

振 遂

此 刃

後

不可

女

加

振

国

事

也

63 62 61 有 明 頃 史紀 宣 事 太監王 本末』 振。 巻二 振至 十九、 俯 伏、 王 振 太皇太三 用 事 后 顔 色 頓 異 日 汝 侍 皇 帝 起 居 多 不 律 今 当 賜 汝 死。

64 明史』 明 史 巻三百四 巻百十三、 宦官伝一 后 妃 伝 誠 孝 皇 后 以 故 王 振 雖 竉 於 帝、 終 太后 世 不 敢 専 大 政。

然是時、 太皇太 后 賢 方委政 内 閣 閣 臣 楊 士 奇 楊 栄 楊 溥 皆 累 朝 元 老、 振 心 憚 之 未 敢 逞

67 66 65 注 6 に 同じ。

史』 巻三百、 外 滅伝。 二子 脉 並 昭 皇 后 兄 也。

明 英宗実録』 巻 四 十三、 永城 統三年六月乙卯。

彭 同 知 城 伯 1張昹卒。 尋 陞指 揮 使。 脉 永 河南 楽 初 調 金 吾右 太皇太后之兄 位衛、 又 調 也。 管 錦 太宗 衣 旗 手 起 及 兵 府 靖 軍 難 右 衛 脉 随 事 軍 征 宗 進 克 登 大寧 極 等 処、 中 軍 左 擢 都 義 勇 督 中 衛 尋 指 封

城 伯 給 誥 券、 子 孫 世 襲、 至是 卒。 賜 **炒膊祭、** 命 有 司 営 葬、 孫 瑾 嗣 爵

明 史 巻百 巻三百、 戚 后 私伝。 记 伝 英宗嗣位、 孝慈高 皇后。 年幼 帝 太皇太后 欲 訪 后 召 族 脉 八官之、 兄弟 誡 諭 后 之、 謝 日 凡 爵 朝 禄 政 私 弗 令 預 家 非 法。 力 辞 而 止

69 68

明 史 巻三百、 外 戚 伝

而 高 文二后 賢 明 抑 ·遠 外 氏。 太祖 訪 得 高 后 親 族、 将 授 以 官。 后 謝 日 玉 家 爵 禄 宜 与 賢 士 大 夫 共 之、 不 当 私

且 援 前世 外 戚 ※驕 佚 致 禍為辞。 帝善 后 言 賜 金 帛 而 른

70 明 史 巻百 十三、 后 记 伝 仁孝皇 言。

初 后, 弟増 寿常以国情輸之燕、 為恵帝所 誅、 至 是 欲 贈 爵、 后 力言 不 可。 帝 不 聴 竟 封 定国 公、 命 其子

乃以告 I 后。 后 曰 非妾志也。 終弗謝

71 『明 史』 巻百十三、 后 妃伝 孝荘 皇 言。

英宗孝荘皇后銭氏、 海州人。 正 統七 年立 為 后。 帝 憫 后 族 単 微、 欲侯 之、 后 輒 遜

謝

72 "明英宗実録』 巻七十五、 正 統六年正 月壬子。

恵安伯張昇卒。 昇、 河南永城県 太皇太后弟 也。 宣 徳 + 年、 太 八皇太后 詔、 不許 昇 預 議 玉 事。

士 奇等言、 請 昇議事 誠 出 公論、 不用 過慮。 卒不允

拙 稿 明 代後宮と后 妃• 女官制 度  $\neg$ "京都女子大学大学院 文学 研 究 科 研 究 紀 要 文史学 編 第八号、 九 年

部 改 訂 0) Ě 本報告第 部 第 章に 以収録。 73

明 史 巻百十三、 后妃伝 后妃伝 \_\_<u>\_</u> \_\_\_\_\_ 八洪 「明太祖鑑 元年 前 代女禍、 <u>\</u> 綱 陳 紀 首 厳 内 教。」

明 明太宗実 史』 巻百十三、 绿。 巻七 十三、 武 +一月乙丑。 · 命 儒臣 修女誡。」 以以 仁孝皇

77 76 75 74 明 世宗 実 绿。 巻百十八、 嘉靖九年十1 月己未。 后 内 訓 賜 群 臣 俾 教 于

成 翰 部 林院 奏宮中応行 直 觧 各 作 速 章 , 撰 事、 造 仍 仍令 引 宜并授女訓 経伝 明 及 白 易 高 曉。 皇 儀 注。 后 伝 孝文 聖諭 内 事 皇 実 欲 令 引 后 内 翰 証 林 訓 院 毎 聖 撮 章 諸 不 母 潟 章 書 関 聖 過 慈仁 女教者 百 余字 皇 太 后 撰 以 為詩 便 女 女 訓 官 言 記 合 行 進 誦 呈以 翰 林 初 六 備 院 日 講 宮 読 中 誦 皇 官 后 咏 率 毎 妃 月 合

士:

詣 聖母 前 聴 講。 -六日・二十六 日 皇 后 率 妃 夫 人、 于 坤 寧 宮 令 女官 進 講。 仍 起 立 拱 聴、 講 畢、 女官. 仍

歌翰林院新撰詩一章。

中山 八 郎 明 朝 内 廷 の女訓書に つい て  $\neg$ 中 Щ 八 郎 明 清 史 論 集 汲 古 書 院、 九 九 五.

79 『内訓』待外戚。79 中山八郎「明朝内

夫欲保全之者、 択 師 傅 以 公教之、 隆之以 恩、 而 不 使 撓 法。 之以 禄、 而 不 使 預

政

80 『内訓』事君。

事不涉、 謹 弁 内 外、 教令不 出 遠 離 邪 僻、 威 儀 是 力、 毋: 擅 竉 而 怙 恩。 册: 干 政 而 撓 法。

81 『皇明詔令』巻十一、英宗睿皇帝下。

有用爾 『司以礼令其父母親送赴京、吾将親閲焉。『誠簡求、択其父母克修仁義、家法斉肅女子、年『礼部其榜論、北京・直隷・南京・鳳陽・淮安・『帝婚期在邇、皇后之位必在得賢。蓋以上配宸厳 年十三至十五、京安・徐州・河南・長蔵、祗奉宗廟、井 容山表 現 ・ 六 端 潔山、西 宮 性 資 陝 母 儀 純美 天下、 美、 恭和、 玉 家万世 咸庶 有 之 ·礼度者、 院之家、 本 也

同  $\mathcal{O}$ 内容として、『明英宗実録』 巻七十五 正 統 六年 正月乙卯の条が ·ある。

『明英宗実録』巻九十二、正統七年五月庚辰。

83 82

注 15 に 同じ。 同様の内容として、 『皇明詔令 巻十 英宗睿皇 帝 下、 太 后 遺 詔

## 前言

英宗 皇 か 明 太 代  $\mathcal{O}$ L 生 子 実 で 際 母 12 は 孫 庶 に 皇 氏 長 は 位 は 子 皇  $\mathcal{O}$ 貴 が 継 帝 <u>\frac{\frac{1}{3}}{2}</u> 妃 承 で て あ に 5 あ る 0 0 れ 11 1 たが た例 て、 は そ 初  $\mathcal{O}$ は 代 宣 前 徳帝 皇 早くも 段 階 帝 洪 は  $\mathcal{O}$ 長 洪 武 皇 子 帝 武 太  $\mathcal{O}$ 誕 帝 子 遺 生  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 曾 嫡 訓 꽢 孫 で 子 车、 あ に は る あ 非 たる宣 皇 常 \_ 皇 后 に 明 胡 少 祖 氏 徳 な 訓 を 帝 Š 廃 0 時 大半 L お 代に 孫 1 氏 は て、 を立 現 庶 れ 長子であ 嫡子 た。 后 L 優 た 宣 先  $\mathcal{O}$ 0 徳 が た。 で 帝 規 あ  $\mathcal{O}$ 定 る。 長 され 子、 位 継 た 承 前

とし 玉 権 史上 威 を 7 が 氏 で 尊 脅 土 は Ł 重 そ カ 木 さ 類 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を見 る 一 れ 変 後 る形 に 宣 方 な ょ 徳 とな で、 0 帝 1 て 事 皇 自 態 0 才 后 た。 分の に イ から皇太 直 ラ 生 し 1 面 母 す  $\mathcal{O}$ か 后 る L を皇太后とし 捕 虜と  $\mathcal{O}$ 奪 菛 で そして太皇 あ な  $\mathcal{O}$ 変で、 So. り、 た。 英 英宗が 宗 太 血.  $\mathcal{O}$ 后 異 とし 縁 復 的 母 て後宮 位 弟 な で す 0 ると な あ る景 が 内 彼 ŋ で  $\mathcal{O}$ 最 泰 女  $\mathcal{O}$ な 帝 高 権 1 が 位 を長 皇 即 威 t 帝 位 口  $\mathcal{O}$ し < 下 占 復 て す 1  $\otimes$ るとい る。 孫 る が 氏 は 彼 皇 そ 0 は 太 た 孫  $\mathcal{O}$ ように、 后 間 氏 とし を 12 皇 は 7 太 子

この た は 時 孫 よう 皇 英  $\mathcal{O}$ 氏 宗 帝 は 政 12 局 が  $\mathcal{O}$ 前 に 全 遺 皇 章 ど 権 太 で 詔  $\mathcal{O}$ を 后 取 ように Ē が ŋ 0 新 上 0 ま た ŋ 皇 げ ま 影 皇 帝 た 響 ま 帝  $\mathcal{O}$ 張 即 捕 権 氏 L と同 た 力 虜 位 لخ  $\mathcal{O}$ に に な ょ カン 0 様 ると に、不 る 1 権 て影響力を持 1 威 慮の う、 付 け 皇 が イ 帝 なされ 不 ギ つの 在 ユ <u>ک</u> は、 て ラ 皇 ] 1 次期 帝 な る た 状 交 代 8 皇 況 で 帝 劇 に あ を あ  $\mathcal{O}$ る。 母 0 目 た。 で  $\mathcal{O}$ あ 当 L こう ることに た カコ L ŋ L 孫 に た 氏 L て な  $\mathcal{O}$ 加 場 え、 きた か で、 合 多 人 物 孫 土 < 木  $\mathcal{O}$ لح 氏 場  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 言 合 言 変 え る。  $\mathcal{O}$ 崩 動 際 御

は る 氏 に そこで本章で ま 11 て は 泰 帝 荷 とそ 見 は孫 守 義  $\mathcal{O}$ 氏 政 氏 に 権 が 着 土  $\mathcal{O}$ 目 木 性 格  $\mathcal{O}$ 変 分 土 木 析 直  $\mathcal{O}$ が 後 変 中  $\mathcal{O}$ 前 心 彼 的 女 後 を 12 主 題 取 発 揮 で ŋ あ 巻 さ れ ŋ た 皇 彼 皇 族 后 女 外  $\mathcal{O}$ 権 皇 戚 威 太 B 后 宦 政 官 治  $\mathcal{O}$ ŧ 廷 的 影  $\mathcal{O}$ 臣 響 を 12 考 力 0 察  $\mathcal{O}$ 11 7 分 析 て 検 を 討 11 通 る さ わ れ け 7 で

中

 $\mathcal{O}$ 

后の

明 代 0 皇 后 皇 太 后 0 政 治 的 あ ŋ ようを考 えて 4

### 廃后 に み る明 代 の 皇后 の 立

て 見 って 胡 それまで外戚が ったとしても持ち得るものではなかった。それは、 からこその措置とも んだが、 方法がとられた上、 氏 実 第一 でを廃 は お 部で 明 ŋ 11 代では、 きた して貴妃 方で外 皇 t 后 触 もそ 権力を掌握する原因となってきた皇后は、明代ではどのような存在であったと言えるのだろうか れ 戚 た 廃 孫 厳格 氏 ように 后とそれに伴う皇后の交代が四 言えよう。つまり明代では外戚は、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を皇后とし 権 な な カコ 威や力を皇 制 か 度が , ら選 明 代 に 敷 ば たものである。。 帝 カ れ おける後宮女 た。 が れ 必要とし た のは、 皇帝  $\mathcal{O}$ 性 なくなったことの 歴代王朝を悩ませた外戚の 妃 明代に大きな外戚 まずこの明代最初 [度あ 嬪 は広く民間 だけでなく ŋ, 権威や権力を最初から持っておらず、 またその初めての例は宣徳年間と早く、 より 皇 表 集めら 后  $\mathcal{O}$ の廃 元ですら、 れ 弊害が見えないことからも窺える。で でもある。 后 れ の経緯 弊害を防ぐ意図が た上、 有 力 皇帝権 を 者 選抜され 通 カュ 5 L て、 力が では 7 明 強 あ 入宮することに 仮に娘が皇后 なく 代 化された 0 た 0 民 皇 宣徳帝皇后  $\mathcal{O}$ 間 から選 后 は もちち 12 明 は、 代だ 0

通りであろうが、この場合宣徳帝の うことができなかった」 る 4。 はは 廃 胡 后 氏  $\mathcal{O}$ 0) 発端は宣徳三年(一四二八)三月、 かしその一方『明史』では「宣徳帝が胡氏に辞位を上表させた」5、 自 発的 意思によるものであり、 6とあり、 廃后 狙いはどこにあったのだろうか は 胡氏 皇后胡氏が 宣徳帝は の意思ではなく強 彼女に辞意の撤回を促すなど、 位を辞すると上表したことによる。 制さ れたものとしてい またそれについて大臣 廃后に反 る。 明宣宗 おそらく『明 対 であっ **宗録』** たち たとされ では 史 が 7

7

長 は 子 廃后に が <u>报</u> 年二月に立太子され は 前段階として、 宣 た事 徳二 一年(一四二七)十 実が ある。 ただ英宗 一月、 0 貴妃孫 出 生に は 氏 疑 が 宣 念 徳 が 持 帝 た  $\mathcal{O}$ 長子 れ 7 (後の お ŋ 英宗) 彼 は を産 孫 氏 0 み、 所 生 そし 7

を カュ 后 な  $\tilde{\langle}$ 与 示 0 胡 た 氏 え L を 0 7 6 他 は れ 11  $\mathcal{O}$ 気に出 ょ 事 る 後 う。 実 な 宮 لخ で 女 あ L 性 る。 抜 宣 が 1 徳 産 たとされ 誕 帝 W 生 だ子  $\mathcal{O}$ し 竉 た長 だ 愛 て لح が 子 1 厚 す を る Ź か 早 0 0 説 であ 々 た 様 Ł . に 立 あ る。 る ?。 子 太子 が 事 窺 孫  $\mathcal{O}$ L える た 真 氏 偽 は  $\mathcal{O}$ 人 貴 はともかく、 物 は 妃 で そ 冊 あ れ 封 る だけ  $\mathcal{O}$ が 際、 8 皇 宣 他 徳 本 位 帝 継 来 人  $\mathcal{O}$ 承 が 皇 そ 子 に 后 を 対 n に す ま 我  $\mathcal{O}$ る で が 4 皇 授 危 子 子 نح 惧 け に が L 5 深 恵 て n ま 子 カン る 0 n  $\mathcal{O}$ 印 な 7 章 11 11 宝 な 皇

が ŧ 宣 徳 0 L 深 帝 カゝ L < が 言え そ か 弁 か 明 れ わ る だ L け 0 が 7 で 7 1 は、 宣 る 11 点 る 徳 帝 子 ŧ カコ  $\mathcal{O}$ は 5  $\mathcal{O}$ と考 なぜそこま ŧ な 11 窺 え 皇 え 5 后を る れ でし る。 廃 そ す える理 7 れ だけ 廃 后 由 ځ を に  $\mathcal{O}$ 迫 は 廃 な 0 后 た 5 は な  $\mathcal{O}$ だろう 人 1 Þ 0 が そ カュ 納 れ 得 は そこに で 後 き 12 る 胡 根 氏 は 拠 明 に 代 を 対 ŧ す  $\mathcal{O}$ たず、 皇 る 憐 位 憫 継 強 承  $\mathcal{O}$ 引 に 声 関 に が す 行 上 る わ が 原 れ ŋ 則 た

明 代  $\mathcal{O}$ 皇 位 継 承 は 洪 武 帝  $\mathcal{O}$ 遺 訓 で あ る **写**皇 明 祖 訓

あ 者 を 凡 そ り、 守 は 朝 0 年 出 7 長 廷 生 動 に で 順 皇 1 あ に 子 て 0 関 無 は て わ Ł な け ŋ 即 5 n なく な 位 ば L 庶子 ては 必 ず 報 ょ な 告 兄 ŋ 5 終 L t な て わ 嫡子 嫡 れ ば 子 を立 ŧ 弟 が 優 L 12 <u>"</u>て、 奸臣 及ぶ。 先するとさ 務 が 嫡  $\Diamond$ 嫡 て 子 母 嫡 で れ  $\mathcal{O}$ て 子 は 生 V) を な  $\lambda$ 7 る。 だ者 即 < 庶 位 L 派子を立 させ、 を立 カュ L て て 朝 な ようと け れ 廷 は は n 嫡 奸 ば Ī 子 臣 な て が を 5 ŧ ず、 斬 1 る場 る 庶 ベ 庶 合 L 子 母 で は  $\mathcal{O}$ あ 生 必 り、 ず W だだ

英宗 と考えら 以 降 れ  $\mathcal{O}$ る 皇 帝 皇 太子) 0 ほ とんどが 庶長子であ ることから、 庶 子  $\mathcal{O}$ 皇 位 継 承 権 を 喪 失さ せ る ŧ 0 で は な カゝ った

は 承 武 3 帝 弟 0 ま  $\mathcal{O}$ れ か 漢 5 ŋ て きた 宣 皇 王  $\mathcal{O}$ 徳 位 にように 篡 帝 継 まで 奪 承 を  $\mathcal{O}$ 警 見 は 原 戒 え 則 は、 る L 嫡 な が 出 嫡 け 子に そ れ 子  $\tilde{O}$ ば ょ 及 内 な  $\mathcal{U}$ る [実を見り 長子で 6 継 ず、 承 が ると 宣 あ 続 徳 る 11 帝 永 者 て が 楽 は V 即 相 帝 た 続 位 は 11 後 靖 するとい ま ま 難 さ ŧ  $\mathcal{O}$ 変 L な くその を < う 経 <sup>二</sup>皇 ŧ て  $\mathcal{O}$ 明 漢  $\mathcal{O}$ で 篡 祖 あ 王  $\mathcal{O}$ 奪 訓 0 ڪَ 反 に たと言 に ょ 乱 る即  $\mathcal{O}$ に 0 あ え とっ る。 0 位 7 で あ た そ 理 る L 想 て 的 幸 次 な  $\mathcal{O}$ い 形 に で Ł 継 洪

を  $\mathcal{O}$ あ たとは 皇 0 8 后 0 کے に ょ うに す 皇 1 嫡 え る 太 長 子 庶 子 明 を 出 0 で 代 ま 嫡 と あ 初 り 子 ŋ 期 1 う 化 は 嫡 事 洪 L 皇 聖 な 実 位 武 母 は け 継 帝 れ 極 承 が と  $\otimes$ ば に 作 す な 7 何 0 る 5 危 た 5 必 な ぅ 問 原 V. 要 1 題 則 性 ŧ 0 を 遵 が 0 0 な あ ま لح 守 1 認 ŋ 0 宣 たと考 正 識 て 徳 Ź 統 帝 は な れ で 11 え 皇 て あ る 5 ŧ 0 位 が 7 継 無 れ 理 る 承 Ł 皇 者と この  $\mathcal{O}$ は 位 で な 継 あ L 1 ょ 承 る。 て う が 衆 で 廃 安 あ 目 定 后 に  $\mathcal{O}$ n L 背 認 ば て  $\otimes$ 景 1 さ に 生 る せ は ま لح る は れ た 皇 た 言  $\Diamond$ 位 皇 え 継 に 子 な を は 承 い ₩. 状  $\mathcal{O}$ 安 太 況 生 子 定

ょ ょ 死 ŋ 0 去 結果とし 7 胡 L た 行 氏 を が、 わ れ 皇 て た 先述 廃 后 廃 后 に 復  $\mathcal{O}$ 后 は ように は 位 行 す わ るに 強 n 5引さが 世 間 至 孫 0 カュ 氏 5 目 て は <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> は 1 皇 0 る 彼 一后とな ŧ 女を 13 0  $\mathcal{O}$ こう (燐 で 0 あ た。 れ L 0 む た た 声 廃 経 کے が さ 言 上 緯 れ カュ わ が た 5 ざる 0 胡 Ŕ た。 氏 を は 得 そし 皇 後 位 な 宮 7 継 11  $\mathcal{O}$ 承 孫 \_\_ 殿に に 氏 カゝ  $\mathcal{O}$ 5 死 退 んだ宣 後、 き 12 英宗 一徳帝 正 が 統  $\mathcal{O}$ 皇 七 意 年 后 思 銭 لح 氏 兀 必  $\mathcal{O}$ 兀 要 進 性 言

る で は そう す 同 日 また 皇 ょ 時 後 ず 問  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で ŧ 宴 に 議 宮 題 太 う 廃 后 な 内 あ で で で で る。 は t 行 は  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 后 L 最 12 7 な 逆 旨 孫 決 動 伴 たし 進 5 着 上 11 は 氏 が . こ と 張 位 8 え を 0 ょ L て大 カコ 5 な 氏 見 を 7 Ŋ に を か t に 占 れ 11 な き ょ 宣 た ŧ 0 8 な 上 か 示 たことが 座 る て な 徳 廃 0 11 帝 間 た 混 11 后 L  $\mathcal{O}$ 12 と廷 が て た で お 接 乱 は 的 14 が が 11 あ 1 窺え 生 る 臣 明 る た な  $\sum_{}$ じ とい 16 0 廃 廃 たちとの 代 る。 后 れ 后 た 初 ح 様 う点か は 反 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 皇 出 L 対 子 0 事 71 帝 t 話 カゝ  $\mathcal{O}$ 来 実 と L 5 表 て な L 事 カコ É 廷 合 明 で 11 5 臣 あ ゎ で 廷 れ 1 は あ が また当 る点、 は は 臣 カュ う 15 ° 皇 皇 持 0 た 太 ち 方 帝 た を た 抜きに で、 こと を議  $\mathcal{O}$ 后 時 れ 要 L  $\mathcal{O}$ 宣 て 望 は 廃 か 言 徳 11 論 L るが、 葉を無視 に して 后 せ 帝 そ B 対 彼 ょ  $\mathcal{O}$ 女が ŧ 皇 し れ 7 で と旨 嫡 結 后 政 交代 も皇 でき 廷 聖 治 廃 局 臣 母 后 を 皇 間 さ な た 太 出 題 は 帝 5 后 張 n か と L  $\mathcal{O}$ £ は 0 政 た 7 氏 意 な 胡 たことを 思 治 1 が 0 を揺 そ 皇 る。 て 氏 を 明 を憐 L ŧ 帝 代 覆 て す  $\mathcal{O}$ 初 お る 窺 後 ま が 意 n れ  $\mathcal{O}$ カン す 宮 向 み、 わ に 皇 で L ん よ う B 12  $\mathcal{O}$ せ ょ 太 < り、 決 る。 頂 常 后 は な な 定 に 点 لح 至 カン を そ 内 ま 6

官 徳 帝 は 皇 太 子 生 母  $\mathcal{O}$ 孫 氏 を 皇 后 とし て ₩ 立. L た が れ は とり ŧ なお さず 皇 太子  $\mathcal{O}$ 嫡 子 化 で あ る。 れ ŧ ま

あ

廷

た 見 方 を 変 え で る لح 孫 氏 を 皇 后 た 5 l 8 た Ł  $\mathcal{O}$ は 皇 子、 そ れ ŧ 皇 太子 となる 長 子  $\mathcal{O}$ 母 と 1 う、  $\mathcal{O}$ 点  $\mathcal{O}$ 4 で

たと言え

る

 $\mathcal{O}$ 

あ

これ な 弱 が な 以 り ŧ は 上 皇 が カュ  $\mathcal{O}$ 36, 后 根 で 拠 あ は で ること そ 明 代に あ れ ŋ, 単 を 体 お そ 示 で 1 れ 7 L 権 皇后 0 て 力 4 を 11 る。 が 持 は そ 誰 0  $\mathcal{O}$ t が ま 地 た 0 な 皇 で る 位 を 后 は か 保  $\mathcal{O}$ な は 証す 地 <間 位 題 る は む で t 皇 しろ は 0 太子 なく、 で 皇 あ  $\bigcirc$ 帝 0 母  $\mathcal{O}$ 朝 たと言える。 意 で 廷 思 あ を ること、 に 左 よっ 右 「する て 簡 Ł 0 単 ま  $\mathcal{O}$ で り に 替え 次 ŧ 代 な 5  $\mathcal{O}$ カコ 皇 れ 0 帝 7 たこと لح まうような脆  $\mathcal{O}$ が ſП. 縁 わ 的 カン な る。

権 后 に変 威 に か تلح 化するも しこう  $\mathcal{O}$ ような変 した弱 のでも 化 1 立 が あ る。 場 起こるの  $\mathcal{O}$ 皇后 皇后 だろう が は 子 皇 で 帝 あ カュ  $\mathcal{O}$ る 死、 皇 そし 帝 لح てそ  $\mathcal{O}$ 血 れ 縁 的 に に伴う子 な 0 な であ が ŋ る皇太 で Ł 0 て皇 子  $\mathcal{O}$ 太 即 后 位 に と ょ なるとき、 0 て、 皇 そ 后  $\mathcal{O}$ か 地 6 皇 位 太

### 節 土 木 Ó 変と皇太 后 孫 氏 の 政 治 的

位 わ な に 時 け 眀 で 何 で 代 あ 5 は 中 0 皇 か 玉 0) t 史 后 問 5 上 ろ 皇 題 で Ĺ ŧ 太 が 后 生 な 稀 ľ \ \ \ 有 は た場 な 垂 その存 時 簾 合 聴 代 政 で で などを あ あ 在 ŋ る。 が ク 明 行うこと 口 L かしだ ] 代でその -ズアッ カュ は らと言 初 プ な され、 く  $\otimes$ T そ 1って、 0 例 重 れ . ک とな 要 な 明 役 ろ る 代 割を果 0 か  $\mathcal{O}$ が、 皇 政 后 治 第二部 た 方 • す 皇 面  $\mathcal{O}$ 太 で は 積 第 后 皇 が 極 章 位 ま 的 で 継 0 に ŧ た 動 承 < 述 時 11 べ 何 た た 特 Ł 例 洪 12 は !熙 新 非 な 帝 皇 常 カン 帝 崩 0 12 即 た 少

月 洪 京 後 熙 12 う 皇  $\mathcal{O}$ 帝 事 洪 帝 は t 情 熙 父 で 皇 もさることなが 元 位 年 あ る 継 承 永 兀 者 楽 帝 t 五.  $\mathcal{O}$ い 16, 崩 な 五. 御 11 月、 ic と 皇太子(後 ともな 1 突 う非常 然崩 11 0 事態 御。 宣 永 徳帝 ここで問題 楽二十二年 に、 が 洪 '当時 、熙帝 南 とな 皇 京 后で宣徳帝 に 四二 0 1 た て、  $\mathcal{O}$ 兀 は 即 八 生 時 洪 月 母( K 即 熙 位 即 帝 嫡 が が 位 聖母」 不 即 L た。 可 位 能 後  $\mathcal{O}$ で L あ 張 年 カン 氏 0 足 L ら た は そ 点で ずで 皇  $\mathcal{O}$ 太子 わ 急逝 あ ず  $\mathcal{O}$ カコ 安

北

ケ

 $\mathcal{O}$ 

定 た皇 位 継 承  $\mathcal{O}$ た  $\emptyset$ に 策 動 Ļ 皇 太子 は 無 事 に 即 位 た ので あ る

とその 即 位 こう L た 後 0 が 7 体 即 制 彼 位 作り は た宣 当 · · · · に 貢 徳 -歳に満 献 帝 £' したのは、 たない 宣 徳十 明代 またもや当時太皇太后となってい 年(一四三五)正 初の幼帝であ 月に 0 たため 崩 御 宣 廷 一徳帝 臣たちに動 、た張氏 の長子であ であった180 揺 があ る皇太子 った。 それ が英宗として新たに を収 8 英宗 即

る。 言うことができよう。 らも後宮内の 四二)十月に崩御するが、その際宮中のことは英宗皇后の銭氏ではなく皇太后の孫氏に委ねている?。 皇后選びを行うなどっ、 ようで、 これは皇帝の のころ後宮には 孫氏が英宗即位時にどのような行動をしたの 序列、 妻より 皇  $\mathcal{O}$ 太后 11 太皇太后が後宮のことを全面的に取り仕切っている様子がわかる。 も皇帝の ては皇位継 (英宗生母) 祖 承 母  $\mathcal{O}$  $\sim$ 孫氏もい 母 の発言権 が優越する形、 たが、 は、 か 皇 窺い知ることはできない。 後宮での序列 后よりも太皇太后・ 皇帝との血縁的 は宣 徳 なつながり 帝 皇太后が優先されていることが 生母 そしてその後も張 で太皇太后  $\mathcal{O}$ 強さが重視される構 張氏は正  $\mathcal{O}$ 張 氏 統七年(一 この 氏 が が 優 · 英宗 先 义 わ L か 兀  $\mathcal{O}$ た カュ

それこそが つ存在となり一 か 帝権 皇后 力が · 皇 カゝ 太 ら皇太后 強化された明代において、皇后 定の 后  $\mathcal{O}$ 発 行 動 言力を持つようになる。皇帝との血縁的なつながりが皇后と皇太后の 皇帝 や発言が の母)になると、 重 んじられる背景になっていると考えられるのである。 (皇帝の妻)は皇帝の完全な支配下にあり、替えがきく存在 血. 縁的 な つながり から見れば母という尊属、 決定的 まり 皇 な違いであ 帝  $\mathcal{O}$ で 上 あ いった。 位

てくる。 生母である。 ところで、ここまで登場した太皇太后 って こうした皇帝たち 即位 このように二人の した景 L カゝ 泰 L 先 帝 0 述 は母として二人の 時 L 皇太后 であ たように る。 が . び 明 そし 代は次第に • <u>\f</u> 皇太后の張氏・孫氏は二人とも「嫡聖母」、先帝皇后で て 皇太后、 英宗から 0 状 況 が 庶 「嫡母」 明代で 景泰帝 長子による皇位継承、 初め (先帝皇后)と「生母」 0 て登場するのは、 皇 位 継 承 に つまり 対処 し、 英宗が (皇帝生母)の二者 皇 その 后 所 土木 過 生 では 程 で 0) 変で 生 あると同 な 母 1 を持 で 捕 皇 虜 は 帝 アとな が 時 な 増 に 皇

太 后 0 立. 場 に 初 8 7 な ることに な 0 た  $\mathcal{O}$ は、 孫 氏 で あ 0 た。

 $\mathcal{O}$ は 来 皇 帝 太 が 后 存 が 命 動 で < 事 あ る 態 にも は 皇 位 カコ か 継 わ 承 5 時 ず 皇帝 そ れ 0) ŧ 交 新 代 皇 を 帝 迫  $\mathcal{O}$ 5 即 れ 位 る に لح 間 11 題 、 う が 特異 生じ た場 な 局 合 面 であ である。 った。 カン 孫 氏 が 直 面 L た

とは 英宗 ŧ をその 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 まさ 0 で 捕 0 あ 補 帰 発 虜 京を る لح 端 L 佐 Š が 12 な は 留 待 任 正 0 この 守居 た、 って裁 命 統 し、 + 留 役 兀 11 北 で 可を受けるもの 守 年 わ とは あ ゆ 京を守る体 り、 る土 几 緊急 匹 木 あくまですべて 1九)八 重  $\mathcal{O}$ 大事 制 変 とされ 月、 を で が 整えてい あ る 22 。 起これ オイ た 23 。 ・ラト  $\mathcal{O}$ 英宗 た。 権 ば 実 遠 限  $\mathcal{O}$ 八際 英宗 こうし は は 征 工 親征 英宗 中 セ  $\mathcal{O}$ ン 英宗 た措 は多くの廷 に 討 に 先 あ 伐 立 0 に 置  $\mathcal{O}$ ち、 た。 使 には た 者を 京師 8 異母 臣 親 遣 征 た に 5 皇 弟 わ L を引 た英宗 帝  $\mathcal{O}$ L 郕 て が き連 裁 王 不 断 在 を が がを仰ぎ、 留 لح れ 守 て なることに 土 親 に 木 征 堡 その 駙 L に て 馬 お お 他 対応 都 1 尉 7  $\mathcal{O}$ 事 オ  $\mathcal{O}$ 項 て 焦 留 1 は

とは され た 帝 1 上 え  $\mathcal{O}$ 権 何 ŧ 英宗 力 決め が ŧ 強 6 す 化 れな さ ベ て れ 1 の決定権を持 た明代において、 状態を続けることもまた 0 たまま捕 皇帝 に 代 虜 不可 わ となった。 る 能 人物は であ 朝 0 存 た。 在しな 廷 が 混 \ \ \ 乱 す る L 0) か t 当 土 木の 然 で あ 変 0 で た は 多 が く 皇 0 帝 廷 が 臣 不 が 在 殺

太 こう 后 を臣 太 0 n 后 聖旨 は L 帝 勅 太 たな 皇  $\mathcal{O}$ 下 母 が 帝 が 后 لح 代 不 あ か  $\mathcal{O}$ 皇太后聖旨」「皇太后詔 で土 い 行 在 勅 ŋ す う 25 0 が ること 木 血. な 出 その され  $\mathcal{O}$ 縁 か 的 変 上で皇太子を郕王 た 24 0 皇太 は から三日 12 はできな · 尊 后が 属 さらにその二日後に  $\mathcal{O}$ それ 後、 皇 太 」、つまり皇太后孫氏 を代行 后 そこで宙 留 守であ L が カコ 補 できると、 1 佐する体 に浮 な 2 た郕 カコ は、 0 7 たと考えら た形 王 制が皇太后の 英宗 人 は庶 の命令であ 々に認  $\mathcal{O}$ 皇 の庶長子見深 務を命じ 帝 識 れ  $\mathcal{O}$ ん る 27 。 権力 され 韶で布: ŋ, 5 てい を れ 郕 (後の成 玉も 告された26。 るようにも 廷 時 臣 廷臣たちもそれに従ってい 的 に 化帝)を立太子するという にで Ł 郕 これ ŧ 見 王 ええる。 預  $\mathcal{O}$ か . ら 命 れ 0 を 決 実際に る存在とし 聴 定はすべ くように 皇帝 る 7

は

皇

太

后

は

体

11

0

0)

時

点

カュ

ら

 $\mathcal{O}$ 

よう

な

皇

帝

不

在

を預

か

る

存

在

に

なる

0

だろうか

意志 意 カュ 洪 志 わ 熙 前 ここそ 章 0 帝 た S 0 で が 1 形 遺 取 7 跡 詔 ŋ は 皇 が に 皇 太 あ ょ げ 帝 后 た る 0 が 権 7 張  $\mathcal{O}$ 29 力 権 皇 氏 あ を 威 帝 ک 0 0 例  $\mathcal{O}$ れ て ŧ 代 に とと は 見る  $\mathcal{O}$ 行 皇 者と Ł 帝 な  $\mathcal{O}$ 崩 な 0 L 御 て 彼  $\mathcal{O}$ 7 によって 1 認 で 女 あ た は 8 こと る。 5 洪 熙 れ 皇  $\mathcal{O}$ 7 帝 太 証 崩 行 后 明 動 御 が で  $\mathcal{O}$ L 自 あ て 際 ろう。 動 V 的 る 皇 に 太 28 権 子 皇 そ 太 威 宣 を 0 后 徳 Ł 過 0 帝 0 程 決 で、  $\mathcal{O}$ に 定 で が 皇 は 張 重 位 な W 氏 を Ś ľ 自 継 身 5 承 遺 が さ れ 詔 遺 せ る  $\mathcal{O}$ 0 詔 る ま は  $\mathcal{O}$ に V) 作 あ 先 成 た に 帝 帝 り  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ カン

限 的 す な ま る た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 方で、 ŧ で ま は た、 あ り 遺 Ż 遺 詔 詔 な で \ \ \ 認 で あ 8 皇太后 0 5 た れ と言 た皇  $\mathcal{O}$ え 命 太 ょ 令 后 が  $\mathcal{O}$ 権 権 威 威 は、 を t って 先 帝 扱 崩 わ 御 れ カコ る 5 理 新 皇 由 は 帝 遺 即 詔 位 ま に で あ る 限 が 定 同 さ 時 れ に て 皇 お り、 太 后 決  $\mathcal{O}$ 権 威 7 永 を

続

は 孫 Ł 英 氏 な L 宗 か は カュ 当 L 0 0 た。 時 生 孫 存 氏 と帰 歳 そ  $\mathcal{O}$ 場  $\mathcal{O}$ に た 還 満 合 た  $\Diamond$ 皇 仮 な 12 本 帝 カン そ 0 来 で な た あ 英 る英 が 5 ならず ば 宗 遺 宗  $\mathcal{O}$ 詔 は 庶 などに とも英宗 不 長子を皇 在 で ょ あ 太子に  $\mathcal{O}$ 0 0 て受ける 子 て ŧ が 後 L 崩 継 5 御 30 す れ L 郕 ることを前 る た 王 は わ に ず け 補  $\mathcal{O}$ で 佐 は さ 提 皇 な とし せ 帝 11 ると 権 が た 力 いう ŧ 12 皇  $\mathcal{O}$ よる 帝 で 体 と 制 裏 あ L 打 る を て 作 5 命 令 ŋ  $\mathcal{O}$ 上 な で げ き 11 な る か 状 況 に

帝 望 孫 氏 権 む カン 力 こころ によ 5 す る裏 で n あ ば、 打 0 た。 5 自 5 が な ま  $\mathcal{O}$ 皇 11 たこうし 状 太 れ 態 后 で、 لح た 11 ۲ 問 う れ 題 地 以 もさること 位 Ĺ  $\mathcal{O}$ 正  $\bigcirc$ 命 統 令 性 な は  $\mathcal{O}$ 下 が 根 L 5 拠 え は 英宗 な 本 来 か な で 0 たと考り 5 あ ば り、 皇 え 英 太 八宗とそ 后 5 が n る。 命 令  $\mathcal{O}$ 子 を 孫 下 す に 際 ょ る に あ 皇 る 位 は 継 ず 承 ここそ  $\mathcal{O}$ 

を 明 即 帝 L 補 史 位. を カュ 即  $\mathcal{O}$ 佐 L 当 位 す 請 は 願 さ る 時 せ は 体 官 が 英 徳 孫 ょ 制 う 帝 氏 が 0 に 0 す ま 捕 同 上 一奏され る ŋ 5 母 皇 弟 動 わ きは、 帝 れ 洪 た 不 熙 在 政  $\mathcal{O}$ 廷 状 治 帝 で 臣 態 的  $\mathcal{O}$ あ 31 ° た に が 第 五. 5 長 t 子 期 カゝ 軍 で 間 5 事 洪 れ 起 あ 的 に き 巸 12 0 対 てよ た。 帝 t L 非 皇 孫 后 孫 11 常 氏 氏 は 事 張 氏 は が ず 態 す 皇 が  $\mathcal{O}$ で 太 子 あ な に で 子 カュ 0 た。 郕 を あ 0 た。 る 王 補 に そ 襄 佐 即 土 王. す  $\lambda$ る を 位 木 な 混 を 呼 体  $\mathcal{O}$ 命 び 制 変 乱 寄 じ を 後 状 せ る 作 況  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 非 0  $\mathcal{O}$ た う で 常 な あ そ 事 カゝ で、 る  $\mathcal{O}$ 態 た が 七  $\mathcal{O}$ 様 日 な 幼 子 後 カン 11 が 方 皇 で 郕 太

王

子

皇が

カコ れ て 11 る

これ とは 況  $\mathcal{O}$ 太 上 とも 権  $\mathcal{O}$ 合 7 な 威 は 皇 せ れ 皇 帝 る か は か 致 1 に る 33 。 太 لح  $\langle$ L 0 な 当 皇 后 な 1 っった 時 帝 0 孫 か 7 そ そし 命 氏 0 Ш  $\mathcal{O}$ 権 0 た。 令 力 34 は 政 越 点で 界 に が 廷 て 泰 ょ 臣 ま 新  $\mathcal{O}$ 博 郕  $\mathcal{O}$ たち ど る 皇 た た 氏 流 王 帝 郕  $\mathcal{O}$ 裏 な は 即 れ は ょ 打 に 王 皇 う  $\mathcal{O}$ 5 位 押  $\mathcal{O}$ 太 孫 英 な な 生 が に L 后 氏 宗 カゝ 不可 切 母 理 لح 必 が で、 6 ょ 解 要  $\mathcal{O}$ な 新 りも で 欠と認 る れ  $\mathcal{O}$ 存 皇 廷臣たち る形 もとに、 あ 在 生 帝 る。 は、 母 擁 歳 識さ で が 立. 年下 だ 後に 新 11 0 皇太 が、 が れ 皇 な 条 新 と若い上 7 帝 皇 V. 件 太后 皇 ڵ 后 皇 0 11 帝 た لح  $\mathcal{O}$ 帝 即 L ことの 即 **(**) て、 で 位 が 命 三 人 令 を決 <u>う</u> あ 位 · を皇 生 は る 年 母 点 英 定 出 扱 証 齢 太 宗 も存 を満 明 現 わ が L کے 后 す に れ 高 ŧ た は 孫 郕 る 命 た < 氏 で 0 そ 幼 言 王 原 L だろ え れ に あ て 因 は 1 請 り、 が る 即 と 11 皇 Š ŧ る 不 願 が 位 太 カュ L 孫 襄 子 可 な L 7 る 氏 能 先 7 王  $\sim$ 述 景 で 1 が  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ る 考 あ 担  $\mathcal{O}$ 泰 シ こう 点 帝 える そ 0 ように 彐 た。 は n 注 な は 候 لح  $\vdash$ こうし 目 ŋ 補 考 本来皇太后 後 IJ 3 え IJ 述 者 英宗 す れ 0 7 ] る。 る。 た 条 フ は が

る英宗 書 位 た を し  $\mathcal{O}$ 承 に カ 書 に、 伝 認 か を せ え 得 て 5 景 れ 泰 る 11 帝 た 形 る で  $\mathcal{O}$ は 行 は 孫 0 わ 氏 まり れ 景  $\mathcal{O}$ た 泰 命 景 0) 帝 令 で 泰 即 で 帝 即 あ 位 即 る。 か 位 位 5 L た。 は + まず 日 そし 後の 皇 太 ことで てこの 后  $\mathcal{O}$ 命 あ 知 令 5 0 た。 に せ ょ が 0 知 て 5 北 決 せ 京 定 に に 不 接 在 L そ た英宗 と は  $\mathcal{O}$ 後に 1 は え 英 れ 宗 郕 0 に 王 きとし 退 に 位 位 及 を譲 た皇帝 び る内 新 で 皇 あ

即  $\mathcal{O}$ 

け る が は べ 洪 皇 L きで 熙 太 カ 帝 后 L う、 皇 あ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 遺 命 太 特 后 令 詔 景 異 作  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 権 泰 成 4 形 帝 に な 威 式  $\mathcal{O}$ カコ 5  $\mathcal{O}$ ず、 カュ 4 12 即 で な 位 わ 皇帝 は 0 皇 0 た 帝 た 英 لح 宗 交 ょ  $\mathcal{O}$ 考 う 命 代 が え に、 生 令 が 5 存 が 可 れ L 後 B 能 . る。 てい 付 は で あ け り る で 必 れ لح 要 ば、 あ 1 で 2 う て あ 英宗 る 事 t ことを 情 皇 が か 帝 位 36,  $\mathcal{O}$ を 譲 示 承 ると 認 皇 L てい を得 太 書 后 ること る。 <  $\mathcal{O}$ 命令を 必 むし 要 には が 皇 ろ な 皇 帝 絶 11 が 対 太 これ 追 后 不 認 可  $\mathcal{O}$ す 欠 決 は る で 定 皇 形 あ で 0 は 位 権 た 継 と見 威 張 承 付 に 氏

本 来 皇 位 継 承 لح は 皇 帝  $\mathcal{O}$ 崩 御 に ょ る Ł  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 際 に 発 せ 5 れ る遺 詔  $\mathcal{O}$ 実 行 者 とし て、 皇 太 后 は 新 皇 帝 が

た。 な 定 0 するま は 皇 帝 で の 、 0 意志 ごく 0 代 短 期 行 者とし 間  $\mathcal{O}$ 4 7 保 0 障 命 さ 令 れ だか た権 5 威 で を あ 持 り 0 7 1 む しろ本 る 12 過 ぎな 当に必 11 要 な 新  $\mathcal{O}$ 皇 は 帝 即 皇 位 帝 に 皇  $\mathcal{O}$ 命 太 令 后 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 命 t 令  $\mathcal{O}$ が で 不 あ 可 欠

下 皇 11 で、 太 皇 カコ イ なる意 帝 后 レ ギ で  $\mathcal{O}$ 泰 あ 権 ユ 味 帝 0 威 ラ た。 が は は あ 彼 新 な 女 孫 0 皇 形 を皇 氏 た 帝 に は  $\mathcal{O}$ が な だろうか 太 皇 即 0 たが、 后 帝 位 とし  $\mathcal{O}$ けるま 母とい て尊 とも で う、 重  $\mathcal{O}$ かく英宗 ŧ L てい ので 皇太后とし るが あ は り、 退 位 て L し、 方で自 0 か 景 正 t 景 統 泰 分 性 泰 帝 帝  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が 生 根 は 新 母をも皇太后とする 拠 皇 孫 を失 氏 帝 とし に とっ 0 っ て 即 たと言 て 位 は 0 血. し てもよ た。 縁 ので 的 繰 な か あ ŋ 0 るが 0 な 返 た。 が L ŋ に その が な る 状 切 が な 況

# 泰 帝 と二人の 皇太 后

 $\mathcal{O}$ 

受けら る か 即 ても 5 位 0 景 ように、 土 に際 泰 認 木 は 帝 ħ - の変 ょ  $\emptyset$ る は か 5 新 L を経 英宗 は 0 皇 即 れ た。 る前 ずが 帝 位 オイラト が  $\mathcal{O}$ に なな 報 た に、 決 郕 定  $\Diamond$ 告 に、 す 王 が か る わ 即 届 b が までの 帰 即 皇 ば 位 1 太 皇 た 位  $\mathcal{O}$ 還 帝 后 詔  $\mathcal{O}$ L L 7 ことで  $\mathcal{O}$ は 権 は た 命令 景泰帝とな 力 捏 彼 者  $\mathcal{O}$ 造 が から ある以 を利用 後ろ 3 即 れ 位 盾 上で 7 L り、 上 て していると言えるが  $\mathcal{O}$ 1 から十 伝えら な る 景 部 そ 11 泰 ま 分 れ ょま、 帝 が Ė 12 れた 後 伴 が あ 英宗の 皇 ると言わざるを 即  $\mathcal{O}$ 11 太后 ことで 位 英宗は退位 L た  $\mathcal{O}$ 命令で、 、ある。 こうし 瞬 命令を先行さ 間 する形で太上皇 た皇太 得 景泰帝 孫 登 な 氏 一極するとし は せせ 后 発 が る形 言 0  $\mathcal{O}$ 即 ま 位 命 力 令が ける時 を失 が ŋ 帝とな てい 桌 取 5 最 0 泰 る った。 優 帝 て n に 36 英 先 L た  $\mathcal{O}$ ま で  $\mathcal{O}$ 即 宗 実行され で 0 位  $\mathcal{O}$ カュ 景 泰帝 た あ は 命 L と言 英宗 る。 先 令

とも 英 泰 宗 帝  $\mathcal{O}$ は 子 立 一太子さ 孫 が 即 位 れ す た英宗 ることを前 0 長子 を、 提 とする体 引き続、 き皇 制 は 太子として 継 続 され おり、 る形 ع な 孫 氏 0 て が 作 1 た。 0 た 英宗帰 孫 氏 が 還 子  $\mathcal{O}$ 英宗 仮 12 そ れ 及 び が 孫 な 5  $\mathcal{O}$ 皇 ず

や孫 うも 孫 根 子 氏 拁  $\mathcal{O}$ 氏  $\mathcal{O}$ 12 権 で な  $\mathcal{O}$ だ 皇 あ 威 0 る。 を 太 7 わ どうし 后 い 0 とし 子 た る で か 理 7 て あ 5 由 Ł  $\mathcal{O}$ る に は 低 正 英 他 宗 下 統 な Ш́. さ 性 は 6 縁 せ な  $\mathcal{O}$ 遠 的 ず 根 < 11 な 12 拠 才 0 ک は は な イ ラト 孫 れ が 11 5  $\mathcal{O}$ は V) 12 皇 n 0 逆 捕 な 太 に あ か 子 5 言 る 0  $\mathcal{O}$ わ え 子 'n た 4 ば Þ غ  $\mathcal{O}$ 孫 な で ま 血 が あ 0 た 縁 皇 る。 て 新 的 帝 い 皇 0 で た。 な 帝 あ 即 るこ が 位 ŋ 血 لح に  $\mathcal{O}$ 縁 臨 的 な が 0  $\lambda$ 11 な で 景 孫 退 が 泰 氏 ŋ 位 帝  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ 皇 な て 即 太 L 位 后 11 景 ま لح は 泰 0 そ 帝 た 7 以  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 即 上 根 正 拠 位 統 を 性 ŧ 奪

5 生 こう 母 寿 呉 宮 氏 L を皇 た に 移 な Ĺ 太 か 景 后 英 泰 宗 郕 帝 が 王 は 帰 妃 還 汪 孫 す 氏 氏 れ を を 皇 上 ば 聖 元 后 に لح 皇 į 太 戻 す 后 É そ と れ L た ま で 英 宗の 皇 后 妃 で あ で 皇太子 0 た 英宗皇 生 母 后  $\mathcal{O}$ 銭 周 氏 氏 を を 皇 貴 妃 后  $\mathcal{O}$ لح 住 L た。 ま 11 さ で あ 5 12 る 坤 景 泰 帝 宮

は

孫 は 及 Ű 氏 自 る。 景 そ 泰 を 分 そ  $\mathcal{O}$ 上  $\mathcal{O}$ 帝 聖 生 子 L  $\mathcal{O}$ 皇 母 孫 て  $\sum_{}$ を に 太 周  $\mathcal{O}$ 皇 ょ 措 后 氏 ?を貴妃 太 る と 置 を L 后 皇 لح て 位 詳 1 継 に しく L るに 承 格 を前 皇 見 上 げ 7 ŧ 太 后 す カュ 提 11 とする体 < か ることは、 が Ė わ 人 5 まず ず、 同 時 制 生母 を、 彼 孫 に 存 女 氏 在 を 12 維 を 皇太子 皇 す 持 上 る状 太 す 聖 后 る 皇 姿勢 態 に  $\mathcal{O}$ 太 を 母 L 后 作 を た لح لح 示 L 理 0 11 う尊 7 由 L 7 た 尊 は 11 る点に t 重 号 Ł  $\mathcal{O}$ す を は と言 る 0 B 明 t t け Iえる。 ること 6 注  $\mathcal{O}$ で か 意 あ で せ でそ り、 あ ね L ろ ば か う。 な L 孫  $\mathcal{O}$ 5 同 氏 地 な 時 が 位 作 を 保 0 景 た す 証 で 泰 英 l 帝 7

11

 $\mathcal{O}$ 景 景 泰 泰 帝 帝 は  $\mathcal{O}$ 宣 生 徳 母 帝 呉 氏  $\mathcal{O}$ 庶 لح 子 は で あ 宣 り、 徳 帝 P 賢 は 妃 ŋ で حَ あ る。  $\mathcal{O}$ 出 自 英 宗 が 間 は 題 孫 に 氏 な が る 皇 と考 后 に え な 5 0 た れ る。 こと で 嫡 子 لح な ってい るた  $\Diamond$ 母 弟

た景 皇太 る 帝 行 皇 先 后 述 泰 后 帝 لح で で  $\mathcal{O}$ 12 す ょ t あ لح あ る る う る。 行 に ŋ 嫡 為 明 は 母 代 即 は 位 n 英宗 لح  $\mathcal{O}$ は 生母」 非 皇 正 常 当 帝 ま で、 事 性 呉 生 母 を 態 氏 ま 示 に  $\mathcal{O}$ を が す 際 宣 た 生 り L 徳 て 母 な 8 帝  $\mathcal{O}$ 皇 ŋ  $\mathcal{O}$ 帝 ĺZ *𝔻* = − 必 皇 要 権 Ł 后 とす 不 0 嫡 力 12 可  $\mathcal{O}$ 子 欠 12 ょ 意 ることで な る ょ 味 行 裏 を る 持 為 皇 打 で 5 位 9 あ あ  $\mathcal{O}$ 7 継 り 0 な VI 承 庶 ると た が 11 続 状 子 とい 言 いて 考 況 えら 下 え で、 . う 景 る。 1 た。 れ 皇 る 泰 そ 太 帝  $\mathcal{O}$ 后  $\mathcal{O}$ 点  $\mathcal{O}$ Ж に 状  $\mathcal{O}$ 鑑 命 自 況 令 を 4 で 修 に 皇 る ょ 正 に 太 0 后 7 嫡 生 لح 即 子 母 は 化 位 す を 先

要な 氏 1  $\prod$ t か カコ 越 な  $\mathcal{O}$ 泰 太 で か 景 博 あ 0 后 泰 る 氏 た لح 帝 が لح 皇 L が 言 指 太 7 摘 え 后  $\mathcal{O}$ 生 さ る  $\mathcal{O}$ 基 母 38 れ 地 盤 る をさら 位 を ょ 皇  $\mathcal{O}$ う 量 太 に、 に 産 后 喪 で に、 ŧ 失さ 生 あ 母 0 り、 せ ま る V) が ŧ 宣 皇 存 太  $\mathcal{O}$ 徳 命 で 后 帝 L  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ て 権 0 皇 1 た。 威 る 后 カュ  $\mathcal{O}$ 分 ま す 否 散 た ること カン ま 皇 は たは 太 は、 后 皇 太 相 が <u>一</u>人 そ 后 対 لح 化 n 1 L に は ると て ŧ ま 繋 さ  $\mathcal{O}$ が 立 11 L 場 り う < 状 を カュ 宣 考 ね 熊 え な は 帝 る 1 皇 ŧ) そ 后 非  $\mathcal{O}$ n で で ま あ 常 あ で る 重 0

とは、 た。 が 英宗帰 だ 方、 が 0 まるところ 景 還 彼 を 泰 が 前 帝 あ 提 が え に 帝 7 生 そ 時 位 母 的 を れ 守 を に を 行 帝 る 皇 太 行 9 位 た に 為 后 لح  $\mathcal{O}$ 0 で くと 12 あ L た は り ŧ 7  $\mathcal{O}$ . う の ち ま は ろ た  $\lambda$ で 自 皇 理 あ 分 位 継 由 れ  $\mathcal{O}$ 子 が ば 承 あ 孫  $\mathcal{O}$ る。 正 に 正 そ 当 当 化 れ 化 を伝 は  $\mathcal{O}$ ま た え 0  $\otimes$ る た で < た あ Ė 8 る  $\mathcal{O}$ 0 کے て Ł は す  $\mathcal{O}$ Ź で 言 必 あ う る。 要 ま で が な t 0 11 ま な り Ł  $\mathcal{O}$ で 正 あ 泰 当 帝 化

たし  $\mathcal{O}$ 0) 0 0 から 皇 1 か 位 た ま た 皇 に 以 継 上 位 承 即 を 位 に 自 前 然 手 執 当 な 放 着 時 提 流 لح L L 景 n た 出 L < た 泰 で L 体 あ な た 帝 3 制 <  $\mathcal{O}$ は な か 英 を 宗 る 維 は 持  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ が わ 庶 L から 長 7 人 情 1 子 た。 な を引 であ 1) き る。 L L 続 か そし し き カュ 実 皇 L てま 際 太子 土 木 は た、 英宗 لح  $\mathcal{O}$ 変に Ļ そ 帰  $\mathcal{O}$ ょ 孫 還 帝 0 後 氏 ŧ, て、 位 が を 作 自 本 彼 0 来 は た 分 英 帝  $\mathcal{O}$ 手 子 に 宗 位 孫 入 に 帰 る あ に 還 継 は ŋ ず 続 承 ŧ さ  $\mathcal{O}$ け L な せ た < カュ は た 0 英 と考 た帝 宗 泰 帝  $\mathcal{O}$ 位 子 が

る

5 カン  $\mathcal{O}$ 1 明 子 泰 泰 見 確 帝 帝 な が 済 ど 皇 を 意 皇 思  $\mathcal{O}$ 后 を 時 汪 太 持 子 点 氏 لح  $\mathcal{O}$ 0 カン て 廃 5 たこと、 皇 后 行 動 帝 代 を 在 起 位 わ 11 0  $\mathcal{O}$ て 継 わ L 皇太 ゆ た 続、 Ź  $\mathcal{O}$ 易 そし 子 は 生 儲 母 景 7 に 杭 お 泰 自 氏 11 分 7 年  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で <u>\\ \</u> 皇 后 あ 統 兀 る。 が に 五三 よる 同 時 た だ、 五 皇位 に 行 月 ک 継 わ れ  $\mathcal{O}$ 英 承 易 た 宗 を 儲 点 意  $\mathcal{O}$ が 庶 識 は 特 皇 長 l 徴 子 太 始 で 的 子  $\Diamond$ で  $\mathcal{O}$ あ た あ 交 る か 代 皇 る は  $\mathcal{O}$ 太 不 4 子 明 を 12 で とどま 廃 あ る。 5 自

単 12 で  $\mathcal{O}$ きて 宣 徳 帝 ま 皇 う 后 が 胡 氏  $\mathcal{O}$ 世 間 例 カュ カン 5 5 見  $\mathcal{O}$ 批 7 判 ŧ は 免 皇 后 れ な  $\mathcal{O}$ カゝ 地 位 0 は 非 そ 常 れ に 脆 で Ł 弱 宣 で 徳 あ ý, 帝 が 廃 廃 后 后 を لح 皇 敢 后 行 交 L 代 た は  $\mathcal{O}$ 皇 は 帝  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ とえに 命 令 皇 0 で

簡

子 0 英宗) を 嫡子と 皇 位 継 承  $\mathcal{O}$ 不 安 を 軽 減 す る た め で あ 0 た。 で は、 景 泰 帝  $\mathcal{O}$ 場 合 は どう だろ う

に代 なく、 子を嫡子とすることにこだわったと考えられるのである。 例 帝 と同 わって皇后 0 異議 様 新 しく に に 申 皇 よると、 世 L とな 立てに 太子 間 0 0 لح 理 たの な 皇 解 あ 0 が得られるとは 后 るとされ た見 は、 汪 氏 皇太子 済が皇后  $\mathcal{O}$ 廃 て 后 の母である杭氏であることからも、 0 る 40 理 所 到 生では 底 由 思え L は カゝ 英 し な な 宗 V. 1  $\mathcal{O}$ れ 庶 だけ 長子 むし 9 ま ろ宣徳・ が  $\mathcal{O}$ り 庶 廃 廃 后 子 太 帝  $\mathcal{O}$ 子 で あ 原 に  $\mathcal{O}$ るとい 因で 景泰帝 時 反対 と同 は L は自ら う点で じく、 たた あ ŋ えず、 8 重要 を正 は な つ 当化 な ま 1 ま 、だろう た宣 0 ŋ は 易 L 一徳帝 皇 儲 た . の か。 后 に لح 皇 対す  $\mathcal{O}$ 事 同 実 后 んる景 際 情 胡 様 では 氏 汪 氏  $\mathcal{O}$ 泰

であ 継 皇 11 太后 この て  $\mathcal{O}$ 承 抗 根 る に は ような景泰帝 カゝ は 議 拠 で カゝ 最 は 孫 わ き 終 拒 孫 氏としては、 る問 な 的 否  $\mathcal{O}$ 皇太子 に 1 L た に は 題 . О 12 t 皇 形 意図 で 跡 皇 か 帝 、ある。 太 カコ  $\mathcal{O}$ は 子の わら 命 があるなかで、 后 令には 明 が 英宗が退位 ず、 英宗 それを廃す 不 可 欠で 実録 景 泰 逆らうことは あ 帝 るとい からは L 注目 ることを は 皇 南 太子 宮 したいのは易儲 に幽 う で 見 きな 受け 認 承  $\mathcal{O}$ 閉 識 廃 知 立 か 6 さ が L たくは あ に つ れ れ たから 7 皇 な 0 た証 太 11 11 が る 后 な これ か 状 聖 だと考えら 左  $\mathcal{O}$ 態 母 で 命 0 あろう。 令を受け は たはずであ 下 Ě 聖皇 に 宣 徳帝 あ ħ 太 0 て、 る。 る が 后 形 胡 る。  $\mathcal{O}$ を取 皇太 懿旨 氏 皇 を 太 L 廃后 后 后 を蒙り 0 か た لح が L L 皇  $\mathcal{O}$ L て た 7 帝 彼 は 時 0 0 女 B  $\mathcal{O}$ が 正 行 意思に逆ら そ 統 は ように、 わ ŋ れ 性 n 皇  $\mathcal{O}$ た 唯

令 が で カゝ 行 景 L 泰 ここで重 わ れ 帝 及 た  $\mathcal{O}$ び 新 要 は 皇 12 太子 な な ぜ る と血 な  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は カン 縁 当 的 な 時 は 0 な 孫 が 氏 ,と呉 ŋ  $\mathcal{O}$ 氏 あ の 二 る 一人が 生 母 皇 呉氏 太 后 کے では L て存在 なく、 してい 前 皇 帝 る点  $\mathcal{O}$ 母 であ で あ る。 る 嫡 そ  $\mathcal{O}$ 母 な 孫 カ 氏 で

命

儲

る英 景 泰 宗 で 帝 生 あ は る。 母 皇 太  $\mathcal{O}$ 意味 子 孫 廃 氏 لح で 立 景 あ  $\mathcal{O}$ ろ 泰 命 Ś 帝 令 0) が に は な カゝ 孫 血 で、 縁 氏 が 的 同 な 孫 U 0 氏 皇 な を 太 が 后 ŋ 聖 で は 母 上 な ŧ 聖 後 た 皇 宮 8 太 后 12 お として 11 れ 7 は 景 最 泰 上 扱 位 帝 0 . を占 て 生 古母 1 る。  $\emptyset$ で 7 は 1 な 聖 たことを 母 لح は、 南 宮 表 に す 幽 帝 t 閉 生 さ 0 母 で れ を て 表

0 拠 と ま な た 0 皇 帝 孫氏 لح な を、 0 7 ま 数 だ 年 尊 L 重 か せざるをえなか 経 0 7 お 5 ず、 0 そ た  $\mathcal{O}$ ŧ 権 0 力 لح  $\mathcal{O}$ 考 基 えら 盤 が れ 充 る 分 に 確 立 7 11 な 11 景 帝 7 は 即 位

大礼 功 せ 后 7 張 実 7 11  $\mathcal{O}$ 氏 は る。  $\mathcal{O}$ 後 11 議 命 る を 0) ことで 起  $\mathcal{O}$ L 令 をその であ こし カュ L あ て る 後 即 1 る る 位 が 年 は が 0 根 景 そ 泰 拠とし 0 即 張氏 位当 帝 لح た。 似たような状 を 初 押 は また、 P L  $\mathcal{O}$ は け り 自ら て、 権 力 況 0 藩 12  $\mathcal{O}$ 生 王 基 あ 文母 妃 盤 0 た 皇 で が を皇帝・ あ 弱 0 カゝ 帝 た 0 が 生母 皇 た 1 ため、 后と る。 蒋 L 氏 傍 を皇 て 張 系 扱う 氏 か 太 を 5 聖 ように 即 后 母 位 لح 聖 L 求 母 L た とし て  $\Diamond$ 嘉 尊 たこと 靖 重す 7 帝 扱うことに は る姿 よって 弘 治 を 帝 見 皇

とも 太子 ことで、 に  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 破 母 孫 ように 名 綻 で 氏 皇 を 実と L て 后 上 景 もに L 口 泰  $\mathcal{O}$ まっ 杭 帝 る 嫡 ŧ が 氏 た。 Ł 子とした景 帝  $\mathcal{O}$ 熹 に 位 そし 泰七 L に た あ っ て 同 年 可 ŋ 泰 続 能 年 帝 性 け 兀 十二月に  $\mathcal{O}$ は れ 五. 子 ば、 非 六)二月 見済 常 自 に は、 分の は、 高 12 V 早くも・ 0 景 皇 崩 統 泰帝 御 L によ L カコ <u>\f\</u> 自身も不豫となっ L る 太子 自 廃 5 后 皇 位  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 皇 꽢 継 L 年の 統 た 承 に 汪  $\mathcal{O}$ よる皇 景 氏 た。 環 泰 に とし 代 兀 位 年 わ って、 ŋ 継 皇太子 承という景 兀 生 五三 母 生 + 母 呉 泰 杭 氏 月 帝 氏  $\mathcal{O}$ に を  $\mathcal{O}$ 地 目 薨 立 位 去 后 論 見 す は 威

なっ は、 こう たも B  $\mathcal{O}$ 復 は L 辟 た  $\mathcal{O}$ ŋ 皇 لح を な 考 太 事 カコ え 后 で 前 ら 起  $\mathcal{O}$ に れ 存 孫 る。 0 在 氏 が に た 奪門 報告 欠 カコ  $\mathcal{O}$ せ 変 な により、 1 彼 女も許 Ł 0 لح 英宗が 認 可 を 識 さ Ш 復 れ L 7 7 辟 L 11 V る 43 ° た。 た 証 左で 明史』によると奪門 この あ 廷臣たちの ŋ また廷臣 行 たち 動  $\mathcal{O}$ は、 変に  $\mathcal{O}$ 皇 行 関 動 位 わ 12  $\mathcal{O}$ 0 正 か た 統 カ 廷 わる 性 臣  $\mathcal{O}$ たち 間 根 題 拠 は に

浮 に ょ カュ る 7 L 権 奪 た 威 門 لح  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 裏 変 定に うこと 打 5 お は 1) で な て ŧ 1 孫 あ 氏 景 0 が た。 泰 許 帝 可 まさしく土 は を 動 出 け L ず、 たとし 木 英宗 0 て 変 f, は 0 幽 時 閉 そ لح さ れ 同 れて 12 様 は に 接 景 触を 孫 泰 氏 帝 は 持  $\mathcal{O}$ てない 皇 即 帝 位 権 時 と 力 と に 1 同 ょ う U る裏 Ś 状 況 付 本 は け 来  $\mathcal{O}$ 皇 必 な 要 帝 権 な まま 皇帝 力 が 宙 権

太

后

7

命令を下

た

 $\mathcal{O}$ 

であ

が わ 7 取 れ  $\mathcal{O}$ 景 5 た 正 泰 0 統 れ 帝 で て 性 即 あ 1  $\mathcal{O}$ 位 る る 根  $\mathcal{O}$ 際 拠 を は また、 英宗 再 び 取  $\mathcal{O}$ ŋ 追 度は廃された英宗の庶長子見深 戻 認 L が た。 必 要 そして景泰 で あ 0 た が 帝 は 奪 廃さ 門  $\mathcal{O}$ れ 変 が再び立太子され では て、 英宗 郕 王 に が 戻され 復 辟 L る時 るが たことに に そ ₽, れ は ょ 孫氏 り、 孫  $\mathcal{O}$ 氏 孫 命  $\mathcal{O}$ 氏 令 命 は によって行 令という形 皇 太 后

わ る 間 0 ように 題 に は 孫 氏 必 とそ 要 不 可  $\mathcal{O}$ 欠 命 なも 令 は、 0 土 木 て遇さ  $\mathcal{O}$ 変 カコ れ 5 始 続 け ま る景 た  $\mathcal{O}$ で 泰 あ 年 間 とそ  $\mathcal{O}$ 後  $\mathcal{O}$ 天 順 年 間 に 至る ま で、 皇 位 継 承 に か カン

# 小結

いて検 本 章 では 討 を 宣 加 徳 えた。 帝 皇 后 孫 氏 を 通 L て、 明 代  $\mathcal{O}$ 皇 后 لح 皇 太 后  $\mathcal{O}$ 違 そ L 7 皇 位 継 承 に 絡 む 皇 太 后  $\mathcal{O}$ 動 き 権 威

皇 彼 弱な存在 まず 后 女 タを皇 0 皇后に 地 后 で 位 たら を あ る。 保 つい L 証 7 す 宣  $\otimes$ は、 る 徳 た ŧ Ł 帝 宣 0  $\mathcal{O}$ は 徳帝 で は 胡 あ 氏 0 皇 に 皇 太子 たと言え 代 后 わ 胡  $\mathcal{O}$ り 氏 母、 孫  $\mathcal{O}$ 氏 例 を立 0 0) まり ように、 后し 次 期 た 皇 が、 皇 帝 后 との それ は 皇 血 は 帝 皇 縁  $\mathcal{O}$ 太子 的 命 な 令 0 0) 嫡子: な 0 で が 化と ŋ 簡 が 単 *\*\ に 根 う 拠 廃 自的 であ さ れ り、 0 7 ため L まうほ そ れ で あ が つった。 ど、 脆 弱

りうる者とな あ Ž 尊 7 か 0 属という皇帝 L 事 皇  $\mathcal{O}$ 柄 后 るの 世 に が に 必要 皇 であ 並 帝 ぶ者なき皇帝にとって皇后(妻)は臣下と同 な人物として遇されることになる。こうした差異  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 上 崩 に 御に そ 立つ存在となることから、 このため ょ って皇太后となると、 皇太后 は、 皇帝 崩 皇帝不在 時によっては宙 御  $\mathcal{O}$ 際 に 列で はそ に お あ 0 11 っても、 に浮い は、 命 7 令 は 皇 は 大きな権威 大きな権 た皇帝位 帝 皇太 との 后 血. 母 やそ を持 威 縁的 を は ŧ  $\mathcal{O}$ ち、 血 な って、 権 縁 0 的 な 力 皇位 が を な 側 ŋ 継 わ 時 12 承 面 れ 的 ょ 12 か 5 る 関  $\mathcal{O}$ 預 見 t わ カ る る

あ

脆

な

限 皇 5 帝 認 れ 権 7 力 5 で れ 皇 いることも あ 7 太 ŋ 1 后 るか  $\mathcal{O}$ ま 命 た 皇 ま らこそ、 令 た、 は 帝 そ 注 12 れ 意 認 そ 単  $\Diamond$ 0 L 体 た 5 命 で れ 令 1 は 点 た は 権 皇 で 最 威 太 あ 優 を る。 后 先 ŧ 事  $\mathcal{O}$ 0 権 項 Ł n 威  $\mathcal{O}$ t で は L て受け 永 は  $\mathcal{O}$ 皇 続 な 的 証 太 1 な 入 后 ŧ 0 れ 基 権 5 0 本 で れ 威 的 は は 7 に 皇 な 11 は 帝 る 皇 権  $\mathcal{O}$ 帝 新 で 力  $\mathcal{O}$ 皇 あ に 遺 る。 ょ 帝 詔 即 0 を 受け、 皇太 7 位 期 ま 間 で 后 そ  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 限 権  $\mathcal{O}$ < 代 定 威 さ 短  $\mathcal{O}$ 行 n 期 源 間 た 泉 に 形 は

で

存

在

す

る、

つまり

皇

帝

をこえる

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

は

あ

り

え

な

1

こと

明

で

あ

ろう。

に に 存 による あ L 7 0 カゝ L た 権 1 ると 土 郕 威 王  $\mathcal{O}$ 木 いう 裏  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 変で 打 即 ち 稀 位 は が な 有 孫 な 11 ま 状 氏 孫 12 ま 況 氏 上 が 0 奏さ 臨 生 子 じ  $\mathcal{O}$ 時 た。 英  $\mathcal{O}$ れ 宗 体 景 制 孫 は 泰 を 氏 全 は 権 帝 作 皇 が ŋ を 即 上 位 握 げ 継 位 0 たま た。 す 承 る。  $\mathcal{O}$ まオ そ 危 機  $\mathcal{O}$ に 後 イラト ま あ ŧ 0 て、 なく、 0 捕 本 虜 と 廷 来 なら 臣 な り、 カュ 5 ば 受け 監 皇 玉 帝 とし 5 不 れ 在 て る で 玉 は は 政 ず あ を  $\mathcal{O}$ る 皇帝 4 t る  $\mathcal{O}$ 立 権  $\mathcal{O}$ 生

力

こと 7 帝 乗 n が 后 新 が V) 帝 追 皇  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 る 権 切 あ  $\mathcal{O}$ 命 皇 認 帝 ŧ る 太 尊 令 即 る 威 L を ベ 点 属 あ 后 7  $\mathcal{O}$ 位 超 < は で で V) 1 を  $\mathcal{O}$ える きと 持 あ あ 廷 命 ること ると 令 る。 5 非 臣 ŧ V 出 常 単 た う カュ 5  $\mathcal{O}$ さ に 体 L 11 うことで、 状 . ら で 特 で カコ が れ Ľ 行える 皇太 ŧ は た 徴 況 的 な  $\mathcal{O}$ が 生ま そ 7 で 皇 后 で に ことを示し あ あ Ł 位 れ る。 る。 皇 要 れ  $\mathcal{O}$ 継 は 帝 た で 皇 請 承 だ 太 ょ  $\mathcal{O}$ は 本 は L が 来 ŋ で な 皇 后 て てい É あ \ \ \ は 1  $\mathcal{O}$ 帝 B 皇 上 る。 る 命 0 る。 帝 位 特 令  $\mathcal{O}$ は 命令(遺詔)とその に は V) 権 殊 な状況 <u>\f\</u> つで行 後 力 れ れ ちうる 皇 位 付 は 0 もま け 裏 下で・ 後 え 継 で 打 た、 る あ 5 皇 に 承 本 12 な 太 奪 t 0 代 明 7 門 来 L 后  $\mathcal{O}$ 皇 t に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 行 で 太 代  $\mathcal{O}$ 者 は 変 機 手 的 命 后 皇 帝 能 令 に 順 で 本 な  $\mathcal{O}$ あ 来 特 す は お が 命  $\mathcal{O}$ る る 令 徴 踏 な 承 11 と言うことができよう40 皇 認 t 時 7 8 が 11 太 を  $\mathcal{O}$ に Ł な 不 皇 后 後に 必 で 利 か 可 要 は 帝 用 0  $\mathcal{O}$ 欠 とし たこと 景 な  $\mathcal{O}$ さ 命 で 令 泰 あ 命 れ る手 る が 帝 たこと Ł 令 より t 七 と  $\mathcal{O}$ 即 法 を、 あ ツ 位 1 となっ は ŧ ŋ 1 に う で 緊 認 先 0 //急事 行 必 ま 1 識 た。 す ず 要 て に る 皇 英 4

太 あ つ

#### 注

1『皇明祖訓』法律

報

嫡之当立者、

務以嫡

臨

君

位、

朝

廷応

即

斬

姦

臣。

若姦

臣

嫡

立.

庶、

者

朝 廷 無皇 **字**、 必兄終 弟及。 須 <u>\frac{1}{2}</u> 嫡 母 所生 者、 庶 母 所 生 長 不得立

見守 義 景 泰政権成立と孫 皇太后 」『東洋学報』八十二―一、二〇〇〇

3 徳 帝 皇 后 胡 氏と後 述 0 景泰帝 皇 启 汪 氏 の他、 成化帝皇后呉氏、 帝 皇 后 張 氏氏が 廃 さ れ

それぞれ孫氏、杭氏、王氏・方氏が代わって皇后となっている。

4

非命不分后冊宗所不允乎遂立廟 面可。。請后神 妄思 明 言 何不而 氏 自 宣 為 疾 為 下 請 漸出 理 宮 皇 馬 可 后 神 安 太子妃、 霊他向此自 群臣 也違 <u>\f</u> 都 実 霊、豈祐之、遂上表請。不他日又請於上及皇太后如前向安、勿妄思也。一日皇太此言、人病有愈時、豈当妄 」

園

之
政 力賛 言忖 尉 録 皆 復 妃 薄 西 上早 巻三十 福 上 為 寧 之命不可違、 貴記 表請、 過 是后。 上 侯宋 不 所 原本 定国: 可係 人之請 承 祭養 九 上手詔答曰、外庭寖閒后逐 本。 以忝斯 立為后。 • 重 上表請。不聴。自是屡請令星太后如前語、且曰、皇上一日皇太后視后疾、后誌 重 太子少傅工 宣徳三年三月癸未。 豈当妄思及此其勿言。 斯位、惟大恩賜之間早 以 妾久病致 聞於皇太后。 宜抑私己之謙早正中宮之位、 無子 年嬰疾、 一部尚 宗 固 [懐謙 廟之祀、 \_書兼 皇太后謂 退 弗 **慶請会貴妃生子、** 皇上春秋三十、 后請辞位、就間 Ě 謹 瘳請於上曰、 合詞啓貴是本、恩義 一表請 居 聖母之養、 4、恩義兼厚群臣亦上表、当有。上以5 数日后復申並 上 巨 間 大学士 妃、 就間 朕 既有子為儲、 徳、 厚 楊栄為 念夫婦之義、 皆皇上独 中宮之位、 国 白皇太后。 未有子嗣、 未有子嗣、上 方惻辞遜之誠、 后喜請於上立為皇太子。未有子嗣、是妾所累也。 謂聖子之生、 請立貴妃 [家大事 以位中宮、 正 副 任 也。 其労、 其従衆請。 者。 一慰諭 為皇后。 使持 以上 拒之不 貴妃又 太后 是矢命有在天命不吸、遽聞建立之請、至后。貴妃固辞言、 皇太后 再三日 妾余生 承 中壷 日、其順· 至 従 | 懇辞 上遂 之事、 日 庶延永久。 皇后安 而 文 贯 規 婦 何 動礼 孫 陳 輿 廟 辞 吾 情、 部 不 意 荷 京文 是后在余敢下 皇后在余敢下 臣疾 至養出疾 国 驚 恩 愕日 益 皇太后之 , 皇后 妾夙夜心 加 栄過 太子、 皇 干大 皇后 胡 切 后 矣、 養

今冊貴妃? · 然氏為 · 就間別官 為皇后。 已立為皇太子、 爾礼部具儀択日、 食侍従、 群臣咸謂、 悉如 以聞至是、 旧。 春秋之義母以子貴、 貴妃孫氏、 以金冊・金宝、 昔皇祖太宗文皇帝選 宜正位中宫。 立貴妃為皇后。 且正位中宮。屡陳表 嬪、 于 朕 奏聖 + 有 母 余年、 垂 訓 命従 徳義之茂

同 様 0 内 容 とし て『皇 一明詔 令 巻八、改立中宮勅。

5 明史』 巻百十三、 后妃伝一、 恭讓皇后。

三年春、

6 明史』 巻百十三、 帝令后上 后妃伝一、 表辞位、乃退居長安宮、 恭譲皇后。 「諸大臣張 賜号静慈仙 輔・ 師、 蹇 義 • 而冊貴妃為后 夏原吉・ 楊士奇・ 楊栄等

8 明史』 巻百十三、 后妃伝一、 孝恭皇后。

7

明史』

巻百十三、

后妃伝一、

孝恭皇后。

「妃亦無子、

陰取宮人子為己子、

即英宗也。」

故事、 皇后金冊 金宝、 貴妃以下、 有冊無宝。 妃 有 竉、 宣徳 元 年五 月、 帝請 於 太后 製 金宝 賜 焉。 貴妃 有 宝 自

此始。

9 "明史』巻百十三、 后妃伝一、 宣宗恭讓皇后 胡 氏。

后無過被廃、 天下聞 而憐之。 宣宗後 亦 悔。 嘗自 解 日 此朕 少年

11 10 注1に同じ。

永楽帝、 洪熙帝、 宣 徳 帝 は 皇 后 0 所 生 である。 ただ Ļ 永楽 帝 に 0 1 7 は 洪 武 帝 皇 后 馬 氏 0 子 で は な

13 12 れ 『 明 に い

注5に同じ。

『明史』 卷百十三、后妃伝 恭譲皇后。

天順六年、 孫太后 崩、 銭皇后為英宗言、 后 賢 而 無罪 廃為 仙 師 其 没 也、 人畏太后、 殮葬皆 不 如 礼。 因勤

其位号。

14 "彤史拾遺記" 巻二、 恭譲 胡 皇 后

16 15 拙 16に同じ。 稿「明 九 号、二〇一〇 巻百十三、后 士 朝 0 三 三 皇 位 継 太 承問 年。 后 妃 神 。一部改訂の上、本報告第二部第 伝 |題と皇太后―誠孝皇后張氏 **豈無旨** 譲 皇后。 上  $\exists$ 張太 后 卿 憫 を例に 等 后 賢、 章に収 —」『京都女子大学大学院文学研 常召 即 太后 居 録 旨 清 也 寧

宮。

内 日

廷

朝 未

宴

居

孫

后

上

究科研

 $19\ 18\ 17$ に 同じ。 令

有用 爾 司誠礼 帝 明 以簡部婚礼求其期 詔 令 榜在 其 択 諭 邇 文 以 其 以 其 北 京 記 、 皇 后 送赴京、一定を 内 焉肅陽。女・ 以 Ĺ

20

同

様

 $\mathcal{O}$ 

内

容とし

て、『

明

英宗

寒绿』

巻七

<del>上</del> 五

正統六年正月

Ź

卯。

諭

欽子淮 哉 、安

1、年十三至十五、祖安・徐州・河南・副宸厳、祗奉宗廟、

容山表

貌東正

六

母

玉

家

万

端 •

性 •

美、

潔山

資純美

恭官

和員、民

咸中礼度者、以庶有徳之家、

次 於 大 小 一 、 而 隆

配

音不宗日訓帝輔得率必爾即戒、道会 全太后至 全 導 "社稷之经" 是天下者、 是一、不許干預 是一、不許干預 。 一、不許干預 帰 《后遺誥、 p 昭令』 巻十 国各、於政秉祖地 内外文武群臣、 正、不可以畢廃 不可以畢廃。 不可以畢之 不可以畢之 不可以畢之 不可以畢之 不可以畢之 不可以 下 太后 -足矣。 遺 及勤軍惟 吾 下、 慎民国 自 以者、相、祖 家洪 重 武 事中、配 祖 之後、庶幾古 庶幾克二宗之軍 悉遵仁 皇 《人為保I 皇帝聡明》 務 室諸王藩屏為重、毋輙離本国、但勉、毋得過哀。成服三日後、即聴皇帝遺詔、以日易月、二十七日而皇帝遺詔、以日易月、二十七日而以国之本、惟施仁為愛人之道。爾明孝敬、仁厚剛果。爾內外文武群明孝敬、仁厚剛果。爾內外文武群 16 文武 爾群 群臣、今命 須 遵

必廟即戒 嫁送 同国 有 命 召者、 尊、 君 及百宜 命 為 河重、仍聴赴古日神之祀、皆知 日神之祀、皆知 身没之後、事 勿停。 在 外 大 宗室諸、宗皇帝 小 文武 衙 並 免 進 中 外 臣 民 之 但聴而 進天 天 野 臨 三

て 明 英宗 実 録 巻 九 + 七、 正 統 七 年 + 月 之上。

21 拙 稿 嫡 母 لح 生 母 明 代  $\mathcal{O}$ 皇 后 皇 太 后  $\mathcal{O}$ 待 遇 لح 歴 史 的 位 置  $\neg$ 京 都 女子大学大学 録 院 文学 研 究 科 研

要史学 編』第十二号、二〇一三 部 設訂の 上 本 報 告 第 部 第 一章に 収

23 22 明 英宗実録』 百八十 正 統 + 兀 年八 月 (壬戌)

明 英宗実録』 巻百八十、 正統十四年 七月

命 成王祁/ 鈺 留守、 駙馬都: 尉焦敬輔之。

進 礼 繳 部 奏留 在京在 守事、 外、 宜合如宣 凡 有 緊関 徳 五. 年欽 重 事、 定 争例。 人差人齎 一近 本 差行 赴 行 人等官、 在 奏請。 其 余常 詔 往、 事 奏 各 本 処 開 該 読、 科 編 還 収 候、 日 · 合候、 車 駕 車 口 日 駕 通 口 類 京 請 通

啓 爾 太后 王 総百 聴 令 勅 而 官 郕 绿。 行 理 王 其 祁 毋致 事 鈺 違 爾 邇 总怠。 /者虜 尚 |夙 《夜秪勤以 》 窓犯辺、 統 十四四 以 以率中外、 毋怠 t 皇帝率 六 軍親 紅 率中外、 征、 其

政、

毋:

忽 爾

其

衆 百

欽

哉。

又

勅 未

文 班

臣 家

凡

合行

小 久

事

武師

群国

庶

務、

不

曠、

大可

悉 命

 $\exists$ 

嘗

朝

官

今尚

24

明

英宗

実

巻

百

八十

正

年八月乙

丑:

同 様  $\mathcal{O}$ 内 容とし て『皇 明 詔 令 巻十二、 郕 王 玉 内 勅

明 英宗実録』 巻 百八十一、 正 統 十四年八 月 丁 卯

監 太監 金 英、伝 奉皇太后聖旨、今立皇帝庶長子見 深為 皇 太子、 該 衙 門 便 理 合 行 宜 択 日 具. 儀 以

明 英宗実録』 巻百八十一、 正 統十四年八月己巳。

26

25

嗚 臣 太后詔 民 不 国必有君 可 無主。 邇 而社稷之為、君必信儲、而臣茲於皇庶子三人之中選其賢、因虜寇犯辺、害毒生霊。皇帝 皇帝恐禍 連 宗 仰布生 社 告 不得已 天 正 下位 東躬 咸宮、深率六 六 使 聞仍師 知命。郕 徃 王 正 為 其 罪、 輔 代 総 不 玉 意 政 被 留 虜 庭。 安 天下。 念

様 0) 容とし って、 『皇明詔 令 巻十二、 立. 皇太子内 .,

27

 $\overline{\bigcirc}$ 年。 礼  $\mathcal{O}$ 議 部 に 改 お 訂 ける慈 0 Ĺ 寿皇太 本報告第二 后 の懿旨 部 第三章に収  $\mathcal{O}$ 意味」『京都女子大学大学院文学研究科 録 研 究紀要史学編

31 30

於

礼

部

礼部聞

奏、

表

及方物献

於大行皇帝

殯前。

間

崩

逝之故於華人、

或

云天震之、

或

云

病

而

崩

諱

之

也

逝、

即

服

喪

服

哭臨三

日。

至

帝

都

進

29 28 注 朝 鮮 16 に 世 同 宗実 ľ 绿。

前 使通 事 趙 忠佐等、 巻 0 Z  $\Box$ ·忠佐 七 年、 . 啓 日 閏 .七月 節日使未及到 癸卯 北 京、 聞大行 皇 帝 崩

后 所 為也

皇太子見深、 後  $\mathcal{O}$ 憲宗は一 正統十二年(一 <u>兀</u> 兀 七)十二 月 生 ま れ で あ り、 当 時 満 歳 に 満 た なか 0

文武百官合辞請於皇太后 "明英宗実録』 巻百八十一、正統十四年八 E 聖駕北狩、 皇太子幼冲、 月丙子。 国 政 危 殆 人心 泅 湧。 古云 玉 有 長君社 稷之 福 定

以 奠宗社、 疏入皇太后批答云、 卿等奏国家大計 合允 所 請 其 命 郕 王 即 皇 一帝 位 礼 部 具 徐 択 日 以 聞 群 臣 大 計

皇太后旨 告郕 王

明 史 巻百十 九、 諸 王 兀

32

襄 諸 王中、 憲 王 一瞻墡、 瞻墡最長 仁宗第五 1. 且賢、 子。 衆望頗[ 永楽二十二 属。 太后 年 命 封。 取 襄 荘 国 敬 金 有 符入宮、 令 誉。 宣 不果召 徳 匹 年 就 藩 瞻墡上書、 長 沙。 正 請 統 立 元 皇長子、 年 徙 襄 陽。 令 英宗 郕 王 北 狩

勇 智 士 迎 車 · 駕。 書至、 景帝立 一数日矣。

34 33 越 明 泰博 詔 令』巻十二、 『モンゴルに拉致さ 即 位 詔 れ た中 · 国 皇 帝 明英宗  $\mathcal{O}$ 数 奇 なる 運 命 研 文 出 版、二〇〇三年

П 之底 輔 天承運皇帝詔曰 大兄 勅眇 代 総 玉 躬率百官居守、 帝 合辞上請 | 政。 皇親 旨 <sup>昭</sup>早定大計。 <sup>稅</sup>公侯伯、暨 朕以皇考宣 不幸車 暨在庭文武群 片駕誤陷虜 宗 皇太后以太子幼冲、 不 章皇 久 帝 仲子、 庭。 臣、 朕 弟郕 我聖母皇太后 軍民・耆老・ 王 未遽能理万機、 京 年長且 師 P務慰臣民之望、 比因虜寇犯辺。 兀 夷 朝使、 其令継統以 移命眇 復以天位 躬、 已立皇庶長子見深為皇 大兄皇帝 位久虚、対応大は、対 -祭祀 恐禍連宗社 神器無 会有使自 恨之方殷 主、 [虜 太 子、 中心 遑遑、 豈遵承 湿者 E 眇 征

大即之赦皇遽 天下、 忍、 帝 咸遣: 版与維 起使指点 再 虜 新 問 安、 兪 允莫 上 大兄皇帝 獲。 仰 惟 尊号 付 託 太上皇 之至 重、 帝、 敢以 徐 义 涼 迎 薄 復。 而 固 為 辞。 政 之道、 於 九 必 月 先 初 正 六 始 日 其 以祗 眀 告 年 天 為地 景宗 廟 泰 社 元 稷、 年

同 様  $\mathcal{O}$ 内 容とし て \_ 明 英宗 実 録 巻 百 八 十三、 正 統 + 兀 年 九 月 沒矣未。

### 35 北 征 事蹟

武 月 百 官 十六日、 奉皇子三人中 季 鐸 齎 賞 年 長 者 并 聖母 人 為 皇 太 東 常。 后 寄来、 皇 上 令 貂 臣 裘 写 胡 書三 帽 衣 封 服 等 物 褝 位 到 於 営 郕 見 王 上 説 初 問 六 安 日 於太后、 郕 王 E 即 皇 致 帝 意 位、 於 百 又説 文

也 先闢 地 乏心 動 景 皇 둦 倫 之念。 上 看之甚

注 34 に 同 ľ

37 36

「皇明 詔 令 巻十二、 尊 立. 后 妃

以加国 同 奉 天下、 様 俟 天承運皇帝詔 大兄  $\mathcal{O}$ 義 内 所 盖徳必: 變輿 容とし 一之復。 事豈為沒 て 日 進皇太 朕以眇 明英宗実録 過孝、 子母 謹而躬 尊惟 周 託 巻百 氏聖重 於 為貴妃、 母 億 乎 為貴妃、示な は皇太后日-- 正名。帝T 八十 兆 臣 六、 民 之 重 上王 正 聖所皇同 統 天下之本。 + 罔 太后、 应 年 攸 致 彝 倫 十二月 理 冊生斯朕母在。 夙 丙 妃 夜 日 [皇太后。 辰 汪 靡 氏 寧 為 皇 于 顧 勉遣者 惟 后 徳 以辞有 礼 《重大倫之 :讓之旨、 :莫大、官 理 有 未 宜 之 敦 遷 幕 庸 后 於居 親 将 者 以 寿無宮以 教

40 39 38 注 同じ。

明英宗実録』 巻百十三、 巻二百 妃一。 1十六、 景帝 景泰  $\equiv$ 年五 后 月 甲 午。 ₩. 立 皇 妃 杭 氏 為 皇 后 長 子 見済 為 皇太子。

明 史 年、 妃杭氏生子見済、 后, 景帝 廃 欲立

41 英宗実 巻二百十五、 景 泰三 年四 為太 月 Z 子、 酉 而 廃 憲 宗、 后 執 不 可 以 是忤 帝 意 遂 廃 后 <u>寸</u> 杭 氏 為 皇 后

議易皇太子。 上 請 母 上 聖 詔 皇 日 太后 卿 蒙懿 等所言三 旨 一代聖王大道 宣 諭 只要宗 理、 社安天下 近 日 太平 耆 旧 内、 今心 内 既 臣 如 亦 此 倶 来 当 勧 順 遵 人 小 与 行 卿 朕 等 以 所 此 不 敢 皆 古 朕 違 不 敢 礼 自

44 43 42 明

注

可

具

議

択

日

以

聞

史

前韶

同 U 后

巻百十 令』巻十三 妃 内 諭 孝 石亨等 謀 白太后。

已立十六 十六 辟之心、 立 実安天下 皇帝 · 其 廃 天位 有五 勅諭 長子見深 - 之大計 景 乃用邪謀 7列聖之所相5 年、 為皇 敬天勤 承伝 也 反為幽閉之計。 不意兵将失律、 不意兵将失律、 至 伝、人、人、人、人、人、人、人、人 我宣宗章 八心之安。 荒帝 沖 女。布告天下、 如漢昌邑王故事 乗輿被 廃 出 出 吾 皇 仍 克寛 因 儲、 令庶 遮。 虜 克 寇 私头子之一。 事 次 時 犯 爾 辺 万 己子…… 文 邦 已令群臣 王武生允祁群民懐 鈺 臣 茶 ·乃命皇帝祁鎮海 野輔之。……奉弃 送 毒 不 帰 以社稷為重 早 西 ……奉帝 恐棄 内 禍 臣 民、 延 復 宗 子 恪遵宣: 正大位、 安 社 遺 養。 命 不於吾 宗 於 而 章皇 Ë 親 寸. 帝 率 嫡 群情、以安宗社。 ぬ貪天位、会無復 下 遺 六 長 乃 詔 師 子 祖 以 祁 表請: 宗 御 鎮 之所 会無復 之、 於吾 皇 開 此

同 様  $\mathcal{O}$ 内 容として『 明英宗実 绿。 百七 十 五 天順 元 年二月乙未。

創

. 乃

咸

使聞知。

45 今古 前韶 天 下 日 令 巻十三、 朕惟帝王之伝序、 復立 皇· 太子 乃国家之大経。 并 対皇子 詔 元 良、 所以

尊

宗廟

而

重 社

壯

屏

丽

本支。

謂 年 五 子見沒: 朕 攸 之元 同 六日 典章斯具 為吉 子 当復正 於載。 <u>\( \) \( \) \( \) \( \)</u> 示廟之計、永底于安。以於戲、承祧主器得其人、立元子見深為皇太子、於東宮、其次諸子宜悉 茲 以其 膺天命之申、 子宜悉封 復登大宝之位、 第藩二国 惟 不腆 作土封守其世、即第三子見澍為秀玉 等三子見澍為秀玉 時皇太后允従、衆禁 衆而胤 王議、 公、侯所 則 藩 輔 第举駙以 四行 馬 四子見澤為崇王、7盛礼、乃於天順為伯及文武群臣、 而 大 統 以 天

元

心 斯 有 所 明英宗実 绿

百七十六、

天順

元

年三月己

 $\mathcal{O}$ 歴 代 史的  $\mathcal{O}$ 皇 位 后 置 皇 "京都女子大学大学院文学研 一太后の 歴史的 位置づけについては 究科 研 究紀要史学編』第十二号、二〇一三年。 前 掲注 21 の拙稿「「嫡母」と 生母 明 代 部  $\mathcal{O}$ 改 訂 皇 后  $\mathcal{O}$ 

太

本

46

様

 $\mathcal{O}$ 

内

容

て **「** 

### 礼 の に お け る 慈 皇 太 后 の の 味 弘 治 帝 后 氏

### 前言

強 化 さ れ ま れ た明 ででで 代 述 べ に て お きたように、 11 て は 即 政 治 皇 帝 的 や皇 空 白 を 位 意 継 味 承 L 者  $\mathcal{O}$ より 不 在 深 はそれだけ 刻 な t  $\mathcal{O}$ で問 12 な 0 題 たと言える。 で あり、 ま 皇 帝 権 力 が 非 常 に

5 5 な 例 廷 れ は 臣 て 非 ŋ な た 常 返  $\mathcal{O}$ 5 即 カュ L لح 位 で 少 に 0 で Ł な な 嘉靖 あ 対 る が <u>\frac{\frac{1}{3}}{2}</u> 0 長子 た。 帝 明 が 代 政  $\mathcal{O}$ 治 そ 即 相 で 続 間  $\mathcal{O}$ 位 は 題 た 皇 は が め、 化 多 位 カコ し 継 前 た大 嘉 段 0 承 階と 靖 た 12 礼 が 帝 つ 1  $\mathcal{O}$ に L て先代 この . て、 『 は 議 皇 Ł 規定 起 位 皇 0 継 丽祖 るという大事 正 が 承 徳帝 あ  $\mathcal{O}$ 訓 正 るからとい 当性 に嫡子どころか で嫡子 に 態 つ 一優先が に 1 って皇 て 発 展 間 謳 子が 題 位 L わ た 継 が れて  $\mathcal{O}$ あ 1 承 で な 問 0 いる。 たことに かっ あ 題 が る 生じ た た 実 な  $\otimes$ 際 加 え、 カゝ に 傍 0 は た 即 流 嫡 か わ 位 子 直 5 け 相 迎 で 後 続 は  $\mathcal{O}$ 

処に皇 廷 后 皇 た 位 太 臣 は  $\mathcal{O}$ 際 た 皇 后 れ  $\mathcal{O}$ 太 5 帝 及 5 を 后や ŧ び 12 正  $\mathcal{O}$ 代 そ 太 太 統 間 わ 皇 皇 れ 皇 帝 題 を尊 太 る者とし 太 后 に が が 深 后 当 后 当 < 重  $\mathcal{O}$ が 時 関 それ たることは、 す 命 皇 て、 令、 る姿勢を 太子であ わ を収 0 その てくる ま 拾 ŋ 取 命 0 L 懿旨 それ たに 令 た例  $\mathcal{O}$ 0 て が で あ に ŧ ま 11 は る懿旨 る点 よって カコ で 正 そ 0) 徳 カコ 0) カン 中 帝 典 わ 5 が なされた。 型 5 国 生 ず、 権 母 ŧ 一で 王 一威をも 窺 朝でも珍 あろう20  $\mathcal{O}$ ええよ そ 張  $\mathcal{O}$ 氏 う。 皇 幼 で 0 しく 帝や さゆ て あ 扱 る。 皇  $\mathcal{O}$ えに な わ ように 位 \ \ \ そもそも れたことは、 別 継 ま 承  $\mathcal{O}$ 者 明 人間 た明 代で が 皇 不 を 代 位 ŧ 在 <u>小</u> 皇 継 で 皇 てよ ŧ 太 Ł 承 問 位 后 L 初 いうとす < 題 が 継  $\mathcal{O}$ 幼 下 は 承 が 間 生 不 帝 L た 明 題 じ る で た 指  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 動 あ 時、 場 最 き る 示 %合、 合、 に が 終 正 対 そ 決 見 統 5 定 帝  $\mathcal{O}$ 即 忲

氏 で は は 皇 た 大 帝 帝 礼 権 皇 力  $\mathcal{O}$ 位 が 議 極 継 に 端 関 承 者 わ に 強 ŋ  $\mathcal{O}$ 両 ま 者 った明 そ  $\mathcal{O}$ が な 不 代 在 カコ で に 懿 V お 旨 う 1 皇 を発 て、 位 · 皇 L 継 帝権 承 てきた。 間 力は皇太后とい 題と、 本章で それ は に付随する政治的 張氏 う存在 を通 にど L 0) ように作 空白 明 代 期  $\mathcal{O}$ 間 皇 用 太 そし 后 たのだろうか  $\mathcal{O}$ てその後に 権 威 0

て考えてみたい。

なお、 ここでは 第二 部 第 章 で取り上げた洪 熙帝 皇 后 張 氏との 重 |複をさけるため、 号 である慈寿皇太后と呼

# 第一節 皇帝不在期間における皇太后の存在

さらに正 寿 皇太后 徳五 は弘治帝皇后 年(一五一〇)に尊号を加えられて、 であり、 その次に即位した正徳帝の生母である。 慈寿皇太后と呼ばれるようになった。。 子 の 正 徳帝即位とともに 皇太后とな

「嫡母」(先帝 部第二 章でふれたように、 . О 皇后)、「生母」 明代の皇太后には大きく三つのタイプ、「嫡聖母」(先帝皇后 (新皇帝の生母)が存在する。 であ ŋ 新 皇帝

嘉靖帝即 者はもともと先帝の 皇后が必ず皇子を産んだわけではないため、「嫡母」と「生母」が出てくることになるが、 位後に揉めることになるが、それは後述する。 妃であり、 その子(庶子)が即位して初めて皇太后として尊ばれる。こうした称号の 前者はとも 問 か 題 < は 後

うし 位 さにこの した皇 明 た例 者を一 代  $\mathcal{O}$ は非 例に 帝 皇 人も残さずに正徳十六年(一五二一)三月丙寅に であ 位 常に少なく、 当たる。 継 承の った4。 基本 正 嫡子優先であるならば、こうなるのは当然と思われるが 徳帝は皇后の子、 が嫡子優先である以上、 厳密な意味では正徳帝のみである5°。 嫡子でそれも長子であり、 もっとも望ま 崩 御してしまう。。 しい しかし皮肉なことにそ 形 まさし は 「嫡聖 く明代の皇位 母 趙翼 で あ 0) 正 が ŋ, 一徳帝 指 継 摘 承 実 が は L 0) 条件 慈寿 嫡子どころか ているようにこ を備えて即 皇 太后 は ま

皇帝代 更に正 理 、それ 0 徳帝には兄弟もいなかった。 機 は廷臣たちも従うところとなっている。 能を果たしていたと言えよう。 皇帝も皇位 継 つまり皇帝 承者 もいないという事態 不 在 . 期 間 に お 1 に、 て慈寿 慈寿 皇太后 皇 太 は 后 皇 は 帝 1 <  $\mathcal{O}$ 母 つ カュ 0

生

か ることなど不 で 明 は 代 皇 で 帝 は 及 可 皇 75 能 帝 皇 位 で 権 あ 力 継 が 承 0 た80 強 者 化 不 され、 在 そんな明 期 間 后 に 妃 お 代 は 11 0) て、 権 皇太后が 力 保持 具 体 を 的 影響力を持 防 に ぐ 慈 寿 環とし 皇 太 つとするなら 后 て  $\mathcal{O}$ 民 懿旨 間 は カュ 5 ど ば 選 0 ば ょ それ う n な 7 はどこ 影 お ŋ 響 力 -か ら 戚 を 持 来 に 0 る た 権 力  $\mathcal{O}$ を求 だ  $\mathcal{O}$ ろ な う 8

よう。 皇 帝 閣 の命 位 ととも まず 継 述 令 慈 承 0 · で 遺 者に に ょ 寿 うに 天 皇 下 な 詔 太  $\lambda$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 正 后 . ら 実 が 重 徳 行者 大 カ 帝 直  $\mathcal{O}$ 事 は 面 問 として初め を し た、 審 題 正 が 徳十 議 正 あ L て決め る 六 徳 年() 時 て発言権を認められたと考えら 帝 に 崩 御  $\mathcal{O}$ るよう、 五二一)三月 み、 に 伴う皇 皇太后とその命 伝えてい 位 丙 継 寅 承 に 間 崩 題 令で 御 12 慈 L お あ ħ 寿 た。 け 7皇太后 る懿旨 る。 る そ 彼 しか  $\mathcal{O}$ 女 は 前 は  $\mathcal{O}$ 遺 正 L 日 動 徳 に 詔 き を 帝 正 に れ  $\mathcal{O}$ 徳 ょ は 追 逆 遺 0 帝 0 て に言うなら 詔 は て 権 を受けた、 大 1 漸 きた 威 を持 ば、 つ 太 たと言 0 ま 后 皇帝 ŋ B 皇 内

で は、 寿 皇 太 后 が 内 閣 ととも に 審 議 す る天下  $\mathcal{O}$ 重大事とは なに か。 まず 着 手さ れ た  $\mathcal{O}$ は、 正 徳 帝  $\mathcal{O}$ 後 継 者  $\mathcal{O}$ 

決定

であ

る。

王で 終 12 成 わ 興 正 化 王 徳 あ を 帝 ば 帝 るが、 の子 弟に 指 崩 名 御 及ぶ 世 す す  $\mathcal{O}$ 代に ること 前 で **企** 日 に お  $\mathcal{O}$ TF. 兄 鉢 が 時 徳 終弟 が 回 加 点 + で、 わ . 四 及 ることになる。 0 年(一五一九)に逝 た 実 は  $\mathcal{O}$ が で 後 挙 あ 継 げ る 10 c t t 者 6 れてい 成化帝第三子の弘治 指 遺 名さ 去 詔 る 111。 L で て れ は 11 て 興 たため、 正 い 王 一徳帝 な 指 か 名 に 0 帝の  $\mathcal{O}$ そ 子 た。  $\mathcal{O}$ 理 t 次は、 子 由 L 兄弟もない と  $\mathcal{O}$ か 興 L L て、 異母弟で成化帝第四 発 王 が せ 先 以 指 5 述 上 名 れ られ  $\mathcal{O}$ た遺 先  $\neg$ たと考 代 皇 詔 弘 明 で 治 は 祖 子 えら 帝 訓 0  $\mathcal{O}$ 新 朱 兄 0 た れ 祐 . る。 弟 12 杬 必 後 顚 ず 0 継 ま 兄 者

め だ遺 が 詔 るこ 成 化 で 帝 は 貴妃 か  $\neg$ 皇 5 明  $\mathcal{O}$ ŧ ん子、 明 袓 白 訓 な 0 まり 0 0 だ もう一つの 嫡 が 子 そ で は n 規 に な V) 定 0 点に起 であ 7 は る嫡子優先に 後 因 述 す ると思 す う る わ 0 7 れ る。 て は この 言 及さ 点 は 興 れ 王 て が 11 な 即 位 後 に 父 れ は 嫡子 興王 化  $\mathcal{O}$ 

父

性 は が Ź 当 遺 を 立. 時 詔 根 ろ 場 を 拠  $\mathcal{O}$ 自 に 付 で 内 あ 閣 5 け 正 起 る 0  $\mathcal{O}$ 徳 た 首 草 た 帝 慈 8 L 班  $\mathcal{O}$ で 寿 たとは考えにくい。 遺 で  $\mathcal{O}$ あ 皇 あ 行 詔 太 為と言うこともできる。 で 0 た楊 后 は は 延 わ ざ 和に 起 草 わ され よるものであることを窺わせているコ゚。 ざ つまり、  $\neg$ た正 皇 明 徳 祖 遺 帝 正 訓 詔  $\mathcal{O}$ 徳 を 遺詔ととも を 帝 起草 持 は 崩 5 L 御 出 正 当 前 に、 7 日 化 ま 後 を行 自 で後 継 5 者 0 継 0) を た 指 者 命 人物 Iを指 そして内閣ととも 令であ 名 L が 名 7 存 して る懿旨 1 在する る V が を内 な 0 カコ で に 閣 0 n あ 重 た に は るが 大事 即 発 Ļ 位 を決 正  $\mathcal{O}$ 明 そ 徳 正 史

内 4  $\mathcal{O}$ É 閣 重 とと 見す ょ 大 事 0 ると ŧ て に に 行 加 わ 皇 重 わ 大事 太 れ れ な 后 た を任 こと と内 1 ことを さ が 閣 れた慈寿 知 が 吏部 遺 5 詔 れ に 尚 ょ 皇太 あ j 書 13 王 るように、 后 瓊 ک はどうだ が  $\mathcal{O}$ 嘆 ように 1 てい 両 0 者 た 内 る様 が 閣 ともに  $\mathcal{O}$ か 子 特 カュ 5 に 重 楊 大 廷 事 を決 和  $\mathcal{O}$ 決 が 定 全 L てを決 は て 楊 1 るように 廷 定 和 L とそ て 見 1  $\mathcal{O}$ える た 周 よう 辺 が  $\mathcal{O}$ だ が 部 方  $\mathcal{O}$ で 遺 間 玉 詔 家 で

実

行

を

促

L

7

V

るの

る。

思わ 追 寿 許 ま 認す れ 皇 さ ず 基 る。 太 れ る な 后 本 そうす 形 が 1 的 式 後 とさ な で 宮 規 あ ると か 定と れ 5 0 7 慈 た L 外 1 て皇太三 と考えら 寿 に る 皇太 14 出 て指 しか 后 后、 が れ 示 しこ 内 を る 0 ま 閣 行 れ ŋ 0 はあく 后妃 とも たとい に は まで 審 0  $\neg$ 議 た 皇 、規定で、 ような すると言って 明 祖 訓 あ 記 り、 述 12 ŧ お ŧ 破 見当たら 11 る 7 人 実 玉 間 際 政 な が を は 出て 預 内 11 閣 点 カコ きて ること カゝ ら、 楊 Ł 廷 ŧ, おか 和 原  $\mathcal{O}$ 則 意 を 大 L < 見 遵 臣 を たち な 守 慈 L 1 寿 لح て  $\mathcal{O}$ 皇 だ 1 0 太 た が 接 لح 見

が

慈 ŧ

よう 臣 たち る れ で が は楊 旨 異 楊 が 議 廷 廷 付 申 和 随 和 L  $\mathcal{O}$ <u>\f</u> B が L ŋ た 7 独 点 を 断 方 が 12 専 L ポ た は 行 廷臣 り、 できたように 1 1 た 反 対姿勢 5 12 な  $\mathcal{O}$ る 反 をとっ も見え  $\mathcal{O}$ 発 で が は あ る な た 0 様 たこと カコ 11 だろう 子 ŧ は L 見ら が れ カュ 窺 な れ え 11 る。 な が 11 実 L は そ カゝ れ L そうで 楊 に は 廷 遺 は 和 詔 が な \ \ \ に 起 草 吏 わ L ざわ た 部 遺 朌 ざ 詔 書 皇 に 王 太 瓊 0 后 11 が て、 嘆  $\mathcal{O}$ 命 11 令 廷 た

本 来 な 5 ば 皇 帝 権 力 が 強 明 代  $\mathcal{O}$ 皇 帝  $\mathcal{O}$ 遺 詔 政 治  $\mathcal{O}$ 介 入を厳 L 禁じ 5 れ 7 1 る 皇太 后 0 懿 旨 が 付 随 す

きに 能 あ る したと言えよ ると言える。  $\mathcal{O}$ は、 勝 な 手 をで ったと考え 不 自 きるも う。 とし ま 裏を る ŋ か  $\mathcal{O}$ 楊 で 言 返す は 廷 1 なか ようが 和 先 بح  $\mathcal{O}$ 帝 0 意  $\mathcal{O}$ たことを 楊 見 遺 な 廷 を 詔 追 和  $\mathcal{O}$ 認 は 実 L 意 慈 す 行 か Ź 寿 味 に L 慈 皇 L は 正 7 太 寿 代 徳 后 皇 VI 行 帝 よう。 太  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 懿旨 后 遺  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 命 詔 懿旨 令 に 受け が ょ 不 0 は 7 てこそ 可 欠 慈 で 廷 寿 正 和 あ 皇 り、 当  $\mathcal{O}$ 太 言 性 后 が 動 遺 は 得 を 詔 遺 権 5 لح 詔 懿 れ 威  $\mathcal{O}$ る 付 旨 代 わ け は 行 す け 表 る で 裏 あ Ł 体 Ŋ 7  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 機 関 旨 7 係 す 機 で

を与える立 0 ように 遺 場 詔 で に 慈 あ 寿 るように、 皇 太后 は 内 皇 閣 太 と結 后 لح 内 び つき、 閣  $\mathcal{O}$ 合 後継 議  $\mathcal{O}$ 者 上 も決定 で、 とは L 朝 1 廷 カゝ は な 安定 11 ŧ に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 向 カコ う 内 Ĺ 閣 うに  $\mathcal{O}$ 意 見 見 えた に 権 威 う 裏

旨に な 在 使 者 期 だ当 慈 ょ 間 が 寿 る 正 は 早 ŧ 時 皇 徳 約 々 太  $\mathcal{O}$ 帝 兀 に 后 で 崩 + 京 興 師 王 が あ 御 日 間 新 が か を 0 た 5 کے 発 安陸(今の L 兀 長 11 0 期間 日 た 体 正 後 制 が には 徳 に及  $\mathcal{O}$ 湖 正 時 作 北 徳 代 ŋ 正  $\lambda$ 省 帝  $\mathcal{O}$ だ 直 徳 崩 0 旧 帝  $\mathcal{O}$ L 御(正 王 弊 で に 時 を払う命令 府 努め 代の あ 徳 に る。 お てい 奸 + り、 臣 そ 六 たち た 年  $\mathcal{O}$ が 即 間 慈寿 環 月 時 が を言 獄 慈 丙  $\mathcal{O}$ 即 皇太后によっ 寅 に 寿 下さ 皇太 え 位 か によう。 が 5 れ 后 不 興 るが、 も廷臣 可 王 能 即 7 で 位 出 それ たち あ 正 「さ れ 0 徳 た。 t は + 何 た 内 六 そこで遺  $\mathcal{O}$ 閣 ŧ 年 で で L 兀 てい は あ 月 り、 な 癸 < 詔 な 卯 と懿旨 慈 か 新 ま 寿 皇 0 帝 皇 た で わ  $\mathcal{O}$ 太  $\mathcal{O}$ を 后 け 到 皇 持 着 で  $\mathcal{O}$ 帝 0 は た

であ こう カュ しここに て皇太后 きてま も廷 たも に臣たちり 問 題 ŧ が 新 生じ 皇 る。 帝 を迎える用 それ も興 意を 王 と 万端 廷 臣 整 たち え との 興 王も安陸 間 におい を てであ 出 発 Ļ り、 兀 後 月  $\mathcal{O}$ 12 大 京 礼 城 外  $\mathcal{O}$ 議 に 到 着 通 じるも L た。

て 事  $\mathcal{O}$ 和  $\mathcal{O}$ 文  $\mathcal{O}$ 元 へ 華殿に 発 に 意 端 届 見 は、 け が 多 至 6 分に り、 礼 れ 部 た 翌 が が 反 提 日 映 3 臣 示 興 L 王 れ 下 か た は て ら 即 す 位 で ることが 口  $\mathcal{O}$ に 手  $\mathcal{O}$ 自 勧 順 分 は 進 に 窺 を あ 皇 1 受け る。 帝 知 れ であるとして、 . し る 16。 る そ ع れ 1 は こうし う 皇 É 太子  $\mathcal{O}$ た即 で 即 それを あ 位 位 0  $\mathcal{O}$ た。 礼、  $\mathcal{O}$ は 手 ね  $\neg$ 順 0 明 は ま け 史 ŋ た 紀 京 皇 0 事 師 城 で 本  $\mathcal{O}$ あ 末 向 東 る カコ に カュ 0 あ 5 7 る は 東  $\mathcal{O}$ 11 話 る道 安 そこに 舸 は 決 中 ょ 着 Ŋ  $\mathcal{O}$ 入

王

父 見 母 12 な  $\mathcal{O}$ 11 扱 た ま ま、 0 11 を た 8 t 興  $\mathcal{O}$ 王 0  $\mathcal{O}$ て 興 行 廷 王 は 臣 京 が たち 城 主 張 外 کے に を 争う 曲 達 げ が る 臨 そ لح 時  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 前 な 御 段 座 カコ 階 0 所 カュ た で 5 18 あ 自 る  $\mathcal{L}$ 身 行  $\mathcal{O}$ 殿  $\sim$  $\mathcal{O}$ 後 12 興 正 至 王 統 0 は な 7 皇 即 L 帝 位 ま とし う。 L 7 嘉 事 て 靖 0 帝 扱 لح 12 11 な を 至 廷 0 0 て、 7 臣 た Ł ち 楊 12 自 廷 求 分 和  $\otimes$  $\mathcal{O}$ ŧ 生

11

が

わ

カン

る

L 直 えると、 は た 空 後 即  $\mathcal{O}$ 変 は 位 位 双 化 楊 で L 方 嘉 廷 あ が 0 和  $\mathcal{O}$ 靖 ること ま 仲 帝 主  $\mathcal{O}$ 張 とな ŋ 意 裁 を 見 を 彼 ŧ 曲 女 を 要 憂 0 追 げ  $\mathcal{O}$ 請 た 1 意 認 な が  $\mathcal{O}$ 义 す あ で 後 11 状 は る あ 継 0 たの 形 況 何 る 者 式 を だ が だろう。 打 3 を 到 慈 う 取 着 開 寿 す か 0 L て 皇 べ た 太 く L 0 11 后 か だ たことを考  $\mathcal{O}$ 動 L カゝ 懿 内 5 11 旨 容 速 た は は B  $\mathcal{O}$ え 興 カゝ は ると、 そ 慈 王 に れ  $\mathcal{O}$ 即 寿 ま 意 皇 位 で 様 見 太 さ 楊 を せ 相 后 尊 廷 る が で 異 重 和 ょ あ  $\mathcal{O}$ な す う 0 Ź た。 意 促 0 見 て Ł が きて に 彼  $\mathcal{O}$ L とな ょ た。 女 0 は 1 て るよう 懿 0 て 発  $\mathcal{O}$ 旨 お せ 仲 を 5 に ŋ 裁 発 見 れ に L え た ょ 皇 正 る。 徳 点 ŋ 帝 帝 か 位. 5 興 崩 が 御 考 王 長

力 Š 意 題 述 見 を れ は した た、 果 尽 < た 興 ように、 L 王 L 明 た 7 代 即 と言 で 位 1 初 前 る 慈 え 8 に  $\mathcal{O}$ 寿 る は て が 皇  $\mathcal{O}$ 興 皇 特 太 で 王 徴 位 は 后 継  $\mathcal{O}$ で 意 に な あ 承 は 見 問 VI る だろう 積 を 題 20 0 採 12 極 こうし 用 的 直 12 カゝ Ļ 面 政 L た た 治 先 貫 に 洪 例 性 巸 介 ととも が 帝 入 な L 皇 ようとし 11 后 に ょ 張 うに 考 氏 え t る 見える た 同 るに、 ľ 形 で 跡 が 慈 あ は り、 寿 見 当 皇 少 太 た な くと 5 貫 后 L な は t 正 7 11 朝 徳 朝 帝 廷 廷 B れ  $\mathcal{O}$ 崩 安 御 皇 は 定 前 統 第 後  $\mathcal{O}$ 安 に 1 部 う は 定 第 廷 至 12 臣 章

命のみ

帝 靖 自 即 帝 ŧ 身 位  $\mathcal{O}$ 帝 あ と 遺  $\mathcal{O}$ 後 父 れ 詔 傍 慈 لح 系 母 蕬 慈 寿 力  $\mathcal{O}$ 寿 皇 扱 寿 6 太 皇 皇  $\mathcal{O}$ VI 太 太 即 に 后 后  $\mathcal{O}$ 后 位 0  $\mathcal{O}$ 懿  $\mathcal{O}$ لح 11 仲 旨 懿 1 7 旨 強 裁 は う <u>\frac{1}{2}</u> ど に 12 1 ょ 場 依  $\mathcal{O}$ 0 だ Þ ょ る 7 う 事 正 わ 新皇 É 12 当 り É 扱 な 性 見 り、 帝 わ  $\mathcal{O}$ 弱 嘉 れ せ 靖 慈 さ 7 7 寿 が 帝 い 背 る。 は 皇 太 景 即  $\mathcal{O}$ だ 后 に 皇 位 ろ L  $\mathcal{O}$ あ 帝 た。 る。 う 権  $\mathcal{O}$ カコ 威 こうし う L が 重 L か 要 た L な た 意 即 状 鍵 思 位 が 手 を 況 握 す 順 で 0 嘉 W で 靖 揉 7 な ŋ い 帝 8 لح た た は と言 通 即 ょ Š 位 5 に、 え  $\mathcal{O}$ な る 正 カン 当 嘉 0 で 性 た 靖 は  $\mathcal{O}$ 帝 は は は 正 自

## 紀二節 大礼の議と慈寿皇太后の懿旨

5 正 帝 的 力 ば 統 12 れ 興  $\mathcal{O}$ 性 遺 を は 新 た 王 及 は 後 皇 詔 が が ぼ 帝 甚 لح 継 即 すことも 即 だ 慈 者 遺 位 弱 寿 決 詔 Ļ 位 に 皇 定 1  $\mathcal{O}$ と ょ 実 嘉 太 カュ り、 言わ 后 な 6 行 靖 者  $\mathcal{O}$ 即 帝 ざるを得ず、 懿旨に な とな で なくなるは 位 るは あ ま らった。 では る以 ずで あ 間 上 ることは ず あ 先 が 逆に る。  $\mathcal{O}$ 空 慈 述 慈 1 寿  $\mathcal{O}$ 慈寿 ように、 寿 L て 皇 皇 太 か L 嘉 皇太 太 ま L 后 靖 后 嘉 0 0 帝 后 た 慈 権  $\mathcal{O}$ 自 靖 影 が  $\mathcal{O}$ 帝 威 寿 身 響 懿旨 皇 は が は 力 傍 嘉 新 太 即 は は 流 靖 皇 后 位 遺 嘉 カコ 帝 帝 は  $\mathcal{O}$ 靖 詔 5 が 即 正 際 とともに 即 年  $\mathcal{O}$ 位 徳 に 間 即 位 ま 帝 そう明 に 位 で L  $\mathcal{O}$ 入 で た 遺  $\mathcal{O}$ 0 即 あ カコ 期 詔 言 ても り、 5 間 位 で  $\mathcal{O}$ に 限 内 て そ 根 閣 残 は 定 . ての <sup>21</sup> 即 11 拠と 0 と と 慈  $\mathcal{O}$ たとし 寿 t な ŧ 位 皇  $\mathcal{O}$ 嘉 0 太  $\mathcal{O}$ ても たこと 靖 最 后 解 天 帝 下 大 لح 釈 不  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ そ で 0 思 で、 皇 根 き  $\mathcal{O}$ 重 位 議 拠 懿 る 大 本 継 は 事 で は 来 承 正 が 実 を 徳  $\mathcal{O}$ 

こう に、 后 لح 時 献  $\mathcal{O}$ 及 لح な 王 後 び  $\mathcal{O}$ L 妃 0 そ た大 た 宮 頂  $\mathcal{O}$ 言 に  $\mathcal{O}$ 点 蒋 え な 関 懿 に る。 礼 氏 か と祖 旨 あ 0 す で Ź 議  $\mathcal{O}$ 0 嘉 嘉 扱 た 母 Ł 靖 は 靖 V. 慈  $\mathcal{O}$ で 帝 帝 成 を 寿 嘉  $\mathcal{O}$ は そし 取 皇 化 血 靖 即 太 ŋ 帝 族 帝 位 で、 上 て 后 貴 が 後 立 げ 妃 生  $\mathcal{O}$ 五. 場 <u>\f</u> 7  $\mathcal{O}$ 嘉 父 日 母 見 は 場 邵 に 靖 7 تلح を 12 氏 帝 L て、 1  $\mathcal{O}$ 直  $\mathcal{O}$ 皇 が きた ように 結 み、 帝 即 する  $\mathcal{O}$ 亡 位 つまり女性し 親として扱うことを求め 11 父 L 変 ŧ 興 た 化  $\mathcal{O}$ 正 献 であ L 徳 王 て 十  $\mathcal{O}$ ったと理解できよ 六 い 封 かいなかった。これ 0 年(一五二一)四 号 た を のだろうか 礼 部 に た 検 ŧ 討 ∽ う。 月現  $\mathcal{O}$ させ ここでは で、 は 在 V) で る きお 家族 生 は 命令 存 大 慈 礼 問 1 L を 寿 後 7 題  $\mathcal{O}$ 下 皇 宮 議 11 が i 太 を  $\mathcal{O}$ た 政 た 后 通 問  $\mathcal{O}$ 治 題 間  $\mathcal{O}$ L は 動 7 لح 題 慈 な 化 n 生 寿 ŋ 母 が L 皇 た 端

帝 礼  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ま ず 動 父 が き 0 発 封 生 が 号をめ す あ る 0 た 直 前  $\mathcal{O}$ る は 12 議 京 嘉 論 師 靖 に 帝 大 呼 生 礼 び  $\mathcal{O}$ 寄 母 議  $\mathcal{O}$ せ 蒋 る使  $\mathcal{O}$ ま 氏 であ 者を 0 ただ る。 発 な 彼 カュ 女は に それ あ 0 安 を受け た。 陸 に て十 礼 11 た 部 尚 月 が 書 に 毛 京 澄 靖 師 た 帝 12 ち は 到 即 着 位 0 ま た L て 三 ŋ 楊 当 廷 日 和 時 後 朝  $\mathcal{O}$ 意 廷 を受 は ま ŋ 大

も太

t

緒

れ 臣 る 難 た な 事 5 色 に 0 を は 憤 た 示 嘉 ŋ が 入 25 帝 京を ま に こうし ったく結着 弘 拒 治 否 帝 た を 朝 父、 廷 嘉 を見 清帝 の動きは京 慈 寿 な もそれ 皇 い · 状態 太 后 師 を受けて皇帝位 を に に 母、 あ 向 0 た 24 ° か 生 ってい 父 母 興 を る蒋 献 皇 を退くと言 王 叔 氏  $\mathcal{O}$ 父 0) 扱 耳に 11 皇 で い 叔 ŧ 出 紛 母 すまでに 届 糾 لح 小すっ 扱う 11 た。 るな よう 蒋 至 カゝ 氏 0 主 て は 生 張 我 L 母 L まう が 蒋 た 子 氏 が が  $\mathcal{O}$ 他 扱 嘉 靖 0) t 帝 当

嘉靖 こと 11 仲 生 母母 ると 氏 裁 が 帝 を B を 0 1 状 頼 祖 明 況 う 献 W 母 11 史 えども 構 だ  $\mathcal{O}$ 后 に 义 形 扱 お 更に が で か 11 11 見 あ . ら 慈 に 7 て 窺 寿 る は 嘉 取 皇 が、 え 嘉 応 靖 る れ 太 0 帝 靖 と廷 る 28 0 解 后 逆に考え 帝 0 の命 0 決 0 臣 で が 祖 ま あ 令 た 母 0 は尊 ŋ る。 5 邵 n 1 は ば 氏  $\mathcal{O}$ た 即 を皇太后とするよう懿旨 仲 慈 重 0 位 時 裁に であ せ 寿 ざるを得 皇 。 と 同 入っ 太 る 后 27 じ た  $\mathcal{O}$ この く廷臣 ず、 懿旨  $\mathcal{O}$ は、や 仲 کے また廷臣 :裁は、 たち L は 7 ŋ は [を下 出 慈 嘉靖帝 またし たちもそれをわ てきた 寿皇太后 Ĺ これ ても廷 提  $\mathcal{O}$ 案に 主張に で によって蒋 あ 臣 嘉 0 たち か 抵 靖 た。 0 抗 帝 た上で  $\mathcal{O}$ が L 彼 要請 きれ 妥協 氏 女 t が 事 ず、 興 L 入 たと 0) ょ 京 献 慈 る 解 王 決 ŧ 寿 t を 皇 を 言  $\mathcal{O}$ 嘉 興 図 え 太 で 靖 献 る。 后 あ 0 帝 帝 7 る  $\mathcal{O}$ 

を 張 嘉 母: 強 靖 L 帝  $\mathcal{O}$ た 11 にように 5 扱 寿 < は れ 1 皇 は 即 は 太 た 位 义 と見 弘 后 5 直 ず 本 を 治 後 生 昭 帝 る 0 て 父 聖 時 を を 慈 点 皇 1 得 だろう31 考、 本生母とな 寿 な で 皇 は か 太 慈 0 后 自 寿 た らの 皇 カゝ 0 正 と考え 太 た 30 ° 徳帝 主 后 を聖母 張 を明 皇 5 后 皇 れ とし 確に 夏氏を荘 る。 0 字の それ 7 表しつつ、 扱 使 粛 が 0 て 用 皇后とした。 証 が 11 拠 叶 る 廷 に、 臣 わ  $\mathcal{O}$ たち な で 嘉靖 あ かったことか メ) る 29。 嘉 0) 元 意見 靖 年(一 元年段 そ とあ 五.  $\mathcal{O}$ 、階で嘉 5 る 方で 定 あ 月 嘉 靖 0 靖 に 妥 n 帝 嘉 協 帝 ほ は ど は 靖 を 帝 図 カン 廷 だ な 臣 は 0 わ た 尊 7 ち 号  $\mathcal{O}$ 0 1 た が を た 譲

か

贈 る は 袓 方 母 で、 邵 見 す 氏 ると は 祖 成 母 化 嘉  $\mathcal{O}$ 帝 邵 靖 貴 帝 氏 妃 を  $\mathcal{O}$ 寿 方的 安 ま 皇 ŋ な 太 そ 后とし 敗  $\overline{\mathcal{O}}$ 北 子  $\mathcal{O}$ であ ように て 1 る る 興 t が 献 見えるが これ 王 は 成 が 化 非常 帝 そうでは  $\mathcal{O}$ に 庶子 大きな であ な 成成 る。 果 実 な は  $\mathcal{O}$ 嘉 れ で は あ 靖 帝 る 皇 は 眀 慈 祖 先 寿 訓 述 皇  $\mathcal{O}$ 太 ょ  $\mathcal{O}$ 后 うに 規 定

非 母 あ を る 皇 嫡 太 子 后 に 先 す カン 味 ること 5 考 え 0 は る  $\mathcal{O}$ 取 り 嘉 É 0 靖 直 帝 さ 自 ず 身 あ 嘉  $\mathcal{O}$ ン る 33 。 靖 即 帝 位 に  $\mathcal{O}$ ょ 正 当 る 父 性 に  $\mathcal{O}$ 嫡 支 障 子 化 をきた で あ L り 7 自 L まうこ 5  $\mathcal{O}$ 即 لح 位 に  $\mathcal{O}$ 正 な 半 ŋ 性 か を ね 高 な 8 1 る 0 ま り 祖

常常

重

大

な

意

次を持

Ł

だ

た

 $\mathcal{O}$ 

で

と の れ 力 た あ 旨 Ì るこ に . る。 カュ そ 自 F は ょ 0 点 で 不 な 己  $\mathcal{O}$ 0 明  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 問 て カコ は で、 主 ように、 ŋ で 題 注 行 張 あ は 目 わ を有 るが、 嘉靖 祖 さ n 慈 て れ 母 慈 利 帝 寿 る 1 寿 少 皇 ること、  $\mathcal{O}$ に が 皇 妥 なくとも 太 対 運 嘉 協 応 ぼ 太 后 靖 は  $\mathcal{O}$ うとし 后 し 懿旨 帝が そし た もち  $\mathcal{O}$ 懿 後 自 旨 ろ て 定  $\mathcal{O}$ を 7 5 嘉 1 は  $\mathcal{O}$ 経 通 W 命 る 嘉 過 U 生 ラ 靖 令を下 靖帝 を見 て行 イン  $\mathcal{O}$ 帝 父 母 で が を守 る限 そ あ 即 わ  $\sim$ さな る。  $\mathcal{O}$ 位 れ れ 後 ŋ る 尊 る を 嘉靖 か 号に t た  $\mathcal{O}$ 理 め 0 が 由 権 威を た  $\mathcal{O}$ 帝 筋 に 0  $\mathcal{O}$ 防 だ 廷 に 11 持ち とっ 0 は 臣 て 衛 た ŧ, 手 た 7 蒋 続 段 5 カン けて 慈 لح 5 氏 実 が 寿 入 L カコ は 出 お 7 皇 ŧ 京 嘉 L り、 利 0 太 て L 靖 経 < れ 帝 用 后 廷  $\mathcal{O}$ な 緯 る L  $\mathcal{O}$ 懿 から \ \ \ \ 臣 て 反 命 たち 旨 対 令 11 考 る は 嘉 意 で え Ł 向 靖 見 は 嘉靖 きが て、 廷 帝 を な Š 臣 が 封 たち そ 慈 帝 強 じ Ł 1  $\mathcal{O}$ 込 寿 ように そ ま 延 を黙ら  $\Diamond$ 皇 で れ 長 て 太 意 を 線 后 思 利 せ 义 上 る  $\mathcal{O}$ 用 懿

それ 妃 とし で を は て 明 嘉 対 確 靖 応 に 帝 示 L 廷 て す ŧ 臣 11 たこと、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は 間 で、 な 11 嘉 バ その ラン 靖 帝 な ス  $\mathcal{O}$ 皇 か を取ることが で 后 慈寿 選 び  $\mathcal{O}$ 皇 懿 太 旨 后 できる存 を が 出 自 L 主 的 て 在 1 に で ることが あ 行 る慈寿 0 たと 思 挙 皇 げ わ 太 5 n 后 る 自 れ る。 行 身 動  $\mathcal{O}$ 意 図 て二つ、 は どうだ 蒋 0 氏 た を  $\mathcal{O}$ 藩 カコ 王

で あ で ま あ ず 0 た 慈 ょ 寿 皇 で 太 れ あ は 后 ま る  $\mathcal{O}$ た 蒋 慈 氏 寿 皇  $\mathcal{O}$ 太 対 后 応 を は 頂 点とす 慈 寿 皇 んる後 太 后 宮 が 蒋 内 氏  $\mathcal{O}$ を 対 皇 応 帝 ŧ 同  $\mathcal{O}$ 母 様 لح で L あ 7 0 認 た と言  $\Diamond$ な えよう。 11 と 1 う 態 嘉 靖 度 を 帝 露 は 非 骨 に 常 表 不 L た 愉

う

后 は 7 実 は 嘉  $\mathcal{O}$ 靖 皇  $\mathcal{O}$ 太 元 年 后 皇 帝 で あ  $\mathcal{O}$ 五. 母 0 と た 洪 11 う 熙 正 帝 立. 場 月 皇 E 后  $\mathcal{O}$ 間 皇 張 氏 題 后 ょ  $\mathcal{O}$ 選 り、 延 び 長  $\mathcal{O}$ 線 命 皇 上 令 太 に を 后 発 P あ 太 る L 皇太 7  $\mathcal{O}$ が 11 る 后 嘉 が 靖 行 そ 帝 う  $\mathcal{O}$ 事 7 が 皇 同 后 通 年 選 例 八 とな び 月 で あ に 0 皇 0 たようで た。 后 選 び 皇 が 后 あ 行 選 る わ U れ は ることに 寿 明 皇 代 太

0 た 7  $\mathcal{O}$ だ 廷 和 が は 聖 母 に 0 来 ま 7 ŋ 嘉 慈 靖 寿 帝 皇 祖 太 母 后  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 寿 命 安 令 皇 で 太 行 后 わ  $\mathcal{O}$ れ 命 令 ること に 従 を う 理 ように、 由 に 拒 لح 否 V L う旨 7 1 る が 内 閣 伝 え 5 れ た。 れ

 $\mathcal{O}$ 母 后 L を لح 権 か 体 皇  $\mathcal{O}$ L 力 蒋 争 対 1 帝 0 <u>\f</u> 氏 11 か という 親 0 な とし る経 問 V 題 11 て ŧ 緯 7 面 扱 含 で、 Ł は うよう あ 後  $\otimes$ 皇 宮 0 これ た 内 后 0 求 で 選 で  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 5 び あ は たことに 優  $\bigcirc$ る。 位 名 主 を 目 導 争 上 権 う ょ 皇 が 構 帝 慈 0 7 义  $\mathcal{O}$ 寿 聖 始 لح 皇 ま 見 母 太 り、 て で 后 取 あ か る慈 5 ることが 一帝と廷 寿 安皇太 寿皇 臣 太 で たち きよう。 后 后に移ることに と、 0 対立でも 血. 縁 0 ま 的 り、 に 0 皇 な て 大 帝 0 語 礼  $\mathcal{O}$ た 祖 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ れ 議 母 カン P は る は が 嘉 母 不 で 明 靖 あ 帝 で 後 る 宮 が あ 皇 る。 内 生 太

て 性 t 靖 7 廷  $\mathcal{O}$ 嘉 たと る。 帝 裏 臣 靖 即 付 た 元 言 5 位 け 年(一五二二)の 両 え 者 P が 、よう。 同 は 自 生母 分た 時 慈 に 寿 B 5 失 皇 祖 わ 太  $\mathcal{O}$ 時 后 意 母 n 点で る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 見 は 懿  $\mathcal{O}$ 扱 は、 後 ず 旨 1 ろ  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 後宮内 盾 t 大 理 き とし 由  $\mathcal{O}$ な を で 慈寿 て、 0 あ 権 対 威 0 <u>\frac{1}{1}</u> を持 皇太 た。 慈 で 寿 そ は 后 0 皇 聖 ŧ 太  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 懿旨 母とされ 権  $\mathcal{O}$ 后 とし 威  $\mathcal{O}$ 懿 が に 保 7 求 旨 た 持 扱  $\Diamond$ を 慈寿 持 さ 0 れ 7 廷 5 皇太 た大きな要 1 臣 出 ることが た す 5 ょ 后 らうに、  $\mathcal{O}$ に 軍 反 配 わ 大 対 が カュ を 嘉 は る。 上 封 靖 が 他 ľ 帝 る 0 な L t لح た。 5 か 自 め L 1 分 そ う 嘉 本  $\mathcal{O}$ 来 動 即 L 靖 きを そ 7 帝 位 自 れ 朝  $\mathcal{O}$ 身 見 は 正 廷

### 弗三節 大礼の議の決着

するなら

ば、

れ

は

妥

協

L

た

形

で

あ

0

た。

太 后 と 元年(一 大 礼 五二二の  $\mathcal{O}$ 議 は 段 応 階で、  $\mathcal{O}$ 決 嘉 着 靖 を 帝 見 た。 は 弘 治 実 帝  $\mathcal{O}$ を 両 皇 親 考、 を 皇 慈 帝  $\mathcal{O}$ 寿 皇 親 とし 太 后 を て扱うことを 聖 母、 実  $\mathcal{O}$ 両 親 貫 L を 本 て 生 要 求 父 母、 L 7 11 祖 た 母 を 嘉 寿 帝 安

妥協 7 即 L な 位 L け た れ 事 ば 実 な 5 は 嘉 な カコ 靖 帝 0 た  $\mathcal{O}$ 要 強 因 4 で  $\mathcal{O}$ あ つとし ŋ 時 て、 間  $\mathcal{O}$ 嘉 経 靖 過 に 帝  $\mathcal{O}$ 皇 Ł な 位 継 しい 彼 承 自  $\mathcal{O}$ 身 12 根 権 拠 威  $\mathcal{O}$ が 薄 さ 0 が てくるととも あ る。 か L す ć に 彼 皇  $\mathcal{O}$ 意 帝

 $\mathcal{O}$ 見 脱 に 却 に 同 0 す な る ること 臣 5 は が 台 たやすく予想され 頭 てくる  $\mathcal{O}$ も当 0 で あ る。 れ が そ れ ま で 頼 0 7 き た 慈 寿 皇 太 后 0 権 威 カ᠈ ら

11 帝 こう た  $\mathcal{O}$ が 生 父 肘 母 た 7 廷 を 動 きた 皇 きが 和 考 に 人 見 抑 物 聖 える え が 込 母 とするべきだと上奏した39。 1 ま 0 は嘉 なくなり、 れ てい 靖三年(一 た。 時 勢は嘉 かしその 五. 一四)正 靖 帝 楊 に 月 廷 こうし 傾きつ である。 和 が た つあ 翌 月 廷臣 嘉 靖 0 に た。 たち 帝 辞  $\mathcal{O}$ 職 には、 意 見 たことも を支持、 即 位 直 後 する廷臣た あ か 0 1000 て 40 さか 嘉 5 W 靖 に 上 帝 及 疏 改 を び  $\otimes$ 行 廷 7 嘉 臣 0

慈寿皇 言 て 行 献 まず 皇 わ 太 同 れ 帝 年三 后 る を 形 生 尊 母 月 が 重 取 興 に す 献 嘉 5 る姿勢に 太 れ 靖 后 帝 7 を な は ŋ 本 勅 変化 生聖母 を下 ま は た な 慈 章聖皇太后 Ś 慈寿 寿 皇 それ 皇 太 后 太 とす ま  $\mathcal{O}$ 后 に尊 で 聖 同 るに至る 母 守号を加 様に  $\mathcal{O}$ 扱 懿 1 えてい 旨 £' ŧ によって亡父に 続 それはこれま 行 る 41 ° さ れ てい そして る 皇帝、 で同 同 日 0 様 まり 生母 12 亡 慈 ځ 12 寿 父 聖 興  $\mathcal{O}$ 皇 母母 太 献 時 及 点 后 帝 で、 び  $\mathcal{O}$ を 懿 本 皇 生 太 旨 后 靖 皇 ょ 考  $\mathcal{O}$ 帝 文 恭  $\mathcal{O}$ 

1を使 ŧ に なく 靖 糾 生 0) カュ į 考 帝 で 母 用 な 蒋 え 0 11 あ す は り、 ることに 6 九 そ た 嘉 氏 れ を が 月 れ 同 れ 靖 聖 靖帝  $\mathcal{O}$ ま 年 帝 弾 る 廷 で、 に み 段 九 が 臣 母 月、 成 階 た に は 反 と で反 慈 ち 対 な 功 L そ 反 慈 Ļ 寿 対 に する廷臣 て 0 n 寿 た嘉 対 皇 する廷 正 L 以 皇 段階的 太 て 派 式 上 太 に 后 4 靖  $\mathcal{O}$ に 后 た 廷  $\mathcal{O}$ 臣 帝 n 嘉 扱 は 懿 に自 5 臣 うと 靖 た ば は 皇 にちを獄 た 旨 は 皇 早くも ち 伯 左 分 年(二 が 帝 1 母、 · う、 は あ 順  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る事を 欲 門 意 に 五. 章 掃  $\mathcal{O}$ す 当 同 下 見 三四 聖 を覆 年 るところに着 さ 前で哭し 初 皇 れ 理 七 カ 太 九 ず最 月 て 由 5 言 后 月 お に E わ 望 は  $\mathcal{O}$ は ŋ ば 後 4 聖 命 廷 反 を実 章 粛  $\mathcal{O}$ 母 実に 令とそ 臣 聖 嘉 対を訴えた。 清 手 غ たち 段 皇太后の 靖 行 す な · 近づ 帝 る形で決着を で に り、 れ  $\mathcal{O}$ が 移 あ ま 思う け 反論 ここに ったろう l Ć で たの 本 これ Ĺ 0 を 1 うに 、る様子 封 生 ŧ 嘉 で じ 44 は 。成  $\mathcal{O}$ 0 あ 靖 の字を 込 لح 動 けたの 帝 る け  $\Diamond$ 化 が  $\mathcal{O}$ 43 が Ś 窺 7 決 か 帝 望 当 きた経 しこ 削 え ように 定 時 で ん 然 る命 る。 的 代 だ あ れ 0)  $\mathcal{O}$ 違 形 る , 45 は 令、 な 緯 故 11 が 逆 は 0 が 事 完 あ 12 に な たことも 0 成 反 嘉 対 ま  $\mathcal{O}$ が 靖 勢 靖 5 ŋ 0 لح 朝 本 帝 L 力 帝  $\mathcal{O}$ 

11

は的

/る命 が 年 命 令 九 を 月 は 下 0) L 意 変 7 味 化 述 は る  $\mathcal{O}$ ように 点 嘉 に 靖 あ 全て慈 る。 帝 が 慈寿 寿 靖 皇 皇 太 太 年 后 后 九  $\mathcal{O}$ 月  $\mathcal{O}$ 懿旨 懿 以 旨 前 0) لح 権 1 0 う形 ま 威 ※を必 n で 即 要とし 出 位 さ 後 れ カコ なくなった、 てきた。 5 嘉 靖三 年三 0 まり 嘉 月 靖 嘉 ま 帝 靖 で 自 帝  $\mathcal{O}$ 身 自 間  $\mathcal{O}$ 5 権 が 生 威 命 父 が 令 母 それ を B 下 祖 だけ 母 た 12 関

たことを

ょ

詔 こう 12 た ょ t 0  $\mathcal{O}$ L を 7 た 遺 取 詔 り 連 戻  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 実 動 L 行者 た、 き は とし と 慈 言う方が 寿 て、 皇 太 新 后 皇 正  $\mathcal{O}$ 帝 権 L 即 1 威 位 0 が ま か 下 で t が  $\mathcal{O}$ L ると言うよ 間 n を任 な 11 され ŋ 慈 は、 た 寿 か 皇 太 5 本 であ 后 来 な  $\mathcal{O}$ る。 懿 5 旨 ば が 即 権 位 威 لح を 同 持 時 12 0 た 嘉 靖  $\mathcal{O}$ は 帝 が 持 正 徳 0 は 帝 ず  $\mathcal{O}$ だ 潰

あ れ で L 拠 あ に 見 そも 0 る形と たと る。 方を変え なるほど Ł 思 言 君 わ え 臣 んて、 へる。 関 0) な n る。 係 権 ぜ 異 威 慈 血 常 か 縁 を 寿 皇 事 存 的 持 態 在 な 太 0 存在 后 で L 0 な 12 あ な 任 1 が を る さ ŋ 朝 臣 が カ 下 れ 廷 12 5 が た 皇 言 か。 務 れ 太后 えば は 8 新 ること まず 皇 が 皇 影 帝 皇 響 太 は 即 帝 位 す 后 不 権 ると 可 ま は 力 で 皇 能  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 強 11 帝 で 短 う あ 化  $\mathcal{O}$ 期 構 尊 0 に た。 ょ 間 义 属 0 ك は て明代 皇 わ 0 ま か 君 帝 と同 0 臣 り に て  $\mathcal{O}$ 皇 秩 帝 等 1 お る 序  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 か 上  $\mathcal{O}$ 存 て . ら 上 位 在 遺 12 に な 詔 家 تلح 立  $\mathcal{O}$ 代 族 0 あ 行 唯  $\mathcal{O}$ り 行 そ え 者 得 ħ  $\mathcal{O}$ な る 人 即 11 Ł 優 物 位 先 な L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ カン 根

とも 手段  $\mathcal{O}$ 押 慈 正 さえ込 に لح 徳 寿 君 ŧ 帝 寿 皇 帝 皇 太 لح 臣  $\mathcal{O}$ 11 む 太 関 后 え  $\mathcal{O}$ 崩 る 血. 后 係 御  $\mathcal{O}$ 皇  $\mathcal{O}$ لح 権 縁 後 が 懿 血. 威 太 的 で 縁 后 遺 旨 で 0 きた が 的  $\mathcal{O}$ な 詔 ŧ が に あ 権 0 0 て、 なが ŋ  $\mathcal{O}$ る 威 ょ ※を利 とい 時 って は 自 は り 6 用 慈  $\mathcal{O}$ う 廷 嘉  $\mathcal{O}$ 影 臣 Ļ 寿 靖 両 後 響 帝 た 方 皇 ろ盾や家 そし 5 力 太  $\mathcal{O}$ をも を 理 廷 后 て即 動 臣 屈 は たち か で 0 権 族 もつ Ļ てく 位 威 が 付  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 、るとい 根 てバランス け 同 あ 尊 る 拠が され ľ 号とい 論 時 う、 は 薄 た。 理 を 嘉 1 0 を 嘉 緊 利 靖 た 図 靖 急 用 帝 れ ŧ 帝も  $\mathcal{O}$ 0 澼 は L  $\mathcal{O}$ 7 即 7 難 君 を手 ま 位 1 的 11 臣 る構 た、 る  $\mathcal{O}$ 措 関 に 証 根 置 係 入 拠 拠 义 本 を で れ 取 来 成 に で が 7 自ら あ な 浮 0 ŋ V ぶろう。 た。 か 立 0 び  $\mathcal{O}$ 0 た。 即 廷 廷 上 7 臣 皇 臣 が 位 11 た た 0 帝 で る て 失 5 لح 朝 廷 わ は  $\mathcal{O}$ 廷 る 反 臣 れ 12 0 た  $\mathcal{O}$ る 皇 で ち は 非 太 ず 常 后

5 脱 大 0 却 礼 0  $\mathcal{O}$ 家 議 本 族 は 来 嘉 嘉 慈 靖 靖 寿 帝 帝 皇  $\mathcal{O}$ が 太 生 カュ 即 后 父 位  $\mathcal{O}$ 母 権 と Þ 同 威 祖 時 に 母 に カン  $\mathcal{O}$ 持 5 扱 0 む しい は 問 ずで 題 0 で ま ŋ あ t 嘉 0 あ た権 0 靖 た。 帝 一威と君  $\mathcal{O}$ 大 家 礼 族 臣  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 秩 議 扱 序 は 11 を 家 を 取 族  $\otimes$ ぐる ŋ 秩 戸ます、 序で 紛 成 議 そう り で 立 あ 7 0 0 · う過 慈 寿 程 皇 L で 太 カコ ŧ 后 L あ  $\mathcal{O}$ 方 権 0 た 威 で カゝ

### 小 結

え

る

 $\mathcal{O}$ 

で

は

な

11

だ

ろ

う

に

. 関

わ

を

え

本 章 った で は、 慈 寿 明 皇 代 太  $\mathcal{O}$ 皇 后 に 太 0 后 1  $\mathcal{O}$ 7 権 検 威 لح 討 朝 加 廷 に た。 与え 影 響 力を見るた  $\Diamond$ 正 徳 帝 崩 御 B 大 礼  $\mathcal{O}$ 議 と 11 0 大きな 件

て、 御 た 慈 か 5 遺 慈 皇 寿 寿 一帝 詔 皇 新 皇 ŧ 太 皇  $\mathcal{O}$ 帝 代 太 皇 后 行 后 位. は 即 者や 位  $\mathcal{O}$ 継 正 権 徳 ま 承 で 皇 者 威 帝  $\mathcal{O}$ 帝  $\mathcal{O}$ ŧ 崩 代 期 源 御 不 間 理 泉 在  $\mathcal{O}$ は は 際 を で 乗 存 あ ŋ 子 内 在 0 であ 切 た L 閣 るた 得 約 とともに る正 な 兀  $\Diamond$ 1 + ため、 徳 に 日 と 持 帝 天 5  $\mathcal{O}$ 1 下 う長 遺 出 皇  $\mathcal{O}$ 帝 詔 L 重 た 0 期 で 大 家 た あ 間 事 族関  $\Diamond$ 0 を た。 であ 任 内 係 閣 さ これ 水で尊属 0  $\mathcal{O}$ れ た。 後ろ た は 存 皇 盾 在  $\mathcal{O}$ 帝 皇 として大きな で 太 を あ 頂 后 0 点点とす を皇帝 た。 彼 る君 ŧ 影 女 響 廷 は 臣 力 臣 遺 た 関 を 詔 5 係 持  $\mathcal{O}$ £ 12 0 代 た。 あ 行 る朝 皇帝

皇 太 寿 后 皇 寿 た 太 皇 ちと 后 太 は 后 同 自 は 5 様 正 朝 徳 皇 廷 帝 統  $\mathcal{O}$ 崩 لح 場 御 朝 12 後 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> 廷 内  $\mathcal{O}$ 0 閣 安 ようなことは 定を保つとい 特 に楊廷 和とともに後 な か う 働 ったが、 きに つ 継 とめ 嘉 者を決定し、 靖帝と廷臣 てい る。 たち 新 皇 帝  $\mathcal{O}$ 調 即 停 位 まで 役に な  $\mathcal{O}$ る等 道 筋 を 明 0 け 代 0) 7 先 11 る。 達

Ł に こう な 臣 す お る た ż 事 5 L · で 亡 ず  $\mathcal{O}$ て 自 反 迎 え 6 父 対  $\mathcal{O}$ か 5  $\mathcal{O}$ 即 嫡 れ 5 位 子 た 妥 嘉 化 協 12 靖 皇 統 成 せ 帝 ざ 功 は  $\mathcal{O}$ る 即 正 L 当 た を 位 得 化  $\mathcal{O}$ 後 12 は な ま 繋 ŧ 1 所がな なく、 が 明 代 る t 多  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 皇 分 生 に で 位 父 あ 母 あ 継  $\mathcal{O}$ 承 り 0 つつ た。  $\mathcal{O}$ 扱 原 1 ŧ, をめ 則 に ぐつ 照 定の 5 て て 成 大 果を Ł 礼 重  $\mathcal{O}$ 要 挙 議 カュ げ を 起 0 7  $\sum_{i=1}^{n}$ 必 お 要な し り、 た。 ことで 特 に 嘉 祖 靖 あ 母 帝 を  $\mathcal{O}$ 皇 意 太 向 后 は

であ 系 ただし から ば 嘉 0 靖 即 れ 帝 位 は が と 嘉 即 1 靖 う事 位 帝 L  $\mathcal{O}$ 実に てなくなるはずの 命 令では 起 因するも なく慈 0 寿 慈寿皇太后 であ 皇太 る。 后 0 懿旨 嘉  $\mathcal{O}$ 靖 権 帝 による、とい 一威は、 は 慈 寿 保持され続けることになったであ 皇太后の · う那 が 権 取 威に頼るところが多大に られ た。 嘉 靖 帝 0 こうし た行 あ ŋ, 動 は、 来

慈寿皇太 いよう。 はずであった権威をようやく取り きたことも手伝 五二四)になると、 かしそれ 嘉靖三年の命令 后 大礼  $\mathcal{O}$ も時 権  $\mathcal{O}$ 威 議 は か それ 0 5 は、 嘉 状況は変化した。 経過とともに、 まで嘉靖帝を牽  $\mathcal{O}$ 靖 嘉靖帝, 脱 帝 却  $\mathcal{O}$ 生父母 لح 自身 1 戻 う 嘉靖帝、 側 が  $\mathcal{O}$ 結果、 発 面 扱 制してきた楊 元してい ŧ い、 慈寿皇 も自然に皇帝としての あ 家 聖母としてきた慈寿皇太后を皇 ったのである。 族を 太后 る事  $\dot{b}$ が  $\mathcal{O}$ 廷 ぐる紛 権 特徴的である。 和 威、 が 辞 職 議 つまり家族関係 であ Ļ 権威を身に付けていくようになり、嘉靖三年(一 嘉 0 これ たが、 靖 帝 は  $\mathcal{O}$ 意見 その 嘉 0 伯 権 靖 母, 終 に 威 帝 か 賛 実母を聖母 が わ 5 本 同 ŋ 脱 来 する廷臣 は 即 却 も う 一 位 L と同 たことを意味 として扱うに至っ たち 0 0 時 家族であ に手にする が 台 1頭して L

### 注

1

凡朝廷無皇子、必『皇明祖訓』法律。

必 兄終弟及。 須立 嫡 母 所 生 者、 庶 母 所 生 雖 長 不 得 <u>寸</u> 姦 臣 嫡 立. 庶、 庶 者 必 当 守 勿 動

遣信報嫡之当立者、務以嫡臨君位、朝廷応即斬姦臣。

2 『国権』巻二十三。

携太子 徳十 ,召閣臣: 年正月……乙亥、 泣 日 此新天子也 宣宗賓天。 閣臣 皇太子年九歲、 伏謁 呼 万 皇太后取金符 群 臣 随 浮 入内、 議乃 息。 或 謂 立 襄王。 太后 聞之、 立至乾

3 『明史』巻百十四、后妃二、孝康皇后。

成 化二十三年 選為太子妃。 孝宗 即 位、 冊 <u>77.</u> 為 皇 后 武 宗 即 位、 尊 為 皇 太 后。 五. 年 月 以

上尊号曰慈寿皇太后。

4 『明史』巻十六、武宗。

武宗承天達道英粛睿哲昭徳 顕功弘文思孝毅 皇 諱 厚 照、 孝宗長子也。 孝 康 敬 皇

后

5 『廿二史箚記』巻三十二、明正后所生太子。

6 『明武宗実録』巻百九十七、正徳十六年三月丙寅。

上 礼 上崩于豹房。 官来、 敬 • 進奔告慈寿皇太后、 以朕意達皇太后、 先一夕上大漸、 惟太監陳敬・蘇進二人在左右、 天下事重、 乃移殯于大内。 其与内閣輔臣 是日伝遺旨、 議処之。 乃謂 諭内外文武群 前 之日、 此 事 皆 由 朕疾殆不可為矣。 臣 朕 日 而 悞、 朕疾彌 非汝衆 留 爾 人 等与 儲 所 嗣 能 与 張 未 也。 鋭 建 可 朕皇 召 俄 而 司

考親弟 興 献 王 一長子 厚 熜、 年已長成、 賢明仁孝、 倫序当立。 已遵 奉 袓 . 訓 兄終弟及之文、 告于宗廟、 請 于 慈 寿 皇

太后、 即 日 遣官 迎 取 来 京、 嗣皇帝 位、 奉 祀宗 廟、 君 臨 天下。 又伝慈寿 皇太后 懿旨、 諭 群臣  $\exists$ 皇 帝 寝 疾、 彌

留已迎

取

興

献

王

長 子

厚熜、

来京嗣

皇

帝

位。

応

事

務、

倶待嗣

君、

至

日

処

分。

於是司

礼等監

太監

谷

大用

韋

霦

内 張 閣 錦 与 大学士! 内 閣大学士 楊 廷 梁 和 等 儲 議 • 所、 定国 1公徐 当立 光祚 者 既 定、 駙 入白太后取 馬 都尉崔 元 旨、 礼部尚 廷 和 等 書毛澄奉金 候 於左順 門。 一符、 頃之吏 行 初司 部 礼監 尚 書 官 王 瓊 以 太 排 后 掖 削入 命 至

7 寿皇太后の子、 まり 正徳帝 0 弟 がい たが夭逝している。 『明史』 巻百十九、 諸 王 匹

8 拙 稿 明 代後宮と后妃 女官制度」『京都女子大学大学院文学研 究科研 究紀要史学編 第八号、 二〇〇九年。

9 注6に同じ。

部

訂

0

上

本

-報告第

部

第

章に

収

厲

声

日

此豈小事、

而

我

九

卿

顧

不

預

聞

耶。

衆不答、

瓊意乃沮

10

皇 明 詔 令 巻十 八。  $\neg$ 明 武 宗 寒録』 巻 百 九十 七、 正 徳十 六年三月戊辰に同 ľ

夫 詔 死 日 生 一常 朕以 理 菲 薄、 古 今人所不免 紹 承祖 宗 丕 業十 惟 在 有 継 七 統得人、 年 矣。 図 宗社生民 治 雖 勤、 /有賴、 化理 未治、 吾雖棄世 深惟 亦復奚憾焉。 先帝付 託。 今忽 皇 |考孝宗 遘 疾 彌 敬 留 皇 帝 殆 親 弗 弟 能 興。 興 献

王 長 子 厚 熜 聡明 仁孝、 徳器 夙 成、 倫 序当 꺆 已 遵 奉 祖 訓 兄終弟及」之文、 告于 宗 廟、 請 于 慈 寿 全太后

依祖 与 內 外 宗 旧 文 制 武 群 臣、 用 副 合 予 謀 志 同 辞、 嗣 君 即 未 到 日 京之 遣 官、 日 迎 取 凡 有 来 京、 重 一大緊 嗣 急 皇 事 帝 位。 情 該 内 衙 外 文 門 武群 具 本 臣、 暫 蒀 其 奏 協 知 心 皇太 輔 理、 后 凡 応 事 務 率

12 11 注1に同じ。

明 史』 巻百九 + 廷 和

先是、 武宗崩、 廷和 草 遺 詔

令 中 三月十四 官入啓皇太 示之 日 日丙 寅、 兄 ?終弟及、 后 谷大用・ 廷 和 誰 張 能 候 左 涜 永 焉。 順 至 閣、 門 下。 興 献 頃 王 帝 長 崩 子、 於 中 豹 憲宗之 官奉 房、 ·遺 詔 以皇 孫 太 及 太后 孝宗之従 后 命 懿旨 乃 移 子、 殯大内、 宣 大行 一論 群 且. 臣 皇 帝 議 之従 所 当立。 如廷 弟 和 廷 請 序 当 和  $\frac{\circ}{1}$ 事 挙 乃 定。 皇 明 乃 祖

14 13 注6に 同じ。

『皇明祖訓 凡皇后止 許 内 令。

内治宮中 -諸等婦 応

女

宮門

外

事

務

毋:

得

干

預

宮囲当謹 内外、 后 妃不許 群臣謁 見。

16 15 武 宗実 録』巻百九十七、 大礼議。 -六年三 月 漢午。 皇太 后 懿旨 下 江 彬 神 周 李 琮 于 獄

明 史紀事 本 末 巻 五.

重 允 徳 ·六年四 日 即 位 月 大学 飒 士 礼 楊 部員 廷 和 外郎 命 儀 楊 部 応 郎 中 魁 上 余 礼 才 儀 所 状。 擬 也 由 東 安 闸 入 居 文 華 殿、 꽢 日 百 官三 上 箋 勧 進 俟 令旨

17

明 世 宗 実 録 正 徳 六 年 兀 月

卯

寿 子 武 皇 也 京 太 百 城 后 官 至 軍民 有旨 是 大学 耆 蹕 日 老 士 行 天位 楊 人 殿 等 廷 不 和 初 可 等 魏 礼 請 部 玉 久 具 癸 虚 公 上 徐 儀 鵬 嗣 如 君已 挙 礼 請 等 部 如 奉 至 皇 所 行 具 箋 太 勧 殿 儀 子 進 即 内 由 位 外 東 礼。 文 安 武 闸 上 入居 覧 百 之、 官 文華 可 謂 殿 即 長 日 史 上 上 袁 箋 箋 勧 勸 皐 進 進 日 於 択 遺 是 日 詔 上 登 以 遂 極 吾 従 嗣 行 上 皇 不允 帝 位 皇

21 20 19 18 17 に 17 に 同 同 ľ ľ

8 12 同 ľ

「 皇明韶 ・ 令 巻十 九。 即 位

-天承運 皇 帝 詔 旦 朕 承皇 天之 眷 命 頼 列 聖 洪 休、 奉 慈 寿 皇 太 后 之 懿旨、 皇 兄 大 行 皇 帝 Ż 遺 詔 属 以 倫 序

奉 宗 祧

24 23 22 明 明 明 世 世 世 宗宗 宗 次実録』 実 绿 巻七、 巻二、 巻 正徳十六年十月壬午。 正 正 徳 -六年 年 Ħ. 兀 月戊午。 月 戊 申。 聖母 命 礼 至京、 部 会 官議 由 大明 興 献 中 王 菛 主 一祀及 上候迎午門、 封号以 聞。 内入見

奉

·先殿

慈

王 知 祀 部 諫 王 伯 於 尚 院 書毛澄 義 厚 叔 共 父 未 司 炫 王 母 皇 當 馬 継 等会議 太子本生父也。 光 興 謂 献 此 乃 濮 生 詔 芙 人 立 王 興 後 之大 献 濮 襲 宜尊 王主 王 封 倫 袁 興 以 祀 時 廟 也 王 高 大 及 《称号、 主 司 以 官 祀事。 1大爵 宗 空師丹以 所 生之義 樸 為濮 称皇伯 奏日 又考之宋濮安懿王之子入 国 為恩義 至 考之漢 尊 至 而 奉濮 備 不名判。 成帝 至。 王 宜 祀。 別 今皇上入継 <u>77.</u> 定 立 太常寺 陶 程 殊 頤之言 王 称 継 范鎮亦 為 日 仁宗、 大統 皇太 皇 伯 日 子、 言 叔 後是 父 為 宜 人後 陛下既考仁 如 <u>\f\</u> 為 一楚孝 英宗。 定 者 陶 玉 主 大 謂 王 宰臣 王 故 所 孫 景 則 後 事 為 為 請 正 若 以 統 父 下 定 母、 復 陶 既 有 益 以 明 司 王 王 濮 第 議 而 礼、 奉共 謂 王 加 所

献 所 本 生 王 生 為 亦 恩礼 尊 皇 叔 崇 父興 備 極 至 矣。 献 大 今 可 王 以 興 為 献 万 興 王 世 献 於 法。 孝 王 妃 宗 疏 為 為 入上 皇 弟 於 叔 日 母 皇 興 上 藩 為 献 府 本 王 主 妃、 生 祀 父、 及称号事 凡 一祭告興 与 濮 安 体 献 懿 重 王 王 大、 妃。 事 正 再 皇 相 会議 上 等、 祖 以 自 皇 聞 称 上 姪 宜 皇 称 帝 孝 宗 則 為 隆 皇 考、 重 正 統 改 与 称 尊 興

25『明史』巻百十五、睿宗興献皇帝。

合妃将 従 王 門入宮。 至 礼臣上入宫儀、 又 不 許。 王 門、 由崇文門入東安門、 諸 王 所 出 入 門 也 勅 皇  $\exists$ 帝 迎 聖 於 東 母 至、 華 門。 御 太 不 許。 后 車 服 再 議 従 由 御 正 道 陽 **門入** 入、 大 朝 明 太 廟 • 承 天 故 事、 端 門 后 妃

無謁廟礼、礼臣難之。

26 『明史』巻百十五、睿宗興献皇帝。

至 通 州 聞考孝宗、 恚  $\exists$ 安 得 以 吾 子為他 人子。 留 不 進。 帝 涕

泣

願

避

位

27 『明世宗実録』正徳十六年十月庚辰。

大統、 上日、 明 史 父興 巻百十 卿等累次会議 (献王宜) 莊 睿 称 正統之大義、 宗興 興 献 帝、 献 皇帝。 母 興 「群臣 献 本生之大 后、 以 憲 慈 倫、 廟貴 寿 皇太后命、 妃 考 邵 拠 氏 精 為 詳 皇 議 改 太 擬 **外**興 后。 允 当 献 朕 朕 妃、 辞 已 知之、 之再三不 乃入。」 欽 容、 奉 慈 遜 寿 避 皇太后之命、 特 諭 卿 等 知 以 之。 朕 既 承

29『明世宗実録』巻十二、嘉靖元年三月丁巳。28『明史』巻百十五、睿宗興献皇帝。「群臣以慈寿皇太后命

以 Ĺ 昭 聖慈寿皇太后· 荘 1肅皇 一后尊号、 遣定国 公 徐 光 祚 武 定 候 郭 勛 恵 安伯 張 偉 祭 告 天 地 宗 廟 社

30 『明世宗実録』巻十二、嘉靖元年三月壬戌。

母 御 尊 号 奉 天殿頒 日 [寿安皇· 詔 太后、  $\exists$ 本生 謹 父母 奉册 宝 日 興 献 上聖母 帝 . 尊号 興 玉 太 日 后。 昭 聖 慈 寿 皇 太 后 皇 嫂 日 荘 粛 皇 后 又 奉 聖 母 懿 旨 上 聖 祖

31 『明史』巻百九十、楊廷和。

不得 Ë 乃以 靖 元年詔 称孝宗為皇考、 慈 寿 皇 |太后為 聖母、 興 献 帝 后為本 生父母、 不 称

注 30に同じ。

32

33 山 八 郎 明 0 嘉 靖 朝  $\mathcal{O}$ 大礼 問 題  $\mathcal{O}$ 発端 再 び 嘉 靖 朝  $\mathcal{O}$ 大 礼 問 題 0 発 就 て

中 Щ 八 郎 明 清 論 集 汲 古 書 院 九 九 五 年。

34 与 張 顔 明 部 Ě 縉 熙 世 等 統 寿 宗実 混 寺 衙 門尚 丞 臧 绿。 而 無別 張 鳳 書 璿 揆之、 香宇 童 九、 瑞 劉 源 正徳十 孫交・ 天 清 陳 理 連 雍 名具 則 六 年 鄭宗 不合、 都 疏 御 十二月乙 奏、 史 金 験之人心、 毛澄 興 献 献 E<sub>°</sub> 民 帝 • 不 劉 彭 有 宜 澤 玉 未 称 通 安非 皇 兪 号。 政 琳、 柴 所 以 義 侍 言 重 正 郎 • 宗 統 張 羅 廟 瓚 大 欽 義 順 安 正 名 分 惟 金 秦 也。 頼 参 金 皇 議 • 字 上 鄒  $\exists$ 以 陳 文 盛 明 霑 慈 賈 寿 若 陳 加 皇 卿 詠 于 太 后 本 万 汪 懿 生 鎧 俊 旨 之

親

則

周李

倫鉞

有

諭

今皇 皇上 布之天下 帝 考 孝 婚 廟 礼 也 已 命 内 母 閣 行其 慈 声, 大臣 興 尽忠 本 献 生 帝 之親 竭 宜 誠 加与皇号母 既 尊 直 言 為 帝后 規 諌 興 献 乞 而 又欲於 降 皇太后。 兪 帝 上 后 朕 日 之上 不 懿 敢 旨 有 辞 諭 加 及 爾 不 則 群 於正 可 臣 其 違 統之 承 命。 宜 親 承 無別 休 礼 部. 命 恐 尚 不 書 可 毛 以 澄 告 等 郊 復 奏 廟 日 而

35 明 史 国 巻百十 太后以 . 四 藩 妃 后 妃二、 太 后猶以故事遇之、 孝康 全后 帝

36

最 初  $\mathcal{O}$ 例 としては、 正 統 帝 の皇后 選びを太皇太后 が行ったも 0  $\neg$ 明 英宗 実 録 巻 七  $\overline{+}$ 五、 正 統 六 年 正 月  $\mathbb{Z}$ 

頗

不悦

太皇 太 后 勅 諭 行 在 礼 部 尚 書胡 **淡**等 日 皇 帝 婚 期 伊 邇 皇 后之位 必 在 得 賢、 蓋 以 上 配 宸 厳 祗 奉 · 宗 廟 表 正 六 宮母

純 西 美、 於 天下、 大 小 動 官 而 恭 員 隆 民 玉 和 庶 家 咸 有 万 中 世 徳之家、 之本 礼度者、 也。 用 有 誠 爾 簡 礼 司 以礼 ·部 求 務 其 択 榜 令其 諭 其 北 父 父 京 母 母 親 克 直 送 修 隸 赴 義 京 南 家 京 法 吾 将 鳳 斉 陽 親 粛 閲 女子 焉 淮 安 年 徐 州 至 十五 泂 南 容 山 貌 東 端 Ш 西 性 陜

『明世宗実録』巻十、嘉靖元年正月癸亥。

37

38

世

宗実

巻

+

八

月

奉 皇 太 后 懿 七 旨 嘉靖 后 元年 請 命 司 礼 監 丙子。 択 公 正 内 臣 分 道 選 求、 従 之。

到 女子 官 寿皇太后懿旨 選 赴 宮簡 取 皆 選 由 聖 欲 母 従 昭 寿 大婚選到女子、 聖慈 安皇太后伝旨。 寿皇太后誥 宜. 大学士 進宮 諭 在 簡 楊 選。 廷 之臣 廷 和等 欽 与 天 天下 再 監 疏 其 之人皆知 択 言 日 其不 以 聞 之。 可 先 云 今日 是 去 司 伝 年 礼 旨 宣 監 改 諭 官 従 礼 伝 寿 部 諭 安 挙 内 行 事 閣 今 不 以 帰 大 春 婚 分 遣 礼 礼 取

由 正 何 以 昭 示中 乃 伝奉 昭 聖 懿 旨 行之。

明 世 宗実 绿。 巻三十 茧 嘉靖三 年正月 丙戌

39

然是 非、 太后 乃 亦 范 体 而 之義 未 入 自 純 能 京 而 失 刑 継 有 日 事 之主 告 乎。 覧 聖 未 天 部 也 別 復 聞 英宗 母、 会文 耶 地 主事 得 今皇. 主 見 綱 有 也 臣 所規納 抑 常 武 席 願 百 桂蕚上正大礼疏、其略曰、 日 則 皇 神者 明 群 書 上 天下之為 所 矣。 陛 上 臣 関 奉 臣 者 也。 将 方 祖 下 速 誠 献 昨受仁宗 非 何 発 上 訓 也。 夫二臣 父子 前 而 則考興 入 明 細 今礼官以皇上与為人従 継 詔 中 後 蓋自張璁·霍韜 大 君 故切 章 止 循 名考実 之疏 詔親 奏 耶 献 臣 統 者、 詳 念皇上 帝 果曽 許為仁宗 議 臣 称孝宗日 尊 母 故 以 定至於朝 臣聞古 為皇 在興 称 興献 親 不 敢 受 示 子、 上議論 孝 国 上 太 愛 者帝 而強附 死 必 后 宗 議 皇 太后之惻 為之惕 之謬、 再申 者。 至於 詔、 典 伯 者、 玉 考、 礼 其 質 而 封 末世故事、 指 事 然 慨、 説 諸 為 爵 有不足 武宗 以 為干 父孝故 悉用 之子 聞 鬼 神 更 日 興 并 -進故 乎。 皇子 弁者 皇 録 改 而 献 事 無疑 兄、 有 帝 滅武宗之統、 達理 ,天明、 果 故 弗 無 何 臣 . 之疏 待 曾 事、 也。 祀三 百 興 者、 於 世 献 親 事 与入 帝日 年 臣 以 彼 許 不敢 母 之言 俟 所 矣。 為 以 孝 孝 継 執 皇 聖 聞 奪 拠 故 之主 者、 宗子 考、 人 不 興 疏 而 論 事 · 過 献 奏。 而 臣 其 地 乎。 宋濮 事 子 至 不 而 誤 帝之宗 察、 今未 ·惑者 · 乃 肆 体 上 別 則 遂 不 <u>\f</u> 未聞 日 王 然 奉 也 皇 用 廟 因 議 廃 循 識 此 宸 上 於 自 至今日 臣 非 則 大 以 者 礼 断 且 父子之 為 宋 内 為 咸 関 久 臣 按宋 欲 是 岦 臣 心 係 人 倫 皇 以 後 之 興 耳 天 知 臣 玉 其 而

40 明 世 宗 実 便 绿 巻三十 嘉靖三年二月丙午。 小, 師 兼太子太保吏部 尚 書 兼 華 蓋 殿 大学 士 楊 廷 和 乞 致 仕 許

之。

合

41『明世宗実録』巻三十七、嘉靖三年三月丙

寅

儀 開 后。 太 昭 勅 命 具以 聖 后 文 爾礼 武 慈 開 礼 具 群 聞 寿 爾 部 以 部 礼 臣 皇 太后 部 其 聖 聞 集 是 択 其 日 母 議 懿旨 又勅 昭 択 日 遣 皆 聖 日 官 遣 謂 諭 慈 以所 礼 官 宜 寿 祭告天地・宗廟・社稷、 部、 加 皇太后、 祭告 生至恩、 称 号, 朕恭 天地 膺天命入継大宗、 以 擁 亦欲 護朕 極 尊崇。 宗廟 兼盡 躬纘 今 社 承 尊朕 大統 稷 加 恭 称 上 更上 本生 興 祇奉 冊 献 仰 宝。 祖 ₩ 帝 父為興 荷 宝。 為本 考、 仍 慈 訓 道 生皇 献 孝養宮 仍 恩 行 通 帝 徳 天下宗室 考 難 行 本生母為興 閳 恭 名、 天 下 穆 -宗室及-献 專 茲 及 意正 皇帝 文 特 武 加 文 玉 統 上 衙 武 尊 太 罔 興 門 敢違 衙門 玉 号 后 知 之、 太 為 后 朕 越 知 之 昭 為 心 聖 所 本 猶 所 頃 有 康 生 未 歳 合 恵 慊 母 仰 行 慈 然 章 承 礼 寿 聖 聖 皇 皇 母 特 太

注 41 に同じ。

43 42

『明世宗実録』巻四十一、嘉靖三年七月乙亥。

上 諭 礼 部 本 生 聖母 章 聖 皇太后更定尊 号 聖母 章 皇 太 后 於 七 月 日 恭 H. 冊 文、 遣 官 告 天 地 宗

社稷、即具儀以聞。

『明史紀事本末』巻五十、大礼議。

44

45

明 世 孟 宗実録』 日 巻四 朝 十 尚 書 姚 观夔率百· 嘉靖三年七月戊寅。 伏哭文華門、 争慈 懿皇太后 葬 礼、 憲宗聞 之。 此 玉 朝 故 事

悉已 郎 中 時 撰 余 以 群 定 寛 前 司 臣 礼監 矣、 疏不下朝 哭声 黄 爾 待 官 等 諭令 震 顕 罷 姑 闕 退。 退、 庭 陶 滋 則 群臣 和率指, 群 大怒 相 臣 仍伏不起。 固 世 芳 伏 左 順 不起、 命 寺 正 門、 逮 五. 及 午、 求兪旨。 跪伏 品 母 以 徳 或 下 上命録諸 純 大呼太祖 員 外 凡 八人、 郎 乃遣 馬 臣姓 理等 司 高 下詔 礼監官! 皇 名、 一帝、 獄。 百三十 執為首者学士 伝 或 呼 於是修 諭 一四人、 孝忠  $\exists$ | 撰 恭 皇 帝、 悉下 楊 穆 豊 慎 献 熙 検 声 詔 皇 討 獄 給 帝 徹 拷 神 干 事 内。 訊 王 中 主 元 将 張 是 兀 正 至 翀 品 乃 冊 日 撼門大哭, 上 以 文 御 史 斎居文華 下 及司 祝 文 翶

46 『明世宗実録』 等官姑令待罪。

始定大礼称孝宗敬皇帝曰皇伯考、昭聖康恵慈『明世宗実録』巻四十三、嘉靖三年九月丙寅。

礼官択日祭天地宗廟社稷、 詔諭天下。 昭聖康恵慈聖皇太后曰皇伯母。 恭穆献皇帝日皇考、 章聖皇太后曰聖母。

命

序 論 で ŧ 述べたように、 本 論 文は 明代に おける后 妃 0 役 割 0 解 明、 に 皇 后 皇太 后 が 明 代 0 政 治

まず 基 本 理 解とし て、 明 代 0) 後 宮 制 度 0 整 理 を行 ..つ た。

響を主

題とした。

るとい 改 区 て多く 変は 別 カュ が 代 な ったように、 設 後 同 0 宮 宮 いことから、 け じ 6 後宮女性 人  $\mathcal{O}$ 女性は れ で構成され てい であ る。 明 明 皇 確 代 な 帝 るが、それぞれ後宮内での役割が異なっており、 て 前者が容姿や行  $\mathcal{O}$ 相違があ いる。これらの女性たちは  $\mathcal{O}$ 後 婚 宮制 姻の 度は り、これはすでに洪 対象で 洪 いの美しさを重 武 ある后 帝 が基礎を 妃、 明 後宮 代の 作 武 視 ŋ 年 するのに に 初 間 関 期はともかく、ほ する その より見受けられる。 . 対 書 後踏襲され Ĺ 類 特に后妃と女官 後者は読 物 資 とん たと考えら 0 出 その どは 納 み書きなどの や管 後、 民 では ħ 間 理 る。 を 明 女 性 代 選 担 実 抜 を カュ 0 た女官、 務 5 通 条 じ 能 件 選 にば 力 カュ 大きな を らして れ た。 そし 求 8

こうし た明 代の 後 宮 0) 頂点に立つ のが 皇 后 皇太后 であ る。

るまでになってい を、 后 か 皇 号 后 0 同 は 同  $\mathcal{O}$ 帝 等に 皇帝 流れを受ける明代の皇后・ 次第に 時 追  $\dot{\mathcal{O}}$ 贈 に、 産 近 が  $\mathcal{O}$ み 皇帝 妻で 皇 づけるようになっていく。 行  $\hat{\mathcal{O}}$ . る。 わ 后(皇太后)の 母 は あ れるようになる。 り、漢 先帝皇后(嫡母)ではなく自らの 先帝 庶妃)に分けら 代では皇帝 権威の 皇太后 これは唐 源泉が、  $\mathcal{O}$ 嫡 れ こうした動 は 妻、先帝 生 先帝の 大きく 宋に 母 皇后であることから 妻では、 生母を重んじるように き、 お 「聖母」(皇后が は į١ 嫡 ても続き、 なか なく、 母 でも とともに 皇 皇后号 帝 次 歴代皇帝 皇  $\mathcal{O}$ 0) 皇太 母 皇 帝  $\mathcal{O}$ な 帝の へと移 乱 と同 り、 は 后とな 発 生母)・ は 嫡 等 行 後 母  $\mathcal{O}$ 漢に であ り L 皇 権 7 后 威 る先 嫡母」(先帝皇后) 1 は を ほ  $\mathcal{O}$ くこと すで t ぼ 権 帝 同 威 0 様 皇 に 存 0 を 相 生 后 在 意味 と生 扱 対的 母 で 12 あ を受け 対 低 母 0 下を て L  $\mathcal{O}$ 7 扱

皇

では 徴 が を持 多 カ ず 0 n た 7 12 特 1 歴 せ る。 に大きな役割を果たす よ 代 王 朝 皇 か 0 L な そ カコ 皇 に n 太 は あ 后 0 が 明 7 垂 代 簾 は  $\mathcal{O}$ 明 聴 后 代 政 皇 位 妃 は を 行 が ほ 継 後 ぼ 0 承 宮 唯 た り、 時  $\mathcal{O}$ 外 后 に 自 妃 対 が 5 を L 政 とり 治 て 権  $\mathcal{O}$ 表 ま 威 舞台に や影 ※響力が、 戚 <u>\f\</u> たな 宦 な 官 トトト カゝ か 0 0 たことを、 た ŧ لح に 11 政 う非 治 に 意 常 介 味す に大 入 す きな Ź ること

な

0

で

あ

る

めにあ をすることも 位  $\mathcal{O}$ た継 頂 明 点 承 代 承 時 に 初 ŧ,  $\mathcal{O}$ 1  $\Diamond$ て た た な め 人物で 0) 太子 に尽力 皇 太 あ 逆に が 后 不在 り、 L そし 外 また廷 戚 で て太皇・ あ 口 宦 0  $\mathcal{O}$ 臣 た 皇 官 たち ŋ 太 を 帝 厳 幼 0 后 とな É か しく 崩 皇太后 0 御 とそ 牽 た った洪 ŋ 制 غ  $\mathcal{O}$ れ L 問 意見を尊 に 厩 て 題 ともなう皇 帝 1 る。 が 皇 生じたが 后 重 彼 張 した。 女の 氏 帝 は、 行 不 そし 彼 在 洪 動 女 期 は 熙 は 終 7 間 新皇帝 と皇 宣 始 先 代皇 徳 貫、 位 即 帝 継 正 明 位  $\mathcal{O}$ 承 統  $\mathcal{O}$ 後 代 に  $\mathcal{O}$ 行 内 は  $\equiv$ 対 者 処 世 廷 کے L 積 代 外 極 た 12 的 廷 7 わ な 皇統 た  $\mathcal{O}$ V ず 安 政 0 定 れ 7  $\mathcal{O}$ 後 安  $\mathcal{O}$ 介  $\mathcal{O}$ 定

皇帝 たが うに、 لح  $\mathcal{O}$ 皇 そ ように、  $\mathcal{O}$ 帝 血. れ は  $\mathcal{O}$ 的 皇 命 なっ 太子 皇太后 令 な つ  $\mathcal{O}$ で簡 が 嫡 が 皇 ŋ 子 単 で 化 位 に あ 継 لح り、 1 廃 承 き う 時 そ 目 に れ れ 的 7 権 一威をも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L みが まうほ ため って行 脆弱 で ど、 あ な 0 た。 皇后 脆弱 動 す な存 Ś 孫  $\mathcal{O}$ 地 氏 を皇 在 方 位 を保保 で で、 あ 后 った。 たら 証するもので 后 L は 宣  $\Diamond$ 宣 たも 徳 徳 帝 帝 あ  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ った。 は 胡 皇 皇 氏 后 太 12 で 代 あ 子  $\mathcal{O}$ わ 0 母、 た ŋ 胡 孫 氏 氏 0 を ま  $\mathcal{O}$ ŋ 立 例 次 后  $\mathcal{O}$ 期 ょ

な側 力  $\mathcal{O}$ 面 世 を 12 カ 5 並 時 見 Š ると 者 的 な に 尊 き皇 預 属 カコ 帝 る で 者とな あ に とっ り、 ŋ て、 皇 帝 え 皇后(妻)は た  $\mathcal{O}$ 上  $\mathcal{O}$ で に立つ存在 あ る。 臣 下 といえる。 同列 で あり 皇太后はこれによって、 代えがきく存在であっても、 宙 に 浮 皇太后 11 た 母( 帝 は 位 Þ 血.

 $\mathcal{O}$ 的

は 遺 皇 詔 た だ 帝 に ょ 注 権 力で 意 て す あ × ると き そ さは、  $\mathcal{O}$ 言える。 内 容 皇 を皇 太 后 帝 ま  $\mathcal{O}$ た 権 に 皇 代 威 帝 わ は 基 12 0 て行 本 認  $\Diamond$ 的 う、 5 に は れ た 代 皇 皇 帝 行者とし 太  $\mathcal{O}$ 遺 后 詔  $\mathcal{O}$ て を受けることで 権 認 威 Ł 8 5 永 続 れ 的 7 な 7 発生す る Ł からこそで 0 で は る点で なく、 あ あ ŋ́, る。 れ そ ŧ ま  $\mathcal{O}$ 太 権 后 遺 威  $\mathcal{O}$ 権 詔  $\mathcal{O}$ 源 威 泉 は

て、 皇 帝 崩 御 カン 5 新 皇 帝 即 位 ま で  $\mathcal{O}$ ごく 短 期 間 に 限 ら れ 7 1 る。

で あ ŋ 太 后  $\mathcal{O}$ 帝 権 を 威 超 は え る 皇 £ 帝  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 遺 は 詔 あ に ŋ ょ え 0 7 な 1 付 与さ 0 で あ れ る。 ま た 皇 帝  $\mathcal{O}$ 遺 詔 に ょ 0 7 期 間 を 限 定さ れ た形 で 存 在 するも

を必 ことが まず 8 ることができよう。 要と 皇 か ï あ 太 ると 后 英宗 したことは で は あ が る孫 全権 1 · つ 7 を 氏 握 決 ŧ,  $\mathcal{O}$ 命 L 0 たま 令あ 7 本 皇 来 まオ 帝 は ŋ きと 皇  $\mathcal{O}$ 権 帝 1 威 権 1 ラ う状況 を ٦ 力 超える  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 裏 捕 打ち 虜と が t 生 ま な な 0 では L n 0 に た。 た土 な 機 カゝ 木 L 能 0 す カゝ  $\mathcal{O}$ たことを示 る 変 L で 皇 Ł は、 太  $\mathcal{O}$ で 后 は  $\mathcal{O}$ 本 して な 命 来 令 踏 お が ま り、 後 れ 付 る 皇 そこに け 帝 ベ で き  $\mathcal{O}$ あ 手 命 明 0 順 令 代 て ょ を 踏 t り 的 t 襲 な 皇 特 帝 先 で 徴 行  $\mathcal{O}$ 承 す を Ś 認

との を果た  $\mathcal{O}$ な 皇 変 関 カコ 太 で 后 0 係 た場 捕 は は L て B 虜 皇 のとなっ V) 合 は 帝 るが、 も当  $\mathcal{O}$ り 母、 複 然 たことで 雑 存 そ な 傍 系 在 t れ  $\mathcal{O}$ から迎えら す Ł 緊急 とな ź。 血 縁 0 避 明 的 た。 難 代 0 でそ れ 的 な 12 が 7 即 即  $\mathcal{O}$ ŋ 位 で 位 初 L L  $\Diamond$ Ł た た 7 0 嘉 景 て  $\mathcal{O}$ 例と 靖 泰 権 帝 帝 威 な をも で あ 2 る。 嘉 た 0 靖 0 た。 景 は 帝 泰年 L  $\mathcal{O}$ 先 英宗 か Ĺ 代 間 で は  $\mathcal{O}$ あ 短 皇 母 期 る で 帝 正 غ で終 あ る 皇 徳 帝 わ 皇 太 り、  $\mathcal{O}$ 太 后 母 后 12 で ま 孫 血 あ た 氏 縁 英宗 る 的 慈 な ŧ 英宗 寿 0 皇 再 な 太 U が が 后 即 +V)

位 木 が

る。 あ る 寿 皇 た 帝 正 太 徳 ŧ 帝 皇 后 位 は  $\mathcal{O}$ 帝 遺 継 正 詔 徳  $\mathcal{O}$ 承 者 家 で 帝 あ 族 Ł 崩 関 る。 御 不 係 在  $\mathcal{O}$ これ で尊  $\mathcal{O}$ 際 間、 属 は 内 皇 閣 内  $\mathcal{O}$ 皇 帝 閣 とともに 太 を  $\mathcal{O}$ 後ろ盾 頂点とす 后 を 皇 天 とし 帝 下 る  $\mathcal{O}$ Ł 君臣 て大きな 重 廷 臣 大 たち 事 関 を任 係 影響 に ŧ あ さ る朝廷 力 緊 れ 急 を持 た 存 事 たに、 態 0 在 た。 を で 乗 遺 あ ŋ 詔 慈 0 た。 寿 切  $\mathcal{O}$ るた 代 皇 太 行 彼 者 8 后 女 に B  $\mathcal{O}$ は 皇 持 権 遺 ち 帝 威 詔 出 代  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 理 代 源 L た は 泉 行 存 は 形 で 在 子

寿 皇 太 か 后 L 迎  $\mathcal{O}$ 懿 え 旨 5 れ ょ た 嘉 0 7 靖 問 帝 題 は 即  $\mathcal{O}$ 解 位 後 決 ま を t 义 な 0 7 1 る 生  $\mathcal{O}$ 父 13: は  $\mathcal{O}$ 扱 彼 女 1 を  $\mathcal{O}$ 8 命 ぐ 令 つ が て 即 大礼 位  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 根 拠 議 を起 に なるな こし た。 傍 当 系 初 か 5 靖  $\mathcal{O}$ 即 帝 位 は 慈

0 帝 起 な 7 帝 が 大 慈 1 0 す た 生 寿 は る  $\mathcal{O}$ 父 皇 ず Ł で 母 太  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ あ 后 慈 で  $\mathcal{O}$ る。 扱 寿  $\bigcirc$ あ 皇 権 る。 VV 太 威 家 后 嘉 族  $\mathcal{O}$ 靖 0 まり家 を 権 帝 め 威 は ぐる は 慈 族 寿 紛 関 保 皇 議 係 持 太  $\mathcal{O}$ さ で 后 あ 秩 れ  $\mathcal{O}$ 序 続 権 0 た け  $\bigcirc$ 威 掣 が ることに に 肘 頼 そ か るところ 5  $\mathcal{O}$ な 終 脱 却 わ 0 た。 ŋ が は 多 大礼 大 慈 カコ に 寿  $\mathcal{O}$ 皇 L あ り、 太 議 時 后 12 0 決着  $\mathcal{O}$ 経 本 権 過 来 を 威 で 0 لح カン あ け 5 ŧ n に、 てゆ  $\mathcal{O}$ ば 脱 嘉 Ś 却 権 靖 と 威 帝 11 大 を が う 礼 強 即 側 8  $\mathcal{O}$ 位 議 た 面 嘉 て を は 嘉 な

皇 れ 皇 は 帝 は 帝 母 明  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ لح 代 遺 遺 1 は う 詔 ま 詔 皇 で で  $\mathcal{O}$ 血 帝 あ 代 縁 権 った。 行 時 的 力 的 者とし が な 非 0 新 な 常 皇帝 て、 が に ŋ 強 が 皇太后 で見たとき、皇帝の 化され 即 位 す を 一 た時代 るまで 時的ではあるが皇帝権力を預かる存在 で 0 あ もの り、 上に立つ存在であ であ 皇帝 る。この は 他に ように 並ぶことなき存 った。それ 皇 太后 こそが  $\mathcal{O}$ となら 権 在 とな 威 皇 に 期 太 0 L 后 た。 8 限 を た  $\mathcal{O}$ 権 0  $\mathcal{O}$ そ で  $\overline{\mathcal{O}}$ け 威 あ る  $\mathcal{O}$ な る。 Ł 根 か 拁 で、  $\mathcal{O}$ とな もま L か 皇 ŋ L 太 后

断 U 明 7 代 皇  $\mathcal{O}$ 帝 皇 を 太 超 后 えるも  $\mathcal{O}$ 権 威  $\mathcal{O}$ は で 皇 帝 は あ 権 力に り 得 ょ な か 0 て 0 た。 裹打 5 さ れ また皇 帝 権 力 に ょ 0 7 制 限 さ れ 7 お ŋ 皇 太 后  $\mathcal{O}$ 権 威

后 は カン 新 明 0 皇 代 7 で 帝 は  $\mathcal{O}$ t 先 母 そ 帝 とし  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 流 皇 て、 れを受けて、 后 /嫡 先帝 (妻)で 0 あ 崩 ることか 御 皇 カュ 后 6  $\mathcal{O}$ 新 地 ら生 皇 位 帝 は ľ  $\mathcal{O}$ 皇 た 即 帝 皇 位  $\mathcal{O}$ 太 ま 命 で 令 后  $\mathcal{O}$ で  $\mathcal{O}$ 廃 権 皇 さ 帝 威  $\mathcal{O}$ 不 れ 根 在 る 期 ほ 拠 間 تلح は、 を  $\mathcal{O}$ 預 脆 皇 弱 か 帝 る さ  $\mathcal{O}$ 存 で 母 あ で 在 とな る あ に ることに った。 ŧ か カコ わ 変 5 化 ず、 L 7 皇太 0

期間 后 え に は カュ す る 影 L ぎ 響 な 明 力 れ 代 を は 及  $\mathcal{O}$ ぼ 皇 本 太 来 す そ 后 形 で あ L で 0 権 て あ れ 皇太 る。 威 ば 君 は 臣 后 関 見 皇  $\mathcal{O}$ 帝 権 す 係 る L 威  $\mathcal{O}$ と矛 母 が か を 皇 存 重 帝 盾 在 を L L  $\lambda$ ľ え 凌 て る流 駕することは な 1 る ように れ 朝 廷 に、 見 確 な 皇 立. えるこ 帝と さ 1 とい れ た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う前 絶 措 血 置 縁 対 的 提 は 的 な 条 0 な 皇 件 新 帝  $\mathcal{O}$ 皇 が ŧ 帝 りという 権 が 力 決 あ 成 定 0 7 ŋ す 別 立 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ま 論 ŧ 0 7 で 理  $\mathcal{O}$ 11 で 短 皇

える

0

で

あ

る

太

が

### 参考文献 覧

### 日文

合山 究 明 清時代の女性と文学』汲古書院、二〇〇六年。

井上徹 祖先祭祀 にと家廟 -明朝の対応--」『文経論叢』、一九 九五

年。

。中国古代  $\mathcal{O}$ 「家」と国家』

尾形勇 岩波書店、一九七九年。

「中国古代史料に現れた席次と皇帝西面について」『史学雑誌』九十二―二、一九八三年。

漢 **以魏時代** の皇太后」『法政史学』三十五、一九八三年。

―明英宗の数奇なる運命―』

研文出版、二〇〇三年。

川越泰博

『モンゴルに拉致された中国皇帝-

畄

安勇

黄仁宇著 黄展岳(宇都木章 稲畑耕 ・監、佐藤三千夫訳)『中国古代の殉葬習俗』第一書房、二〇〇〇年。 一郎ら訳 『万暦十五年 ・157「文明」の悲劇』東方書店、一九八九年。

小島毅 酒井忠夫 「明朝勅撰書にみたる教化策とその影響」『中国善書の研究』 「嘉靖の 礼 制改革について」『東洋文化研究所紀要』汲古書院、 国会刊行会、 一九九二年。

佐藤 文俊 『明 代 王 府 0) 研究』研文出版、 一九九九年。

新城理恵 唐宋期の 皇后・皇太后―太廟制度と皇后―」 「中華 世 界 0 歴 史的 展 開 汲古書院、二〇〇二年。

新 宮学 北 京遷 都 0 研究』汲古書院、 二〇〇四年。

谷口やす Ĵ 「漢 代の 皇后権」『史学雑誌』八十七—十一、一 九七八年。

郎 明 代 内 廷 0 女訓 書について」

中

明の嘉靖 朝  $\mathcal{O}$ 大礼問題の発端」「再び「明の嘉靖 朝  $\mathcal{O}$ 大 礼問 題  $\mathcal{O}$ 発 端 に就いて」

中 Ш 郎 明 清 論 集 汲古書院 一九九五年。

見守 義 「景泰 政 権 成立 と孫皇太后」『東洋学報』八十二―一、二〇〇〇年。

荷

一九七二年。

平 保 :科季子 松 明日 香 「天子の 「後 漢 好 時 逑 代 0 -漢代の 太 后 臨 儒 朝 教的皇后論」『東洋史研究』六十一—二、二〇〇二年。 とその 側 近 「勢力」『東洋史研究』七十二―二、二〇一三年。

メ ンドー サ・ゴ ンサー V ス (長南実、 訳)『チナ帝国誌』岩波書店、 一九六五年。

山 - 崎 純 大 \_ 『教育から見た中国女性史料の研究―『女四書』と『新婦譜』三部書』明治 語店、 九 八六年。

矢沢利彦 西 洋 人の 見た十六~十八世紀の中国女性』岩波書店、 九八七 年。

楊寛(西 嶋定生監訳、 尾形勇・太田有子共訳)『中国皇帝陵の起源と変遷』学生社、一 九八一 年。

羅 指女 中国 歴代 の皇帝陵』 徳間書店・北京外文出版社(共同出版)、一九八九年。

渡辺義浩『後漢国家の支配と儒教』雄山閣出版、一九九六年。

### 中文

王 光宜 明 代 女教書的体例與内容簡介」 『明代研究通 訊 中国明代研究学会、 九 九 九 年。

姜守 邱 仲 鵬 麟 明 明 帝 代 列伝 選選 后妃及其 洪熙帝 (規制 ] 『明代研究』第十一期、 宣徳帝』吉林文史出版社、 一九九六年。 二〇〇八年。

胡凡 「論明代選秀女之制」西南師範大学学報、一九九九年。

黄展岳 『古代人牲人殉通論』文物出版社、二〇〇四年。

朱子彦 『后宮制度研究』華東師範大学出版社、一九九八年。

帝 国 九 重 天 中 国 後宮制度変遷』 中国 人民 、大学出版社、二〇〇六年。

周 遠 廉 主 編 『中国封 建 王 朝興亡史(明朝巻)』広西人民出版社、 一九九六年。

凱 泰 昌 帝 天啓帝(皇帝叢書、 明帝列伝)』吉林文史出版社 二〇〇四年。

《賢君》『中国女子教育史』山西教育出版社、二〇〇六年。

施 慶 華 明 清 宮廷 档 案 陝 西 師 範 大学出 版 社、 二 〇 五

田 澍 大礼儀与嘉靖政治新 秩序的形成

第七届明史国 ]際学術 討 論 会論文集』 東北師範大学出 版 社、 九九九

|嘉靖 革新 研究』中国 社会科学出版社、二〇〇二年

趙克生 明 朝 嘉 靖 時 期国 家祭礼改制』 社会科学文献出版社、二〇〇六年。

明朝 后妃与国家礼制 改革」『東北師大学報』、二〇〇七年。

張升 明 清 三宮廷蔵 書研究』 商務印書館、二〇〇六年。

趙 中男  $\neg$ 引明 代 宮廷 典制史』 紫禁城出版社、二〇一〇年。 張憲文

張衛中

 $\neg$ 

張

璁年譜』

上海古籍出版社、

一九九九年。

張徳信 『明 朝 典 制 吉林文史出版社 一九九六年。

張顕 清 等 編 明 代政 治史』江西 師範大学出版社、 二〇〇三年。

陳華新  $\neg$ 「中国 歴代后妃大観』 海天出版社、 一九九二年。

白新良 南炳文 王 何 琳 孝栄 楊効雷  $\neg$ 明 代文化研究』 明帝列伝 人民出版社、 正統帝 景泰帝』吉林文史出 二〇〇六年。

版社

九

九六年。

劉毅 明 代 . 帝 王 一陵墓制 度研 究 人民出版社、二〇〇六年。

林延 清 明 朝 后妃 在 皇 莅 継承危機中的作用」『求是学刊』巻三十三、二〇〇六年。

林乾 明 朝 后 妃 与 政 局 演変」『第十一 届明史国際学術討論会論文集』天津古籍出版社、 二〇〇七年

嘉靖帝 隆慶帝 (皇帝叢書 明帝列伝)』吉林文史出版社、二〇〇四年。

### 参考史料一覧

『礼記』

『漢書』 『晋書』 『後漢書』

『旧唐書』 『北斎書』

『明史』

『明実録』 『明史紀事本末』

『罪惟録』 『朝鮮王朝実録』 『廿二史箚記』 『三垣筆記』 『典故紀聞』 『酌中志』

『万暦野獲編』

『大明会典』

『長安客話』

- 4 -